

平成25年12月9日

平成25年
第7回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第5号）

平成25年
第 7 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 5 号）

平成25年12月 9 日（月曜日）午前10時 3 分開議

議 事 日 程 第 5 号

平成25年12月 9 日（月曜日）

午前10時開議

第 1 一般質問

第 2 甲第 1 号議案、甲第 2 号議案及び乙第 1 号議案から乙第29号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

日程第 2 甲第 1 号議案、甲第 2 号議案及び乙第 1 号議案から乙第29号議案まで（質疑）

- 甲第 1 号議案 平成25年度沖縄県一般会計補正予算（第 2 号）
- 甲第 2 号議案 平成25年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 乙第 1 号議案 沖縄県職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第 2 号議案 東日本大震災に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第 3 号議案 特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第 4 号議案 沖縄県部等設置条例の一部を改正する条例
- 乙第 5 号議案 沖縄県延滞金徴収条例の一部を改正する条例
- 乙第 6 号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第 7 号議案 沖縄県待機児童解消支援基金条例
- 乙第 8 号議案 沖縄県緊急雇用創出事業等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
- 乙第 9 号議案 沖縄県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例
- 乙第10号議案 工事請負契約について
- 乙第11号議案 工事請負契約について
- 乙第12号議案 工事請負契約について
- 乙第13号議案 工事請負契約について
- 乙第14号議案 工事請負契約について
- 乙第15号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 乙第16号議案 財産の取得について
- 乙第17号議案 指定管理者の指定について
- 乙第18号議案 指定管理者の指定について
- 乙第19号議案 指定管理者の指定について
- 乙第20号議案 指定管理者の指定について
- 乙第21号議案 指定管理者の指定について
- 乙第22号議案 当せん金付証票の発売について
- 乙第23号議案 県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について
- 乙第24号議案 県営水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について
- 乙第25号議案 県営通作条件整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
- 乙第26号議案 農業基盤整備促進事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第27号議案 県道の路線の認定について

乙第28号議案 国土交通大臣の作成する漢那ダム及び億首ダムの建設に関する基本計画の変更に対する知事の意見について

乙第29号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について

出席議員(45名)

議長	喜納昌春君	23番	大城一馬君
副議長	浦崎唯昭君	24番	嶺井光君
1番	上原章君	25番	前島明男君
2番	砂川利勝君	26番	照屋守之君
3番	具志堅透君	27番	新垣良俊君
4番	又吉清義君	28番	仲田弘毅君
6番	儀間光秀君	29番	新垣安弘君
7番	新田宜明君	30番	當間盛夫君
8番	仲村未央さん	31番	照屋大河君
9番	玉城満君	32番	狩俣信子さん
10番	西銘純恵さん	34番	新垣清涼君
11番	比嘉京子さん	37番	金城勉君
12番	吉田勝廣君	38番	糸洲朝則君
13番	島袋大君	39番	翁長政俊君
14番	中川京貴君	41番	新垣哲司君
15番	桑江朝千夫君	42番	具志孝助君
16番	座喜味一幸君	43番	新里米吉君
17番	呉屋宏君	44番	高嶺善伸君
18番	仲宗根悟君	45番	奥平一夫君
19番	崎山嗣幸君	46番	玉城義和君
20番	山内末子さん	47番	玉城ノブ子さん
21番	瑞慶覧功君	48番	嘉陽宗儀君
22番	渡久地修君		

欠席議員(2名)

5番	末松文信君	33番	赤嶺昇君
----	-------	-----	------

欠 員(1名)

説明のため出席した者の職、氏名

副知事	高良倉吉君	文化観光	湧川盛順君
副知事	川上好久君	スポーツ部長	
知事公室長	又吉進君	土木建築部長	當銘健一郎君
総務部長	小橋川健二君	企業局長	平良敏昭君
企画部長	謝花喜一郎君	病院事業局長	伊江朝次君
環境生活部長	當間秀史君	会計管理者	岩井健一君
福祉保健部長	崎山八郎君	知事公室秘書	久貝富一君
農林水産部長	山城毅君	広報交流統括官	
商工労働部長	小嶺淳君	総務部	田端一雄君
		財政統括官	

教育委員会委員	石 嶺 傳一郎 君
教 育 長	諸見里 明 君
公 安 委 員 会	翁 長 良 盛 君
委 員 長	
警 察 本 部 長	笠 原 俊 彦 君

労 働 委 員 会	真栄城 香代子 さん
事 務 局 長	
人 事 委 員 会	平 良 宗 秀 君
事 務 局 長	
代表監査委員	知 念 建 次 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長	嘉 陽 安 昭 君
次 長	知 念 正 治 君
議 事 課 長	平 田 善 則 君
副 参 事 兼	
課 長 補 佐	勝 連 盛 博 君

主 幹	佐久田 隆 君
主 査	嘉 陽 孝 君

○議長（喜納昌春君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた知事仲井眞弘多君は、病気療養のため本日の会議に出席できない旨の届け出がありました。

また、教育委員会委員長新垣和歌子さんは、別用務のため本日及び11日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として本日の会議に教育委員会委員石嶺傳一郎君、11日の会議に同委員会委員泉川良範君の出席を求めました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○議長（喜納昌春君） この際、申し上げます。

副知事から発言を求められておりますので、これを許可します。

高良副知事。

〔副知事 高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 一般質問に入ります前に、発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

仲井眞知事においては、腰から足にかけて痛み・しびれがある状態の中、今議会の対応を行っていたところではありますが、慢性化するおそれがあるため、安静の状態を保つよう医師からの指示があり、療養のため本会議を欠席せざるを得なくなりました。

仲井眞知事は、自身の健康上の問題で県議会を初め県民の皆様にも多大な御心配と御迷惑をおかけしたことを大変心苦しく思っております。

特に、多くの重要な議案の審議をお願いしている県

議会を欠席することにつきましては、知事にかわり議員各位に深くおわび申し上げます。

議員の皆様方には、このような事情を御賢察の上、議案審議等に特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（喜納昌春君） 日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第1号議案、甲第2号議案及び乙第1号議案から乙第29号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 おはようございます。

つい壇上に上がってしまいました。

風邪を引いていますので聞き苦しいかと思いますが、頑張りますのでよろしくお願いします。

知事が欠席のようでありますので、副知事のほうからまた知事を超える答弁がもらえたらと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

まず初めにであります。基地問題の(1)点目であります。普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認申請書に対する名護市長の意見と環境生活部意見への問題点、そこを聞きたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

○副知事（川上好久君） お答えいたします。

名護市長及び環境生活部の意見につきましては、現在、その内容につきまして精査をしているところでございます。また、意見の内容につきまして、沖縄防衛局の見解を確認してございます。

今後、市長、それから環境生活部の意見につきましても総合的に勘案しながら判断をしてまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 崎山嗣幸君。

○**崎山 嗣幸君** 両意見についてであります、環境保全については極めて懸念があるということで、環境生活部のほうでは18項目48件の問題点を出しております。この中には御承知のようにいろんな問題点が指摘されておりますが、最近報道されております、山口県から土砂を取ると言われているアルゼンチンアリが繁殖していると。そういう問題について、問題点が払拭するまで質問をしていくのかということでありますが、よろしくお願いします。

○**議長（喜納昌春君）** 土木建築部長。

○**土木建築部長（當銘健一郎君）** せんだって、これは12月4日付で沖縄防衛局に対して質問とそれから見解を求めています、その中で特定外来生物アルゼンチンアリに関する対策についても見解を求めているところでございます。

○**議長（喜納昌春君）** 崎山嗣幸君。

○**崎山 嗣幸君** 見解を求めているというのは知っておりますが、今月末に知事が意見に対する問題も踏まえて、埋立申請の可否を判断するというのでありますので、それまでには今質問していることに対する解決が得られるということの見通しなのかということをお願いしております。

○**議長（喜納昌春君）** 土木建築部長。

○**土木建築部長（當銘健一郎君）** 防衛局に対しまして、今月の18日までに見解を求めています。その見解が出てまいりました後、内容を精査し、また再び見解を求める必要があるか、あるいは質問する必要があるかというようなところを精査していきたいと思っております。

判断する時期については、知事が申し上げているとおり12月下旬以降ということですので、下旬以降というものの中には当然来年というふうなことも含まれているものと考えております。

○**議長（喜納昌春君）** 崎山嗣幸君。

○**崎山 嗣幸君** 18日に回答をもらえるということでありますが、アルゼンチンアリの問題だけではなくて、その他の項目についてもまだ懸念することが多いということから考えるならば、今月いっぱいにはその問題点が、懸念が払拭される見通しは、私が考えて、ないかと思いますが、納得得られん場合についてもこれは承認、不承認に大きく影響するということでお考えでしょうか。

○**議長（喜納昌春君）** 土木建築部長。

○**土木建築部長（當銘健一郎君）** 今回の質問も環境生活部と名護市長意見に対する見解について79問、それ以外につきましても五十数問というかなりボリューム

ム的にも多い質問と見解を投げかけております。18日に提出されましたものを精査してみせんと、今この時点で年内には無理であるとか、年内にできるとかということは申し上げられる状況ではないと考えております。

○**議長（喜納昌春君）** 崎山嗣幸君。

○**崎山 嗣幸君** 次行きます。

(2)点目の、知事公約の普天間基地の日米共同声明を見直し、県外移設の早期実現を強く求めることについてのシナリオを伺いたいと思います。

○**議長（喜納昌春君）** 高良副知事。

○**副知事（高良倉吉君）** 基地問題についてに関する御質問の中で、普天間飛行場の県外移設についてにお答えしたいと思います。

かねがね申し上げていますように、現在の日米合意案は時間がかかり、普天間飛行場における早期の危険性除去や運用停止の実現は困難であることから、政府においては、確実な早期移設の方策を示す必要があると考えております。

県としては、他の都道府県の既に滑走路がある場所への移設が合理的かつ早期に課題を解決できる方策であるとと考えております。

日米両政府に対し、普天間飛行場の県外移設及び早期返還の実現を強く求めてまいります。

○**議長（喜納昌春君）** 崎山嗣幸君。

○**崎山 嗣幸君** 知事はこの間、いろんな状況がありますように、政府の圧力の前に自民党選出の国会議員並びに自民党の県連も方針転換をします。その中において公約を堅持をするということについては、私は高く評価をしたいと思います。この県外移設のシナリオであります、具体的に2011年の2月の定例会で基地返還アクションプログラム行動計画を実施をするということで表明をしておりますが、この計画はつくられて行動に移しているかどうか、それを伺いたいと思います。

○**議長（喜納昌春君）** 知事公室長。

○**知事公室長（又吉 進君）** 基地返還アクションプログラムにつきましては、プログラムをつくるというような表明をしたことはないと思います。ただ、そういったものは検討に値するといったような趣旨の答弁をさせていただいたと思います。やはり基地の段階的な整理縮小に向けた政府との粘り強い交渉をしていくというような趣旨であったと考えております。

○**議長（喜納昌春君）** 崎山嗣幸君。

○**崎山 嗣幸君** 議事録を調べればわかると思いますが、私の記憶によるならば、アクションプログラムを

つくって、2006年の日米合意の嘉手納から以南だけではなくて、全基地を対象に事件・事故、環境問題など解決のめどが立っていない問題について、現状打開をするためにその必要性を知事は述べたと私は理解しているんですが、そのためにぜひ行動策定をしたいということで議事録を見たんですが、そういった意味での行動計画は策定されていないかということで、今、公室長はそう答弁されたことはないと言っておりますが、それはそのとおりですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） ここでいう行動計画というのは、何か成文化された行動計画というよりも、やはり基地がなぜここに存在するか、あるいは防衛省の抑止力の説明とかを粘り強く求めていって研究等をする中で明らかにしていこうと。それは逐一報告書にまとめていきたいと、そういった趣旨だったと記憶しております。

○議長（喜納昌春君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 結局そういう計画はつくる予定がないという感じで受けとめますが、1996年には大田知事のときに基地返還アクションプログラムもつくられておりますが、これは踏襲されていないと私は受けとめております。今公室長の話によると、そういったつくるのではなくて、行動計画はその都度やっていくということの答弁に聞こえますが、でもこれは20年の先を見通した沖縄ビジョンを築く前に、5年とか10年のスパンをかけて沖縄の基地を縮小させていくということを知事はこの間答えていると思うんですよね。これはやっぱりそういうことの、県外へと言うならば、これをどういうふうに返還させていくのかということの道筋はこの間ずっと議会の中で議論しているわけですよ。こういった意味での行動計画はしっかり示さないと、沖縄の将来が私は見えてこないと思うんですが、それは今言われるとおり、基地返還アクションプログラムは策定するつもりはないということでもいいんですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 今議員御質問の基地返還アクションプログラム、これは今御指摘のように大田知事の時代に県はその素案といったものを提示して、実際にそれをつくるのは政府であるといった形で3段階の基地のカテゴリーをつくったというふうに承知しております。

これは基地の段階的な整理縮小といったことを公に表明した初めてのケースでございまして、基本的に現県政もその考え方を継承しております。ただ、具体的

にいつまでにこの基地をどう返すかということにつきましては、これはその基地を運用している米側、それから提供の責任を負う日本側といったことの中で、沖縄県が計画そのものをつくっていくというのはなかなか難しいというのは御承知だと思います。

ところで、今議員の御質問は、普天間飛行場の県外移設の具体的なアクションプログラムであるというふうになりますと、これは御承知のように東京側の政権の考え方が二転三転したりとか、そういうこともありましてなかなかひとつ県がこういう形でやっていくということはやりにくいという部分がございます。ただ、県外移設これは再三知事が答弁しておりますように、沖縄県が求め日米両政府でしっかり考えるようにというそういう求め方はずっとしているわけでございます。

○議長（喜納昌春君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 これは極めて難しいということですが、この間、私が今発言したように、知事はそういった行動策定みたいなものをつくっていききたいということで、私は議事録で見たような感じがあって聞いて、そうなると後退しているような感じがしますが、知事がきょうはいらっしゃらないので聞くことはできませんが、副知事も今公室長が述べたことと同じような受けとめ方なんでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） 仲井眞知事は、沖縄県民に基地の過重負担という状況がずっと続いていて、県民生活がそのことによって非常に困難な状況をしばしば強いられているという現実に鑑みて、特に日米両政府と日本政府に対して沖縄の基地負担の軽減ということを強く求め続けてきました。例えば嘉手納以南の統合計画でありますとか、昨今の米軍の訓練海域・空域のホテル・ホテルの一部規制の解除であるとか、そういうさまざまな努力の結果として一定の前進を見ているんだろうと思います。ただ、普天間につきましては、市街地の真ん中であって非常に危険な状態にあると、この危険性をどう除去するかというのは多分全ての議員の皆様方を初め我々執行部の人間たちも共通の思いで取り組んできたということでありまして。

じゃ現実的にどういうふうに危険性を除去するかという観点から、仲井眞知事がかねがね申し上げているように、現在の日米合意案では時間がかかり過ぎて、危険性の除去には大変時間がかかる、それが温存されている状況が続くと。したがって県外の既にさまざまなインフラを持っているところにそれを、危険性の除去のために移設したらどうかということを強く主張し

てきたと。その辺は政策といいますか、行動も私は普天間の危険性を除去するという知事の一連の取り組みの中の重要な柱であろうというふうに理解しております。

○議長（喜納昌春君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 この件は知事に改めて見解を聞く機会に質問をしたいと思います。

移設先の辺野古の件であります。きのう、きょう交わされているということで私は思いますが、実際今の時点において、辺野古崎の実態であります。係船つきの護岸であるとかあるいは弾薬のエリアだとか、オスプレイパッドの施設の件とか、コミュニティー支援の実態であります。この政府の進めているその実態についての現状については、どういうふうに把握しているのかを伺いたいんですが。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時21分休憩

午前10時22分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

○崎山 嗣幸君 では、私は、移設先の辺野古は従来より機能強化されると思っているんです。現状はどうなっているかについて聞こうと思っているんですが、そのことについて今言われている、護岸があるということであります。この護岸は200メートルを超す護岸がつくられて、これが揚陸艦も寄港できる軍港の機能ではないかとずっと言われてきたんですが、現時点においてそういう実態なのかについて聞きたいということが1点。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 埋立申請書の中で、普天間飛行場の代替施設ということであるいろいろな施設あるいは機能が載っております。今議員が御指摘の護岸、これは係船機能つきの護岸というものの整備も計画がなされているようですし、また弾薬搭載エプロンとか、いろいろな機能がこの埋立申請の中には入っているということは事実でございます。

○議長（喜納昌春君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 では、これは私が聞いた普天間飛行場にはない軍港をあわせ持つような護岸になるということで理解をしているということでよろしいですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時24分休憩

午前10時24分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） この係船機能つき

の護岸についての機能の説明といたしまして、ヘリコプター等が故障した場合等において、船舶を使用した輸送を実施する必要があることから、護岸の一部を船舶が接岸できるような係船機能つきとして整備しますが、恒常的に兵員や物資の積みおろしを機能とするような、いわゆる軍港を建設することは考えていませんというふうに申請書にはございます。

○議長（喜納昌春君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 では、軍港機能を持ち合わせていないという意味では、言われているような揚陸艦とかが寄港するということは絶対ないということによろしいんですか。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時25分休憩

午前10時26分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 揚陸艦がここに接岸できるかどうかはわかりませんけれども、申請書にある内容では、船舶として排水量2万3800トンというふうに記入されております。

○議長（喜納昌春君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 その疑惑はあるというふうに受け取ります。

それから、航空機の弾薬庫もエリアがありますが、現在この弾薬庫、普天間にはないと思いますが、この弾薬庫のエリアも航空機に積載する弾薬ということでよろしいですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 弾薬搭載エリアにつきましての説明としましては、航空機に弾薬を搭載する、または航空機から弾薬をおろすための場所として弾薬搭載エリアを設置すると、そのように書かれております。

○議長（喜納昌春君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 次に行きますが、オスプレイパッドも4つということで明示されていると思いますが、このオスプレイは御承知のように全県民が反対運動を展開した行動であります。24機、今普天間に配備されております。この辺野古に行くときのオスプレイの最終的な機体というか、機数は何機ということで想定をされているんですか。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時27分休憩

午前10時29分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） オスプレイについては、「米軍の小型連絡機等の性能諸元」というところに24機というふうに記入されております。

○議長（喜納昌春君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 この辺野古への配置は、最終的に24機ということで受けとめてよろしいですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 埋立申請書には24機と記入されております。

○議長（喜納昌春君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 いずれにしても、このオスプレイパッドについては、評価書にも住民が意見を言えない段階について後出しをされたという意味では、日米両政府が考えることについても、これも極めて問題があるかというふうに思います。指摘をしておきます。

それから学校、病院、福祉施設のコミュニティー支援もつくられるということがあるようでありますが、これらの総人口とか、兵員とかの人数を把握しておりますか。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前10時31分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 代替施設における給排水計画の中で、基地従業員を含め約6400名として給水計画を行ったという記述がございます。

○議長（喜納昌春君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 何点かこの間聞いてきましたけれども、こう見てくると辺野古に、移設先につくられようとするこの基地は、やはり何と言ってもそういったオスプレイパッドやあるいは軍港並みの設備や弾薬庫やあるいは学校、病院施設、そうすると嘉手納基地に並ぶ軍事拠点機能を持つものではないかと私は思います。やっぱりそこが沖縄の中に、嘉手納基地と辺野古に2つの極東最大の基地ができることについては重大な問題があると思いますので、私は辺野古への埋立申請並びに断固県内移設反対をしてもらいたいと、そういう意見を述べてこの件は終わります。

次に、特定秘密保護法案について聞きますが、御承知のように先週の6日深夜、参議院本会議で法案が国民世論の反対を押し切って強行採決をされました。私たち県議会も、特定秘密の範囲が曖昧で、恣意的に秘密にされる危険があるからということで、これは基地がある沖縄は深く影響があるということで、我々は決議をして慎重審議を求める意見書を出しました。それを無視をされる形で強行採決をされました。私は、そういった意味で米軍基地を抱える沖縄県民が、何が秘密かわからない曖昧な法案に対して大変懸念をいたしています。

その件に関して具体的な質問に入りたいというふうに思います。

1点目であります。まずオスプレイとか戦闘機、弾薬庫とか、あとはアスロックだとか米兵の犯罪とかそういった監視、情報提供などが規制をされる可能性があるかどうか、それを聞きたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 議員おっしゃるように、先週この法律は参議院を通過したわけですが、まだ今議員のおっしゃった点等につきましては、一体どういった範囲内がその特定秘密に指定されるのかというところは明らかにされていないと承知しております。いずれにしても、これは何度も申し上げておりますけれども、沖縄は大変な基地負担を負っておりまして、安全保障等については県民の関心も高いということから、そういった活動が阻害されないようにしていただきたいという要望を今出しているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 マスコミの中に、地域安全政策課の研究員が、解釈によればオスプレイなど監視行動も規制の対象の範囲になるという懸念を示しているということですが、これは今の段階でそういうおそれは県としてはあるんですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 特にオスプレイといった形で例示はしていないと思いますけれども、この法案につきましては地域安全政策課の研究員がレポートは出しておりまして、一般的にこういったところが明らかではないという例示をさせていただいております。したがって、その例示、この一般的な懸念事項というか、まだ明らかになっていない事項でございます。そういったものは今後しっかりと議論していただきたいというのが県の立場でございます。

○議長（喜納昌春君） 崎山嗣幸君。

○**崎山 嗣幸君** どちらにしてもオスプレイそのものや戦闘機、ヘリ、そういうもの等々に対する答える対応は一緒だと思いますので、ぜひしっかりそういう規制がされないように県としてもしっかりしてもらいたいというふうに思います。

それから、石破幹事長が市民団体へのデモ、絶叫行為はテロ行為と何ら変わらないということで発言をし問題になっておりますが、沖縄はもうオスプレイの反対行動も超党派で県民大会を開いたり、あるいは野嵩ゲート前で集会をしたり、あるいは東京での直訴行動、デモも展開をしてきましたけれども、こうした行動に対することへの表現にも私なるとは思います、それは県としてどう受けとめておりますでしょうか。

○**議長（喜納昌春君）** 知事公室長。

○**知事公室長（又吉 進君）** 今おっしゃった幹事長の発言、それに対する対応というのは報道で承知しておりますけれども、個々の政治家の御発言でございますので、これに対して県としての論評は差し控えさせていただきますが、いずれにしてもこの法律が、先ほど来申し上げております、県が懸念と言うんですか、課題だと考えている事項でありますとか、あるいはもっと言いますならば人権の問題、報道の自由の問題というもののとの関係をしっかり議論しクリアしていただきたいと、そのように考えております。

○**議長（喜納昌春君）** 崎山嗣幸君。

○**崎山 嗣幸君** もう二、三事例を挙げて聞いていきたいと思います。

それから、市民がホワイト・ビーチの原子力潜水艦の入港とか来たときに、調査をしたりするときの規制の対象になるかということを知りたいんですが、それはいかがですか。

○**議長（喜納昌春君）** 知事公室長。

○**知事公室長（又吉 進君）** 現在、政令等がまだ明らかにされておりませんので、そういったものに対する見解、あるいは判断を述べることは現時点では困難であると考えております。

○**議長（喜納昌春君）** 崎山嗣幸君。

○**崎山 嗣幸君** これは県は、うるま市に入る原子力潜水艦は放射能漏れを起こしたり、あるいは核搭載艦が入っているのではないかとということで疑惑を持たれているという意味では、県民の命や危険を守る立場からも原子力潜水艦の入港だとか、あるいは今ホワイト・ビーチに入る戦艦が事前通報がないという段階がありますが、県としては、そういった危険きわまりないことに関して入港情報をしっかり要求するということはやるべきではないですか。

○**議長（喜納昌春君）** 知事公室長。

○**知事公室長（又吉 進君）** 原子力艦艇の入港につきましては、日米合意によりまして24時間前の通告がなされるということでありまして、また、そういう通報の制度、何か事故が起きたときの通報の制度といったものも整っているわけでございます。今回の法制がそういったものにいかなる影響を与えるのか、現時点ではわかりませんので、そういった懸念につきましては、今のところは申し上げられない状況でございます。

○**議長（喜納昌春君）** 崎山嗣幸君。

○**崎山 嗣幸君** やっぱりその法案の前に、現行の法律の中においても縛りがありますが、1955年に横須賀でクリーニング屋の店主が商売のために軍艦が入ってくる情報をとろうということで、米兵からそういう情報をとったので、探知、収集行為ということで逮捕され、懲役8カ月を受けているんですね。そういった意味では、沖縄においてもそういったことが、県とか政府がやらなければ市民がウオッチをするということが出てくると思うんですが、そういったことを市民の声を守るという観点から、県がしっかりこのことについて情報入手をするということが私は大事だと思いますがいかがですか。

○**議長（喜納昌春君）** 知事公室長。

○**知事公室長（又吉 進君）** 個々の事件と今回の法制がどのような関係を持つのかということも現時点では判断はできません。ただ、再三申し上げておりますように、県はやはり基地問題に関する情報は政府から提供を受けたりということをしていきますので、そういった県の行動に影響がないような運用といったものを求めていきたいと考えております。

○**議長（喜納昌春君）** 崎山嗣幸君。

○**崎山 嗣幸君** 懸念する法案であり、やっぱり県としては内容を精査していく必要が私はあると思います。さらに聞きますが、特別秘密を扱う国家公務員6万4500人、それから都道府県職員、民間人を含めると相当な人数になると言われています。その特定秘密を扱う人たちは、プライバシーとかそこまで調査される危険があるということを言われております。適正評価制度について聞きますが、特に本人の精神、あるいは疾患、病歴、借金、家族や親戚、友人まで調査をされる、拡大されるということについて懸念をされておりますが、その結果によって排除されるという法案のようではありますが、これは県として承知をしているんですか。

○**議長（喜納昌春君）** 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） そういった御意見なり意見があるということは聞いておりますけれども、具体的に政府が今、参議院の特別委員会では4つの委員会を設置するといったような表明もあったようですが、いずれにしても具体的に個々のケースとこの法令の関係というのはわかっておりませんので、そういったものを注視してまいりたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 この議論の中において、国会では随分と議論をしたということを言われている中で強行採決をされている中において、県がこれで何もわからないということでは、県民を守る立場から大きな私は問題があると思いますが、これは断定されているんですよ、この適正評価制度については。せんだって、沖縄県では障害のある人もない人も共生する社会条例を制定したばかりなんです。こういった精神に疾患があるからということで秘密を漏らすと、だからこの人たちを排除すると、そういう法案なんですね。これについて把握をしていないということですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） いずれにしても、個々のケースにつきましてどこまで、例えば罰則も含めてどういった運用がされるかといったのは今後の議論だと考えておりますので、今の段階で県が明確な判断なり評価をすることはできないと考えております。

○議長（喜納昌春君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 では最後に1点、国会議員も特定秘密を漏らしたら懲役5年以下の厳罰、そうすると県議会議員や市町村議員までそういうおそれがあるかについて聞きたいんです。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時42分休憩

午前10時43分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） この法律では、指定する行政機関というものはこれは内閣に置かれる機関であると、法律の規定に基づいて、及び内閣の所管のもとに置かれる機関ということになっております。今御指摘の国会議員、その他のどれぐらいの範囲でそういったことが起こり得るかといったことにつきましても、今後この政令あるいは運用の諸規定の議論をしっかり注視してまいりたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 いずれにしても、政治家まで含めて

そういった情報収集、政治活動に影響を与えてくるんじゃないかと思いますが、そうすると資料情報提供する公務員も意識をして、何でもない資料まで提供しなくなるんじゃないかと危惧されてきますので、しっかりそこは国民の知る権利、それから表現・言動の自由も奪うような法案にしっかり対処してもらいたいというふうに思います。

それから、次行きます。

離島航路の拠点であります、泊埤頭、御承知のように周辺離島、渡嘉敷、座間味近辺まで含めて泊が中心となっております、泊埤頭から離島航路を那覇港に移すということですが、これは住民の意見はどうなっているかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 平成15年に策定いたしました港湾計画の中で、議員が御指摘のとおり、泊埤頭から離島航路を那覇港のほうへ移動させるというようなことがうたわれております。ただ、次年度、この港湾計画の改定を那覇港管理組合のほうでは予定しているようでございまして、現在7つの離島町村の意向調査、あるいは航路利用者のアンケート調査を実施しているというふうに聞いております。

○議長（喜納昌春君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 ぜひ、7つの市町村からの要望を受けとめて検討をしてもらいたいと思います。

次行きます。

大型実習船（海邦丸499トン）の役割であります、この海邦丸の採用試験が2009年にとまっております、これが実施されていないということであります。再開をするということにおいて海上勤務であります生徒の実習に、安定した職員の勤務体制ができると思いますが、ぜひ船舶職員の採用試験の再開はどうか伺いたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） お答えいたします。

実習船職員の採用につきましては、現在、採用計画の策定や、船員の採用に向けた関係機関との調整及び採用職種、受験資格等の検討を行っておりまして、平成26年度に職員採用選考試験を実施する予定でございまして。

○議長（喜納昌春君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 ぜひ採用試験を再開して、生徒たちが安心して実習に当たれるように努めてもらいたいというふうに思います。

若干残っておりますが、次の項目については取り上げたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 会派、社民・護憲の照屋大河です。
最初の質問からの一問一答方式を選択して、通告に従って一般質問を行います。

どうぞよろしくお願いいたします。

まず、知事がきょうは欠席ということです。埋立申請に対する承認の判断で、大変知事の判断が注目される時期ですので、お大事にさせていただいて、ぜひ県民の県内移設は許さないというような立場に立った判断をしていただくことをまず要望しておきたいというふうに思います。

それでは通告の1番目、基地問題について。

(1)、普天間飛行場の辺野古移設に関する埋立申請について。

自民党沖縄県選出国會議員及び自民党沖縄県連の辺野古移設容認への公約変更が知事の判断に与える影響について伺いたいと思います。

この公約変更と知事の判断に対する、この問題に関する地元紙の社説があるので紹介をしたいと思います。12月2日の社説です。

米軍普天間飛行場の辺野古移設問題で自民党県連は1日、常任総務会を開き、辺野古移設容認の方針を正式に決めた。翁長会長は政策方針の責任をとって辞意を表明した。「普天間飛行場の危険性除去と早期返還・固定化を阻止するため、辺野古移設を含むあらゆる選択肢を排除しない」。回りくどくて分かりにくい表現は、官僚の作文をほうふつとさせる。逃げ道づくりに腐心したような表現だ。案の定というか、「あらゆる選択肢という言葉には県外移設も含まれる」と釈明する国會議員も現れた。

自民党県連は、沖縄の戦後政治をけん引してきた栄光の歴史に、自ら大きな汚点を残してしまった。選挙の時には「県内移設では戦えない」と県外移設を公約に掲げ、当選すると今度は「普天間の固定化を避けたい」と理屈をつけて公約を変更する。そんなことを許しては代議制民主主義は成り立たない。

結びに、党本部からの知事の判断については、「党本部からの圧力による自民党県連の公約変更を知事判断の材料にすべきではない。これまで主張してきたこととたがわれないような判断を、強く期待したい。」というふうな社説がありますが、改めて伺います。

この公約変更が知事の判断に与える影響についてお聞かせください。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） 国會議員等の辺野古移設容認が与える影響についてお答えします。

県選出の国會議員や自民党県連の方針については、党としてさまざまな意見を踏まえ、決定したものと理解しております。県政与党の一員である自民党県連において、「辺野古移設を含むあらゆる選択肢を排除しない」とする政策を決定したことは重く受けとめております。

今回の埋立承認申請については、行政手続法や公有水面埋立法等の関係法令にのっとり、必要な手続を実施しております。

○議長（喜納昌春君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 この判断に対する行政手続法、その法令的な判断の検討の中身なんですが、公有水面埋立法第4条は、その埋め立てが環境保全につき十分に配慮を行ったものでない場合は、知事は免許を与えてはならないとしてあって、この埋立法上の可否要件ということで環境問題については非常に重要なポイントがあると思うんですね。その上で、環境生活部の意見は承認、不承認とする知事の判断に対して大変重要な素材・材料になるというふうに思うんですが、この点について見解を伺いたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

○副知事（川上好久君） 今、議員が御指摘のとおり、第4条の中に環境、それから自然災害等に配慮をするというふうなことの規定がございます。

そういうふうなことを含めて、今、利害関係者から出てきた意見等々取りまとめて、必要なものについては沖縄防衛局に照会をするなりしながら、それをもって総合的に判断をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（喜納昌春君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 環境生活部長に聞きたいんですが、今回、埋立承認申請に対する環境生活部の意見なんですが、事業実施区域周辺の生活環境及び自然環境の保全について、評価書の段階で知事意見で言及した不可能という断定的な表現を使わず、「懸念が払拭できない。」というふうに表現が緩和されているわけですね。この表現が緩和された点については報道などでは、知事がフリーハンドで承認、不承認を判断する余地を残している。あるいは総合的に先ほどからあるように、どう判断するかは知事の裁量に委ねるというふうに知事の裁量というような解説が報道ではあるんですが、この「懸念が払拭できない。」という今回の表現について、表現が緩和されたことに対する環境生活部長の見解について伺いたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君） 環境影響評価書に対する意見については、不可能という意見を述べたところ。これにつきましては、環境影響評価法のステージにおいて我々が出した質問等の中では507、それに対する回答579件について不十分な点が見られたということで不可能という意見を申し上げたところです。

今回の懸念があるというところは、今回はいわゆる埋審の公有水面埋立法に基づく行政手続の中で、土木建築部長から環境生活部長へ内部意見の照会ということでステージが違っての意見を求められましたので、前回の評価書の中身からその後補正評価書も出て、ある程度補正された部分もありましたのでそういったことも踏まえて総合的に懸念が拭えないという意見にしたところです。

○議長（喜納昌春君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 この申請手続の中で、前回の補正の段階よりはある程度理解ができたというのか、そういう形になるのかなというふうな今の答弁ですが、先ほど申し上げました新聞報道の解説にある知事へのフリーハンド、あるいは知事のその判断に裁量を委ねるという点について、この点についてはいかがなんでしょうかということについて答弁を……。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 公有水面埋立法での判断ですけれども、これは環境という切り口もござえますけれども、埋立法の第4条第1項第1号から第6号まで、それ以外にもいろいろな承認基準等がござえます。また、利害関係者の意見、名護市長の意見、そういったものを総合的に判断して承認、不承認という判断をするということでござえます。

○議長（喜納昌春君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 総合的に判断とありますが、先ほど申し上げたように公有水面埋立法4条において、十分に配慮を行ったものでない場合は知事は免許を与えてはならないというふうなことで、これは埋立法上の可否要件でもあるわけですね。重要な問題ではないですかということで、そういう見解はないのかということとでさっき答弁いただいたと思うんですね。そういう意味で補正書から今回に至って、不可能だという言葉が、懸念が払拭できないという表現に緩和されたことについては非常に注目すべきじゃないかというふうに思って、環境に関する意見ですよ。そういうことで聞いているわけで、もう一度答弁をいただきたいと思っています。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 第4条第1項につきましては、議員御指摘のとおり各号のいずれかに適合しないという段階において、これは不承認になります。これは絶対条件になります。その中に環境保全というものも入っているということは確かでございます。ただ、この4条に該当しているからといって直ちに承認となるものでもなくて、それはいろいろな利害関係者の意見とかそれ以外の審査項目等を総合的に判断するというふうな解説書の内容になっておりますので、総合的に判断するということでお答えをいたしました。

○議長（喜納昌春君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 先ほどは、この自民党の皆さんの公約変更が与える影響はというふうにお伺いいたしました。重く受けとめるということでありましたが、重く受けとめてはいいんだが、この判断に影響されてはいけないというふうに私も思っています。その上で、これまで補正評価書の段階では不可能と言ってきた表現が今回の形になっています。それも含めた総合的な判断だというふうな答弁であります。この審査の積み上げは補正評価書の段階で、参考意見を聴取した専門家も環境保全は困難とする批判的な声が相次いでいたわけですね。そういう意味では科学的な事実を積み重ねた客観性のあるものだというふうにこの環境の問題、不可能である、あるいは懸念が払拭できない。今、回答も待っているところですが、そういう意味では積み上げてきた事実、その手続にのっとってこの知事の判断、大きく環境に対する判断については材料とすべき判断の大きなポイントになるべきじゃないかというふうに思うんですが、もう一度伺いたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

○副知事（川上好久君） この件につきましては、土木建築部長が先ほど答弁したとおり、公有水面埋立法等関係法令にのっとって、承認基準に適合しているかどうか。そしてまたその利害関係者、そしてまた地元の市長、そしてまた関係行政機関の意見等々これを総合的に勘案しながら判断をしていくというふうなことでござえます。その手続にのっとって今作業をして、最終的に判断をしてまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 そこで伺いたいと思うんですが、この環境生活部の意見の最後、結びの部分なんですが、事業者である国は米国政府と「環境特別協定（仮称）」を締結するなどの実効性のある方法により、米

軍基地から派生する環境問題の未然防止と米軍基地周辺地域の生活環境及び自然環境の保全について万全を期すべきであるというふうに締めくくっているわけですね。例えば「環境特別協定」の締結を理由に、あるいはこの「環境特別協定」の締結を条件として承認をするということもあり得るのか。この判断の材料に対する大きなポイントであると考えているのか伺いたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 埋立承認申請書のほうには、米軍に関して周知をするとか、説明をするとか、そういうふうなことで環境への対応について担保をしようというようなところが実際にございます。それに対して、これは土木建築部としての受けとめですけれども、環境のほうからはその「環境特別協定」を締結するなど、これは一つの例示として実効性のある方法によらなければ環境問題の未然防止は図られないとそういうような意味であろうというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 承認ということは絶対あってはならないなというふうに私自身は思っています。

知事が埋立申請を承認した場合は、これは辺野古移設を容認することには変わりはない。実はこれは末松さんが東京での記者団に対して発言されたと報道にあります。金曜日、議会を休まれていましたが、東京に行ったようです。安倍総理と面会をして、「安倍首相は米軍普天間飛行場の名護市辺野古移設を容認する姿勢を示す末松氏を評価した上で、「全面的に支援する」ということを約束したと。地方自治体の首長候補者に対して首相みずから、総理みずから全面支援を約束するのは異例だということで報道されています。

この末松さんが言うとおり、知事が埋立申請を承認した場合は、これは辺野古移設を容認することには変わりはないと。これまで県外移設を、公約については堅持すると知事おっしゃっていましたが、これについては皆さんどのように考えているのでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時4分休憩

午前11時4分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） 今の御紹介いただいたことについて私も新聞報道で承知していますけれども、それは今候補予定者の中での話でありまして、我々県としては先ほど来申し上げていますように、今埋立承認

をめぐる最終的なチェック段階ということに差しかかっていますので、それを知事としては最終的に踏まえた上で、まさに総合的に判断をするという立場であります。

○議長（喜納昌春君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 この総合的に判断する中身、きょうの新聞だったでしょうか、山本大臣とのきのうの面会があったんですかね、知事は。その上で、沖縄振興と移設問題、辺野古の問題、普天間の問題はリンクするのかということで、そうではないんだと知事は発言されているようですが、この点先ほどの動きからすれば北部振興は約束する。そして辺野古移設容認になった姿勢を歓迎する。そういうことではもうリンクじゃないかと言われても、この記事だけからすればですよ、そうとれるんですが、知事はきょうの新聞ではリンクするものではないというふうに発言されているようですが、この点についての確認は皆さんのほうでどういう話、知事の言葉ですので……。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

○副知事（川上好久君） この話については、私も新聞報道で知ったわけですが、ただ新聞報道にあるとおり、県の基本的な立場といいますかそれはその報道にあるとおり、その振興と基地問題というのはリンクするものではないという立場でございます。

○議長（喜納昌春君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 一番冒頭申し上げたように、この知事の判断について非常に県民が注目をする。そして国からすれば期待するというんですか、承認を。そういう時期であります。ただ、今総合的に判断する段階ではあると思うんですが、私は承認してしまった場合は辺野古移設を認める、辺野古移設について承認するという判こになるんじゃないかというふうに思っています。これは、住宅地のど真ん中の普天間飛行場が辺野古へ移ったとしても、沖縄には嘉手納基地を初め多くの基地が残るわけですね。そういう意味では、私たちは知事の半分ぐらいの年齢ですが、これからも基地に関する事件・事故が起こった場合、あるいは騒音、爆音の被害があった場合、墜落の危険、不安を訴える県民の声があった場合は、声を上げていかなければいけないわけですね。そういう意味でこの知事の判断、承認という場合には、もう沖縄県民の声に国民の皆さんが耳をかさなくなってしまうんじゃないかと、県内移設を認めてしまえばですね。そういうふうに大切な時期だというふうに思っています。これまで国民全体の理解とか、無関心とか無理解とか言ってきましたが、承認してしまえば、移設を認めてしまえばこれは

未来永劫そうになっていって、本当に沖縄の声が国に届かないというふうに思っていますので、しっかりとした判断を皆さん知事を支えてやっていただきたいというふうに言っておきたいと思います。

それでは次に移ります。

MV22オスプレイについて。

県基地対策課は、普天間基地に追加配備され、24機体制になったオスプレイの運用違反飛行が172件に上るとの10月速報値をまとめている。速報値の分析結果を踏まえ、オスプレイの運用実態、県外訓練による負担軽減の実効性等について県の見解を伺います。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） オスプレイの運用実態及び県外訓練による負担軽減についてお答えします。

オスプレイの運用につきましては、普天間飛行場、伊江島補助飛行場、キャンプ・ハンセン等における離着陸やつり下げ訓練、あるいは消火訓練などの目視情報が寄せられております。また、オスプレイの県外訓練については、去る10月16日、滋賀県饗庭野演習場において日米共同訓練が実施されております。

県としては、これまでオスプレイの県外への訓練移動及び配置分散を求めてきたところであり、オスプレイの沖縄における駐留及び訓練の時間を削減するとの日米合意についても、日米両政府において、県民の負担の軽減につながる実効性ある取り組みを着実に進めるべきであると考えております。

○議長（喜納昌春君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 オスプレイの違反飛行は県内全域で目視・目撃されているわけですが、特に宜野座村の城原区、これまで何度も区独自で防衛局に抗議をしたり、あるいは宜野座村の区長さん、そして村長さんも含めて防衛局に抗議をする、このオスプレイのひどい実態に対してですね。こういう点については副知事、実際に把握されていますか、どういうふうに把握していますか、城原区の現状。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 飛行情報は10月1日から31日まで、これはその都度村の担当者から県にもたらされるわけでございます。今、各市町村から来たものを飛行確認という形で総合いたしますと、やはり一番多いのは宜野湾市なんですけれども、この172件中15件が宜野座村ということになっております。この中で、御指摘があったのは人口密集地をヘリモードで飛んでいるといったものが15件でございます。その他の飛行確認、騒音でありますとかそういったものが9件ということで、合計15件、宜野座村から通報があった

ということでございます。

○議長（喜納昌春君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 実際、そこに直接行って被害の状況を把握しよう、あるいは声を聞いてみようという点についてはどんなふうに思っていますか。これはやられたのかも含めて、やったことがあるのかも含めて。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 適宜職員を各市町村、とりわけこの声のあった市町村に派遣をいたしましてお話を聞くということはやっております。

○議長（喜納昌春君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 職員もそうですが、副知事、知事がいれば知事にもお願いしたかったんですが、そういう意味で公室長も含めて話を聞いていただきたい。

私たちは、会派社民・護憲で城原区に行ってまいりました。着陸帯から一番近い住民、民家のところまでわずか数百メートルなんですね。この離発着の訓練、そういうのも含めたら相当な被害です。そして民家も城原区の住宅地から少し離れてはいるんですが、着陸帯とは数百メートルですね。回り道をすればオスプレイだってこの民家の上を通ることはないんですが、わざわざこの民家の上を通っていく。そういう映像も見せていただきました。ここに住む人は夜間訓練など怖くて家中の電気をつけるんだと。まるで標的にしたようなあり方で訓練が行われている。そういうのは実際行ってしっかりとその状況を把握すべきだと思いますが、これについていかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 職員同士の情報交換は日常やっておりますが、ぜひ私が直接行きましてお話を聞きたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 続いて、時間帯補正等騒音レベル（Lden）について。

ことし4月から航空機騒音の測定方法・評価指標が変更され、従来のW値にかわり時間帯補正等騒音レベル（Lden）が採用されている。これに伴い基準値自体も変更されるようだ。測定方法が変更になった理由、背景等について伺います。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） 航空機騒音の測定方法が変更になった理由、背景についての御質問にお答えしたいと思います。

国によりますと、成田空港で2本目の滑走路が供用開始された際に、滑走路がふえて騒音が増大したにもかかわらず、滑走路1本のときよりもW値が低く評価

されるという逆転現象が確認されたとのことです。L d e nによる評価が国際的に主流である状況等を総合的に勘案しまして、本年4月1日に、W値からL d e nへ改正したとのことであります。

○議長（喜納昌春君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 今言ったように、L d e nへの変更、線引きによって、騒音コンターが縮小するのではないかという地域の住民の皆さんから懸念の声が寄せられていますので、そうではない。嘉手納の現状は騒音はひどいし、拡大しているんだと、今でもですね。そういう意味で地域住民の意見に沿った対応を県としても歩調を合わせてやっていただきたいということをお願いします。

続いて、嘉手納基地へのP 8 配備について。

去る10月3日の日米安全保障協議委員会（2 プラス 2）合意を受け、12月1日以降、嘉手納基地のP 3 Cの換装（機種交代）として、P 8 A哨戒機6機が嘉手納基地に配備されることが発表された。爆音が一層激化するのではないかと周辺の地域住民から不安の声があるが、県の対応について伺います。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） P 8 哨戒機につきましては、沖縄防衛局より、12月1日から、現在嘉手納飛行場に配備されておりますP 3 C哨戒機との交代が行われるとの説明がありました。騒音につきましては、P 8 Aは旅客機のボーイング737と同じ機体を使用しており、離着陸時の騒音はP 3 Cと同程度、地上運用時は、P 8 Aの補助電源装置は、P 3 Cのものに比べて大幅に騒音が軽減できるため、P 3 Cより騒音は少ないとの説明がありました。

県としましては、今後も騒音の実態調査を行うとともに、一日も早い海軍駐機場の移転、航空機騒音規制措置の徹底など、航空機騒音の軽減に向けて一層の改善を図るよう、嘉手納町周辺の市町村とも連携をいたしまして日米両政府に働きかけていきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 説明だけではなくて、今言うように実態調査をこれからも引き続きやっていただきたいと思います。

次に、宮城島におけるP C B処理施設立地計画について。

うるま市与那城の宮城島でP C Bを含む変圧器や蓄電器などを回収し中間処理をする施設を立地する計画が浮上し、地域住民は環境に与える影響、健康被害、風評被害など不安を訴えている。立地計画や事業計画

について県は把握しているか、事実関係について伺います。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君） うるま市宮城島におけるP C B中間処理施設につきましては、本年2月に事業者から大まかな事業計画の説明を受けているところであります。ただ設備や処理能力などについての具体的な説明はなく、現時点で詳細な計画を把握できる状況にはなっていないところです。

県では、事業者に対しまして、環境省のP C B処理技術評価委員会による技術評価認定の後に具体的な事業計画を行うよう指導しているところであります。また、P C B中間処理施設の設置については、廃棄物処理法に基づく許可及び沖縄県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱による事前協議が必要となるため、法律等に基づいて許可手続等を適正に実施するよう現在指導しているところであります。

○議長（喜納昌春君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 新聞報道によれば、この11月15日の事業者の説明会において、きょうの目的は開発申請の同意を得るためのもの、開発が決まった暁には説明したいと繰り返し発言しているようです。先ほど2月の問い合わせがあったということですが、開発申請に関する手続についてはうるま市から県の意見を求められたと聞いていますが、事実関係について伺います。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 確かにうるま市を経由して開発許可申請書は県に提出されてはおりますけれども、うるま市から特段意見を求められたという事実はございません。

○議長（喜納昌春君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 P C Bについては1968年のカネミ油症事件が発生し、それを契機に製造禁止、使用機器の生産輸入が禁止されていると思うんですが、事実関係について伺います。また、カネミ油症事件とはどういうものだったのか。P C Bの毒性、健康に与える影響はどのようなものかについて伺いたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君） カネミ油症事件なんですけれども、これはカネミ倉庫社というところがありまして、そこのライスオイルの製造過程にP C Bとかダイオキシン類が混入し、それから健康障害が outcome として、吹き出物とかあるいは色素沈着、全身倦怠感、しびれ感などが出て、大体2100名程度の被害者が出ているということです。

現在、P C Bにつきましては、世界的にも難しい、

厳しい認識がありまして、平成13年に残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約というのができて、それについて日本は平成14年にこの条約に加入し、締結しているところであります。

P C Bの与える毒性等についてですが、P C Bは脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により徐々に体内に蓄積してさまざまな症状を引き起こすということが言われております。先ほどお話し申し上げたような症状や、それからそういう食物連鎖によって体内蓄積されて、それを人間が食した場合には発がん等のおそれがあるという懸念がされているところで

す。

○議長（喜納昌春君） 大城一馬君。

〔大城一馬君登壇〕

○大城 一馬君 こんにちは。
一般質問を行います。

今の安倍政権、先日の特定秘密保護法案の強行採決、まさに暴走政権でございます。おごりの政権でございます。その中で、政府・自民党の恫喝や圧力で国会議員自民党国会議員5名の公約の変更がありました。そして、それに続いて自民党県連の公約の変更、いわゆる辺野古移設容認に転じております。県民から大きな怒りが連日マスコミ等に寄せられております。

私は、とりわけ5名の国会議員のあの姿、記者会見の姿、自民党の幹事長の脇に座らされてこうべを垂れる、うなだれるあの姿、あの映像が全国的に放映されております。一体、国会議員というのはそういうものなのか。沖縄を代表する国会議員、国を代表する国会議員がそういう姿、かつてこういう種の映像が日本、沖縄の歴史の中でああいう構図が設定されたことがあったのでしょうか。私は見たことがありません。まさに今、識者や多くの県民から第二の琉球処分ということが言われています。しっかりと自民党の県連もまだ遅くはないと思っています。県民の声に真摯に私は耳を傾けるべきではないかと思います。

質問をいたします。

まず最初に、普天間飛行場の移設問題でございます。

11月27日に名護市長からの公有水面埋立承認に関する意見が提出されています。所見をお伺いいたします。

政府・自民党による「普天間固定化」強要についての所見をお伺いいたします。

知事の「辺野古移設は、事実上不可能」の姿勢は県民の民意となっています。決意をお伺いいたします。

次に、オスプレイ配備問題についてでございます。

県民のあの建白書の中、そして県議会の決議は全会一致でオスプレイの配備撤回でございます。そういう状況の中で、どうも配備撤回の意見が、声が、発信が若干トーンダウンしているのではないかと。訓練の分散移転に発信されておりますけれども、現在、オスプレイ飛行違反の実態についてはどうなっていますか。

(2)点目に、オスプレイ配備撤回への今後の道筋についてお伺いいたします。

次に、大型M I C E建設についてでございます。

4市2町がぜひ我が町にということで今、激しい誘致が県のほうに要請されておりますが、現在の事業計画の進捗状況についてお伺いいたします。

M I C E建設に適合する立地の条件はあるのかどうかについてお伺いいたします。

附帯する諸施設についてはどういうふうになっているのかお伺いいたします。

次に、西原・与那原マリントウン地区県有地の活用について現状をお伺いいたします。

次に、新たな公共交通システム導入についてでございます。

まず、L R Tを含む鉄軌道導入の進捗状況についてお伺いいたします。

せんだってフランスのストラスブールに私もまた土木環境委員会の同行議員として視察をしてまいりました。ストラスブールでのトラム導入の成果、認識をお伺いいたします。

最後に、那覇空港の飛行運用制限についてでございますけれども、航空機の離発着で大型船舶等が入港しますと管制がとまると。離発着に影響する時間帯が約20分から30分ぐらい出てくるというような状況があると聞いておりますけれども、大型船舶等の通過時の飛行制限の実態についてお伺いいたします。

よろしく御答弁をお願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事 高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 大城一馬議員の大型M I C E建設に関する御質問の中で、大型M I C E施設整備の進捗状況についてお答えいたします。

M I C Eについては、アジア諸国を初め世界的に誘致に向けた取り組みが強化されています。大型M I C E施設についても国際競争力を備える必要があることを踏まえ、現在、必要な機能や施設運営のあり方等について検討を進めているところであります。

同じく大型M I C E建設に関する御質問の中で、M I C E施設の立地条件、附帯施設についてお答えしますが、3の(2)、3の(3)は関連しますので一括してお答

えいたします。

沖縄県としましては、国際競争力の高い大型M I C E施設の建設地については、交通アクセスの利便性や宿泊施設等の関連施設の集積などといった立地条件を備えることが望ましいと考えております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事 川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 普天間飛行場辺野古移設問題についての御質問の中で、辺野古埋立承認申請に対する名護市長意見についてお答えいたします。

名護市長意見につきましては、現在、その内容について精査しているところであります。また、意見の内容に関して沖縄防衛局の見解を確認しているところであります。

今後、市長意見についても総合的に勘案して判断してまいりたいと考えております。

次に、西原・与那原マリンタウン地区県有地の利活用についての御質問の中で、マリンタウン地区県有地の利活用についてお答えいたします。

マリンタウン地区の分譲対象県有地については、平成25年10月末現在、分譲対象地93.3ヘクタール中75.5ヘクタールを分譲しており、分譲率は80.9%となっております。現在、住宅用地Bブロック3.7ヘクタールについて、平成26年度分譲に向けた取り組みを進めているところであります。ホテル用地等につきましては、西原町や与那原町及び関係機関と調整しながら企業誘致の促進を図っていく考えであります。

次に、新たな公共交通システム導入についての御質問の中で、鉄軌道導入の進捗状況についてお答えいたします。

沖縄県では、本島を縦断し広域移動を支える基幹軸となる鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入に向けた取り組みを進めております。今年度は、ルートやシステム、事業スキームの検討とあわせ、L R Tや基幹バス等のフィーダー交通との有機的な連携等について幅広く検討を行っております。今年度中に県としての考え方を取りまとめていくこととしております。

同じく公共交通システム導入に関連して、フランスのトラム導入についてお答えいたします。

フランスのストラスブールでは、1980年代、慢性的な交通渋滞とそれに伴う中心市街地の衰退、大気汚染や騒音等が社会問題となっておりました。このような中、トラムいわゆるL R Tの導入による自動車から公共交通を中心としたまちづくりが一体的に進められました。1994年には、幹線道路の遮断により中心市街地

への通過交通を抑制し、あわせて道路空間を利用してL R Tが新設されました。このような公共交通と一体となったまちづくりを行うことにより、公共交通利用者や歩行者にとって快適な都市空間を実現したと認識しております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 普天間飛行場辺野古移設問題についての御質問の中で、政府等による普天間固定化の強要についてお答えいたします。

普天間飛行場の危険性の除去は喫緊の課題であり、一日も早い移設・返還の実現が必要で、固定化は決してあってはならないと考えております。日米両政府においては、辺野古移設か普天間飛行場の固定化かという硬直した考え方ではなく、柔軟性を持って検討すべきであると考えております。

次に、辺野古移設は事実上不可能との民意についてお答えいたします。

現在の日米合意案は時間がかかり、普天間飛行場における早期の危険性除去や運用停止の実現は困難であることから、政府においては、確実な早期移設の方策を示す必要があると考えております。

県としては、他の都道府県の既に滑走路がある場所への移設が合理的かつ早期に課題を解決できる方策であると考えております。日米両政府に対し、普天間飛行場の県外移設及び早期返還の実現を強く求めています。

次に、オスプレイ配備問題についての御質問の中で、オスプレイの飛行違反の実態についてお答えいたします。

県では、普天間飛行場にオスプレイ24機が配備されたことを受け、軍転協を中心に10月から11月までの間、オスプレイの飛行実態について情報収集を行ったところです。10月1日から31日までの間で日米合同委員会合意の趣旨に反すると思われるものとして172件の報告が市町村から寄せられております。

県としては、県民の不安が一向に払拭されておらず、引き続き政府の責任でオスプレイの飛行実態の確認を行うとともに、合意事項の徹底的な遵守を米側に再度申し入れるよう求めてまいります。

次に、オスプレイの配備撤回の道筋についてお答えいたします。

オスプレイについて、県は去る8月に軍転協を通じて、安倍総理大臣を初め関係閣僚に対してオスプレイの配備計画中止や配置分散の実施などを要請しており

ます。

県としては、さらなる負担の増大は認められるものではないことから、引き続きあらゆる機会を通じてオスプレイの配備計画の見直しや配置分散の実施などを政府に強く求めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 那覇空港の飛行制限についての御質問にお答えいたします。

那覇空港は那覇港と隣接しており、マスト高が35メートルを超える船舶が空港寄りの航路を往来する際、滑走路北側の進入表面に抵触することになります。北側からの着陸機の進入と船舶が往来する時間帯が重なる場合には、着陸機を一時旋回待機させるなど、一定の運用制限が発生していると承知しております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 大城一馬君。

○大城 一馬君 まず最初に、普天間飛行場の辺野古移設問題でございますけれども、今議会でも知事は従来より踏み込んだ答弁を私はやっているというふうに理解をしています。公約の実行、公約を守るということもありました。そういう意味では知事の決意というのは腹の中では私は辺野古の埋立申請は不承認というふうに理解していますが、知事はきょうはおりませんので、副知事もそういう考えなのかどうか。知事と同様の考えなのかどうかお聞かせください。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） 私は、仲井眞弘多知事が今進められている公有水面埋立法に基づく最終的な審査といいますか、点検といいますか、その段階を踏まえて、まさに総合的に御自身の承認、不承認に関する決断をなさるということを再三皆様に答弁申し上げたとおりですので、その知事の判断というものを執行の部職員どもともそれを支えていくというのが職責だと考えております。

○議長（喜納昌春君） 大城一馬君。

○大城 一馬君 名護市長の意見も相当強いものがあるわけですね。名護市長は、海にも陸にも新しい基地はつくらせないと。そして市民が断固反対している、決意をしているということもあって、やはりそれは重いだろうというふうに思っております。そして、やはり行政手続的な総合判断ということで今おさめておりますけれども、やはり知事もそういう形でいろんな審査がチェックされているということで結論は年末以降

だというふうに述べておりますけれども、知事は2つの立場があるわけですね。いわゆる行政の長としての立場、そして政治家としての立場ですね。やはり知事が3カ年前に公約した県外移設、辺野古は不可能だということをしっかり県民に約束しているわけですね。ですから、政治家仲井眞知事という立場であるならば、やはりこの行政の中に知事公約を反映させないといけないわけです、実行させないといけないわけですね。ですから、総合的いわゆるチェックをし審査も必要でしょうけれども、やはりここは政治家仲井眞知事が公約実行のために行政に反映させる、そのことが私は大きな決断の分岐点だろうと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） 今、議員御指摘のように、知事は行政の長であります。再三申し上げますように、法令に準拠してといいますか、照らし合わせて、今、手続等の最終的なチェックを待って判断されるという段階、それからもう一つは、本定例会で知事は皆様からの御質問の答弁の中で、自分が掲げた公約といいますか、それを全力で全うしたいという基本的な立場というようなものを申し上げているというふうに理解しておりますが。

○議長（喜納昌春君） 大城一馬君。

○大城 一馬君 次に、普天間の固定化関連ですけれども、よく言われることは、現実的対応だと。だから辺野古にというような話が政府あたりから、自民党あたりからも出ておりますけれども、私は全く違うと思っていますんですよ。17年間くい一本も打てない状況の中で、全く実現不可能、これが現実なんですよ、これが現実。ですから現実的対応というのは辺野古だめだと言っているんですよ。辺野古がよくて現実対応じゃないわけですね。当然私どもは普天間は早期の閉鎖・返還、これが現実的対応だというふうに思いますけれども、副知事どうですか。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） 今の御意見も含めてさまざまな多分意見、考え方があろうかと思いますが、私も今コメントできることは、知事は行政の長として埋立申請についての最終的な行政上の手続の結果を待って判断することと、それから御自身がお考えの、あるいは県民に説明されてきた公約というものを踏まえながら判断なさるということだろうと思います。

○議長（喜納昌春君） 大城一馬君。

○大城 一馬君 これは知事に聞かないといけないような質問ですけれども、自民党国会議員、そして県連

も辺野古移設容認の公約の転換をしましたね。私はやはり一政党、こういう国会議員、県議会議員に方針変更があっても、オール沖縄の声、民意というのは私は崩れていないと思うんです。知事も、副知事の立場でもよろしいんですけれども、このオール沖縄の声というのは崩れてはいないと確信持てますか。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） 市街地の真ん中にある普天間飛行場というものの内包している危険性をいかに早急に除去するかというのは、これは全ての方々の共通の思いだと思います。それを一日も早く除去するためにどういう具体的な解決策があるのかということでさまざまな意見があるわけです。ただ、仲井眞知事が再三申し上げていますように、知事を支える与党の方々がこの危険性の除去ということを踏まえながら、政治家としてさまざまな議論をして出された結論、そのことについては一応重く受けとめるという程度の答弁をさせていただきたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 大城一馬君。

○大城 一馬君 県議会も全会一致で決議がなされているわけです。そして建白書、それを踏まえた場合にオール沖縄の総意、声というのは今現在崩れていないと確信していますかということです。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） 今の御質問といいますが、オール沖縄という動き、うねりといいますが、そういったことが今どのような状況であるかについては、私の立場から少しコメントすることはできないと思います。

○議長（喜納昌春君） 大城一馬君。

○大城 一馬君 じゃ、済みませんが副知事、知事に療養中ではありますけれども、とりあえず聞いてください。お願いします。

次に、トラム導入ですね、フランスのストラスブールですけれども、ここは私が言うまでもなく、たしか企画部長も行かれていますので、やはりこの鉄軌道を含めて路面電車——フランスではトラムと言っておりますけれども——この導入のまず大きな成功の要因が2つあると言っております。1つは、やはり市民への徹底した周知と、そして情報発信、そして小まめな集会で周知させる、集会を持つと。これが徹底されたということ。それともう一つは、この役所の中にエキスパートを雇用して、マネジメントグループの設立をして専門職としてこの問題に当たらせるという2つのことが成功だというふうに言っております。ですから、県のほうも公共交通政策室になりますけれども、

せんだっての答弁でも専門的な立場の雇用もするというふうな話が答弁にありましたけれども、その件についてぜひもう一度県のいわゆる取り組み、そういった体制づくりに関するイメージをぜひ述べていただきたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） ストラスブールについて、今、議員が御指摘のとおりでございます。一方で、県におきましても県民の悲願といってもいいほど鉄軌道についての待望論があるわけです。一方で、沖縄県庁職員、この鉄軌道についてふなれでございます。そういった中で、我々何とか31年には着工できるようにということで取り組むために班から室に格上げて体制強化をするわけですが、そのためにはやはり職員が鉄軌道等に関してさまざまな検討をしなければなりません。こういった制度が必要なのかとか具体的にまたシステム、ルート等いろいろなことを検討するためにはやはりどうしても専門的知見が必要だと思っています。そういった中でやはり職員を研修に行かすことも当然のことながら、また、一定の時期になりますと外部から専門員を嘱託という形、職員として採用するかどうかはちょっとまた関係部局との調整になりますけれども、専門家を招聘するということも検討していかなければならないだろうというふうに考えているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 大城一馬君。

○大城 一馬君 嘱託とかということは考えず、やはりここはもう完結するまでしっかりさせると、体制をつくるということの覚悟が私は必要ではないかなと思っています。ややもすると県の職員というのは異動が激しくて、大体3年ぐらいのローテーションで異動するものですから、いろんな理由があるし理解もしますけれども、やはりこの公共交通政策室はそういったことも含めてしっかりした対応、専門職の養成、エキスパート集団をつくるということをぜひやってもらいたいと思っています。

次に、那覇空港の進入飛行制限ですけれども、確かに今の資料で、マスト高約35メートル超える大型船舶が——平成23年度の資料しかありませんけれども——年間200以上になっているんですね。ですから、私は那覇空港の管制官からこのお話を聞いて、大型船舶が入るとどうしても20分から30分ぐらい航空管制ができないと、上空で待機させたりと。そうしますと、やはり今、県はいよいよ2020年には第2滑走路、まさに離発着も大幅増便するわけですね。ましてや国際空港として世界中の国々からどんどん誘客されるということ

もあって、この解決というのは私は大事ではないかなと。今、この大型船舶はクルーザーを含めて唐口から入ってくると。そこでひっかかるわけですね。ですから、ちょっと調べたんですけども、資料では例えばこれから頻繁に大型クルーザーも含めてどんどんどんどん入ってくるだろうというふうに思っているんですね。これを地域振り分けできないか。今、全て、ほとんどが那覇空港の若狭バースに接岸されているわけですね。例えば、本部にも港湾がありますよね。そして中城新港地区の港湾ですね、そういうことで可能性があるところもあるんです、実際。今、那覇一極に、ここにおろして集中するものですから、そういったいわゆる観光誘客も含めてやっぱり沖縄全県にそういう発展させるという意味では、こういった分散接岸、石垣・平良港もありますけれども、そういったところも含めて対応は、今から考えておかないといけないんじゃないかというふうに思いますけれども、どうでしょう。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） お答えいたします。

まず、この大型船舶の進入に伴っての制限のお話なんです、空港法によりまして基本的には航空機の安全な離着陸のためには空港周辺の一定の上空空間を建造物、流木の無い無障害の状況にしておくという必要がございます。こういった場合には物件の建設はできないということで制限されるわけですが、一方で船舶は動いているわけです。ですからそういった制限がないわけですが、勾配で50分の1勾配の場合には制限がかかると。今、議員からもありましたように、唐口から入るものですから、そうしますと距離的に言うと35メートルのマスト以上のものは制限がかかるということです。その場合にはやはり制限といいますか規制はできないものですから、管制のほうからは進入する場合には時間帯を入港予定時間を求めてもらっていると。それがおよそ年間200件ほどあります。ただ、それが実際に規制があったかどうかというのは航空機がこれによっておくれたかというものについては、今のところデータはないという状況でございます。

今、議員の御質問の本部港ですとか中城港、ほかのそういったところにやることはできないかという御質問につきましては、貴重な御提言だと思っております。一方でまた、那覇港は沖縄県の臨空・臨港型産業の集積拠点にしたいというようなお話もありますので、これにつきましては関係部局としっかりと調整の上で検討する必要があるだろうというふうに思ってお

ります。

○議長（喜納昌春君） 大城一馬君。

○大城 一馬君 よろしく申し上げます。

最後になりますけれども、知事の療養、ぜひしっかりしてもらって、年末から年始にかけてのいわゆる辺野古埋立申請の不承認に向けてしっかり養生させてください。よろしく申し上げます。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時54分休憩

午後1時24分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

山内末子さん。

〔山内末子さん登壇〕

○山内 末子さん 午後一番です。

こんにち。山内末子です。

秘密保護法案が可決されました。国民の8割近くが慎重審議を望み、全国で抗議集会が続く、数万人の人が国会を取り巻き、廃案を叫び続ける中での強行採決です。法案の逐条解説が出されたのが5日、その審議をする間もなく詳細が明らかにされないままの法律の制定です。

国際原則であるツワネ原則にも反し、国連特別報告者やピレイ人権高等弁務官からも重大な懸念が表明され、世界の情報開示の流れに逆行するこの法律です。立法府として、重要であればあるほど慎重に十分な審議が尽くされるべきです。これが国会の責任だと思います。

くしくも法案を提案したのは福島県選出の大臣、賛成の先頭に立ったのが沖縄県の選出議員、どちらも県民のかかわりを危惧し慎重審議を求めた県です。国民・県民、その矛先をかわそうとする稚拙な政府・与党のこの手法に憤りを禁じ得ません。

いずれにせよ、この法案が可決された以上、この法案をしっかりと読み解き、実質廃止に向け新たに動き出そうではありませんか。そのことを決意いたしまして、一般質問いたします。

知事の政治姿勢について。

(1)、知事は、政治家の公約についてどう考えますか。

(2)、自民党国会議員、県議会議員の県外の方針は選挙時の公約。その時点では目をつぶり当選後に強固な圧力をかけ翻意させることは、民主国家として政党としてあるまじきことだと思いますが、自民党本部、政府に対する知事の見解を伺います。

(3)、政治家が党本部や政府の言いなりになったと選

挙の意義、投票の意味がなくなると県民の選挙意識の低下、政治不信の加速化が危惧されます。知事としてどう払拭していく考えかお聞かせください。

(4)、政府は、沖縄の基地負担軽減に全力で取り組むと言いますが、このほど出された軍転協要請への回答は従来の方針の域を超えていないようです。見解を伺います。

2、高良副知事のハワイ訪問について。

(1)、知事公室長に続き州知事との面談で州知事の並々ならぬ決意を伺えたと思います。沖縄県として次のステージをどのように考えるか、お聞かせください。

3、返還基地の環境回復の実現について。

嘉手納以南の基地返還が決まっているが、その環境回復について必要な課題が山積であります。韓国の事例を参考にし、打開策を図るべき。県の見解を伺います。

(1)、日米地位協定、韓米地位協定もその4条第1項で米国に対し原状回復義務を免除しております。しかし、韓国においては、責任は米側にあると共同環境評価手続を確立し実行しています。日韓の解釈の差を検証し、日米両政府に制定を強く求めていくべきだと考えますがどうでしょうか。

(2)、日本政府に対して、当面の肩がわりを現実的とし、円滑な浄化作業ができるよう、完全な土地使用履歴データの提供を求めることを強く要求すべきだと思いますがどうでしょうか。

(3)、土地使用履歴情報を日米合同委員会で明らかにさせる。土壌汚染情報は軍事機密でないことを強く主張すべきですがどうでしょうか。

4、PCB廃棄物の処分について。

(1)、恩納村自衛隊基地に保管されていたPCB廃棄物処理が始まりました。処理予算、期間、運び出しルート、安全対策、地域への周知方法を伺います。

(2)点目のうるま市については削除をいたします。

次に、性暴力対策について。

(1)、ワンストップ支援センターについて検討会議が終結し、病院拠点である365日24時間対応という方向性がまとまりました。1年という短い期間でしっかりとまとめ上げ、ほぼ望む会の要望に沿った形で盛り込まれたということで、高く評価いたします。大事なものはこれからです。

そこで伺います。

運営主体はどうなりますか。

次に、26年設立に向けて関係する部ごとの取り組み方針を伺います（環境生活部、福祉保健部、警察本

部、ほか）。

(2)、性暴力を許さない、加害者をつくらない、再犯を防止する。そのための加害者の啓発、教育、更生プログラムの実施状況を伺います。

(3)、子供の性的虐待について、その発見、対処方法が難しいようですが、県の実態、全国比、対応策を伺います。

次に、学校法人アミークス国際学園について。

(1)、沖縄科学技術大学院大学と対になるプロジェクトと位置づけて政策的な事業として設立された「学校法人アミークス国際学園」だが、その趣旨、目的に沿った運営がなされているか。3年間の実態、今後の展望を伺います。

次に、児童生徒の不登校問題について。

(1)、過去3年間の実態と全国比、対応策について伺います。

次に、MICE関連施設の事業化が取り組まれておりますが、県が検証をしているカジノ施設との関連性を伺います。

次に、我が会派の代表質問との関連について。

玉城義和議員の質問に対して、知事は、実現可能性からすると辺野古は不可能である、困難であるとしております。一方で、埋立申請の認可、不認可については公有水面埋立法で法にのっとって判断するとしています。この両面の関連性をどう図っていくか伺います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後1時31分休憩

午後1時31分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

○山内 末子さん 5番については、削除いたします。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事 高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 山内末子議員の知事の政治姿勢に関する御質問の中で、政治家の公約についてお答えいたします。

代表質問でもお答えしたとおり、知事は選挙公約について有権者との約束とも言うべきもので、その実現に全力で取り組みたいとの認識でございます。

同じく知事の政治姿勢に関する御質問の中で、自民党本部、政府に対する見解についてお答えいたします。

自由民主党は県政与党でもあり、さまざまなお考えがあると承知しておりますが、その方針や決定につい

て、県としての見解は差し控えさせていただきます。

同じく知事の政治姿勢に関する御質問の中で、県民の選挙意識の低下、政治不信についてお答えいたします。

政治家は、それぞれのお考えや信念に基づいて行動されているものと理解しております。

続いて、私のハワイ訪問に関する御質問の中で、副知事のハワイ訪問についてお答えいたします。

去る11月19日、私は米国ハワイ州において、アバクロンビー知事と面談をいたしました。在沖海兵隊の海外移転については、計画全体の行き詰まりに対する懸念や柔軟な対応の必要性について、認識と意見が一致いたしました。また、ポハクロア訓練施設及び海兵隊カネオヘベイ基地を視察し、ハワイにおける海兵隊受け入れの環境を直接確認いたしました。

防災・危機管理については、ハワイが太平洋地域の地震・津波研究の先進地域であることから、太平洋津波警報センターを視察し、同センター及び州知事に対し、防災・危機管理分野での連携についても依頼し、賛同をいただきました。

その他、観光担当部局間の連携など、幅広い分野で連携・協力関係を発展していくこととしており、特に米軍再編等については、情報連携を図ることで認識が一致しております。

続きまして、性暴力対策に関する御質問の中で、ワンストップ支援センターの運営主体についてお答えいたします。

ワンストップ支援センターは、被害直後からの総合的な支援を可能な限り1カ所で開催することを目的としております。

運営に当たっては相談業務の専門性や関係機関との連携体制を重視し、継続的に対応できる民間団体を活用したいと考えております。

続きまして、MICE関連施設に関する御質問の中で、MICE関連施設とカジノ施設の関連についてお答えいたします。

沖縄県では、既存の施設では対応できない大型MICEや大規模な展示会等を誘致するためには、国際競争力を備えた大型MICE施設の整備が必要だと考え、現在、その機能等について検討を進めているところであります。

一方、カジノを含む統合リゾートについて、沖縄県では県民コンセンサスを前提に、法制化の動向を注視しながら、導入する機能のあり方等を今後検討することとしております。

このようなことから、大型MICE施設と統合リ

ゾートを合わせた検討は行っておりません。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事 川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 学校法人アミークス国際学園についての御質問の中で、アミークス国際学園の学校運営についてお答えいたします。

学校法人アミークス国際学園は、沖縄科学技術大学院大学の教育環境整備並びに県民子弟の教育機会の拡充等を推進するという経緯のもと、教育基本法及び学校教育法に従い、国際性豊かな感性と広い視野を持った国際人を育成することを目的に、平成23年3月に設立をされたところであります。

アミークス国際学園が運営する「沖縄アミークスインターナショナル」は、授業のほとんどを英語で行うインターナショナルスクールでありながら、学校教育法第1条の認定校であり、幼・小・中一貫校である、そして、全国初の一校二制度による学校教育を行うなど特色ある教育を行っており、設立の趣旨、目的に沿った運営がなされているものと考えております。

開校から3年がたち、幼児・児童数は197人から456人、教員数は22人から44人にふえております。また、平成26年4月には中学校を開校する予定であります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、軍転協要請の回答についてお答えいたします。

軍転協の要請は、長年にわたり各市町村が抱えてきた基地から派生する諸問題の解決促進を訴えてきたものであります。各要請内容に対する政府の取り組みには一定の評価をするものの、ほとんどの項目において具体的な進展が見られず、県民の過重な負担に対する目に見える形での軽減が依然として図られていないことは残念であります。

政府においては、引き続き本県の基地問題の解決に向け、実効性のある方策により、県民の目に見える形での負担軽減に取り組むべきであります。

次に、返還基地の環境回復の実現についての御質問の中で、共同環境評価手続の制定を求めることについてお答えいたします。

米韓両国間で、返還予定基地の環境汚染対策等に関し、地位協定の運用の合意が行われていることは承知しております。しかしながら、その詳細な内容や具体的な運用状況については公表されていないことから、

県としては、研究者の論文等についても検討し、適切に対応してまいりたいと考えております。

なお、県においては基地内の環境対策について渉外知事会と連携し、環境特別協定の制定を求めているところであります。

次に、土地の使用履歴を強く求めることについてお答えいたします。3の(1)イとウは関連いたしますので一括してお答えいたします。

これまで米軍施設・区域の返還跡地から、汚染物質や不発弾等が発見される事例がたびたび発生しております。

米軍施設・区域の返還に当たっては、昨年4月に施行された跡地利用推進法により、国の責任において支障の除去に関する措置が講じられることとなっております。

県としましては、既に返還された土地についても同法の趣旨を踏まえ、国の責任において適切な措置を講じる必要があると考えております。

このため、県としては、去る8月に軍転協を通じ、政府に対し、今後、返還される施設・区域の使用履歴の提供等を求めたところであります。

次に、我が会派の代表質問との関連についての中で、知事の政治的発言と埋立法第4条との基準との整合性についてお答えいたします。

普天間飛行場の危険性除去は喫緊の課題であり、一日も早い危険性の除去、移設・返還の実現が必要であります。

現在の日米合意案は時間がかかり、普天間飛行場における早期の危険性除去は困難であることから、政府においては、確実な早期移設の方策を示す必要があると考えております。埋立承認申請につきましては、現在、その内容について審査しているところであります。

今後、公有水面埋立法等関係法令にのっとり、承認基準への適合状況、利害関係者、名護市長及び関係行政機関等の意見などを総合的に勘案し、適切に判断してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 當間秀史君登壇〕

○環境生活部長（當間秀史君） ＰＣＢ廃棄物の処分についての中で、恩納村ＰＣＢについての御質問にお答えします。

恩納分屯基地に保管されている低濃度ＰＣＢを含む汚泥1794本については、平成25年11月12日から第1回の搬出作業が始まっており、平成26年3月5日までに

全てのＰＣＢ廃棄物を搬出する計画となっております。

搬出ルートについては、当該基地から国道58号を南下し、那覇新港埠頭まで陸送後、博多港まで海上輸送し、その後福島県まで陸送する計画となっております。

搬出に当たっては、漏えい防止金属容器や耐油シートによる飛散・流出防止対策、GPSシステムによる輸送位置の把握及び緊急時の連絡網の整備など万全の安全対策を実施しております。

第1回の搬出の際は、県、恩納村及び地元自治会が立ち会いを行っており、今後とも関係機関との情報共有等連携し、適切に対応することとしております。

なお、処理費用については、総額で約4億円と聞いております。

次に、性暴力対策についての中、ワンストップ支援センター設立に向けた取り組みについての御質問にお答えします。

環境生活部としましては、検討会議の結果を踏まえ、拠点病院の確保や相談支援員の育成などの課題に対処するとともに、関係機関とも連携しながら平成26年度中のセンター開設を目標に取り組んでまいります。

同じく性暴力対策についての中で、加害者に対する啓発などの実施状況についての御質問にお答えします。

沖縄県では平成18年度から暴力の再発防止を目的として、更生の意思のあるDV加害者を対象に相談窓口を設置しております。平成24年度は、電話相談が238件、面接相談が273件の計511件となっております。

また、若い世代に対するデートDV予防講座及び性暴力防止啓発講座を実施し、性暴力・DV防止対策に取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 性暴力対策についての御質問の中で、ワンストップ支援センター設立に向けた福祉保健部の取り組みについてお答えいたします。

福祉保健部としましては、検討会議の結果を踏まえ、拠点病院や協力医師の確保等に関して、環境生活部と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

また、より充実した被害者支援を行うことができるよう、女性相談所や児童相談所等有するノウハウや

支援制度を有効活用しながら連携に努めてまいりたいと考えております。

次に、性的虐待の実態、全国比、対応策についてお答えいたします。

平成24年度に児童相談所が対応した性的虐待相談処理件数は15件、児童虐待全体に占める割合は4.1%で、全国は1449件、2.2%となっております。

性的虐待は早急かつ適切な対応が必要となるとともに、対応する側に高度な専門性が要求されることから、警察や医療機関等との連携を図るとともに、嘱託医師による診断など被虐待児童に対して適切な支援等を行っております。

また、関係機関や一般県民に対し、早期発見・早期対応等を促す取り組みとして、性虐待に関する講演会・研修会を実施するとともに、児童養護施設職員に対し、性教育に関する研修を実施したところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

〔警察本部長 笠原俊彦君登壇〕

○警察本部長（笠原俊彦君） 性暴力対策に関する御質問の中で、ワンストップ支援センターの設立に向けた県警察の取り組みについてお答えをいたします。

県警察ではワンストップ支援センターの設置検討会議に参画をしていたほか、全国的なモデルケースとなっております愛知県、東京都、大阪府のワンストップ支援センターを視察し、警察とセンターとの連携状況等を確認するなど、県警察内部においても検討を進めているところであります。

今後、県警察とワンストップ支援センターとの連携が円滑に行えるよう、引き続き関係機関・団体と具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） それでは児童生徒の不登校問題についての御質問で、児童生徒の不登校の実態と対応策についてお答えいたします。

本県の過去3年間の不登校児童生徒数は、小学校で平成22年度370人、平成23年度412人、平成24年度350人、中学校では平成22年度1318人、平成23年度1401人、平成24年度1305人、高等学校では平成22年度1375人、平成23年度1382人、平成24年度1465人となっております。

平成23年度の1000人当たりの全国との比較では、小学校で本県は4.1人、全国3.2人、中学校で本県27.6

人、全国26.4人、高等学校で本県30.0人、全国16.8人となっております。

県教育委員会としましては、地域の人材や関係機関等と連携し、スクールカウンセラーや中学生いきいきサポート相談員事業等多くの施策を展開してまいりましたが、不登校の改善が進まないことから、本年度から新たに県立高等学校において「不登校改善計画」を策定し、生徒一人一人の実態と教育的ニーズに応じたきめ細かな支援策を講じているところです。

今後とも、児童生徒の居場所づくり、活躍の場づくりに努めるとともに、夢や希望を育む指導の充実に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 我が会派の代表質問との関連についての御質問の中で、公有水面埋立法についてお答えいたします。

公有水面埋立法は、公有水面を埋め立てようとする際の手続等を定めた法律であります。

同法第2条では、「埋立ヲ為サムトスル者ハ都道府県知事ノ免許ヲ受クヘシ」、また、同法第42条では、「国ニ於テ埋立ヲ為サムトスルトキハ都道府県知事ノ承認ヲ受クヘシ」と定められており、公有水面の埋め立てに当たっては、埋立地の用途にかかわらず同法に基づき知事の免許または承認を受ける必要があるものと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 御答弁ありがとうございます。

まず、知事公室長に伺います。

先ほどの件について答弁を伺いますと、辺野古は時間がかかるから県外がいいという、その知事が考えていることと、埋立申請についての承認については全く別だというような答弁になっているかと思いますが、その辺のところをもう一度確認いたします。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 知事はこれまでこの普天間飛行場の代替施設の問題につきまして、県外移設がベターであるというふうなことを申し上げてきたと思います。その際、知事から何度も答弁もありましたが、辺野古については反対はしていないという発言もあったと思います。つまりさまざまな実現可能性、フィージビリティといったものから考えて、今の日米両政府の現行案というものは大変時間がかかって、それ自体は固定化と余り変わらないというような判断

だろうかと思っております。

しかしながら、そういった経緯があって知事はそのような主張をしているわけですが、行政手続である埋立申請につきましては、これは法にのっとってしっかり審査をすると、そういうことを申し上げているわけでございます。

○議長（喜納昌春君） 山内末子さん。

○山内 末子さん その辺のところは少し整理が必要かなとは思いますが、法的に行政手続上、いろいろと今土建部長のほうからもありました。いろんな法令に照らし合わせながら、今、承認できるかどうかということを判断しているかと思います。

その中で、一方では知事は、もう辺野古については、先ほど今おっしゃっていたように、辺野古と仮に決まっても時間はかかる、いろんな建設について反対運動やら、あるいは県民の意識それを踏まえていくには本当に時間がかかるとなると実現可能性は極めて低いという状況と、そこでしっかりと判断は総合的に法的にはやらなければならない。では、法的にクリアをしていくと一体どうなっていくのか。法的にはクリアをしていく、しかし知事としては実現可能性は極めて低い、困難であるというそのことの整合性というものを一体どこでまとめていくかというのがとてもこの問題の大きな焦点になるかと思いますが、その辺がちょっとわからないところですので、もう少し具体的をお願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 1 時 55 分休憩

午後 1 時 56 分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 今、議員がおっしゃったとおり、これはさまざまな経緯、S A C O 以来の経緯があって、知事はそういった姿勢をとっているわけですが、この埋立申請、埋め立ての承認、不承認というのはこれは政府が申請した行政の手続でございます。これに対してはしっかりと判断していく。さまざまな、土建部長からも答弁がありましたけれども、関係自治体の意見でありますとか関係機関の意見とかそういうものを総合して判断していく。現在その作業中というところでございますので、にわかに今御質問の趣旨にはこうだというふうに答えることは困難であります。

○議長（喜納昌春君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 行政手続上ということ踏まえると、今の件から知事の政治的な判断を少し照らし合

せて考えると、埋立法の第 4 条第 2 項というその第 1 項のところですね。土地利用の適正かつ合理的なことということを考えますと、今、本当にこの項目だけを見ても沖縄にこれだけ多くの基地が存在し、この地域に新たな基地を建設することが合理的か適正かと考えたら、知事がおっしゃっている実現可能性が低いというところを照らし合わせて理論づけて考えていくと、この法 4 条 1 項からしてみてもそれは承認できないということにつながっていくかと思うんです。そういう意味ではしっかりとそのところも明記もできるような、もう理論というのは大体できていると思うんですよね、政治的な判断も含めて。その辺の認識についてはいかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

○副知事（川上好久君） これは、今、知事公室長から答弁ありましたとおり、まさしくその埋立承認申請につきましては、これはその法律にのっとって承認基準、今、議員が言われました、その第 4 条第 2 項の承認基準に適合しているかどうか。そしてまた利害関係者、そして名護市長、そして関係行政機関の意見、それを総合的に今検討している。その作業の最中だというふうなことを申し上げておきたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 埋立法について少し確認をしますが、この法律ができたのはいつでしたか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 大正 10 年 4 月 9 日法律第 57 号でございます。

○議長（喜納昌春君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 大正 10 年といいますと、今からもう 92 年、約 100 年近く前にこの法律がつくられて、今の現状、米軍基地を想定して埋立申請とかそういうことがこの法律の中に見られるかと言ったら全くないと思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） まず、前段のほうにお答えいたします。

大正 10 年に法律として公布されましたけれども、その後、昭和の時代に入って数回の改正などを経ております。

そして米軍基地についてこの埋立法が適用できるかという御質問でございますけれども、先ほども答弁いたしましたけれども、用途を限定しておりませんので法律上は可能だろうと思っております。また最近の埋め立てでは、例えば山口県の岩国飛行場の埋め立てなどがございます。

○議長（喜納昌春君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 今私たちが本当に直面しているのは、埋立法も100年近く前につくられた法律の中で、こういった日米の関係のあり方ですとか、あるいは日本の安全保障の問題、沖縄の米軍基地の問題、本当に高度な技術の判断、政治判断が必要なところに来ているわけですよね。そういう高度な政治判断が必要なこの分野と、これまでずっと言っております技術的な行政手法のその埋立法、これを本当にその高度な技術の政治判断をこういった法律でまた判断してもいいのかという、こういう疑念も湧いてくるんですけれども、その辺はどうでしょうか。副知事どうでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

○副知事（川上好久君） この件につきましても、先ほど知事公室長が答弁したとおり、その埋立申請についてはあくまでも今、行政手続としてその法律にのっとって今作業をしていると。このことにつきましては、埋立法が古い法律であっても過去何回かその状況に合わせながら改正をしている。現状においてもさまざまな埋め立ての申請について、これは先ほど土建部長から答弁ございましたけれども岩国のほうも含めて、それは技術的な視点から総合的な判断をされながら検討をしているということでございます。

○議長（喜納昌春君） 山内末子さん。

○山内 末子さん この問題は本当に法律の枠を超えないといけない、政治的なあるいは裁判でいろいろあります統治行為論、それも含めて今沖縄県がそれぐらいのことを考えながら、やっぱりこの問題を判断をしないといけないんじゃないかというふうに思っています。この件についてはとにかく承認をしないでくれということをお願いをいたしまして、申し上げまして、この件については終わりますが、高良副知事、ハワイに行って、やはりハワイ州知事が今本気になって沖縄の問題を真剣に捉えて、海兵隊を一人でも早く、一人でも多く一日も早く撤退をさせたい、受け入れたいというその思いを受けとめたと思います。ですから先ほどいろいろありますが、沖縄県の基地負担の軽減ということで、もちろん今、辺野古の問題が大きくクローズアップされた局面ではありますが、こういったところも基地負担の軽減というところで、今実際に負担軽減が本当に実現、具体的なものが何も提示されていない中で、政府のほうにはこういう事情があるということも本当に政府にしっかりとこれを訴えながら、この問題も一人でも多くとにかく海兵隊を移動させるという、それも並行してやるべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） ハワイに行きましてアバクロンビー州知事と予定の時間をかなり超過して、いろいろと話をさせていただきました。

私からまず申し上げたことは、州知事が沖縄県の基地問題について常々配慮されていることに対する感謝の気持ちと、それからハワイにおける沖縄系の県人会の活動に対して常々御配慮いただいているということを感じながら本題に入ったわけですが、ポイントが、米軍再編において沖縄に展開しているか駐留している海兵隊をグアム等海外へ移転するという計画があったわけですが、それが実は今頓挫しているという、ずっと足踏み状態になっているという、そのことに対する懸念というのは共通認識でした。

それで州知事がおっしゃっていたのは、グアムの用意が整うまで待つということではよくないと。むしろハワイのほうで受け入れる用意があるし、そのスペースもあるし、それに関連する訓練施設もきちんとあると。

それからハワイの立場としては、地域活性化とそれから雇用の問題、観点からいってもハワイは既に確認された兵数以上に受け入れてもよろしいという、むしろ沖縄の基地負担というものがグアムで滞っている状況を懸念されていて、むしろハワイのほうから先に動かしたいという強い意思を持っておられて、それは当然我々沖縄にとりましても歓迎すべきことでしたので、ぜひ今後ハワイとそれから沖縄で連携しながら、とにかくその海兵隊の海外への移転という作業ができるだけ早目に円滑に進むようにという点で連携していきましょうという話をしたわけです。

○議長（喜納昌春君） 山内末子さん。

○山内 末子さん そのことは知事公室長、それから高良副知事と連携してっております。一地方自治体がそういうことをできるかどうかというそういう疑念もあるかと思いますが、そこはしっかりと政府に求めていく、私たちはその権利は持っていると思いますので、ぜひ実現に向けてしっかりとやっていただきたいと思います。

それからアミークスの問題についてですが、大学院大学のプロジェクトの一環として3年前に開設されました。

それでは今、大学院大学の研究生の子弟がこの学校に何人通っていますか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 確認いたしましたところ、今現在、幼児が1人、児童が4名、合計5名と

なっております。

○議長（喜納昌春君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 456人のうちたったこれだけということは、この大学院大学プロジェクトの一環として設立をしたこの学校の目的は、今、現在、達成されているんですか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） それ以外のところも、学校名はちょっと伏せますけれども、県内の市立それからそういったところいろいろ含めると13名が県内の学校に行っていると、小学生ですけれども行っております。割合にして4割ぐらいでしょうか、そういった中での5名ということですので、私としましては一定程度は入っているのかなと思っています。

一方でまた、チャイルド・ディベロップメント・センター、保育所のようなものですが、今現在48名おります。そういった子供たちがまた5歳児、6歳児おりますので、こういった方々が今後将来的にはインターナショナルアミークスのほうに行かれることもあり得るかなと思っています。

○議長（喜納昌春君） 山内末子さん。

○山内 末子さん この学校を設立する際には、議会でもいろいろと議論をいたしました。本当に私学としてほかの学校にはこれだけの支援もできないけれども、なぜ、これだけの多額な予算をつぎ込んで県がかかわるのかというところで、大学院大学を本当に成功させるためには絶対に必要な学園だということで政策的な事業の一環だということを川上副知事はおっしゃっておりました。政策的な学校だということではあってもその子供たちが通っていない、これは一体どういうことなのか。

そこでそれまでこの3年間、一体、県はこの子供たちをこの学園に通わせるための努力はどういうふうにしたんですか。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

○副知事（川上好久君） 確かにアミークスインターナショナルスクールは、沖縄科学技術大学院大学、それを支援する周辺のプロジェクト、そこに外国人がいっぱいいらっしゃる。医療体制も含めてあるいはまた商業施設、そして学校教育というふうな形で国と県とで役割分担をしながらやってきたものでございます。

大学院大学も実は2年前に開学したばかり、このアミークスインターナショナルスクールというのはまさしくその受け皿として今学校運営というふうなものは開始されてきている。これから大きく伸ばしてい

ななきゃいけない、その大学院大学プロジェクトをサポートするための非常に必要な施設、そして機能を持ったものだというふうに理解をしております。今後、大学院大学がこれから後、毎年毎年学生をまた受け入れながら、今後また周辺に企業も集積をしていく。そういう中でアミークスインターナショナルの活用というのはどんどん高まっていくものと思います。

そしてまた一方で、県内の教育というふうなものにも新しい役割といたしますか、その意味性をこのアミークスもたらしているというふうに評価をしております。

○議長（喜納昌春君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時9分休憩

午後2時9分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

山内末子さん。

○山内 末子さん 大学院大学について、実は副知事のほうからはもう言えないと思うんですけれども、この3年間で校長が3人かわりました。教員が11人辞職をいたしました。今回、今いる10人が今の学校運営に対して本当に厳しい状況の中で次年度どうしようかというふうに考えております。

県のほうに——今、手元に配付いたしましたその学校の教員のほうから学校運営に対して本当に厳しい指摘をした署名入りの——出ていますよね。（資料を掲示） それと今教員が1人、来年の中学の準備要員として、コーディネーターとしてアメリカから呼び寄せられてことし配属されました。しかし、この教員が今この状況なんです。世界屈指の大学院大学で、階段の下で、こんな段ボールに囲まれたところで仕事もさせられない状況で、今この先生が何の要件も満たさないようなことをやられているんです。これが今の学校の実態なんです。

この件について、この写真を見たこの実態、そして署名入りのこの教員の報告書を見てどう感じますか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 今こういった写真など見るのは初めてなんですけれども、実は先週、そういった事態が生じているということを我々把握いたしまして、早速アミークスの校長先生に来ていただいて、いろいろ事情、意見交換などを行っておりまして、その結果、若干事実関係で確認を要することがあるだろうということで、もう一度校長先生には学校現場に戻って事実関係の確認をお願いしました。恐

らく近いうちにその報告があると思っております。

県としてその報告を受けまして、山内先生が先ほど来おっしゃっておりますけれども、アミークス設立の経緯に鑑みまして、県としての対応を考えてしっかり対応していきたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 保護者の皆さんもこの大学院大学と関連して自分たちの子供たちを本当に国際的な子供、それと高い水準の教育が受けられるという、そういう意気込みで入ってきたんです。ところが、今実態としてはそういう実態になってない。教育現場で先生たちが、あるいはその保護者の皆さんがその理念に立ち返ってしっかりともう一度構築していただきたいというそういう思いで、今回、皆さんが議会のほうにも要請書を出しております。3月には220名の保護者が理事長に対して抗議文を出しております。この実態をしっかりと把握をしていただいて、県はこれは私学だから、私学の学校法人のことだからということで静観をせずに、やはりここは政治的に政策的な事業だという最初の当時の原点に戻ってしっかりそれを指導していただきたいし、関連をしていただきたいと思いますが、その件について副知事お願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

○副知事（川上好久君） 県が支援している私学というのは、今日ではそのアミークスだけではなくて一般の私立学校もそういう形で支援をしているわけがございますけれども、ただ冒頭、議員から言われましたように、大学院大学というプロジェクトをある意味支援する形で、県としても政策的にかかわってきたとそういう経緯もございます。

そういう意味合いにおきましては、その学校運営につきましては基本的にはやはり私学ということで理事会とか評議委員会、これが責任を持って行うべきものでその自主性もまた最大限尊重しないといかんわけでございますけれども、アミークス設立の経緯もございますので、県として必要なまた対応を考えてまいりたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 本当にその当初の目的、理念に立ち返ってしっかりとやっていただきたいと思います。

それとあと1点、カジノの件ですけれども、今、MICE事業の中であちらこちらMICEの誘致をやっております。今回県が出しているMICEの事業についてはカジノとは関連づけておりませんというふうにおっしゃっておりますが、今、沖縄県がずっと検討していたMICEの事業の中にはカジノと連携したMICE

事業というふうにならっているんですよ、その辺をしっかりと。ではつくった後にそのカジノが出てくるといふ、後出しみたいなそういうことになりかねないかという懸念も実はありますので、その辺をしっかりとやっていただきたいんですけれども、答弁を伺って終わります。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） 先ほどちょっとお答えしたところですが、大型MICE施設については現在の施設では対応できない大型MICE、それから大規模な展示会等を誘致するために整備が必要と考えておりまして、現在その作業が続いているところです。

一方、統合リゾートに関しましては、せんだって12月5日、超党派の議員のほうから検討組織の設置、それから法律上の措置を政府に義務づけることを目的としました推進法案というのが国会に提出されております。

県のほうでは、観光振興それから雇用の創出、あと税収の確保など観光振興の観点から調査研究を今行っているところでして、導入に際しては県民のコンセンサスを得ることを前提に導入する機能のあり方を検討することとしております。

そういうことから、両施設はまず設置の目的が異なります。それともう一つは、統合リゾートに関しては、今お話ししましたとおり、法制化それから県民のコンセンサスの形成というのを前提にやっておりますので、今のMICEの中にはカジノ施設を位置づけるということは全く考えておりません。

○山内 末子さん ありがとうございます。

○議長（喜納昌春君） 新田宜明君。

〔新田宜明君登壇〕

○新田 宜明君 ハイサイ グスーヨー チューウガナピラ。

社民・護憲ネット会派の新田宜明でございます。

まず質問に入る前に、米軍への抗議とさらに私の若干の所感を述べさせていただきたいと思います。

去る11月30日、午前6時40分ごろ、豊見城市内で米兵によるひき逃げ事件が発生をいたしました。ひき逃げ事件を起こした後容疑者は、米軍キャンプ・シュワブ内に逃走するという極めて悪質な事件であります。またもや日米地位協定が我々県民の人権をじゅうりんし、命をないがしろにした事件であります。たび重なる米兵による事件・事故に満身の怒りを込めて強く抗議をし、沖縄から全ての米軍基地を撤去するよう要求いたします。

さて、今日までの沖縄の歴史と現状について振り返りますと、1879年の琉球処分、沖縄戦、天皇メッセージとサンフランシスコ講和条約による沖縄切り捨て、過重な基地負担と米軍・米兵の事件・事故、不平等条約である日米地位協定など、沖縄差別の累々たる歴史が現在も続いております。

ここに歴史家である高良副知事の前で歴史の断片を語ることは大変恐縮でございますが、明治よりさらにさかのぼって1609年、徳川幕府と薩摩の琉球侵略に抗して闘った三司官・鄭廻「謝名親方」について、県民に広く顕彰していただきたくその顕彰碑文を御紹介させていただきます。信憑性は低いと言われておりますけれども、謝名親方は、釜ゆでの刑に処せられたとの言い伝えもあります。

碑文には、私が少し読みやすくするために若干書き直したところもありますけれども、ほぼ原文に沿って起こしてみました。

碑文には、「謝名親方は名を利山、唐名を鄭廻と称し、1549年那覇久米村に生まれた。父は鄭禄といって琉球王府の通訳であった。鄭廻は、16歳のとき中国に渡り明の国子監に留学、沖縄に帰ってから久米村の子弟教育に当たり、那覇天妃に塾を設け漢学を教えたのが沖縄での学校の始めである。また、数回にわたり琉球王府の使節として中国に赴いていた。その功勞によって浦添間切謝名村の地頭に補せられ謝名親方と呼ばれた。1607年、三司官に任ぜられ初めて最高の国政に参与した。鄭廻・謝名親方は62歳でこの世を終わったが、琉球人の自由と独立を守るために死をもって戦ったただ一人の人物であった。琉球の歴史を通じて鄭廻のように強い意思と勇気を持った人物はいまだかつてなかった。三司官の地位はわずか三、四年にすぎなかったが、その指導理念は現在及び将来にわたって消え去ることはないであろう。換言すると、謝名親方の政治理念は当時、世界的に封建社会であった中において民主政治の原点に立ったものであって、為政者として末代まで顕彰されるべき琉球の誇りとするというふうに刻まれています。

鄭廻・謝名親方の生き方から何か学ぶべきことがあると思って碑文を紹介した次第でございます。

それでは質問をいたします。

まず最初に、知事の政治姿勢について伺います。

(1)、基地問題についてでございます。

ア、米軍普天間飛行場の辺野古沿岸部への移設に対する名護市長の公有水面埋立承認申請書に関する意見の受けとめと見解を伺います。

イ、知事の公約「普天間飛行場の県外移設を求め

る」理由について見解を伺います。

ウ、辺野古移設案が強行された場合に懸念されることについて見解を伺います。

エ、沖縄21世紀ビジョンに描かれている理念と目標、施策の中で、基地問題をどのように解決するビジョンを描いているのか伺いたいと思います。

オ、米軍専用施設の74%以上を抱える沖縄にとって、特定秘密保護法は、外交・防衛上の秘密を理由に、これまで以上に県民の平和的生存権が脅かされるおそれがあります。知事の見解を伺います。

次に、医療行政について伺いたいと思います。

去る11月15日に文教厚生委員会で北部病院を視察・調査をいたしました。宿舍等の老朽化がかなり進行している現状を見て唖然といたしました。早急な建てかえと整備が求められています。

(1)、県立北部病院についてでございます。

ア、医師不足の課題と今後の施策について伺います。

イ、看護師不足の課題と今後の施策について伺います。

ウ、スタッフ不足の課題と今後の施策について伺います。

次に3、道路行政について伺います。

まず(1)でございますが、豊見城市の東西を走る最も重要な幹線道路である県道11号、68号線の整備計画の進捗状況と見通しについて伺います。

(2)、県道7号線、字豊見城と小禄間の整備見直しについて伺いたいと思います。

この7号線は、仮称県立空手道会館の建設予定地である豊見城城址公園を通る路線であります。現状では建設予定の空手道会館（仮称）に通じる幹線道路としては幅員が狭く、改良等整備の見直しが必要と考えます。ぜひ、当該道路の整備の見直しを検討していただきたく質問をいたしたいと思います。

次に、河川行政について伺います。

昨日、饒波川の現場を見てまいりました。一部、親水性のある工事が進行しておりますけれども、全体としては親水性の河川とは言えません。そして、河川ののり面の雑草、河床の土砂の堆積、雑草が生い茂っている状況であります。

そこで質問をいたします。

(1)、国場川水系河川整備計画（饒波川）についてでございますけれども、ア、計画策定年月と整備計画年次について伺います。

イ、河川整備の基本理念の認識について伺います。

ウ、策定後、新たな知見・技術の進歩等の変化によ

り、適宜見直しを行うものとすると言われておりますけれども、該当する状況の変化、有無についてはどうか伺いたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事 高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 新田宜明議員の知事の政治姿勢に関する御質問の中で、普天間飛行場の県外移設についてお答えいたします。

現在の日米合意案は時間がかかり、普天間飛行場における早期の危険性除去や運用停止の実現は困難であることから、政府においては、確実な早期移設の方策を示す必要があると考えております。

県としては、他の都道府県の既に滑走路がある場所への移設が合理的かつ早期に課題を解決できる方策であると考えております。日米両政府に対し、普天間飛行場の県外移設及び早期返還の実現を強く求めてまいります。

続きまして、知事の政治姿勢に関する御質問の中で、辺野古移設が強行される際の懸念についてお答えいたします。

日米両政府においては、辺野古移設を強行するのではなく、柔軟性を持って検討すべきであると考えております。普天間飛行場の辺野古移設案には、地元名護市長を初め多くの市町村長等が反対を表明していると認識しております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事 川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、辺野古埋立承認申請に対する名護市長意見についてお答えいたします。

名護市長意見につきましては、現在、その内容について精査しているところであります。また、意見の内容に関して、沖縄防衛局の見解を確認しているところであります。

今後、市長意見についても総合的に勘案して判断してまいりたいと考えております。

次に、医療行政についての御質問の中で、県立北部病院における医師不足の課題と今後の施策についてお答えいたします。

医師不足については、全国的な傾向として、大学からの派遣医師の減少、地域や診療科による偏在などが要因として挙げられており、北部病院においても同様な理由により産婦人科医師が不足するなど、医師確保が大きな課題となっております。

沖縄県としましては、臨床研修事業及び離島へき地

病院勤務医師研修派遣事業などにより医師のスキルアップを図り、あわせて居住就労環境の充実により医師の定着確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、21世紀ビジョンにおける基地問題についてお答えいたします。

沖縄県は、21世紀ビジョンにおいて、「心豊かで、安全・安心に暮らせる島」を将来像の一つとしております。沖縄の米軍基地問題については、在日米軍再編協議での合意に基づく大規模な基地返還が実現した後も広大な米軍基地が残ることから、基地のない平和で豊かな沖縄をあるべき姿としながら、引き続き基地の整理縮小を進めることとしております。このため、日米で合意したSACO及び米軍再編の着実な実施による段階的な整理縮小を求めています。

次に、特定秘密保護法案が平和的生存権に与える影響についてお答えいたします。

特定秘密の保護に関する法律については、過重な米軍基地負担を抱える沖縄県として強い関心を持っています。今後、具体的な運用基準が定められることとなっており、現段階で沖縄県へどのような影響を与えるかについては明らかにされていません。

県としましては、米軍や自衛隊の運用等について、これまで政府から提供されていた情報の入手や、基地行政に必要な調査などが規制されるべきではないと考えております。

このようなことから、国民の間にあるさまざまな意見や懸念に配慮しつつ、国において十分な議論を尽くすべきであると認識しております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 医療行政についての御質問の中で、看護師とスタッフ不足の課題と今後の施策についてお答えいたします。2の(1)イと2の(1)ウは関連しますので一括して答弁します。

県立北部病院における看護師については欠員はありませんが、コメディカルスタッフにおいて欠員が生じております。職員確保の課題としては、欠員の場合に地理的条件などから有資格者を確保することが厳しいこと等が挙げられます。このことから、欠員については、職員採用試験の合格者の中途採用、教育機関との

連携や人的ネットワークの活用による職員確保に努めており、その結果、新年度には欠員が解消する見込みとなっております。

病院事業局としては、県内外での就職説明会への参加や採用イベントの開催、中途採用の実施等これまでの取り組みを推進し、引き続き医療スタッフの確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 道路行政についての御質問の中で、県道11号線、68号線の整備の進捗状況と見通しについてお答えいたします。

県道11号線は、那覇市真玉橋交差点から豊見城市上田交差点までの2.7キロメートルを幅員30メートル、4車線で整備を行っております。このうち、真玉橋交差点から那覇東バイパス交差点付近までの220メートルについては、平成14年度に完成し供用しております。残りの2.5キロメートルのうち、高安入り口バス停までの1.8キロメートルについては、事業費ベースの進捗率が平成24年度末で71%となっており、平成28年度までに整備を完了する予定であります。また、上田交差点までの0.7キロメートルにつきましては、平成24年度に事業に着手し、平成30年度までに整備を完了する予定であります。

県道68号線は、国道331号名嘉地交差点から上田交差点までの1.7キロメートルを幅員30メートル、4車線で整備を行っております。このうち、名嘉地交差点から豊見城・名嘉地インターチェンジまでの380メートルについては、国において整備を完了しております。残りの1.3キロメートルについては、事業費ベースの進捗率が平成24年度末で85%となっており、平成27年度までに整備を完了する予定であります。

同じく道路行政についての御質問の中で、県道7号線の整備見直しについてお答えいたします。

県道7号線の字豊見城から小禄交差点の区間につきましては、現道整備とあわせて交通渋滞解消のため、バイパス整備が平成10年度までに完了しているところであります。そのことから、現道につきましては、現在のところ新たな整備計画は策定しておりません。

次に、河川行政についての御質問の中で、饒波川の河川整備計画策定期と整備計画年次についてお答えいたします。

国場川流域の南側に位置する饒波川は、大里城跡付近に源を発し、河口の漫湖で国場川に合流する流路延長15.6キロメートルの河川であり、そのうち国場川合

流点から4.5キロメートルを2級河川に指定しております。饒波川の河川整備計画は平成18年3月に策定し、国場川合流点から上流側4.5キロメートルの区間を平成26年度までに整備完了する予定であります。

同じく河川行政についての御質問の中で、饒波川の河川整備の基本理念についてお答えいたします。

饒波川の河川整備計画は、「安全で安心に暮らせる川づくり」、「清らかな水と健全な水環境に向けた川づくり」、「自然や生物と共生し、地域と一体となった川づくり」を基本理念とするものであります。

同じく河川行政についての御質問の中で、饒波川の河川整備計画策定後の状況変化についてお答えいたします。

饒波川の河川整備計画の基本理念に基づき整備を進めてきておりますが、同河川整備計画の見直しに該当する特段の状況の変化はなかったものと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 新田宜明君。

○新田 宜明君 この質問の通告をするその当日、朝、私は2期目に仲井真知事が立候補なさるそのときのビデオ画像を見てまいりました。そのときに、2期目の最初の公約の第1番目に知事が申し上げたのは、普天間飛行場の県外移設を強く求めますという言葉でした。これは間違いないでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時39分休憩

午後2時39分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） 御指摘のように2期目公約の一番最初に、「普天間基地返還への基本的スタンス」という見出しで、「一日も早い普天間基地の危険性の除去を実現します」、「日米共同声明の見直し、県外移設の実現」を強く求めていきます」というふうに書かれています。

○議長（喜納昌春君） 新田宜明君。

○新田 宜明君 これは間違いはないという確認をいたしましたので、もはや埋立承認をするとは考えません。

私は、知事はきょうの新聞、あしたでちょうど就任満7年だということで、知事の公約と含めて点検の記事が載っておりました。その中で、知事の個人的な性格等についてもいろいろと評してある記事がありましたけれども、私はそれに大変期待しているんですけれどもね。そこで、辺野古移設案が強行された場合につ

いて、これは「沖縄クエスチョン 知事スピーチ」という、これは皆さん県のホームページで流していますよね。2011年9月19日、この中に「辺野古移設案が強行された場合」、「沖縄の状況を見放した辺野古への強行は、全県的な激しい基地反対運動に繋がり、日米安全保障体制に悪影響を及ぼしかねず、沖縄県民と沖縄の米軍との関係を決定的に悪化させる恐れも否定できない。」と書いてあります。「日米同盟の意義と重要性を理解する者としては、そうした可能性を危惧せざるを得ない。」というふうに書かれていますけれども、事見解については知事公室長のほうが詳しいんでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 県は昨年以降、シンポジウムをワシントン等で開いておりまして、そのときにさまざまな意見を聞き、また知事も発言をしております。そういう意味ではさまざまな意見の中の一つであるというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 新田宜明君。

○新田 宜明君 それから、「普天間飛行場の危険性が放置された場合」という部分についても知事の見解が出されまして、その中で結論として、「日本国内の他の都道府県への移設が、合理的かつ早期に課題を解決できる方策であると考えており、普天間飛行場の辺野古移設は見直すべきである。」というふうに結論づけておりますけれども、それも間違いはないですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） かねがね知事が言い続けておりますように、辺野古移設につきましては時間がかかるといったこともございまして、県外移設を求めるという趣旨で申し上げたものだと考えております。

○議長（喜納昌春君） 新田宜明君。

○新田 宜明君 結論の最後に、「見直すべきである。」というふうに結んでいますけれども、それも間違いはないですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 見直すべきであり、その帰結として県外移設を求めるという趣旨であったと考えております。

○議長（喜納昌春君） 新田宜明君。

○新田 宜明君 皆さんが出しているホームページを私そのままプリントアウトしてきたので、これはもう一度皆さん確認をしていただきたいと思います。

そこで基地問題についての工のほうですけれども、沖縄21世紀ビジョンに描かれている中での、その解決

するビジョンについてなんですけれども、基地のない平和で豊かな沖縄をあるべき県土の姿としてと、そういうフレーズがありましたよね。公室長、間違いはないですか。基地のない平和で豊かな沖縄をあるべき県土の姿として、それを目指すというフレーズだったと思うんですが、ちょっと正確には……、これは間違いはないですか。それをもう一度確認します。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 「在日米軍再編協議での合意に基づく大規模な基地返還が実現した後も広大な米軍基地が残る。基地のない平和で豊かな沖縄をあるべき県土の姿としながら、引き続き基地の整理・縮小を進める。」と、こういうふうに書いております。

○議長（喜納昌春君） 新田宜明君。

○新田 宜明君 この基地のない平和で豊かな沖縄が県土のあるべき姿だというふうに私は理解しておりますけれども、そのあるべき姿というのは皆さんはいつごろを大体想定しているんでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 一つの目標ということでございまして、これは庁内でもいろいろ議論がございました。ただ、この21世紀ビジョンは、20年後の沖縄の姿を想定して各部局で作成したものですけれども、基地問題に関しましてはもちろんこういう目標を置きつつも、ここで書いてありますのはS A C Oでありますとか、米軍再編でありますとか、着実にそして現実的な対応をしていこうというようなことが書いてあるわけでございます。

○議長（喜納昌春君） 新田宜明君。

○新田 宜明君 確かにこれは日米両政府の大きな基地問題の壁がありますから、県の21世紀ビジョンを実現するためには相当困難な課題があるというふうには、誰もがそれは想像できますけれども、しかしながら、こういった沖縄21世紀ビジョンに描かれている沖縄の将来ビジョンを実現するためには、もはや辺野古に新たな新基地をつくった場合に、この県土のあるべき姿というのが実現できないというのははっきりしておりますので、そのことをひとつしっかりと肝に銘じて、きょうは知事もいらっやしませんけれども、このことを私は強くとめていただきたいと思いますことを申し上げます。

次の質問に移らせていただきます。

医療行政についてでございますけれども、北部病院、この前11月15日、文教厚生委員会で視察をし、いろいろとお話も伺いました。本島内にありながら、実に老朽化した宿舎などを見て大変びっくりいたしましたし

た。それと、中南部から通勤をされている医者もいらっしゃるし、とにかく働くにはその環境整備がおくれているのではないかなと、単なる医師を確保したり看護師を確保したり、あるいはスタッフを確保するだけでは、北部病院が拠点病院としての機能を果たすのは大変難しいんじゃないかなというふうな危惧を持ちました。

そこで病院事業局長、もう一度、単なるスタッフの問題について私は質問をいたしましたけれども、その環境整備はどうするのかと、全体的に。この辺もう少しトータル的にお話を聞かせていただきたいんですが。

○議長（喜納昌春君） 病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） お答えいたします。

北部病院のいわゆる医師確保に関して、今非常に厳しい状況があることは承知しております。それで、我々としては現在、いわゆる県でやっている研修事業を修了してきた医師、それから県外あるいは大学の大きな関係機関との連携・協力によっての医師確保で今やっているわけですが、今のようないくつかの状況がなかなか北部病院、いわゆる北部病院に長期にわたって定着するというふうな状況になっていないというふうなことは、やはり多くの問題があると思うんですね。1つだけの問題じゃない、例えば、家庭の問題とか、それから医師の業務の中で患者確保の問題とか、そういったことも非常にあるわけですし、今のようないくつかの北部病院の現状を考えますと、まず一つ一つ解消していかなければいけないだろうというふうに思っております。

中南部から通勤している方も、かなり職員の方にはいらっしゃると思います。そこで、先ほど議員が申されました老朽化した職員宿舎、これを27年度をめどに完成させて、まずそういった安心して落ちついてこういう仕事ができるような状況をつくっていききたい。あわせて医師確保については、いわゆる中堅医師も含めた若い人も中に入れて、お互いの力を合わせてできるような環境づくりをしなければいけないと思っております。そのためには、離島・僻地病院の勤務医師の研修派遣事業ということを初めてことしからやります。これを医師確保の今後の一つの目玉にしてつなげていきたいなど。

この事業が、私たち長年ずっと望んできた一つのあらわれだと思っておりますので、それをきっかけに新たな展開も関係機関とも協力して進めていきたいというふうに思っております。

○議長（喜納昌春君） 新田宜明君。

○新田 宜明君 北部病院についてはちょっと時間が

ありませんので、文教厚生委員会のほうでさらに議論を深めさせていただきたいと思います。

私どもは文教厚生委員会、まだ1年余りしかありませんけれども、各離島島々、教育施設や医療施設も含めて、こういった沖縄の離島の抱えている課題、あるいは本島の北部の抱えている課題等も含めて、今、視察調査をしながらやっているところでございますので、特に医療については命にかかわる問題でございますので、鋭意努力をしていただきたいと思います。

それで土木建築部長、7号線、整備計画はないとおっしゃいましたけれども、今空手道会館の建設予定地として城址公園が決定されております。豊見城市では、豊見城城址の復元の構想を今計画中でございます。周囲にはラムサール条約に登録された豊見城のそういう場所もあります。それから、近くには海軍壕公園もございます。一応、バイパスをつくったということで、交通渋滞の解消はほぼできてはいるんですけれども、これから那覇と豊見城市の文化財的な価値も含めて、この城址公園の位置というのは非常に大きな意味を持つものだというふうに私は思っているんですね。そういう意味ではぜひこの7号線、もう一度整備の見直しをこれから検討していただけないかなというふうに思っているんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 県道7号線につきましては、バイパスも含めて一定の整備が終わっているところでございますけれども、議員が御指摘のように、この仮称空手道会館などもできますし、また県道11号線、それから68号線の4車線道路が供用開始されるまでの間、若干交通量が現在ふえている状況にあります。そういうふうなことから、今回のその空手道会館のこともございますので、文化観光スポーツ部やあるいは市町村、それから県警などとも一緒になって、現時点での渋滞処理や混雑の解消等につきましては調整していきたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 新田宜明君。

○新田 宜明君 よろしく願いいたします。

時間がありません。大城一馬県議の後援会長でもございます瑞慶覧長方先生、私のほうにこういう色紙をもらいましたので、読み上げて終わりたいと思います。（資料を掲示）

「ジリハジンシティティ 公約ンシティティ ウチナーウマンチュヌ 恥ユサラチ」という意思で私のほうに送っていただきましたので、最後にこれを御紹介して終わりたいと思います。

後はまたどうぞ皆さんよろしく申し上げます。
ありがとうございます。

○議長（喜納昌春君） 20分間休憩いたします。

午後2時55分休憩

午後3時19分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん こんにちは。

では、質問をさせていただきます。

まず初めに、皆さんおっしゃるように、自民党の今回の件について一言申し上げたいと思います。

まず戦後68年、日本政府は米軍基地の縮小や撤去にまともに取り組んでできませんでした。引き揚げたいと言った米軍さえも引きとめてきました。対米従属を命綱とする自民党によって日本の政治が行われてきました。

今回の沖縄選出の国会議員の公約破棄は、これまで本土マスコミは沖縄問題を矮小化してきました。中でも今回の問題は大きく取り上げられております。公約の軽さを全国発信してしまいました。

歴史は繰り返されると思ったのは私一人ではありません。沖縄の戦後史は権力の手先になって保守政治家が沖縄を分断する役割をたびたび果たしてきました。そこから学ぶべきは、政治家が自己保身や自己利益を考えるようになれば職を辞するべきだというのが私の結論です。

そこで1点目の問いですが、自民党は政党と言えるのかということです。

自民党本部は、民主党政権後の国政選挙で県連の公約である県外、国外を黙認し、ことし7月の参議院選挙では来沖した安倍総理は迫り来る辺野古問題を封印しながら、公認候補の応援演説をしました。そして今日、公認候補で誕生した国会議員に公約撤回を要求する、有権者を裏切ることを政党が公然と要求するということが行われた。このことは政党として本当に言えるのか。今名前がついておりますので一応呼んでおりますが。

2点目の問いは、公約撤回の表現として自民党県連は、あらゆる選択肢を排除しないと言っていますが、有権者を二重に翻弄する言い方ではありませんか。なぜなら、党本部も政府方針も辺野古以外の選択肢はあり得ない。菅官房長官は県外などとてもないと言っているからです。あらゆる選択肢というそういう言い方は詭弁でしかありません。

3点目の問いは、選挙公約を撤回した議員は選挙前

の御自分の発言や、当選直後の弁を振り返り、県民へ説明責任を果たすべきではありませんか。今日までなされていないことはまことに遺憾です。

では、質問をいたします。

名護辺野古問題ですけれども、自然環境の保全はまずもって不可能ではないかということが結論づいておりますので、生活環境についての影響についてお聞きしたいと思います。

まずアですけれども、予測される大気汚染物質について県はどういうふうな問題を認識しておられるのか伺います。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君） 当該事業の埋立承認申請書の添付図書である環境保全図書では、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄等の大気汚染物質について、工事中及び施設の供用時における予測を行っており、いずれの項目も環境基準を達成するとしております。当該予測結果は、一般的に大気質の予測・評価に使用される手法が用いられており、おおむね妥当であると認識しております。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん では2番目に、オスプレイ配備による民間地域を初めとする、特に国立沖縄工業高等専門学校がありますし、地元の小中学校、リゾート施設等が散在しておりますけれども、それらにおける騒音や低周波音等の影響をどう認識しておられますか。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君） 当該事業の環境保全図書では、航空機の運航に伴い発生する騒音について、キャンプ・シュワブ内及び名護市豊原沿岸域の一部並びに辺野古漁港がうるささ指数70を上回る範囲に含まれているが、その範囲内に集落はないと予測されております。また、オスプレイの低周波音については、事業者が設定した環境保全目標値を上回る場合はあるが、低周波音の影響の程度については不確実性が伴うと予測されております。しかしながら、オスプレイの騒音基礎データが示されないことなどから、航空機騒音等に係る予測・評価の妥当性は確認できない状況にあります。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん これまでの普天間基地の運用状況を見てみると、辺野古においてその生活圏における騒音等の担保ができるという理解でいらっしゃるのでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君） 今回の埋立承認申請

に基づく環境生活部長意見の中でもお示ししましたけれども、これまでの環境保全措置、騒音に対する環境保全措置の実効性については大いに疑問があると考えております。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん では、ウのオスプレイ離陸に当たる過走帯（オーバーラン帯）を使用することも想定されていると県が予測しておりますけれども、その際辺野古集落へはどれぐらいの接近をするのか。また、そのときにおける騒音等の影響はどうか認識を伺います。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君） 当該事業の環境保全図書では、オーバーラン帯を使用する際に、どの程度辺野古集落に接近するか等詳細は示されておられません。なお、固定翼機が毎回オーバーラン帯を使用すると仮定した場合は、うるささ指数が瀬嵩集落で60.4から60.5に、辺野古高台で67.7から67.8に増加すると試算されておりますが、影響の程度が示されていないことから、航空機騒音に係る予測・評価の妥当性が確認できない状況にあります。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん もちろんそれを確認していくということは県はなさるわけですね。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） そのような県の環境生活部からの意見をいただきましたので、今沖縄防衛局に見解を確認しているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 続いて、災害時及び台風時の影響について伺います。

沖縄県が示している津波被害想定調査の中で、本県で起こり得る最大のクラス（マグニチュード7.8から9.0）の地震における津波では新基地が建設された場合、どのような影響があると想定されますか。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

○副知事（川上好久君） お答えします。

津波による周辺地域への影響というふうなことでございますけれども、沖縄県津波被害想定調査の津波浸水予測結果によりますと、最大遡上高は久志で標高18.6メートル、瀬嵩で標高20.7メートル、嘉陽で標高27.5メートルとなっております。

11月27日に提出をされました名護市長意見の中では、「公有水面を埋め立て、水面から10mに設置される代替施設は甚大な被害を受けるとともに、海流の変化により津波の遡上高が高まり、その影響は周辺地域

にも及ぶ可能性が想定される。」との意見が出ているわけでございますけれども、これについては今土木部長からもございましたけれども、この点について沖縄防衛局の見解を県としては確認をしているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん では確認を待ちたいと思いますが、次に、新基地周辺の台風時の影響についてお聞きしますけれども、新基地ができない場合に比べてできた場合にどのような河川や集落への影響変化が起こるかということについて伺います。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（山城 毅君） 新基地周辺に位置する辺野古集落においては、今年の台風時に辺野古川の増水によって冠水被害を受けてございます。そのような中で普天間飛行場代替施設建設事業においては、辺野古川の下流の兩岸に作業ヤードとして埋め立てが予定されていることから、辺野古川の水位が上昇すると予想されております。現在、第3次質問の中で沖縄防衛局に対して、水位の上昇量及び対策について説明を求めているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 今、防衛局に多くの意見を求められているということがわかりましたけれども、その意見が本当に住民の生活、安全に担保できるかどうかぜひとも厳正なる審査をお願いしたいと思います。

次に、2番目に、特定秘密保護法成立による県民への影響について県の見解を伺います。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） お答えいたします。

特定秘密の保護に関する法律については、過重な米軍基地負担を抱える沖縄県として強い関心を持っているところであります。今後、具体的な運用基準が定められることとなっており、現段階で沖縄県へどのような影響を与えるかについては明らかにされておられません。

県としましては、米軍や自衛隊の運用等について、これまで政府から提供されていた情報の入手や、基地行政に必要な調査などが規制されるべきではないと考えております。

このようなことから、国民の間にあるさまざまな意見や懸念に配慮しつつ、国において十分な議論を尽くすべきであると認識しております。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん さんだって報道にありましたけれども、航空管制官の問題やそれから特に基地従業員の

皆さんにこの法律がどのような影響を及ぼすかということも含めてまだ精査中でいらっしゃいますか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 報道ではいろいろな方々のインタビューとか懸念というのが出ているわけでございまして、そういうのも念頭に入れつつ今後の制度がどのようになっていくかということを確認してまいりたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん では3番目に、八重山教科書選定についてお聞きをいたしたいと思います。

まず地方自治体に是正要求を国がする場合、こういう場合にはどのような状況であればそれはそぐうのかという。今回の地方自治体への是正要求する場合というのはどういう状況にある場合かという質問をしたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 御質問にお答えいたします。

この是正の要求につきましては、地方分権一括法案について国会審議の中で衆参両院から附帯決議がされております。まず、衆議院からはこの「是正の要求の発動に当たっては、地方公共団体の自主性及び自立性に極力配慮すること」、それから参議院からは「地方公共団体の自主性及び自立性に極力配慮し、当該事務の処理が明らかに公益を侵害しており、かつ、地方公共団体が自らこれを是正せず、その結果、当該地方公共団体の運営が混乱・停滞し、著しい支障が生じている場合など、限定的・抑制的にこれを発動すること。」というような条件が示されております。附帯条件ですね。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 大変重要な今附帯条件ではないかと思うんですけれども、我々が置かれている今の状況というのはその条件に当てはまるという御理解ですか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 当該3市町の、中学校になるんですけれども、平穩に混乱なく学校運営、それから授業等が進行していると認識しております。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 例えば明らかに瑕疵ある手続であるとか、違法性であるとかというときに限って是正要求はされるべきだということが今言われたと思うんですけれども、私は沖縄県の今の教科書問題がそういう状況にあるという認識はできないんですけれども、教

育長はいかがですか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 有権解釈を有する文科省が法的な判断から示しているわけではあるんですけれども、私の立場からはその論評は差し控えさせていただきたいんですけれども、ただ教育委員会の議論では、先ほどの附帯決議に基づいてこれで国会の附帯決議を反映したものではありませんと、教育委員会委員長が表明したところであります。

○比嘉 京子さん 済みません、もう一度お願いします。

○教育長（諸見里 明君） 先ほどの附帯決議の条件がございましたけれども、この附帯決議の条件が満たされていると。それを踏まえた反映したものとはなっていないと表明しているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん そこはなかなか県民に明らかにされてきていないのではないかなと思うんですね。

今おっしゃったように、分権改革というのは国自身がやっていることであって、特にこれは自治体における政府の干渉を最小限にするという考え方や、それから自主性や主体性ということが実情に本当に応じた対策をされていないというようなことを踏まえてやっているわけであって、今結論を言うと逆行している、いわゆる自治体における分権改革にも逆行していると私は申し上げたいと思うんですね。それはいかがですか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 教育委員会としてもそういう立場でございます。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 特に、教育の場における是正要求というのは、地方教育行政法の児童生徒の教育を受ける権利が侵害されていることが明らかな場合というような限定された状況を指摘しているんですけれども、この認識は教育長、同じでございしますか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 先ほども申し述べましたとおり、3市町の当該学校におきましては——中学校なんですけれども——平穩に教育が進められているとそう認識しております。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん では4番目の待機児童解消についてお聞きをいたします。

今回待機児童解消の計画と今後のプランをまず示していただいて、また、国が今示しております待機児童解消加速化プランの沖縄県における活用計画について

も伺いたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 県におきましては、平成29年度末までに、潜在的待機児童を含む約9000人の待機児童の解消を目標として、市町村に対して待機児童解消計画の策定を求め、その取りまとめを行っているところであります。

沖縄県としましては、計画の着実な実施に向け、待機児童解消加速化プランや沖縄振興特別推進交付金を活用して保育所整備など市町村を支援してまいります。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 国の待機児童加速化プランというものは、沖縄県としてはどのように今内部のほうでは検討されているのでしょうか。もう少し具体的にお願いします。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 今、市町村のほうから待機児童解消加速化プランについて出してもらって、それを取りまとめをして進めていくというような形で行っております。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん なぜそれを申し上げるかといいますと、今、国が待機児童解消加速化プランというものを第1次集計結果報告をしているんですね。それを見ますと、沖縄県が著しくおけている部分がはっきりしているんですね、沖縄県が著しくおけている部分が。沖縄県の16カ所の市町村のチェックが入っているんですね、その中で私ぜひこれたくさん利用できるなと思っていることがあるんですね。1つには、離島県ですから、例えばこの間小浜を視察に行ったんですね、なかなか保育士が来ないと。そのために竹富町がお家を借り上げをして誘致をするというようなことも話されておりましたが、ここの中に職員用宿舍借り上げということも補填するんだと。それから、保育士の処遇改善臨時特例事業も補填するんだと。この中に民間の給与の改善を基盤にして上乘せ分の相当額を保育所運営費とは別に補助するんだと書いてあるんですね。私は、これはそれこそ沖縄県が必死になってこの運用を利用していく必要があると思っています。

その中で一番沖縄県が全国より劣っているのは何かというと、項目がたくさんあるんですね、その中で保育士と処遇改善というところが沖縄県全くできてないんですよ。このことを考えると私はことしに入って何度も保育士の処遇改善を訴えてきているんで

すけれども、そのことを踏まえて次ちょっと質問したいんですね、今度待機児童基金というのを30億組まれましたよね。市町村の活用内容というのを多くの皆さんが聞かれておりますからいいとしまして、まずこれに例えば市町村が今一番負担に感じている保育料の補填がありますよね。補填はこの30億は適用されるのでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

○副知事（川上好久君） 沖縄県で保育所の整備がおけている原因、4月から随分庁内で議論をして検討したわけでございますけれども、その中で一つの課題としては保育士の確保、これは意外と大きな課題で、やはり待遇とか処遇の改善がないとなかなか集まらない。潜在的保育士は結構いるんだけどなかなかそろわない、そこが一つ。あとは保育所そのものの整備というのがあります。3つ目は、保育所の整備なんかは意外とこれは国からの財政措置によって結構できるんですね、市町村がなかなか手が出ないというのは実は父兄の保育料の超過負担これがあると。これはおおむねざっくりと計算すると大体25%相当、これは沖縄県だけでなく実は九州各県も同じような形でやっていることがわかりました。沖縄県、特に子供も多いというふうなこともあって、財政規模の小さい市町村のほうではなかなかそういうところに足を踏み入れにくい、その辺の現実が見えてまいりました。そういうふうな意味合いにおきまして、今回その基金のこの30億というのは9000名の待機児童、これを解消していくための今の超過負担相当分の金額というふうなものを計算をして積み上げています。ただ、その超過負担そのものに使うということじゃなくて、市町村がそれに相当する保育所の整備なり、あるいはまた保育士の確保なりに使うというふうなものであればその相当分、この定義上1人分にかかる超過負担分が使えるとそういうふうな仕組みにしております。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん いろんな手だてをしていくということはとても大事なことでおはと思いますけれども、もちろん市町村の負担を軽減していく方向にならないと認可保育園に入れる数がふえればふえるほど負担が増になるというような仕組みではなかなか手が挙げられないということを考えていますので、ぜひそこも国に要請することと同時に、その補填をどうするかという問題が一つ。

それから、今待機児童解消のために私は前から保育士の確保が必須であるというお話をしておりますけれども、この確保なんですね、ことし6億余りで

保育士の処遇改善のために費用を割きましたですよ。これは来年はどうなるのでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 保育士処遇改善特別事業につきましては、今年度 6 億 6000 万円ということとで実施いたしましたけれども、次年度についてはまだどうなるかというふうなことは決まっております。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん ある意味でないよりはあったほうがいいんですが、1 年ぽっきりで給与上げられたから来年からありませんと言ったから、じゃこれは定着するのかという話になるんですけども、今 1 つには県は一生懸命に 6 割は正規をとおっしゃっていますけれども、私を知る範囲で園長以外ゼロという保育園もこの 3 月に見ました。それから 1 割しか正規がないというところもあります。その非正規の時給がスタバよりも低いと。だからスタバに行ったほうが良いというような、スタバが 800 円で保育士が 700 円というふうな現状がもう横行している。その一方で、私はたくさん問題がここの中に絡んでいると思うんですね。言ってみれば先ほど副知事がおっしゃったように、保育所修繕費というのが 27 年度、約 2 年後ぐらいから自前でやりなさいと、自前で。そうすると、今保育所運営費のいわゆる子供の単価を考えると、主に人件費です。その次に、やはり修繕積立費であるとか改築積立費、そして備品購入費等になっているわけなんです。もう七、八割は人件費と考えていいんですけども、でもこれは今本当に調べていくと、トップの采配なんですよ。つまり人件費を削減して改築費をうんと貯め込んでいる。これの上限の設定がないんですね、県に。それ幾らでも認められているのが今実態なんです。そうすると、保育士の処遇というのは上がらないんですよ。さまざまなかくりがあるということだけはきょう申し上げておきますけれども、メスを入れるところが余りにも枝葉的なところになり過ぎてはいないかということを一応指摘だけしておきます。今 1 年切りでは、これはもうとんでもないというお話をしてぜひとも継続が必要であるということ。やるからには 1 回、1 年だけで人を集めてきてはい終わりということではいかぬということですね。これではもう実現ができないと私は思っております。

次に、健康・長寿の復活についてお話をを変えたいと思います。

皆さんが掲げている 2040 年までの死亡率の改善ですけども、男性が 30%、女性が 20% 減少するためには、皆さんの文書によると今後年 1% ずつ死亡率を減

少していく必要があると。そのためには私はやっぱりマンパワーが必要だと思っています、特に専門性と継続性。ですから、きょう午前中の大城議員からもありましたように、場所によっては 3 年交代云々ということは改めなければいけないところがあるんじゃないかとさえ思います。

そこでまず最初ですけども、今後 1% ずつ減らすぞという決意を伺いたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 県におきましては、沖縄 21 世紀ビジョン基本計画等の着実な推進を図るため、「重点テーマ」を設定いたしまして、予算編成方針に反映させ取り組むこととしております。平成 26 年度は「健康長寿おきなわの復活」が位置づけられております。また、平成 26 年度組織編成の全庁政策事業として「健康長寿復活プロジェクト」が位置づけられております。今後、2040 年までに平均寿命日本一復活を目指すこととしており、そのための体制を整備するとともに、人員配置等について検討していきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん ぜひお願いしたいと思います。

私、1 つには、成功事例として 40 年、50 年取り組んできた長野県をぜひもっと徹底研究をされたらどうだろうというふうに思っています。そこで、何が成功で、どういうことを沖縄ではそれを改めたり改善すればいいのかという中身の問題はそれは別の問題としても、やはり例えば長野県は保健師が人口 10 万人当たり全国の 3 位なんですね。沖縄県は何位ですかというのを今お聞きするんですが、常勤の栄養士は長野県 70% になっていますが、沖縄県はいかがですか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 沖縄県の人口 10 万人当たりの保健師数ですけども、平成 24 年度末で 47.9 人、多いほうから全国 20 位ということになります。また、平成 24 年度における県内市町村の栄養士配置人数は 112 人となっておりまして、そのうち常勤栄養士は 76 人ということで割合は 67.9% となっております。なお、人口 10 万人当たりの常勤栄養士数の全国順位は把握しておりません。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん その次に、これは今市町村単位なんですけれども、もっと市町村でマンパワーとして住民の中に入っていくような、例えば長野で言うと保健補導員であるとか、食生活改善員、そういうようなマンパワーについてはどういうお考えでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 沖縄県の健康・長寿復活のためには地域の特性に応じた対策を継続的、長期的に取り組む必要があり、地域で健康づくり活動を主導していく保健師、栄養士などは重要な人材と認識しております。

県では保健所等において毎年研修会、あるいは情報交換会等を計画的に開催しております。また、食生活改善推進員などの地域ボランティア、これも重要なマンパワーというふうに考えておまして、今後とも市町村と連携を図り育成に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 最もコストパフォーマンスのいい人材の使い方だと思いますので、ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

最後に、食品偽装問題に関連して、沖縄県としてはこの問題が起こった段階でどのような対応をお考えになったのでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） 食品偽装問題に関しまして、沖縄県では、今般の問題を不当景品類及び不当表示防止法に抵触するおそれがあると考えております。このため、関係業界に対して県内飲食店等における料理メニューの表示に関して法令を遵守するよう、要請文書を発出したしました。また、県のホームページにおいても同様な注意喚起を行っております。さらに、報道のあった県内の事案に関しては、事業所から個別にヒアリングを行いまして、事実関係を確認しているところです。

沖縄県としましては、国が整備を進めている適正表示のガイドラインというものを踏まえた形で事業者の適切な指導を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 私、以前アグーについて質問をしたことがあるんですが、この間北部農林高校を文教厚生委員会で視察しました。チャーグーという豚も養豚をしておられましたけれども、まず一例ですけれども、県内にアグー専門店と呼ばれるいろんな専門店がありますけれども、本当に需給バランスというのができていて、それは誰がどうチェックするんだろうかという疑問が湧きますよね、誰でも。本当にこれ食べているのはアグーなのかと、なぜかという値段は高いですから。それをチェックするには今どういう状況にありますか。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） 沖縄県では、主に一般消費者等からの申告、相談、具体的な情報提供があった場合、当該事実の確認を行っております。不当表示の疑いがある場合は、事業者に対して報告を求めて、または立入検査を実施して表示の改善等について指示や注意等の行政指導というのを行っております。また、事業者からの表示相談や沖縄県食肉公正取引協議会等の事業者を対象にした研修会を実施しております。

今後とも、アグー豚を初め県内事業者が提供する商品やサービスの品質、規格、価格等について適正な表示が行われるよう取り組んでまいりたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 全部ではなくても、もっと厳密にするなら例えばDNA鑑定を時折入れていくとか、そういう厳密な緊張感があることをしていけないとなかなか厳しいのかなと思われます。一応提言だけにしておきます。

(3番目に、片仮名の「アグー」と平仮名の「あぐー」の違いについて、県はどのように考えておられるのでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（山城 毅君） 「アグー」豚肉につきましては、県内生産者や法人等によりましてプライベートブランド商品としても販売されております。

平仮名表示の「あぐー」につきましては、沖縄県農業協同組合が商標を取得しておりまして、片仮名表示の「アグー」につきましては、それ以外の法人等が商標取得の際に利用しているところでございます。

県においては、現在、関係団体等と表示のあり方についても話し合いをしているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん それをどういうふうに考えておられますか、今後。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（山城 毅君） それぞれが平仮名「あぐー」については、「JAさんのほうで取得しておりまして、「JAさん系統のところで平仮名を使った頭に関して利用しているという状況がございまして、それから片仮名「アグー」については、それ以外の民間の方々が頭のほうに片仮名で「何々アグー」ということはそれぞれが商標登録をとられているということで、どっちかに統一するにしても非常にそれぞれが主張しているという現状がございまして。そこはどういうふうにしてそれぞれの表示を尊重しながらうまくまとめていけるかというところを、今関係者の

ほうと話し合いをしているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 片仮名の「アグー」の場合には、「アグー」同士のかけ合いですよ。平仮名の「あぐー」の場合は50%、雄だけが純粋な「あぐー」なわけですね。そうすると、大きさも違う。養育期間も違う。赤ちゃんを産む頭数も違う。さまざまな違いがある中で、今2つが走っているわけです。

私はネットのウィキペディアで見えますと、こんなふう書いてあるんですよ。「純血アグーの肉を生産する農家は存在しており、「あぐー」というブランドのあり方について疑問を呈する声もある。」と書いてあるので、末尾に最後にですね。これはウィキペディアなんですけれども、そういうことも踏まえるとやっぱりこれはフェアではないんですよ。それぞれ同じように扱われるとフェアではない。そのフェアではないことをどう改善していくかぜひ検討をお願いしたいと思います。

終わります。ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（山城 毅君） 議員の御提言を踏まえて、関係団体等と一緒にになってまた話し合いをしていきたいと思えます。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 特定秘密保護法案が国民の声を踏みつぶして、自民・公明によって強行可決されました。次は憲法改正の動きが強まる状況にあります。

いつか来た道、国民の声を封じて戦争する国へ突き進む、まさに歴史の岐路を実感しました。この秘密保護法は、沖縄の米軍全面占領下で既に体験済みであります。例えば、復帰運動をすると本土への渡航するパスポートが拒否される状況にありました。民間地域にスパイが多く活動していて情報が集められたからです。多くの先輩方が体験していますし、私も高校の教師をしていたときに、修学旅行の引率のために旅券を申請したら拒否されたことがあります。また、県議になって県議会代表の一員として南米・北米に県民の激励のために渡航手続をしたら、アメリカへのビザが拒否されるという時代もありました。今もってその理由は明らかにされておりません。思想信条の自由が脅かされる時代がありました。

休憩してください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時0分休憩

午後4時0分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

○嘉陽 宗儀君 思想信条の自由が脅かされるという時代がありましたが、このように特定秘密保護法案は、県民の生活を監視し、とりわけ米軍基地反対の世論を封殺してくる危険性を持っています。決してそれを許してはなりません。今、全国的にその廃止を求める運動がかつてない広範な国民の間で広がっています。特にアメリカ占領の体験から教訓を酌み取り、沖縄県民がその反動的な危険性を訴えていく必要があると思います。特に強権的に米軍基地を押しつけてくる攻撃が激しくなっているときだけに、県民が心を一つにして団結していくことが強く求められていると思います。この県議会の動向が注目されています。

以上、若干述べまして質問に入ります。

特に、普天間基地問題についてですけれども、この普天間基地問題をめぐって今、県民の間にさまざまな声があります。それで質問ですが、県民総意で辺野古への移設反対を表明しているのに、なぜ日米両政府は公約をほごにさせてまで力づくで押しつけてくるのか、知事の見解を伺います。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） 普天間飛行場の危険性の除去は喫緊の課題であり、一日も早い移設・返還の実現が必要で、固定化はあってはならないと考えています。日米両政府においては、辺野古移設が普天間飛行場の固定化かという硬直した考え方ではなくて、柔軟性を持って検討すべきであるというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 副知事は、私の質問を正確に理解していないんですか。私は、県民総意で辺野古への移設反対を表明しているのに、なぜ日米両政府は公約をほごにさせてまで力づくで押しつけてくるのかということ聞いたんです。従来どおりの答弁の繰り返しではだめですよ。改めてちゃんとしてください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時3分休憩

午後4時3分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） 日米両政府は、もう御案内のようにSACOの合意以降、普天間の危険性を除去する唯一の道は辺野古への移設であるという当初方針といえますが、当初の政策を変えておりません。しかし、それに対して仲井眞県政におきましては、その辺野古移設案というもののものを否定しているわけではないんですけれども、それは実現に時間がかかり困

難があって極めて、仲井眞知事の言葉をかりれば不可能に近い案ではないのかということで、仲井眞県政としてはより現実的に可能性のある県外でインフラが整備される地域に移転したほうがよろしいというふうに主張しているという状況です。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 私が質問している趣旨をよく理解していないみたいですから前に進みますけれども、結局私はこの普天間基地の実態をやはり広く理解しないと、普天間基地がなぜ辺野古にこだわっているかということをやっぱりきちっとしないといけないと思うんですよ。

そこでお聞きしますけれども、普天間基地はなぜ世界一危険だと言われているんですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 世界一危険という言葉がよく使われますが、実を言いますと、だれが最初に言い出したかというのははっきりしてないわけですが、要するに普天間飛行場は、御承知のように市街地の中心部にありまして、その周辺には学校、医療施設等が集中しているわけです。こういったものを称して、そこで航空機が運用されることは極めて危険であるというのがそういう表現になっていると考えております。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 これもちょっと答弁になっていないと思いますけれども、前に進みます。

普天間基地の危険性は、私はやはり海兵隊の基地、これが大きな要因だと考えています。そこで、海兵隊の任務は何か、どういう役割を果たしているか、明らかにしてください。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） ちょっと今、手元に正確な文章がないんですけれども、私の記憶の部分で申し上げますと、米海兵隊は米軍4軍の一翼をなしております、まず戦闘行動があったときにいち早く進出して橋頭堡を開くといったことがおおむね海兵隊の任務であると承知しております。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 海兵隊には県民や日本国民を守る義務や任務はありますか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 何をもってそういう解釈をするかというところでございますけれども、海兵隊は米軍の一構成軍として日米安全保障条約に基づいて駐留していると。この日米安全保障条約の趣旨に基

づいて行動するというふうに承知しております。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 海兵隊自身が海兵隊の任務は日本を守るためではない、日本国民を守るためではないというのを公式に発表していますよ。（資料を掲示）それでアメリカの、これは前にも見せましたけれども、海兵隊が沖縄からどこに出ていっているか。これはイラク、クウェート、サウジアラビア、エチオピア、ソマリア、全部世界中、世界のどこにでも海兵隊が抑圧部隊として暗躍している。どこに日本の歩兵を守るとか沖縄県を守るといっているがあるんですか。ない。そういう意味でこれははっきりしてください。海兵隊がいかに国民を守るかのように幻想を持っている。逆な言い方をすれば、海兵隊美化論ですよ。この海兵隊美化論の立場を脱却しない限り、沖縄県民の辺野古移設問題というのはなかなか解決しないと思います。いかがですか。

○知事公室長（又吉 進君） 休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時8分休憩

午後4時8分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 先ほど申し上げましたように、海兵隊を含む在日米軍というのは日米安全保障条約第6条に基づいて日本の空域を使用することが許されるということでございますので、安全保障条約の趣旨に基づいて日本に駐留しているというふうと考えております。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 海兵隊は、前にもきちっとここで写真を持ってきて明らかにしましたけれども、どうもうで侵略部隊、決して国民や県民を守れるものではないということをはっきりさせていてください。特に、県民総意にひびが入ったのは、この海兵隊に対する幻想があるから、だから一日も早く危険性の除去と言いながら、あの海兵隊というのは沖縄県を守るためじゃないから、海兵隊がいること自身が危険性なんですよね。そこで、沖縄県議会は3回にわたってこの議会で海兵隊の撤退を決議していますけれども、どのような中身になっていますか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時10分休憩

午後4時10分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 済みません、今、手元にその原文がなくて正確にお答えしかねるんですけれども、海兵隊のとりわけ沖縄において、沖縄の在日米軍の主要な兵力をなす海兵隊の兵力の削減を求めているものと承知しております。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 それでは若干私のほうから説明しますと、普天間基地の移設は基地の整理縮小のためではなく、老朽化した基地を最新鋭の機器を備えたMV22オスプレイのための基地建設が目的であることは明らかです。海上基地は、その海兵隊のために名護市辺野古の海兵隊水陸両用部隊、基地キャンプ・シュワブの沖合に新型の垂直離着陸輸送機も配備できる最新鋭の航空基地をつくり、キャンプ・シュワブと一体化してこの地域に恒久的な大規模な海兵隊基地をつくることにあります。辺野古の南の金武町には海兵隊基地地上部隊のキャンプ・ハンセンがあり、金武湾から北部にかけての海は海兵隊の訓練海域です。普天間基地でやれなかった危険な演習も海上基地からならやりたい放題でできることになります。海上基地の新設で金武町から辺野古、北部の地域一帯の陸と海と空が沖縄海兵隊の軍事基地、効率のいい恒久的な一大拠点基地になると思いますけれども、知事の所見を伺います。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時12分休憩

午後4時12分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 再三これは知事の言葉でどう表現するかというのはちょっと私は少しここで自信はありませんが、考え方としては先ほど来申し上げていますように、海兵隊が在日米軍の一翼であると。在日米軍は安全保障条約に基づいて沖縄に駐留している。安全保障条約の役割というのは沖縄県としては認めている。しかしながら、海兵隊の兵力が沖縄では余りにも過重であって、海兵隊の兵力の削減・縮小を沖縄県の基地負担の軽減の中の大きな課題として日米両政府に求めていると。その一つの拠点である普天間飛行場は市街地の中心にあって極めて危険であって、この速やかな移設・返還を求めると、こういった考え方だと思います。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 ちょっと休憩。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時13分休憩

午後4時14分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 私の言うことがわからぬみたいですから、そっちの言うこともまた改めて質問時間をとってやる必要はないのもう言わぬけれども、しかし、少なくとも沖縄県議会みんな超党派で普天間の辺野古移設反対、県民総意になった。誰しも沖縄に米軍基地がいつまでもあっていいということはない。皆さん方の21世紀ビジョンでも基地のない平和な沖縄と言っているんだから、そのためにどうするのかと。現実的に今動いている事態をどう対応するかということについては、議会で論戦できるようにやらないと、こちらが一生懸命調べてきてどうなんですかと言っても、同じことを相も変わらず繰り返しているんじゃないんですよ、深まらない。だから、そういう意味では次からちゃんと論戦できるようにしてください。

次、質問を前に進めます。

海兵隊の問題ですが、海兵隊が師団規模で海外駐留しているのは日本だけです。米国の同盟国の中でも日本だけが海兵隊に常駐の出撃基地を提供しているのは異常な事態です。世界の常識から言えば、海兵隊は21世紀の早い時期に撤退をして当然です。米軍内部からも海兵隊の沖縄撤退論が大きくなってきています。21世紀のはるかかなたにまで運用する海上基地をつくって海兵隊の新たな出撃の足場を提供すれば、半永久的な居座りに手をかすことになります。海上基地の実態は、海兵隊に新たな出撃の足場を与えるものでしかありません。この際、戦後68年もアメリカ軍に領土を占領され美しい自然を破壊され、県民が辱められ殺され続けるという屈辱的な歴史は終わりにしなければなりません。本当に我が国を愛するということであれば、外国の軍隊に我が国が踏み荒らされ国民が傷つけられることに心を痛み、自国の領土はみずからの力で守るという気概で外国の軍隊、アメリカ軍を撤退させるために軍事同盟をなくし県民が力を合わせる大切になっていると思います。日本民族の誇りを守るためにも、いつまでもアメリカの横暴を許してはなりません。このような危険な米軍基地を県民に力づくで押しつけてくる政府の態度は絶対に許せません。そういう意味で改めて、この基地押しつけについての副知事の見解を聞きます。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時17分休憩

午後4時17分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） 嘉陽議員の御質問に即した答弁になるかどうか分かりませんが、私はこういうふうに理解します。

現在の我が国の基本的な安全保障政策というのは、日米安保体制というものが一つの軸になっていて、そして国連を中心とする国際協調主義というものがもう一つ大事な選択肢としてあるという、そういう中でアメリカは4軍ありますけれども、そういったアメリカ軍が沖縄に一応施設を持ってここで展開をしているということだと思います。したがって、まず1つは、日米同盟、日米安保体制というものが当然日本の安全保障にとって大事であると、尊重するという考えに立てば、在日米軍に対するありようというものについての評価も当然決まってくる。ただ、しかし、今御指摘のように沖縄の基地の大部分を占める海兵隊につきまして、その状況がどうあるべきなのかについてさまざまな意見があるということは承知しております。したがって、多くの方々がその大幅な削減というものを求めているという現状だろうと理解しております。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 21世紀ビジョンの立場から基地のない沖縄ということは当然基本スタンスとして皆さん方は今後ずっと努力してください。

今、自衛隊の話がありました。旧日本軍はいつから沖縄に配置されていたんですか。

○副知事（高良倉吉君） ちょっと休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時19分休憩

午後4時20分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） ちょっと資料を持ち合わせておりません。明治の初期だと考えておりますけれども、今、具体的な数字は持ち合わせておりませんので、大変申しわけないのですが、お答えしかねるということでございます。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 いろいろこの質問をするために調べてまいりましたけれども、大体1943年（昭和18年）ごろから沖縄の軍事基地化、農地を奪って8カ所の飛行場をつくるということになっています。何のためにやったかという、やっぱり天皇の国体護持ですよ。あの旧日本軍の軍事基地がなければ、アメリカにこれほど痛い攻撃をされることはなかったというのが歴史の教えだと思うんですけども、だから基地は沖

縄を守るんじゃない。基地があるために沖縄は総攻撃されたというこの歴史の事実についてはどう思いますか。旧軍隊で日本軍の軍事基地が沖縄の総攻撃に遭わしている。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） 嘉陽議員が今指摘された問題については、多分それでは専門的な研究に基づいた形の歴史的な評価というものは多分あるんだと思いますけれども、ただ、この昭和19年あたりに大量のいわゆる第32軍が沖縄で編制されていると。急ピッチで軍事施設を建設していくという動きについてはさまざまな現代史に関する書物に書かれていると思いますけれども、そのことが沖縄戦というものにどうかかわっているかという問題については、多分さまざまな意見あるいはその専門家たちの議論に委ねたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 これは引き続きの課題にしていきましょう。

質問通告していますので、前に進みます。

今、政治家の公約について国民的な議論が沸騰しています。選挙に出たことはないですよ。政治家の選挙公約についてどう認識していますか。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） おっしゃっているのが多分、市町村あるいは県議会、国会議員なりそういう選挙でしたら、一度も出馬したことはありません。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 副知事の意見が今ありましたけれども、きょう私は朝の新聞の投書欄を切り抜いて持ってまいりましたけれども、ちょっと紹介します。

68年前の沖縄戦で無残な死を遂げていった十数万人の県民の霊魂が泉下で嘆き悲しむ声が聞こえてくるようだ。あれだけの悲惨極まる戦争を体験したはずの県民の子孫の代表らが、本土中央の巧みな術策とどう喝に翻弄されて自らのよって立つべき足場を見失ってしまった。われわれ沖縄人はまたしてもせっかくまとまりつつあった団結の石垣を取り崩し、沖縄にとって真の危険が何であるかを忘れて、再びあの戦の惨禍を被る可能性ある方向へ誘導されつつある。本土と沖縄の政権党政治家たちは今ごろになって普天間の「固定化の危険」を言い立てているが、その普天間は半世紀以上も前から、そこに置かれているではないか。昨日今日からあるのではない。それを何か、半世紀余りの「固定化」は棚に上げて、だから辺野古に新基地を造らなきゃいけな

いのだという。これは一体どういう理屈から出てくる話なのか。将来の危険の大きさという面では本質的にはなにも変わらない。 現今の日中の政治状況を見ていると、沖縄県域を舞台として実際の軍事衝突に発展する可能性は極めて高いと思わざるを得ないが、沖縄の為政者たちはその危険をどう考えているのだろうか。辺野古に強大な新要塞を造ってまで戦争に備えていたら、再び幾万の県民の命を危険にさらすことになりはしないのか。 68年前も、この島に軍事基地が置かれなければあの戦の悲惨はなかったのである。

という、まだたくさんありますが、時間がないのでこれだけにしますが、どう思いますか、今の意見。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） 一つの歴史の解釈として承っておきたいと思います。

○嘉陽 宗儀君 休憩してください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 4 時 25 分休憩

午後 4 時 26 分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 それであれば次もまた議論は引き続きやっていきましょうね。

次に、沖縄市にある産業廃棄物最終処分場について。

沖縄市北部にある産業廃棄物最終処分場は、水質汚濁防止法及び沖縄県公害防止条例に違反している。県はこれまでどのような指導を行ってきましたか。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君） 県では、産業廃棄物最終処分場については、廃棄物処理法に基づいて指導を行ってきているところであります。許可容量を超過した廃棄物については、廃棄物処理法に基づく改善命令を行ってきており、安定型区域については、平成24年6月に改善命令の履行を確認しております。それから管理型区域については、平成22年10月に発出した改善命令の履行確認後、引き続き平成24年12月に改善命令を発出しており、段階的に改善命令を発して進捗管理していくこととしております。また、処分場からの浸出水については、施設外に排出しないこと、雨水の地下浸透を抑えるために覆土等を行うよう指導を行っております。なお、当該産業廃棄物処分場の設置者に対しては、産業廃棄物処理法第18条違反が確認されたため、平成25年10月15日から30日間の事業停止命令を行っております。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 次に、教育問題について。

八重山教科書問題に見られる文部行政は、帝国憲法下の国家統制の復活を思わせる。許してはなりません。戦後の民主教育の三原則は何ですか。その立場で対処すべきだと考えますけれども、教育長の所見を伺います。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 御質問にお答えいたします。

教育の3原則は、「教育機会の普及と均等」を大前提とした「義務制」、「無償制」、「世俗性（中立性）」であると理解しております。

県教育委員会としましては、この三原則を踏まえ、何よりも子供の教育の視点に立って、今後とも引き続き3市町教育委員会それぞれの立場を尊重しつつ指導助言を行い、同一の教科書採択の実現に努めてまいります。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 あの大戦が何の資源的な保証もない中で戦ができたのは、教育によるというのがアメリカの言い分ですね。だから戦前は国家統制、権力の集中、そういった意味で国民の自由にも物を言う権利を奪って、軍国主義教育をして人間兵器をつくったと言われている。今、そういう道に進んでいるんじゃないかと思われるわけですね。だから教育長は今、いろいろ石垣教科書問題ではありますけれども、やっぱり民主主義の原点に立って頑張ってもらいたいと思いますけれども、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） この件につきましてはもうしっかりと教育委員会で議論をしまして、議員おっしゃるように民主主義の原点に立って、子供の視点に立って議論を尽くしているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 次に、全国学力テストの結果について、最下位から脱出できない原因は何でしょうか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 御質問にお答えいたします。

全国学力調査につきましては、全国平均との差が縮まり全体的に改善傾向にあります。最下位という結果については重く受けとめております。最下位から脱しない原因については、多くの要因が複雑に絡み合い一概には言えませんが、学力の向上は第一義的に学校に責務があることから、教師一人一人の授業力にまだ

課題があると認識しております。一方、基本的な生活習慣を育む家庭教育力や、地域全体で子供たちを育む地域教育力が健全に機能すれば、児童生徒の学力はさらにより向上することが期待できます。また、経済的・社会的な観点や本県特有の風土性等を課題として挙げる識者もおります。

県教育委員会としては、今後とも教師の授業力の向上と、家庭・地域と連携した「家～なれ～」運動等により基本的な生活習慣の確立等を図り、児童生徒が目標を持ち意欲的に学ぶ態度等の育成に努めてまいります。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 意欲的に学ぶ少人数学級で教え合い学び合いの教育というのが重要だと思うんですけど、今は、しかし現場で——私は何度もここで指摘していますけれども——やられていない。皆さん方、今でも学力テストに向けて模擬テストみたいなものが今でも現場では行われているでしょう。これでは本当の学力はつかない。だから真の意味で改めて自己分析をして、沖縄県教育行政に何が求められているかということについてはしっかり出してほしいと思います。

それから、学校におけるいじめ問題の実態とその克服の取り組みについて伺います。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） お答えいたします。

平成24年8月に実施された文部科学省による緊急調査によりますと、県内では小学校2727件、中学校353件、高等学校187件、特別支援学校6件、合計3273件のいじめが確認されております。

いじめ問題への取り組みとしては、毎月の「人権を考える日」の設定、「人権ガイドブック」や「沖縄県いじめ対応マニュアル」等を活用した教職員の指導力の向上、道徳教育の実践等に努めております。また、いじめアンケート調査や個別教育相談の定期的な実施、スクールカウンセラー等との連携による教育相談体制の充実に取り組んでいるところです。

今後とも、いじめ問題対策連絡協議会を設置し、同問題の克服に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 最後に、泡瀬干潟の問題について質問します。

泡瀬干潟の埋立工事は、津波対策や耐震対策は行われていません。そのための工事をすると新たな財政負担はどうなりますか。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

○副知事（川上 好久君） 津波対策につきましては、これは東日本大震災がございまして、これまで想定していなかった大津波に対して、ハード、それからソフトの両面から総合的な検討を行い、避難ビルの指定、そして避難経路の確保というものが最も合理的かつ効果的であるというふうに考えられております。そういうふうなことでこれについて新たな財政負担が生じるというふうには考えておりません。また、耐震対策における液状化につきましては、これは埋め立てに用いる土砂、これは主に新港地区のしゅんせつ土砂でありまして、その多くは粘性土であるということで、液状化は起きにくいものというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 それじゃ現在のものは何メートルの津波ならもつか、地震は幾らならもつか、どういうぐあいになっていますか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 基本的な考え方としましては、ハードで対応するものにつきましては比較的発生頻度の高い津波に対しては防潮堤や護岸等のハード整備で検討、推進しているところでございます。ただ、最大クラスの地震、これは東日本大震災以降にできたものですが、こういった津波からの災害に対しましては、土地利用や避難対策、例えば避難経路を確保するとか、あるいは避難ビルの指定、あるいは避難タワーといったようなソフト対策のほうで対応するという考えでございます。

○嘉陽 宗儀君 ちょっと休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時35分休憩

午後4時37分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） ちょっと地震力については、今、手元に資料がございませんけれども、水深につきましては1メートルから5メートルの水深に対応する防災対策を講じております。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 ちょっとこれも議論がかみ合っていないけれども、私は、あの状況を改めて耐震工事をすると、また同じように莫大な予算が必要になると考えています。それで、私ども共産党は従来埋め立てを中止して、できたらしゅんせつ土砂も全部撤去せよという立場でありましたけれども、これじゃ現実的じゃないので、今ある埋め立てた状況を認識した上で、現状のままでどういう方向性を図るかということでは

いる研究していったら、自然再生法に基づく泡瀬干潟の再生を図って見たらどうかというぐあいに考えていますけれども、これについてはどうお考えですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 泡瀬の埋立事業につきましては、当初計画から埋立面積を約半分にするというようなことで、環境への影響を大幅に軽減した計画で現在やっているところです。また、現在のところ自然再生事業そのものについての計画は特段ございませんけれども、学識経験者等で構成する「中城湾港泡瀬地区環境・保全創造検討委員会」の指導助言を受

けながら、残存する干潟を含む泡瀬地区において、自然環境の保全と、それから創造を図りたいと考えております。

○嘉陽 宗儀君 どうもありがとうございました。

○議長（喜納昌春君） 以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明10日定刻より開議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時40分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 喜 納 昌 春

会議録署名議員 嶺 井 光

会議録署名議員 狩 俣 信 子

平成25年12月10日

平成25年
第7回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第6号）

平成25年
第 7 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第6号）

平成25年12月10日（火曜日）午前10時3分開議

議 事 日 程 第6号

平成25年12月10日（火曜日）

午前10時開議

第 1 一般質問

第 2 甲第1号議案、甲第2号議案及び乙第1号議案から乙第29号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 甲第1号議案、甲第2号議案及び乙第1号議案から乙第29号議案まで（質疑）

- 甲第1号議案 平成25年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）
- 甲第2号議案 平成25年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 乙第1号議案 沖縄県職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第2号議案 東日本大震災に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第3号議案 特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第4号議案 沖縄県部等設置条例の一部を改正する条例
- 乙第5号議案 沖縄県延滞金徴収条例の一部を改正する条例
- 乙第6号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第7号議案 沖縄県待機児童解消支援基金条例
- 乙第8号議案 沖縄県緊急雇用創出事業等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
- 乙第9号議案 沖縄県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例
- 乙第10号議案 工事請負契約について
- 乙第11号議案 工事請負契約について
- 乙第12号議案 工事請負契約について
- 乙第13号議案 工事請負契約について
- 乙第14号議案 工事請負契約について
- 乙第15号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 乙第16号議案 財産の取得について
- 乙第17号議案 指定管理者の指定について
- 乙第18号議案 指定管理者の指定について
- 乙第19号議案 指定管理者の指定について
- 乙第20号議案 指定管理者の指定について
- 乙第21号議案 指定管理者の指定について
- 乙第22号議案 当せん金付証票の発売について
- 乙第23号議案 県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について
- 乙第24号議案 県営水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について
- 乙第25号議案 県営通作条件整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
- 乙第26号議案 農業基盤整備促進事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第27号議案 県道の路線の認定について

乙第28号議案 国土交通大臣の作成する漢那ダム及び億首ダムの建設に関する基本計画の変更に対する知事の意見について

乙第29号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について

出席議員(45名)

議長	喜納昌春君	23番	大城一馬君
副議長	浦崎唯昭君	24番	嶺井光君
1番	上原章君	25番	前島明男君
2番	砂川利勝君	26番	照屋守之君
3番	具志堅透君	27番	新垣良俊君
4番	又吉清義君	28番	仲田弘毅君
6番	儀間光秀君	29番	新垣安弘君
7番	新田宜明君	30番	當間盛夫君
8番	仲村未央さん	31番	照屋大河君
9番	玉城満君	32番	狩俣信子さん
10番	西銘純恵さん	34番	新垣清涼君
11番	比嘉京子さん	37番	金城勉君
12番	吉田勝廣君	38番	糸洲朝則君
13番	島袋大君	39番	翁長政俊君
14番	中川京貴君	41番	新垣哲司君
15番	桑江朝千夫君	42番	具志孝助君
16番	座喜味一幸君	43番	新里米吉君
17番	呉屋宏君	44番	高嶺善伸君
18番	仲宗根悟君	45番	奥平一夫君
19番	崎山嗣幸君	46番	玉城義和君
20番	山内末子さん	47番	玉城ノブ子さん
21番	瑞慶覧功君	48番	嘉陽宗儀君
22番	渡久地修君		

欠席議員(2名)

5番	末松文信君	33番	赤嶺昇君
----	-------	-----	------

欠 員(1名)

説明のため出席した者の職、氏名

副知事	高良倉吉君	文化観光	湧川盛順君
副知事	川上好久君	スポーツ部長	
知事公室長	又吉進君	土木建築部長	當銘健一郎君
総務部長	小橋川健二君	企業局長	平良敏昭君
企画部長	謝花喜一郎君	病院事業局長	伊江朝次君
環境生活部長	當間秀史君	会計管理者	岩井健一君
福祉保健部長	崎山八郎君	知事公室秘書	久貝富一君
農林水産部長	山城毅君	広報交流統括官	
商工労働部長	小嶺淳君	総務部	田端一雄君
		財政統括官	

教育委員会
委員長 新垣和歌子さん
教育長 諸見里明君
公安委員会委員 金城棟啓君
警察本部長 笠原俊彦君

労働委員会
事務局長 真栄城香代子さん
人事委員会 平良宗秀君
事務局長
代表監査委員 知念建次君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長 嘉陽安昭君
次長 知念正治君
議事課長 平田善則君
副参事兼
課長補佐 勝連盛博君

主幹 佐久田隆君
主査 嘉陽孝君

○議長（喜納昌春君）これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた知事仲井眞弘多君は、病気療養のため本日の会議に出席できない旨の届け出がありました。

また、11月25日から12月5日までに受理いたしました陳情11件は、お手元に配付の陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

〔陳情文書表 巻末に掲載〕

○議長（喜納昌春君） 日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第1号議案、甲第2号議案及び乙第1号議案から乙第29号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

新里米吉君。

〔新里米吉君登壇〕

○新里 米吉君 一般質問を行います。

沖縄県議会は2010年2月24日、「米軍普天間飛行場の早期閉鎖・返還と県内移設に反対し、国外・県外移設を求める意見書」決議を全会一致で可決しました。

沖縄の基地問題の解決は、オール沖縄で対応しなければできないとの熱い思いで、考え方に違いのある各会派が一定の妥協をしまとめたものです。与野党代表が長い時間をかけ白熱した議論を重ねて合意に達したとき、与野党2プラス2メンバーの喜びと充実感に満ちた顔を忘れることはできません。あのころ、党派を超えた一体感と信頼関係がありました。それだけに、悔しさと怒りを禁じ得ません。

また、ことし1月には、建白書を安倍総理や関係機

関に手交しました。手交する前日、集会とデモ行進をしました。超党派の沖縄代表団に対し、国賊、売国奴、ドブネズミども、日本から出て行けなどと罵声を浴びせるヘイトスピーチ集団がありました。みんな怒りを抑えて行進しましたが、沖縄の現状はあのヘイトスピーチ集団を喜ばせており、残念でなりません。

このたびの方針変更は「普天間の固定化」を主な理由にしていますが、先日、金城勉議員から指摘されたように「固定化」は政府の不作为によるものであり、沖縄県民の責任ではありません。

2カ月前の自民党代表質問では「中央の論理を唯々諾々と受け入れたり、二枚舌はあり得ないことであり、歯を食いしばって踏みとどまる勇気と決断が強く求められています。」と述べていました。政府の理不尽な圧力に沖縄の政治を担う者が屈服してはなりません。

自民党支持者の中からも政府と自民党への強い批判があります。2カ月前の姿勢に戻ることを願うものです。

それでは通告に基づき質問します。

1、知事の政治姿勢と基地問題について。

(1)、辺野古埋立反対の圧倒的県民世論、県議会及び41市町村議会の意見書、決議は非常に重いと思う。知事の所見を伺いたい。

(2)、自民党本部は、参院選や衆院選における県選出国会議員の選挙公約で、辺野古反対を含む「県外」を黙認した。今になって恫喝し転換を迫る手法に激しい怒りと沖縄差別を感じる。知事の所見を伺いたい。

(3)、菅官房長官と石破自民党幹事長は、辺野古への移設ができなければ普天間が「固定化」するとして方針転換を強く迫ったと報道されている。知事は固定化という理屈について「簡単に固定化を口にする役人がいるとすれば無能」、「一種の墮落」と批判されたと

のことだが、現在も同じ姿勢、考えか伺いたい。

(4)、政府や自民党本部は「普天間飛行場移設」について、辺野古埋め立てありきの姿勢で、国外・県外について具体的に努力し、打診し、交渉した姿が見えない。知事の認識はどうか。

(5)、自民党公認で県議に当選した元県議会議員のお二人の方が辺野古埋立反対を訴えている。仲里氏は「自分の信念を貫いてほしい。自分の立場や身分がどうなるかより、歯を食いしばって、堂々と沖縄のために、正しいことは正しいと言ってほしい」と発言されている。政治家のあるべき姿を示していると思う。知事の所見を伺いたい。

(6)、翁長那覇市長は、政府の圧力に対し「沖縄がためられている」と発言。5人の自民党県関係国会議員が辺野古を容認したことに「オール沖縄の気持ちをずっと持ち、沖縄の政治をしていく必要がある」、「中央から圧力をかけられたら弱くなるというのでは沖縄の政治を担っていけない」とコメントしている。私も同感である。知事の所見を伺いたい。

(7)、沖縄タイムスが実施した市町村長アンケートで、回答のあった39市町村長のうち約9割の35人が「県外」または「無条件返還」と答えている。県選出自民党国会議員が辺野古容認後のアンケート結果であり県民の声を反映していると思う。知事の所見を伺いたい。

(8)、辺野古沿岸部を埋め立て建設する基地は、耐用年数200年、運用年数40年である。基地建設を認めたら長期間にわたり米軍基地を県内に存続させることになると思う。知事の認識を伺いたい。

(9)、マスコミ報道によると「民主党も信用できない。自民党も信用できない。どうしたらいいんだ。」との県民の声がある。辺野古容認への転換によって県民の政治不信が高まっている。知事の認識を伺いたい。

(10)、県環境生活部意見は、知事の判断にも反映されるべきと思う。知事の所見を伺いたい。

(11)、「民信無くば立たず」は、現在の沖縄の政治状況をあらわしている。知事の所見を伺いたい。

2、経済振興について

(1)、TPP交渉が大詰めを迎えているようである。交渉の状況をどの程度把握しているか。また、サトウキビを含む重要5品目の関税確保ができなければTPP交渉からの脱退を政府に求める姿勢を持っているか伺いたい。

(2)、豚肉・牛肉の輸出が伸びているとのことだが、特に伸びている地域と将来展望を伺いたい。

(3)、11月14日、15日に開催された沖縄大交易会プレ交易会の成果と課題を伺いたい。

答弁の後、再質問します。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事 高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 新里米吉議員の知事の政治姿勢と基地問題に関する御質問の中で、自民党本部が県選出国会議員に対し公約の転換を迫ることについてお答えいたします。

自由民主党は県政与党でもあり、さまざまなお考えがあると承知しておりますが、その方針や決定について、県としての見解は差し控えさせていただきます。

続きまして、元県議会議員のお二人の発言についてお答えいたします。

お二人の御発言は、元県議会議員としての御経験を踏まえ個人としてのお考えを述べたものと理解しております。したがって、県として個人のお考えに対する見解は差し控えさせていただきます。

続きまして、翁長那覇市長の発言についてお答えいたします。

翁長那覇市長の御発言は、一人の政治家としてのお考えを述べたものであると理解しております。したがって、県として個人の御発言への見解は差し控えさせていただきます。

続きまして、県民の政治不信が高まっていることについてお答えいたします。

政治家はそれぞれのお考えや信念に基づいて行動されているものと理解しております。

続きまして、現在の沖縄の政治状況についてお答えします。

普天間飛行場をめぐる沖縄の政治状況は、さまざまなお立場やお考えがあるものと承知しております。県として適切な判断をしてみたい。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢と基地問題についての御質問の中で、辺野古の埋立反対に対する意見について、1の(1)と1の(7)は関連いたしますので一括してお答えいたします。

普天間飛行場の辺野古移設案には、地元名護市長を初め県議会及び多くの市町村長等が反対を表明していると認識しており、重みがあるものと考えております。

次に、普天間飛行場の固定化についてお答えいたします。

普天間飛行場の危険性の除去は喫緊の課題であり、一日も早い移設・返還の実現が必要で、固定化は決してあってはならないと考えております。

日米両政府においては、辺野古移設が普天間飛行場の固定化かという硬直した考え方ではなく、柔軟性を持って検討すべきであると考えております。

次に、政府や自民党の普天間飛行場移設に関する取り組みについてお答えいたします。

去る10月8日の外務・防衛大臣との会談では、同3日の2プラス2日米共同発表において、普天間飛行場の代替施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に建設することが唯一の解決策としたことについて、知事は「全く理解できかねる。」と申し上げ、日米両政府間でどのような議論があるのか説明を求めました。大臣からは、従来の日米間の立場を再確認したとのことであり、唯一の解決策とした具体的な理由、経緯などについて説明はありませんでした。

次に、辺野古承認等米軍基地の存続についてお答えいたします。

普天間飛行場は市街地の中心部に位置し、極めて危険な状況にあることから、一日も早い移設・返還の実現による危険性の除去が必要であります。

しかしながら、辺野古移設案では時間がかかり、普天間飛行場における早期の危険性除去は困難であることから、政府においては、確実な県外移設及び早期移設の方策を示す必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 知事の政治姿勢と基地問題についての御質問の中で、辺野古埋立承認申請に対する環境生活部意見についてお答えいたします。

環境生活部の意見については、現在、関係部局において精査しているところであります。また、意見の内容に関して、沖縄防衛局の見解を確認しているところであります。

今後、環境生活部の意見についても総合的に勘案して判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 経済振興についての御質問の中の、ＴＰＰ交渉の状況についてお答えいたします。

ＴＰＰ交渉については、去る10月の首脳会合において、年内妥結の目標が再確認され、2国間協議や分野別会合、首席交渉官会合が行われるなど、協議が加速されております。

ＴＰＰ交渉では、厳しい守秘義務により詳細な交渉内容等は明らかにされておきませんが、政府交渉担当者の説明によりますと、「貿易円滑化」や「商用関係者の移動」など、ほぼ合意に達した分野がある一方で、「関税の撤廃」、「知的財産」、「競争政策」などの分野においては、各国の利害が対立し、合意に至っていない状況とのことであります。このため、今月7日から10日にかけて開催されている閣僚会合において年内妥結に向けたさらなる論議が行われているところでありますが、報道等によりますと年内妥結は厳しい状況とのことであります。

県としましては、引き続きＴＰＰ交渉に注視するとともに県内への影響を把握し、適切に対応してまいります。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 山城 毅君登壇〕

○農林水産部長（山城 毅君） 経済振興についての御質問の中で、ＴＰＰ交渉に対する県の対応についてお答えいたします。

ＴＰＰ交渉については、去る10月のＴＰＰ首脳声明以降、11月に首席交渉官会合、12月にはＴＰＰ閣僚会合が開催されるなど、年内妥結に向けて加速的に進展しており、予断を許さない状況にあると認識しております。

このため、県では、10月24日と11月29日に、ＪＡ等関係団体と連携し、内閣官房長官やＴＰＰ担当大臣など政府・与党に対して、サトウキビや肉用牛などの重要5品目などの聖域が確保できなければ、交渉からの脱退も辞さないとするについて強く要請したところであります。

今後とも、ＴＰＰ交渉の動向や国の対応を踏まえながら、時期を逸さないよう、必要な対策について適切に対応してまいります。

次に、県産食肉の輸出の現状と将来展望についてお答えいたします。

県産食肉の海外への輸出状況については、平成25年9月時点で牛肉が約4トンで前年度1年分の約6倍、豚肉が約18トンで前年度1年分の約73%となっており、輸出先は香港が95%、シンガポールが5%となっております。

沖縄県食肉輸出促進協議会においては、平成24年度

から実施している県産食肉ブランド国内外流通対策強化事業を活用し、香港に流通保管施設を設置しており、当該施設の効率的な運営により、今後、香港への輸出が拡大されるものと考えております。

県としましては、今後とも、沖縄県食肉輸出促進協議会と連携し、海外への輸出を支援してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 小嶺 淳君登壇〕

○商工労働部長（小嶺 淳君） 経済振興についてという御質問の中の、沖縄大交易会プレ交易会についてという御質問にお答えをいたします。

今回の沖縄大交易会プレ交易会では、多数の国内外のバイヤーとサプライヤーが沖縄に集まり、多くの商談が成約する見込みと伺っております。

課題といたしましては、「会場が狭い」、「商談の時間が短い」等の声がございました。次年度は、内容を拡充すべく県も取り組んでまいります。

以上でございます。

○新里 米吉君 ちょっと休憩。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時24分休憩

午前10時26分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

新里米吉君。

○新里 米吉君 再質問を行います。

先ほど1(1)の回答で、圧倒的県民世論、県議会、41市町村議会の意見書、決議は重みがあるということでした。そして皆さんは、自民党県連の方針変更も重く受けとめると言っていますが、同じ与党の公明党の方針堅持についてはどのように受けとめていますか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時27分休憩

午前10時27分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） ただいまの御質問は、公明党県本部の立場といたしますか発言についての所見を聞きたいということのようですけれども、同じく公明党は県政与党であります。それぞれ党においてさまざまな議論をして方針や立場というものを確認されていると思いますので、それはそれとして重く受けとめたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 新里米吉君。

○新里 米吉君 そうしますと、県民世論、さらには県議会それから41市町村議会の意見書、決議も重い。

さらには公明党の方針堅持も重い、地元名護市長の意見も重いということから考えますと、これは県民総体として考えると、自民党の方針変更以上に重みがあると思うんですがどうなんですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時29分休憩

午前10時29分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） それぞれの立場、またこれまでの経緯で、それぞれ我々執行部にとっては重い意見が出ているということでございます。

ただ、これを何か多寡とか勝敗とか、ちょっと表現は違うかもしれませんが、そういった判断ではなくてそれぞれ重く受けとめるというのが県の立場でございます。

○議長（喜納昌春君） 新里米吉君。

○新里 米吉君 なぜそういうことを聞くかということ、新聞報道では菅官房長官が県連決定を歓迎したい、政治的な環境は整ったということだと。何かしら沖縄全体の県民世論とか41市町村や県議会の決議とか、地元の名護市長、さらには同じ与党の中の公明党の考え方よりも自民党県連が変わることが、もう環境整備が整ったと、こういう捉え方をして発言しているから、あえてそれを聞いています。どう思いますか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） これは客観的に見ましても、政府は辺野古移設を推進する立場ということでございますので、菅官房長官のおっしゃることはそれに沿って発言されたということだと考えております。

○議長（喜納昌春君） 新里米吉君。

○新里 米吉君 それから(4)についても具体的な説明がないとのことでした。日本政府から、知事が求めている県外の既に滑走路のある場所に普天間移設の打診、交渉をしたとの回答を得たことはありますか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 公式にこういうことをしたというような回答は、私の記憶する限りありませんが、しかし、かつて民主党政権の時代に、徳之島等を検討したといった発言はあったやに記憶しております。

○議長（喜納昌春君） 新里米吉君。

○新里 米吉君 県は、知事としては政府に対して県外の既に滑走路のある場所と、これが早いんですよということを政府に再三言っているわけですよ。大臣たちにも言っている。しかし、政府からは一切回答な

しと、そのことに対する回答はしないということは、そういう努力がなされていないというふうに受け取るべきだろうと思うんですが、それはどうですか。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） 知事は、かねがね再三にわたって申し上げているように、県外の既に滑走路等のある、つまり受け皿となるような場所に移設するほうが現実的であるし早いというふうにおっしゃっているわけですが、その知事の提案を受けて、具体的に政府において具体的な場所を実際に交渉したことがあるかどうかについては、先ほど知事公室長が答弁しましたように、そういう報告を受けておりません。

ただ1つだけ申し上げれば、そのために沖縄のほうから、つまり県として例えばどここの県、どここの空港と名指しをお願いをしますということも、当然、県としてはしておりません。

○議長（喜納昌春君） 新里米吉君。

○新里 米吉君 それは、沖縄に権限が与えられているわけじゃないんだから、沖縄があっちがいいよ、こっちがいいよと言う必要もないし、それはまた越権行為ですよ。私たちは沖縄はだめですよと、ほかにもあるんじゃないですかということを県が言うというのは、これも至極当然のことだと思います。それに対して、全く答えようとしません。これまでのマスコミ報道を見ても、どこかの県に当たってそこで議論になったという話も聞いたことがない。これは明らかに日本全国の中で、政府としては沖縄ありきの姿勢で最初から臨んでいる。知事の言うことも全く聞く耳を持たないということだと思んですがどうですか。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） 県としては、一貫して今なお政府に対して困難が伴う辺野古移設よりも県外のほうの既に滑走路等の受け入れ体制が整っているところに、移設したほうが現実的であるという主張を言い続けるということになると思いますが。

○議長（喜納昌春君） 新里米吉君。

○新里 米吉君 質問と答弁がかみ合っていないんですが、私は、沖縄県が再三その沖縄県の考えを伝えても、国は全くそれに対する努力をしていない。最初からもう沖縄ありきで、ほかのことを考えようとしていないのではないのかというふうに聞いているんですよ。皆さんがどうするかの話じゃないですよ。

○副知事（高良倉吉君） ちょっと休憩してください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時35分休憩

午前10時35分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） 県外の既に滑走路等のある受け入れ体制が整った場所に移設するほうが現実的であるし、それが早道だということは我々としては言い続けております。

ただ、大変残念なことですが、政府においては辺野古が唯一の解決策であるというふうにおっしゃっていて、それを推進することに姿勢を変えてない。

ただ1つだけコメントしておきますと、この間、岩国の福田市長が知事を表敬されたとき、私も同席させていただいたんですが、例えば岩国市のように、具体的に普天間の基地負担のあるいは危険性の除去等について、大変苦しい決断だったと思いますけれども、岩国のほうで空中給油機を受け入れるというような理解を示された動きもあるというふうにも理解しております。

○議長（喜納昌春君） 新里米吉君。

○新里 米吉君 それで納得したらおかしいんですね。というのは、1972年、復帰のときの米軍専用施設、沖縄にある米軍専用施設は全国の中で約60%、60%というよりも59.幾らかですよ。現在74%、これはどう考えますか。ふえているんですよ、率としては。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） これは県が発行しております「沖縄の米軍基地」という冊子にも書いてありますけれども、やはり55年体制の中で、本土においては米軍基地の整理縮小、あるいは自衛隊との共用化というものが進みまして、専用施設の割合というのはむしろ沖縄でふえてしまったということだと思います。

○議長（喜納昌春君） 新里米吉君。

○新里 米吉君 ですから、一部移転があったから国が努力しているというところの騒ぎじゃないんですよ。この間の日本の政府の基地政策というのは、沖縄に集約させてきた政策なんですよ。今の話も復帰後、日本の施政権下に返ったのに日本政府は一番全国でも専用施設の多い——当時も専用施設の半分以上沖縄にある——にもかかわらず沖縄の基地返還は少し返したけれどもないがしろにして、関東計画など関東周辺を中心に沖縄以外の他府県の基地は大幅に返還させた。まさにそういう問題があって、沖縄の基地がふえたわけじゃないのに本土はどんどん返還させたから、60%が74%になるという現状になったわけでしょう。

まさにそれはこの間の金城議員の指摘のとおりですよ。政府の不作为というのは大変なんです、だから。

それだけじゃなくて、先日来指摘されているように、復帰直後に米側から海兵隊をアメリカに撤退させようということが打診されたときに日本側がそれに反対したと。こういうことを含めて日本政府の長年の沖縄に対する基地政策というのは、沖縄に基地を押しつける政策であると。こういう状況の中で困難の問題が起きているわけですよ。ここを私たちはしっかり踏まえないと、沖縄のオール沖縄の体制が崩れていくだろうと思うんですよ。なぜオール沖縄になったかというのは、そういう我々の悔しさと、そして政府の沖縄差別があったからこのオール沖縄になったと思いますよ、あのときには。みんなあんなにして一生懸命やった、あのときの姿勢がもうなくなってしまっている。残念ですよ。

そして辺野古の問題ですが、辺野古に基地をつくったら環境破壊も甚だしいし、場所によっては30メートルも埋めないといけない、こういう場所ですよ。そして沖縄にとっても非常に大事な環境を保全する地域である。それがつくられたら40年以上、200年の範囲で辺野古に基地が固定化する。辺野古に今度は基地が長年にわたって固定化されるんです。新しい頑丈な基地がつくられるんですよ、これをどう思いますか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時40分休憩

午前10時41分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 前段の、沖縄に米軍基地が集中しているという問題意識については、執行部も議員とそれほど意識としては変わらないと思っています。

ただ、今、我々が直面している問題というのは、普天間飛行場の危険性をいかに除去するかという課題でございまして、その課題につきましてこれはこれまでの経緯があります。この17年間、さまざまなお考えの変遷というのはあるわけですが、だから今知事は現在埋立申請については行政の立場からきっちり審査をするということと、それから普天間飛行場の辺野古移設については県外移設を求めるということを言っているわけでございます。

○議長（喜納昌春君） 新里米吉君。

○新里 米吉君 普天間の危険性の除去は沖縄県民の責任じゃないですよ。何か沖縄県民が責任を持ってどうにかしないといかんというのは、これは先ほどから

の私の質問、この間の基地問題の経過からすると、こういう話が出てくること自体が知事が言っているように固定化発言の一種の墮落だと。むしろ沖縄の我々がそういう意識を持たないと、知事と同じ認識に立ってやらないと、何か自分たちが責任を持って探さんといかんかのように……、先ほど皆さん言ったでしょう、沖縄が探すんじゃないんだと、そのとおりなんです。そこら辺をしっかりと確認していきましょう。

それから、環境生活部が膨大な厳しい指摘を意見を提出しました。過去の経過から見ると、防衛局から納得できる説明が得られる可能性は困難ではないのかと。これまでも中途半端な——そう言ったら言葉遣いが悪いんですが——いいかげんな回答をして常に沖縄側から厳しい指摘を受けているわけです。今度の意見もこんな膨大なんでしょう。それに対して一つ一つともに答えられるのかどうかという意味では非常に厳しいんじゃないのかと思っているんですが、回答が不十分な場合、県はどう対応するつもりですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 環境生活部から意見をいただきまして、ただいま沖縄防衛局へ見解を求めています。

これは48問でございます。それ以外に名護市長の意見に対する見解も求めていますけれども、それが18日までに回答がなされる予定となっております。その回答を見た上で対応いたしますが、まだ不十分な点があれば、もう一度再質問なり再度の見解を求めるということもあり得ると考えております。

○議長（喜納昌春君） 新里米吉君。

○新里 米吉君 在沖海兵隊の撤退につながる判断、そして、在沖米軍基地の縮小・撤去につながる判断、後世の人から高く評価されるような知事の判断を期待をして終わります。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん それではお願いいたします。

実務的により一層お答えになることを期待しております。

まず公有水面埋立法、これの免許基準は何条何項ですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） これは埋立法の第4条第1項第1号から第6号まででございます。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん それでこの第4条第1項、文語体なのでその意味を説明いただきたいんですが、「各号ニ適合スト認ムル場合ヲ除クノ外埋立ノ免許ヲ為スコ

トヲ得ズ」、この「為スコトヲ得ズ」というのがどう
いうことを指すのか解釈を求めます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 4条第1項各号に
不適合の場合には免許をすることができないというふ
うに解釈しております。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん ですと、各号に適合しないときは
当然、免許ができない、「為スコトヲ得ズ」ですよ
ね。そうすると、1号から6号にその全て適合する場
合、これは承認かという理解ですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 法律の改正があ
ったときに、施行通達というものが出されております。
その中で、この埋め立ての免許基準の性格について通
達がございますが、「法第4条1項各号の基準は、こ
れらの基準に適合しないと免許することができない最
小限度のものであり、これらの基準のすべてに適合し
ている場合であっても免許の拒否はあり得るので、埋
立ての必要性等他の要素も総合的に勘案して慎重に審
査を行うこと。」というふうになっております。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん となると、全てに適合している場
合であっても、それを最低条件とするということがま
ず第1の条件であって、それだからといって即承認可
ではないと。ただし1号から6号に全て適合すること
がまず最低条件として認められるわけですね。そう
なると、1つでも適合していない場合、これは承認はど
うなりますか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 4条第1項各号
に、1号でも明確に不適合ということになると、免許
もしくは承認ができないというふうに解釈されます。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん それでは、1つでも適合しない場
合にはもちろん承認できないということですね。そう
なると、適合しているか適合していないか不明な場
合、これについての承認に対してはどういう判断にな
りますか。適合するのか適合していないのか、判断が
まだ不明な場合、これは承認可ですか、不可ですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） なかなかこうい
ったものについては一般論ではちょっとお答えしにくい
部分がございます。今回、もう埋立申請が出されてお
りますので、現在審査中で、そのことにつきまして個
別・具体的にどの程度、その不明の内容によって判断

すべきものと考えております。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 今の答弁は非常に曖昧なんです
ね。副知事、今のようですしいと思いますか。最低条件
として1号から6号に適合していて、なおそれが最低
条件で初めて承認される。1号でも不適なものがあれば承認されない、これは明快でしたね。それでは、適
合しているかどうかなお不明な場合、不明な状態の場
合、これは承認可ですか。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

○副知事（川上好久君） 休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前10時50分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

川上副知事。

○副知事（川上好久君） 今、埋立承認申請につきま
しては、基本的に公有水面埋立法等の関係法令にのっ
とると我々は言っているわけでございますけれども、
まず1つは承認基準への適合状況、これは確認するわ
けです。そのことが判断できない限りはそこから先
には進めないわけですね。そういうことですよ。だか
ら、あやふやということよりも、まずそこは判断をす
るということですよ、適合しているかどうか。そうい
うことでございます。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん そこから先に進めないということ
は、当然承認には当たらずというそういうことですよ
ね。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

○副知事（川上好久君） 先ほど土木建築部長が申し
上げましたとおり、第4条各号に適合をしてないと承
認できないと、そういうふうな規定になっているとい
うことです。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん それでは次、環境生活部にお尋ね
をしたいんですが、この埋立申請に係るその当該地
域、この環境の評価ですね、その地域の環境について
どのようにまず国が評価し、そして県としてどのよう
に評価をしているのか、特徴的なところをおっしゃっ
てください。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君） 当該地域において、
国においては特に評価はされていないところでありま
すけれども、県においては当該事業の実施区域の沿岸
は自然環境の保全指針で定めるランク、自然環境の

厳正な保護を図る地域であるということ、それから辺野古地崎の沼池の上には準絶滅危惧種とされている、そういうもので構成されている藻場が広がっており、ジュゴンがそこを餌場としているということ、それから当該地域においては辺野古及び大浦湾を「日本の重要湿地500」として選定しておるということと、大浦湾につきましてはラムサール条約の潜在候補地にも選定されているということ、それから事業実施区域、その近傍の集落というのは周辺を畑あるいは山林で囲まれていて静穏な地域であるということからして、生活環境及び自然環境の良好な地域であるということで評価しております。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん となると、今おっしゃるような評価ランク、厳正な保護を図ることが求められるということで、今るるその特徴をおっしゃいました。これについていわゆる類いまれ、かけがえのないという表現が出てまいりますけれども、そういった自然環境の保護について求められる地域、これについては先ほどの4条1項、この1号の解説ですね、このハンドブックでは、このように環境保全上重要な地域というものはどうあるべきだというふうに解説されていますか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 4条第1項第1号の「国土利用上適正且合理的ナルコト」の解説でお答えになるかと思います。これは、ハンドブックのほうではよく言われるのは、日本三景等の古来からの景勝地における埋め立て、環境保全上重要な地域等における埋め立て、良好な住宅地の全面的工業用地造成目的の埋め立て等である。こうした一般的な基準からしても認めがたいものは本号により免許拒否がなされると記述されております。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 明快ですね。この1号によって合理的に当たらないとするその特徴の大きな一つが環境保全上重要な地域、そしてまさに県の評価が評価ランクであるということをもってみれば、一般常識上、一般的な基準からしても認めがたいというこの本号の1号にまさに事例として上がるほどの地域であるということが、こちらは明快かと思います。

それから2号ですね。次、2号の解釈についてもお尋ねしますが、「十分配慮」ということが出てまいります。この2号の解説についてどのようになっていますでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 法4条1項第2号

に、「其ノ埋立ガ環境保全及災害防止ニ付十分配慮セラレタルモノナルコト」というものの、その「十分配慮」といいますのは、問題の現況及び影響を的確に把握した上で、これに対する措置が適正に講じられていることであり、その程度において十分と認められることを言うというふうな記述がございます。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん それではまた環境生活部長にお尋ねいたしますが、まず皆さんの意見に記述されていることに基づいてお尋ねをいたします。

まずオスプレイですね、オスプレイについては騒音測定値というのは示されましたか。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君） オスプレイに係るデータについてなんですけれども、オスプレイの騒音基礎データの図、グラフィックであるとかあるいは標準飛行回数の算出の考え方などは示されておりますけれども、ただ具体的に数値で示されていないデータもありまして、これについては検証するのはちょっと...、この点がわからない点があるということです。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 辺野古の上空で測定をしたような、そのようなデータはありましたか。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君） 実測値については、米軍からの資料によりますと、航空機とそれから受音点との直線距離のデータと、それからピーク騒音レベルの関係があります騒音基礎データ、それから普天間飛行場の回転翼機と固定翼機の飛行割合とか、それからオスプレイの飛行モードの割合等々は示されております。

事業者においては、オスプレイのエンジンテスト時の音であるとか、あるいはホバリングの騒音等の実測調査はしているところであります。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 今のそのおっしゃるような、米軍提供データに基づくようなそのデータによって、妥当性というものは確認できるのでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君） そうですね。基本的に、今申し上げた騒音基礎データというものがグラフィックになっているので、具体的な数値というものが示されてない。これは予測値については資料編では述べられておりますけれども、そういう評価もなされないような状況ではちょっと確認ができないということとであります。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 確認できませんね。それからその騒音基礎データもさることながら、特にその垂直離着陸モード、これに対するデータは示されていますか。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君） 米海兵隊が以前に行った環境レビューの中では、垂直離着陸モードがあるというのは示されておりますけれども、今回の環境保全図書においては、垂直離着陸モードによる予測評価というものはなされておられません。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 予測評価がなされていない以上、妥当性が確認できませんよね。そういう中において、今皆さんが求めるような予測評価を適切に行うために必要な調査というのはどのような調査でしょうか。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君） 当然、理想的には離着陸モードの実測値のデータを示していただきたいということでもあります。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん それでは、絶滅危惧 A 類、天然記念物のジュゴンについて、また環境生活部長にお尋ねをいたします。

このジュゴンですね、今調査の対象になっているジュゴンが雄か雌か、わかりますか。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君） 現在のところ確認されているのは、ジュゴン 3 頭でございますけれども、そのうちの個体の 1 頭については雌雄の別は確認されておられません。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん それから、ジュゴンが夜どこで過ごしているかということはわかるのでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君） それについても確認はされておられません。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん ジュゴンの生息域、つまりどのような行動をやっているのかと。今、夜どうなんだ、あるいは雄か雌かもそもそもどうなんだという、そういう意味も含めて生息域というのは十分な知見が得られているのでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君） ジュゴンの生態についてはこれまでも十分な研究はされてなくて、データの蓄積もないところですけども、今回の環境アセス

においてもそういったところの十分な資料というものはございません。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 十分な資料、十分な把握がなければ予測も評価もその不確実性というのは当然、程度が大きいという皆さんの指摘のとおりですね。まず、評価がなされないところに予測も立たない中で措置はとれないというのは、これは当然だと思います。それで今ジュゴンについて、十分な知見を得ようとすればどのような調査が必要になるのでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君） 理想としましては複数年、例えばヘリを飛ばすなりなどして生息域であるとか生態とか、あるいは潜水しての行動調査等を行う必要があるだろうなと思っております。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん それから、外来種についても非常に懸念が指摘をされます。過去にこのような辺野古埋め立てと同等規模の土砂が県外、いわゆる外から持ち込まれた例というのがありましたでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時2分休憩

午前11時2分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） まず辺野古の埋め立ては約2100万立方メートルの土砂が必要ということで、それを県外の岩ズリなどを中心に持ってくるということですけれども、これはこれまでの県内の事例ではそういったものはございません。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん それから外来種の定義なんです、これはいわゆる海外に起源をするもの、海外起源由来のものを特定外来生物として指すのか、それに限るのか、あるいは辺野古以外のいわゆる国内の移入こういったものも、いわゆる辺野古区外から侵入する全てのものを外来種と言っているのでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時3分休憩

午前11時4分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君） 外来種の定義でございますけれども、意図的あるいは非意図的を問わず、本来生息していない地域へ人為的に持ち込まれた生物種のことを指しております。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。
○仲村 未央さん となると、特にその海外由来であるとか、どこ由来であるということは問わないということで理解してよろしいですね。
○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。
○環境生活部長（當間秀史君） そういうことです。
○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。
○仲村 未央さん そこで、今のその申請書に示される侵入防止策ですね、これは適切なんでしょうか。なお懸念がありますか。
○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。
○環境生活部長（當間秀史君） 外来種対策につきましては、その搬入前であるとかあるいは搬入後についての予防対策が具体的に示されていないので、その辺は判断できないというところであります。
○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。
○仲村 未央さん 私たちがよく知るところのマンガースであるとか、ウリミバエとか、イモゾウムシもそうなんじゃないかな。そういう拡散した外来種などを駆除するということは非常に困難ということが、これまでも私たちは経験をしてきておりますが、万一こういうような事態になった場合、その駆除というのは事業者の一切の責任で行われるんでしょうか。
○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。
午前11時5分休憩
午前11時6分再開
○議長（喜納昌春君） 再開いたします。
土木建築部長。
○土木建築部長（當銘健一郎君） 外来種が沖縄県内に蔓延しないようまず万全な対策をとらせるというのが第一でございます。そして万が一、外来種がそういった蔓延するような状況になれば、外来種対策というのは基本的には事業者のほうの責任で行うべきものというふうに考えております。
○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。
○仲村 未央さん それから、この意見の中でもコウジカビとかセラチア菌ですかね、陸域由来のものが海域生物へ及ぼす影響というのが適切に評価できないというふうな指摘になっていますが、それを評価するためにはどのような調査が必要なんでしょうか。
○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。
○環境生活部長（當間秀史君） こういったコウジカビとかセラチア菌につきましては、やはり専門家の助言を得る、あるいはさらにわからないようであれば研究成果を調べた上で対応をするということになるかと思います。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。
○仲村 未央さん それで先ほど土木建築部長にお尋ねをしました。2号に言う「十分配慮」、もう一度おっしゃっていただけますか。
○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。
○土木建築部長（當銘健一郎君） ハンドブックでは、「十分配慮」とは、問題の現況及び影響を的確に把握した上で、これに対する措置が適正に講じられていることであり、その程度において十分と認められることを言うと言記述されております。
○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。
○仲村 未央さん 今お聞きのとおり、十分な配慮ということの定義は、まず1つに、影響を的確に把握した上で、これがないことには次の措置が適正であるかどうかはまず生まれてこないわけですね。そしてその程度においても十分、つまり適正であるだけでは足りなくて、その量においても十分な措置がとられていて初めて「十分配慮」と。ところが、今の環境生活部長の答弁からも明らかなように、オスプレイについてもデータがない。それからジュゴンについても、これについてもそのデータ、基本的な知見が得られていない。そしてこれを知ろうとすれば、今県がまさに指摘するその実態を、予測や評価をまさに適切に確保しようとするれば、実機飛行あるいは複数年調査、先ほどのコウジカビなどは研究者が生涯かけて研究するようなテーマなんですよ、まさに。その影響をはかろうとすれば。それほどの不明な点を留保しておいて、そして適切なその把握というものがなされていないという状況、これが明らかなんです。今の状況というのは現時点において。適切な把握がなされていないということは、この「十分配慮」には当たらない。「十分配慮」に当たらなければ2号に適合していないと、こういう理解ですよ。いかがですか。
○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。
○土木建築部長（當銘健一郎君） 埋立申請書には一定の記述があるわけですがけれども、それだけでは不明な点等がございましたので、今回、環境生活部それから名護市長の意見に対しての沖縄防衛局の見解を求めているところでございます。
○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。
○仲村 未央さん 不明なときは承認に当たらず、これは先ほど副知事の答弁でいただきましたように、適合すと認められる以外のときは「為スコトヲ得ズ」、免許を拒否するというのが明快にまず4条1項で規定をされていますね。不明な状況が続く間は承認「為スコトヲ得ズ」なんです。これは明解に拒否されるんで

す、皆さんの定義、解説ではね。そして、今言うように1号において環境保全上非常に重要な地域、ここは基本的に免許拒否されるというのが1号による拒否ですね。

それから2号による不適合というのは、今言うように不明な状態において適切な把握がなされるはずがない。そこから措置や十分な対応が生まれるはずがないという意味では2号も満たさない。現時点において1号、2号、これは適合しませんから、肅々とこの法に基づけば、この法の厳格な適用を知事は日ごろからおっしゃっているわけです。この法の厳格な適用を採用した場合には、これは承認に当たらずというのが現時点での理解だと思いますが、そのあたりについて副知事に見解をお尋ねいたします。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

○副知事（川上好久君） まさしく今議員のほうからいろんな質問がなされましたけれども、我々はそういうさまざまな疑問というふうなものを整理をしながら、その埋立承認申請につきましては、これはまさしく法律に基づいて、法律にのっとって承認基準への適合条項、そここのところをきっちりと整理をしながら、それからまた利害関係者、地元市長、そして関係行政機関の県など、総合的に判断をしながら、勘案しながら判断をしていく予定でございます。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 私の見解として申し上げれば、辺野古を選択肢の一つとするという表現は、政治的にはあり得るかもしれませんが。ところが、この公有水面埋立法に基づいて辺野古を選択肢の一つにしようとするのがまず不可能なんですよ。今言うような、まず適合条件をクリアできない。4条の1項に照らしてこれは無理なんです。ですので、どんなにたやすく政治的に辺野古を選択肢の一つということが言えても、実際の実務の県行政において、これを今の不明な状況のこれだけの整わない中で、しかも先ほど環境生活部長がまさにおっしゃったように、複数年調査や実機飛行を伴うようなそういう分析、これを必要とするようなことによってしか明らかにならないような今の状況ですよ。これが1週間、2週間の防衛局とのやりとりで回答が出てくるはずがないんですね。そういう中において、今、現時点で判断し得るとするのは承認ということがもしやあれば、これはまさにこの法をなし崩しにするということに伴う判断になるわけです。ここが非常に大事なんですね、やはり。承認にするか、不承認にするかということを厳格にこの法に照らせば、不承認というのは当然これは法から導き出せます。それは

県行政としてあるべき判断だと思います。ところが、これを承認しようとすれば、今言うような法の求めるその要件を踏み外して超法規的な判断に踏み込んでいかなないと承認に至らないんですよ。そういう意味で、非常に、もしや承認ということがあれば、私は知事の政治的な、恣意的な裁量に基づく判断だということを断じざるを得ないというふうにここで確認をして、次の質問に入りたいと思います。

2点目の、基地に起因する環境問題の対応、これは新体制ですね。非常に期待もしておりますし、必要性を感じます。これは前回の議会で直接、私のほうもお尋ねをして答弁をいただいたところです。もう一度、その体制の必要性について見解をいただきたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君） 現在、米軍基地の環境問題についてはJ E G S（日本環境管理基準）に基づいて、まず環境保全が基地内は図られているということになっておりますけれども、そのJ E G Sの運用について県内市町村であるとか、あるいは県が確認する手だてがないということ、それから米軍基地で環境問題が発生した場合に、速やかな立ち入りと調査ができないということ、さらには返還された土地、あるいはこれから返還されるであろう土地の環境浄化について、十分な手続が定められていないということです。跡地利用促進法で、国においては全面的に責任を負って国が行うということはありませんけれども、その具体的な手法であるとか手続については明らかになっていないということがありまして、そういうこともあってこの対策室のほうでその辺の部分ガイドラインなどを作成して国に提案していこうということになります。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 今、これまでの従来の課題に対して非常に頑張って、皆さんが日常の活動の中で、体制の中で取り上げてきたこと、今総体的におっしゃっていただいたと思います。特にJ E G Sについては、過去の米軍の活動、彼ら自身の活動によって生じた環境汚染をそもそも適用除外としているという、その浄化については、過去のものを取り扱わないというのがJ E G Sの前提、規定の前提ですから、やはりその過去の汚染ということについては、当該キャンプ・シュワブもそうなんですが、今まさにいろんなところで発覚する問題というのは、過去にあったことが今出てくるということがたびたび続きますね。ですので、このJ E G Sが過去のを適用しないという規定になって

いる以上、幾らやったってそのことは明らかにならない。とすれば、やはりその視点をもってこじあけていくという、その十分な認識の上で体制をつくらねばならないということを感じますが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君） おっしゃるようにJ E G Sの運用がどうなされているかがわからない状況の中で、やはり基地の環境問題というのは可視化というのが一番大きな問題だと思います。そういった意味では、やはり可能な限り国内法を基地内でも適用運用できるようなことが必要だと考えております。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん つまり、米軍は地位協定でそもそも米軍に責を問わないということを定めた上で、さらに内規にあるJ E G Sにおいても過去のものはやらないと二重に定めて、二重にやらないと世界に対して表明しているわけですね。こういうことが21世紀のこの時代に、米軍といえど何軍といえど許されることではないということをややはり私は国際社会に対しても、環境の視点から幾らでも提起できることはあると思うんですよ。ですので、この環境体制をつくるに当たって、ぜひともあらゆるその専門家の力をいたくなり、開かれた議論、公開の場でのいろんな取り組みを通じてそこを喚起していくことによって、やっぱり国際的にも米軍に対して圧力をかけていくと。こういうことが本当にあってよいのかという、これは比較の視点も大事でしょうし、そういう意味での国際法的な視点も大事でしょうし、ぜひともそこを果敢に大きく専門家、第三者機関、いろんなところの意見を取り入れて進めていただきたいと。ただ県庁内だけの体制にせずに、従来やらなかったこと、やれなかったことも含めて大いにやっていこうという、そういった体制になるのかどうか、そこをぜひ見解をいただきたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） 4月から一応この基地環境特別対策室というものを立ち上げることになっていまして、人員等についても関係部局で調整しております。今御指摘のように、この対策室が立ち上がったときに、どんなことをなすべきかについては当然今御指摘のように有識者の意見でありますとか、いろんなことのアドバイスを得ながら多分その有効な事業数も展開すると思うんですが、その中に例えば海外調査、例えばアメリカの国立公文書館でありますとか、あるいはシンクタンクでありますとか、それから情報公開法

のありようですとか、あるいは当然そういう専門家の御意見等、そういったことを踏まえてどういう行政的な課題、実践に取り組むべきなのかについても検討することになると思います。そのためには、これはもちろん県民の安心・安全を守るために大事な業務の一つですので、そういったしっかりと質の高い情報収集をしながら、アドバイスを得ながら活動することになると思います。

○議長（喜納昌春君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん ぜひよろしく願いいたします。

以上で質問は終わりますが、先ほども申し上げたとおり辺野古を選択肢にするのは不可能、それゆえにそこがいろんな抵抗に遭うから以前の問題で、そこを公有水面埋立法上選択肢の一つに組み入れることがまず不可能であるから、この選択肢はないということを強く申し上げて質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 40分ありますから、ゆったり行きましょうね。

それでは、通告に従って質問いたしますけれども、まず、アスファルト汚濁水、これは前回の議会でもやりましたけれども、もう一度確認をさせていただきたいんですが、アスファルトの汚濁水には油分が含まれているかどうかというところをお聞きをしたいんですが、アスファルトの汚濁水は、産業廃棄物分類上、油分を含む泥状のものなのかというものをお伺いをしたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君） アスファルト切断時に生じる濁水については、環境省の通知によりますと、その含まれている量の5%以上は油と汚泥の混合物と、それから5%未満については、汚泥として汚泥の中の油分を含む汚泥という取り扱いになっております。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 部長、少し変わりましたね。前は5%以上はというような話がありましたけれども、5%以下もこれは油分なんですよ、含んでいるんですね。だから、これは環境省が昭和51年に示したとおり、5%以上は混合物だと。それでも5%満たなくてもこれは油分が混ざっているものとして扱わなければいけないということになるんですけれども、この今のアスファルトの切断汚濁水、これについてはどの程度入っておりますか。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君） これは現在のアスファルト汚濁水については、土建部のほうで委託調査をした分析結果によりますと、いわゆるノルマルヘキサン抽出含有量が0.24％ということになっております。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 ちょっと数字が違いますか。同じものを僕は持っているつもりなんだけれども、基準値がノルマルヘキサンについては、基準値が30と書いてあるんですね。ところが試験結果は2400あると書いてあるんです。この処理はどうしていますか。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君） 処理のほうですけれども、結局この汚泥に含まれる油分が0.24％ということで、その処理の仕方については環境省のほうから通知がございまして、その処理場で埋め立てた場合に油分が漏れ出すおそれがある場合は焼却処理をなさないと。そういう油分が浸出するようなおそれなければ、通常の汚泥と同様の方法で処理してくださいというような通知が出されております。したがって、そのことに基づいて県としては通常の汚泥として処理をしているということであります。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 部長、この分析結果の中にはほかに有害なものが入っていますか。

○環境生活部長（當間秀史君） ちょっと休憩いたします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時26分休憩

午前11時26分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君） 有害な物質等々いろいろございますけれども、特に、いわゆる水濁防止法に係る基準値を超えているものが鉛及びその化合物、ヒ素及びその化合物となっております。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 例えば、道路でこのアスファルトを切断する。水を使ってやっている場合は別として、それを水を使わないでそのまま粉じんが出ている。これについて皆さんはどういう通達を出されているんですか。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君） アスファルトを切断した粉じんにつきましては、アスファルトそのものが産廃上、瓦れきとして扱っておりますので、その粉じ

んについても瓦れきとして扱っているところです。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 これがそうなんですよね、この粉が。（資料を掲示）

議長、休憩。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時27分休憩

午前11時28分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

○呉屋 宏君 これが瓦れきとして扱えるものなんですか。油分を含んで、ヒ素も含んで、鉛も含んで、それを焼却処理をしているというのは、正式の処理の仕方なんですか。

それと皆さんが出したもののの中に、乾式つまり水を使わないでアスファルトをカットしたときに、その粉じんは瓦れき類に出しなさいとホームページに書いてあるんです。これは安定型処分場で処理をなさないと。これは安定型処分場ということは無害なものを処理するところですね。ところが、ここから今度は飛散を防ぐために、今度は湿式いわゆる水を含んだこのアスファルトをカットした粉じんを水も一緒に吸い上げたらこれは有害なものの処理の仕方、管理型処分場に持っていきなさいと。同じものですよ、水を含むか、含まないか。

そして部長、もう一つ聞きますけれども、皆さんは土木建築部から回ってきたこの南西何とかというところが検査を出しているところ、南西環境研究所。ここから出した、この部分を土建部から環境生活部に判断を任せられましたね。皆さんはこれを保健所に通達を出した、あるいは各市町村に出した。そのこのところ、ちょっと教えてください。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君） この件につきましては、各市町村、それから保健所等に通知をしておるところであります。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 この議会が終わってから今度はそれをもらいますけれども、ところが、浦添市はさっきあげたアスファルトの切断された粉（資料を掲示）これは無害なものだとして扱っているんですよ。どこの市町村だって、そのアスファルトをカットしているときにそばから人も通る。皆さん、あの道路をカットしている人たち、工事をやっている人たちを見たことあるでしょう。マスクもつけないで、あれをずっと吸い込んでいる。このような状況で私はその環境を取り仕切る沖縄県の環境生活部がこのような状況でいいのか

というところ、私は不信感を感じて前回の10月の質問から、これをしっかりとやらないといけないと思ってきたんですね。私はこの後もこれを追っかけていきますけれども、このことについて部長はどういう見解をお持ちですか。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君） 先ほど水質汚濁防止法に基づく排出基準では環境基準値を超えているというお話をしましたけれども、実は、それとは別に産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法というものがあって、産業廃棄物処理場で埋め立てる場合の基準値というのがございまして、それについては、鉛であるとかヒ素とかいうものは基準内におさまっているということであります。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 じゃ、聞きますけれども、この排水基準を定める省令ですね。これでいきますと、皆さんこれ2つの法律があるから、この2つのもう一方のほうは大丈夫だとおっしゃっているわけですよ、今。廃掃法かな、廃掃法では大丈夫だと。ところがこの排水基準を定める省令では、これは水で流しちゃいけないものなんですよ。現実には本当にみんな吸い取っているんですか、これを。切断して湿式でやったところで、これ全部吸い取っているのかどうかですよ。

私は今の道路工事をやりながら見てみると、そういうところが全く見えないんですよ。それをどうやって皆さんは取り締まっているんですか。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君） 各保健所に環境衛生監視員がおりますので、その方々がパトロール等をして指導をしているということでもあります。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 余り時間もありませんから、こればかりにかかっていくわけにはいきません。もう一度、2月議会でやっていきますけれども、このところの市町村にこの通達が行ってない。私は浦添も問い合わせしましたよ、県からそういう指導がない。だから私は言っているんですよ。だから、その書類を私に下さいということを行っているんで、私はその場限りで皆さんに質問しているわけではないんですよ。だからその通達は浦添からも来ている。私はそここのところをもう一回やりますので、そのことだけはわかっていただきたいなと思います。

次に移ります。

ちょっと順序を変えますけれども、4番の県道とはどのような機能を果たす道路かというところを質問さ

せてください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時33分休憩

午前11時33分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 観光政策について伺いますけれども、観光入客の目標は幾らでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） 24年度に策定しました第5次沖縄県観光振興基本計画では、平成33年度の入域観光客数の目標値を1000万人に設定しております。

目標の達成に向けては、毎年度「ビジットおきなわ計画」を策定し、国内外における戦略的誘客活動に取り組んでいるところでございます。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 そしてその2番目、目標は1000万人とわかりました。観光客の動向について、この入ってきた現在の600万人のその観光客、ホテルへの宿泊者のビジネス型とリゾート型、この10年の動向をお伺いいたします。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） 国内観光客における宿泊施設統計をとり始めた平成18年度から24年度までの動向についてですが、国内観光客におけるこのビジネスホテル宿泊者の割合は、平成18年度の18.5%からおおむね増加傾向で推移し、24年度は25.2%となっております。

一方、リゾートホテル宿泊者の割合は、平成18年度の61.8%からおおむね減少傾向で推移しております。24年度は54.9%となっております。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 この今の観光の問題、そこらあたりにあると思うんですね。今、皆さんはこの目標の達成値というのか、達成年度というのか、これからあと何年、1000万人までに期間があるんですか。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） 目標年度が平成33年度までですので、あと8年あります。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 今現在600万人ですね。そこを行き来していますけれども、それであと400万人をあと8年でやる。土建部長、空港は間に合いますか。あとどれぐらいのキャパがあるのか、お聞きをしておきたいなと思います。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時36分休憩

午前11時37分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） お答えいたします。

那覇空港、今現在、国際線ターミナルも拡張、新しくつくっております。2月17日、供用開始です。これがありました暁には、国内線と国際線の際内連結部門をつくるという計画になっております。さらに、その後、これは国交省のターミナルの計画によりますと北側のほうまで拡張するということになっておりますので、順次、この空港機能を拡張していくことによりまして1000万対応が可能かと思っております。

また、この1000万といいますのは、那覇空港だけではなく、ほかに石垣空港ですとかクルージングでの観光客を含めてのものだと思っておりますので、そういったものを含めて沖縄県、1000万の観光客入客を目指して対応していきたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 空港のターミナルはいいんですよ、どうにかなるかもしれません。私は、離着陸の滑走路は大丈夫ですかとお尋ねをしているんです。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） もう御承知のように、那覇空港第2滑走路、来年1月に着工予定でございます。31年には竣工するということですので、その第2滑走路の供用開始によって空港による観光客の入域増も対応は可能かなと考えているところであります。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 私は、部長、要するに1日に何機が離着陸できて、もちろん24時間空港だから夜中もやろうと思ったらできるんでしょうけれども、具体的にそれは2時、3時というのはあり得ないでしょう。その中で、どれぐらいのあとキャパが来ているのと。あと10%あいているの、20%あいてるのというのを伺いたいんです。

○企画部長（謝花喜一郎君） 休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時39分休憩

午前11時40分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） お答えいたします。

今、呉屋議員の、具体的なその数字は今ちょっと持

ち合わせてないんですけれども、県のほうでは、今、先ほども答弁させていただきましたように第2滑走路の増設によって、まずこれまでよりも発着便が多くなることが期待できると思います。

また、昨今のLCCですけれども、これにつきましては外国路線も大分LCCのほうに力を入れておりまして、これについてはいわゆる深夜便などもLCCのほうは商品として考えているというような話もございます。

それ以外にも石垣、それから宮古においてもCIQを設置して外国人観光客を受け入れるということもございまして。そういったもろもろ考えると、沖縄県が目指しております1000万観光客というのは実現可能かなというふうに考えているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 今の沖縄観光、空港のことは、僕はそう言われたってあと6年、7年で急に400万人が来るわけではないと思うんですね。これはあと8年で400をやらなければいけないと、本当にそういう計画になっているのかな。

私は、今のこの混みようを見ていても非常に心配するのが、例えば月別でやると年間今50万人来ているという計算になるわけですよ、600万人はね。そうすると400万人があとふえるとなると、月30万人ふえるんです、ふえるんですね。30万人の中で例えばほとんどがレンタカーだと。この状況を土建部は計算しているんですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時42分休憩

午前11時42分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） まず現在のレンタカーの状況を見ますと、24年度で2万5464台というふうになっております。

今後、観光客がふえることによってレンタカーの台数も少しずつふえていくという見込みは多分出てくるだろうと思うんですけれども、それに向けてはやはり幹線道路網の整備であるとか、あとモノレールの延伸、それから交通機関の整備等々そういったものと合わせた形で整備を進めることによって、レンタカーがふえても渋滞を引き起こさないような対応を考えていきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 だから、私がさっきから聞いているのはそういうことですよ。結局、皆さんは、沖縄観光振

興基本計画（資料を掲示） これで10年計画をとって
いて、この達成時には1000万人になるわけでしょう。
道路は大丈夫ですかと、ここの中に入ってるんですか
と。空港はこれで整合性がとれているんですよと。

もう一つ聞きましょう。企業局長、7月に観光客は
今60万人来ていますよ。30万人ふえるんですよ、90万
人になる。県民は142万いる、7月には230万人の人が
いる。水は大丈夫ですか。

○議長（喜納昌春君） 企業局長。

○企業局長（平良敏昭君） 当然県は観光客1000万人
という目標、それから県民の生活、こういうものを全
体として横の連携をとっておりまして、来年3月に億
首ダムが完成します——完成というか供給を開始しま
す。それで、日量約61万7000トンの供給能力を有して
おりますので、今現在、日量41万トンぐらいですので
十分対応できると考えております。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 部長、今の状況では、5月10日ぐら
いから梅雨入りして7月の半ばぐらいで梅雨は終わリ
ますね。ほとんど6割ぐらいは恐らくそこで水をため
ているんですよ。ところが、7月には230万人が沖縄
県内にいるんですよ、8年後は。そうなったときに皆
さんは、その北部のツインダムを1つは断念したんで
しょう。それは何万人の計画でそういうようなものが
とれているかというような計画が私はここの中に入っ
ているとは思えないんだよ。各部が本当にこの観光振
興をやるために整合性がとれた計画になっているか
という、私はやっぱりどうもそういうふうには見え
ない。なぜか。これはこう書いてある、冒頭に。「1
計画策定の意義 沖縄県では、観光を県経済のリー
ディング産業と位置づけ」と、一番冒頭、1行目に書
いてある。

文化観光スポーツ部長に聞きますけれども、今まで
——平成9年からでいいですよ。平成9年からこれま
での間15年間、その間の中で観光客はどれぐらいふえ
たんですか。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） ちょっと休
憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時45分休憩

午前11時46分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） 約200万人
ですね。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 この15年の中で観光入客は百七、八
十万から200万の間をいっているわけですよ。ふえて
きているわけです、一定量。皆さんがリーディング産
業にやると言っているような3400億から3600億ぐら
いになっている。これも評価しましょう。これは入客が
あれば、県経済というか観光経済が収益が上がるのは
当然ですよ。ところが平成9年から沖縄県の県民の1
人当たりの平均所得、これはどう変わっているんです
か。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時47分休憩

午前11時47分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） ほとんど200万代で変
化はございません。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 この15年の中で、ここに書いてある
のは平成8年の県民平均所得が206万ですよ。次が207
万、21年がこれは一番新しいので204万。これは沖縄
県経済のリーディング産業じゃないの。これが何を意
図しているのか、副知事。これを両副知事にわかって
ほしいのは、これは入客をふやしてそこで使うお金も
ふやしているけれども、結果的には全部本土に持って
いかれているんだよ。沖縄に落ちてないんだ。その仕
組みを観光がとってないんですよ、それは数字がはっ
きりしている。平均所得は同じように推移をする。と
ころが観光客は伸びている。観光での収入も伸びてい
る。どう思いますか。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

○副知事（川上好久君） 呉屋議員のおっしゃると
おり、いわゆる観光客の1人当たり消費というふうな
ものをこれをどう伸ばしていくかというのは、これは非
常に大きな課題です。

ただ、平成9年から平成23年、25年でもいいん
ですけども、観光客、観光産業の沖縄県に果たした役
割というのはこれは非常に莫大なものがございます。1
人当たりの県民所得は、やっぱり人口がこれだけふえ
る地域はほかにはないわけです。赤ん坊まで含めて割る
わけでありまして、そういう意味では200万、二百
五、六万円で推移をして、そこはかなり健闘をしてい
るというふうな見方もできます。

ちなみに、平成10年から平成23年までに、沖縄振
興事業費は4600億から2300億まで落ちたわけですが
けれども、この間、その県民所得が落ちず、そしてまた就
業者もふえていく。ここはやはり観光産業というものが

200万人もふえてきた。ＩＴ関連産業もあったわけですが、そういう効果はあったと思います。

ただ課題として、今、呉屋議員が言われている、この１人当たりの消費がどんどん落ちてきて、このところがやはり依然として大きな課題だと、それはそのとおりだというふうに認識をしております。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 私はここで２つ指摘したいと思うんですね。

まず１つは、文化観光スポーツ部ですか、そこが観光を伸ばすための政策誘導をしていない。ただ、それをお金を流しているようにしか僕には思えない。ＯＣＶＢも僕は見ましたよ、決算書全部、２年分。ところが、これは流してそこに使わせているだけ。政策的にどうしようというものが無い。さっきちょっとホテルの話しましたね。これからの沖縄って私はコンパクトリゾートだと思いますよ、小さいリゾート。50名、60名でいっぱいになるような小さいホテルの集まり、コンドミニアムの集まり。そういうものをつくるかどうかということも皆さんが政策誘導しなければいけないということは大事なことでと思っているんです。

それと、今、川上副知事が言ってたんですが、私は、きのうも企画部の統計課城間さんという人呼びました。私は、彼を激励しましたけれども、皆さんがやっているこの本というのは、僕はこの10年ずっと読んでますよ、この年鑑を。（資料を掲示）これは沖縄の政策をつくるのにこれが根っこですよ。ところが皆さんの99分類された、あの労働力の分類を見てくださいよ。1000人以上は出てこないんだ。漁業を見てください、ゼロですよ。何でか、単位が1000だから。

僕は、高良さん、川上さんにもお話をしておきたいんですが、これは政策をつくる命、1人から何名いるかまで、タクシーが何名いるのか、郵便局は何名働いているのか、全部わからなければ、皆さんはいつまでたっても労働力人口に就業人口が追いつかないよ、これが中身だ。だから、こういうものを大事にしながらしっかりと統計をとるための力をもう少し発揮させないと、観光の……（資料を掲示）これは県議の皆さんもわからないと思うけれども、これは1万2000名の観光客にサンプリングを調査させたんでしょ。観光客にサンプリング1万2000名やったら、回答が2700、2700の統計がここに書かれている。これで観光政策をつくるんですか。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） 統計の数に

ついては、できるだけ多い数があればあるほどいい結果が出ることになるわけですが、今、私どもがやっている観光客の出口調査については、それぞれ観光客にアンケート調査表を配布し、そして回収いわゆる返信してもらって、それでもって集計しているわけですが、今の数で統計学的にはある一定の分析ができるというふうなことを踏まえながら、現在の統計をとっているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 私は、観光地、民間でもホテルでもどこでもいいから、そういうものを流してできるだけそこで協力してもらって、沖縄はどうでしたかというような会話をしながら、そういうアンケートをとる。それがいいと思うんですけども、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） 観光統計のやり方にはいろいろあるかと思うんですけども、今の統計が過去からずっと続けている統計で、やっぱり経年的な推移を見る方法としては今の統計がまたすぐれていると思いますし、沖縄の場合にはこの入域客数、それから観光消費額をとるにしてもやっぱり離島県ということですので、大体空港で調査をすれば観光客の実態がつかめるとい、他県に比べると非常にすぐれた環境にありますので、今のところ私たちがやっている統計の手法がより効果のある方法なのかなというふうに理解しております。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 部長がそう言うんだったら、2700が精度が高いと言うんだったらそのとおりにやったらいい。ただ、沖縄県経済のリーディング産業だということのを心にとめていかないと、2025年には——いいですが、皆さん聞いたことあると思うんですけども、2025年問題というのは、もう目の前まで来ている。社会保障費が40兆になる日本は、税収は40兆しかない。こんな状況の中で、もう我々がお願いすれば東京からお金が来るといようなそんな時代ではない。もう政府は2025年対策を始めている。我々はいつまでもじゃぶじゃぶお金が使えるような状況ではないですよ。そのところはわかっていただいてこの問題に取り組みないと、リーディング産業が何なのかということをしかりする。商工労働部がその70万人の労働力人口はしっかりと抑える。就業力がそれと合致をする。失業者はいない。そういう状況をつくらなければいけないと思うっているんですね。

観光の決意を、担当副知事からどうぞ。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） 御案内のように、一括交付金が使えるようになってプロモーションを中心にして観光関係の予算が随分ふえました。ただし、そのふえた予算を効果的に活用して、観光誘客あるいは受け入れ体制をどう強化していくかということに取り組んで、今2年目ということだと思えます。今、呉屋議員御指摘のように、そういった量的な拡大等も含めて、ますます受け入れ体制の充実も含めてですけれども、そこから見えてくる反省点といえますか、将来を見据えた形の戦略なり、あるいは克服すべき課題であるとかそういったことを多分整理しながら観光振興等も推進することになると思います。

そういう点ではさまざまな観点からのリーディング産業としての観光のあり方について御指摘いただいて、そういったリーディング産業を戦略的な産業であるがゆえに将来を見据えた形の戦略なり、そこを目標とすべき状況を達成するためのチェックポイントでありますとか、そういったことを検討していきたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 頑張ってください。

3番はちょっともう取り下げて、時間がありませんから4番に行きます。

県道とはどんな機能を果たす道路かをお答えいただきたいと思えます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 道路の持つまず機能といたしましては、交通機能や空間機能に加え、沿道の土地利用に欠かせないアクセス機能が挙げられております。そして県道は、地方的な幹線道路網を構成するものであり、市または人口5000人以上の町である主要地や、2つ以上の市町村を經由する幹線道路で、これらと密接な関係にある他の主要地や主要港または主要な観光地を連結する等が県道の果たす役割であると考えております。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 宜野湾市は渋滞をしている場所として認識に立っているのかどうかというのを、まず部長にお答えをいただきたいなと思えます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 宜野湾市の中にも渋滞している道路、あるいは交差点というものがあるものと認識はしております。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 部長、これは私の認識が正しいかどうか分かりませんが、ここだけ聞いてみてお答

えをいただきたいんですけれども、宜野湾市は58号と58号バイパスの国道があります、330もあります。ところが、これは私からすると人間で言えば大動脈ですね、これは動脈なんです。ところが、県道が圧倒的に少ない。南北を結ぶ線、これは国道でしかない。ところが、ここを結ぶ——基地があるがためにこれを結べないんです。皆さんは、環状2号ですか、銘苅のところから浦添を通して宜野湾の大謝名、あの県道にこのパイプラインを結びましたね、これは県道なんですよ。ところが、そこの大謝名から普天間側は同じパイプラインでも市道なんです。このパイプラインが生きるか生きないかでもこれは非常に大きなことなんですよ、宜野湾市にとっては。大動脈から宜野湾市道と言われている毛細血管に直接血液が行っている、だから渋滞している。沖縄国際大学は全島から来る。宜野湾市を含めて北側に60万人が住んでいる。そこを通過する交通機関、どう思いますか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 通称パイプライン線、路線名でいいますと那覇—宜野湾線は議員おっしゃるとおり、大謝名のところまででございます、それより北は宜野湾市道というふうなことになります。この混雑しているかないかということは、県道であるか市道であるかを問わず、道路がきちんとネットワークが組まれて整備されているかと。そういうふうなことにしましては、議員の御指摘のとおり普天間飛行場がございますのでなかなか東西を連絡することができないと。県道で言えば県道34号線で連絡はしている部分はありますけれども、この部分も若干渋滞ぎみだというような認識は持っております。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 宜野湾の市域は1970ヘクタール、普天間が408ヘクタール、瑞慶覧基地が150ヘクタール、泡瀬630ヘクタール、地市の3分の1は基地なんですよ。それをかいくぐって我々は生活をしている。だから経済が上らない。おっしゃるとおり、市でもいいんじゃないかと。そのとおりです。350億の一般会計でどれだけつくれるんですかと、経常収支比率が90%でどれだけつくれるんですかということになると、これはもう少し研究していかないと、宜野湾というのはある意味では中心の地域だと思っていますから、ぜひ御検討いただいて、2月にもう一度詳しくやります。

ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後0時1分休憩

午後1時24分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。
午前に引き続き質問及び質疑を行います。
當間盛夫君。

〔當間盛夫君登壇〕

○當間 盛夫君 皆さん、こんにちは。

きのう、きょうと仲井眞知事が欠席ということで、座骨神経痛ということでお医者さんにもとめられているということでもあります。もう来年11月が任期でもあります。ぜひ仲井眞知事にはまた頑張ってもらいたいなと。

辺野古をどうするのかと、承認するのかどうするのかの判断もこれはもう仲井眞知事しか判断できないわけですから、そういった面ではしっかりと判断をされてもらいたいなというふうにも思っております。

私もこの前、健診を受けてきて大腸を調べるとちょっとポリープが見つかりまして、悪性ではないという話でもありますので、早目に切ったほうが良いという話でもあります。切るということになると、きのうもみんなの党が14名、15名ですが、江田さんも含めたら、離党したと。そういった面では、渡辺さんも切るんだというような形がある。切っていいものとそうじゃないのもあるのかなというふうに思いながらも、私もしっかりと健康管理含めて体調を万全にしていきたいなというふうにも思っております。どうぞまた皆さんももう12月、年末でもございますので、暴飲暴食をなされずに健康管理は各自でやっていきましょう。

それでは、那覇空港について質問をさせてもらいます。

もう来年の26年度には那覇空港平行滑走路は着工するというところであります。年間300億の予算、大体1900億というような予算づけでもあるんですが、総体的に見て今の那覇空港、間違いなくもう過密状態になっていることは確かです。私、質問のほうでも防空識別圏のお話もさせてもらっているんですが、そして防衛省のほうにもちょっと問い合わせもしたんですが、じゃ、今航空自衛隊のF15がどれぐらいの飛行機の機数があるのかということも、これも全部そういった意味では秘密だと、公表できないというところがあります。私も那覇空港の近くにおりますので、そういった面では緊急スクランブル、スクランブル発進というのは間違いなくふえているなということを実感として持っているところでもあります。

その中で質問をさせてもらいますが、来年2月に完成予定であります国際線ターミナルの機能性、将来展望をお伺いいたします。

(2)、国際貨物ターミナルの現状についてお伺いいたします。

(3)、民間航空機の整備拠点施設を建設するというところでございますが、それについてお伺いをいたします。

(4)、中国の防空識別圏の設定について影響をお伺いをいたします。

徳洲会グループによる公選法違反事件に関連してということでございますが、東京都は猪瀬知事が5000万借りたんだとか、いろんな意味で議会からの突き上げをされております。そういった面で、きのうも1年分の給料をもらわないというところもあったんですが、何かやっぱり我々も選挙していますので、選挙する前に会って、会う理由が何だったのかもちょっとわからなかったと。そのときに5000万もすぐ借りられるのかなと。私もちょっとそういうことができるんだったら徳洲会に借りに行きたいなというぐらいでもあるんですけども、その徳洲会グループ、県内でも4つの病院を持っているんですね。間違いなく沖縄の医療としての徳洲会の貢献度というのは、病院関係にしたら間違いなく大きなその理念を含めて、徳洲会病院というのは大きなところにもなっているのかというふうにも思っておりますので、そういった中で質問させてもらいます。

(1)、沖縄徳洲会（南部及び中部）のベッド数等を含めた医療の現状についてお伺いいたします。

(2)、同病院関係の福祉施設の現状について、ベッド数も含めてお伺いをいたします。

(3)、知事の政治団体に対する徳洲会からの政治献金及びパーティー券購入の有無についてお伺いいたします。

3、農林行政について。

(1)、不利性解消事業における対象品目の追加要請についてお伺いをいたします。

(2)、県独自の海外農業研修制度を構築することについてお伺いをいたします。

この研修制度という部分は、人材育成ということですが、やっぱり人材育成ということの観点からすると、沖縄の1次産業の働く若い世代の皆さんが、これからTPPがどういうふうになるかということも含めながら、やっぱり内向きの農業ではなくて海外が今どういうふうな対策をとっているのか等々も含めて、やっぱりそういった面からしても海外の状況ということを見るのも沖縄の1次産業の育成をするための人材育成にもなってくるというふうにも思いますので、ぜひその

辺もまたお聞かせください。

(3)番、畜産業についてお伺いいたします。

ア、食肉価格安定等特別対策事業の実施状況について伺います。

イ、タイ米を飼料としての活用についてお伺いをいたします。

(4)、T P P交渉で沖縄のサトウキビはどのように守れるのかをお伺いいたします。

4、一括交付金について。

(1)、市町村事業の執行状況について伺います。

(2)、財政力の弱い町村の負担に対する県支援について伺います。

(3)、各種専修学校への支援についてお伺いをいたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事 高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 當間盛夫議員の御質問にお答えします。

那覇空港に関する御質問の中で、中国の防空識別圈設定の影響についてお答えいたします。

去る11月23日に中国国防部が発表した「東シナ海防空識別区」について、外務省は、中国側に対し「東シナ海における現状を一方的に変更し、事態をエスカレートさせ、現場海空域において不測の事態を招きかねない非常に危険なものであり、日本政府として強い懸念を表明する。」として、嚴重に抗議するとともに、関連措置の撤回を求めています。また、県関係の民間航空機への影響について国土交通省航空局へ照会したところ、中国が発表した防空識別圏には、那覇と韓国及び台湾間の航空路の一部が含まれているが、現時点で当該エリアを飛行する航空機に特段の影響があったとの情報はないとのことであります。

県としましては、同空域が沖縄県域を含んでいることから重大な関心を抱いており、政府において、今後も平和的な外交を通じ、不測の事態が生じないよう万全を期していただきたいと考えております。

続きまして、徳州会グループによる公選法違反事件関連に関する御質問の中で、徳州会からの政治献金及びパーティー券購入の有無についてお答えいたします。

知事の後援会に確認したところ、政治献金及びパーティー券の購入はないとの報告がありました。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事 川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 那覇空港についての御質問の中で、国際線旅客ターミナルビルについてお答えいたします。

新国際線旅客ターミナルビルは4階建てで、延べ床面積は現在のおよそ4倍になり、ボーディングブリッジが4基新設されるほか、チェックインカウンターや出国待合所の拡大など、施設の機能及び利便性が大幅に向上します。

旅客需要の伸びに対しては、国内線と国際線を結ぶ際内連結施設の整備、さらには新国際線旅客ターミナルビルの北側への施設展開により対応していきたいと考えております。

次に、民間航空機の整備拠点施設を建設することについてお答えいたします。

那覇空港は多くの航空路線を有し、航空関連産業の立地に優位な条件を備えています。

沖縄県は、現在、基本計画調査に取り組み、整備基地の規模、機能等について検討を行っているほか、基本設計に向けた取り組みを進めているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 小嶺 淳君登壇〕

○商工労働部長（小嶺 淳君） 那覇空港についてという御質問の中で、那覇空港国際貨物ターミナルの現状についてという御質問でございます。

那覇空港の貨物ターミナル施設は、民間企業と県、那覇市等が出資をする那覇空港貨物ターミナル株式会社が主体となって整備をしたものでございますが、平成21年10月に完成し、現在、全日空及び日本航空、物流企業など約11社が入居をしております。

同施設を拠点に、全日空が国内及びアジアの主要8都市を結ぶ国際貨物ハブ事業を開始しており、これに伴い、那覇空港の国際貨物取扱量は飛躍的に増加し、成田、関空、羽田に次ぐ国内第4位に成長をしております。ことし8月には、中部国際空港から那覇空港への新規路線が開設され、さらに年度内には青島やシンガポールなどを候補として新たに2路線が新規開設する見込みであり、さらなる貨物量の増加が予想をされております。また、昨年はヤマトグループが国際宅急便等の各種国際物流関連事業の拠点として活用しております。

このような形で、那覇空港の貨物ターミナル施設は国際物流拠点としての機能を着々と拡大しており、今後も臨空・臨港型産業の集積を初め本県の産業振興に資するものと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 徳洲会グループによる公選法違反事件関連についての御質問の中で、南部及び中部徳洲会病院の現状についてお答えいたします。

南部徳洲会病院は、24の診療科目を標榜し、病床は345床となっております。中部徳洲会病院は、28の診療科目を標榜し、病床は331床となっております。また、両病院は、救急告示病院として、それぞれ南部医療圏、中部医療圏の2次救急医療を担っております。

次に、徳洲会グループが運営する福祉施設についてお答えいたします。

本県には、徳洲会グループ関連法人として、医療法人沖縄徳洲会と社会福祉法人おきなわ福祉会があります。両法人の運営する入所系の福祉施設は6施設となっており、その内訳は、介護老人保健施設が1施設80床、有料老人ホームが3施設243床、障害者支援施設が2施設80床となっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 山城 毅君登壇〕

○農林水産部長（山城 毅君） 農林行政についての御質問の中で、農林水産物流通条件不利性解消事業の補助対象品目の追加についてお答えいたします。

当該事業における補助対象品目の見直しについては、国から求められている事業効果の検証を実施し、現時点の検証結果を取りまとめ、国との協議に向け関係部署と調整しているところであります。補助対象品目の追加につきましては、肉用牛や豚といった畜産物を初め野菜、花卉、果樹等の品目を要望しております。

引き続き、補助対象品目の見直しについて関係部署や国等と協議を進め、来年度予算に追加できるよう取り組んでいきたいと考えております。

次に、海外農業研修制度についてお答えいたします。

県においては、毎年、公益社団法人国際農業者交流協会が実施する海外農業研修について、募集及び県知事推薦を実施しております。研修生の実績は、平成10年度から平成24年度まで32名となっており、このうち23名に対して沖縄県農業振興公社の後継者育成基金運用益事業により、研修に係る経費の一部を助成しております。また、平成25年度より産地後継者育成支援事業において、国内外における市場の動向や産地の状況

調査等に要する経費を支援することとしております。

県としましては、今後とも海外農業研修に対する支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、沖縄食肉価格安定等特別対策事業の実施状況についてお答えいたします。

本事業は、畜産の生産基盤等の整備を目的に、平成23年度から5年計画で実施しております。これまでに部分肉処理加工施設や飼料製造施設等を整備し、現在、離島における食肉センターや養豚施設の整備などを実施しているところであります。

県としましては、今後とも関係機関と連携し、畜産業の振興に取り組んでまいります。

次に、タイ米の飼料としての活用についてお答えいたします。

タイ米につきましては、国においてミニマムアクセス米として輸入されており、主として加工食品の原料用、海外への食料援助及び飼料用等に仕向けられております。輸入枠につきましては、WTO協定のルールのもと、アメリカ、タイ、オーストラリア等から年間77万トンに設定されており、そのうち飼料用の割合は、国の報告によると4割から5割で推移しております。販売については、国が実施する民間競争入札により決定した輸入業者が、配合飼料団体に販売しております。県内におけるタイ米の飼料としての活用につきましては、飼料原料価格等を踏まえ、飼料メーカーが判断するものと思われます。

県としましては、安定的に安価で確保できれば飼料の価格低減につながるものと考えております。

次に、TPP交渉に対する県の対応についてお答えいたします。

TPP交渉については、去る10月のTPP首脳声明以降、11月に首席交渉官会合、12月にはTPP閣僚会合が開催されるなど、年内妥結に向けて加速的に進展しており、予断を許さない状況にあると認識しております。このため、県では、10月24日と11月29日にJA等関係団体と連携し、内閣官房長官やTPP担当大臣など政府・与党に対して、サトウキビや肉用牛などの重要5品目などの聖域が確保できなければ、交渉からの脱退も辞さないとするについて強く要請したところであります。

今後とも、TPP交渉の動向や国の対応を踏まえながら、時期を逸しないよう、必要な対策について適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 一括交付金についての御質問の中の、特別推進交付金の市町村事業の執行状況についてお答えいたします。

平成25年度における特別推進交付金の市町村事業については、総額303億円のうち、10月25日までに約295億円（97％）の交付決定を受けております。交付決定を受けていない残る約8億円については、12月中旬ごろに交付決定を受けるべく内閣府と調整を進めているところであり、年内には総額303億円の交付決定を受ける予定となっております。

次に、財政力の弱い町村に対する県の支援についてお答えいたします。

沖縄県は、市町村が財政力の格差なく特別推進交付金を活用し、地域の実情に応じた施策を積極的に活用できるよう、財政力の弱い離島・過疎町村等の18町村を対象に町村支援事業費補助金を創設し、当該町村が実施する交付金事業のうち、地方債が充当できない部分を補助対象として支援を行っております。

平成24年度における補助事業の実績は、1億8756万1000円となっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長 小橋川健二君登壇〕

○総務部長（小橋川健二君） 各種専修学校への支援についてお答えいたします。

専修学校、各種学校は職業教育・技術教育を行う教育機関として、沖縄県の人材育成において重要な役割を果たしていると認識をしております。

県といたしましては、専修学校、各種学校の振興のためどのような支援が可能か、関係団体からの要請も踏まえ、現在、当該団体と意見交換を行っているところであり、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 休憩。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後1時46分休憩

午後1時47分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

當間盛夫君。

○當間 盛夫君 今、福祉保健部長、徳州会のお話なんです。今度は泡瀬のゴルフ場跡に中部徳州会が移転をするということで、その施工業者ももう決まった。今年度、年度内に着工が入ってくるのかなというところにもなるんですが、この中で、私も建設新聞の

ほうを見させてもらっているんですが、病院機能、病床数331床、施設内に老人保健施設を100床併設して多様型のニーズに対応する予定だということなんです。この老健施設100床というのはもうこれは県との合意をなされたものなんでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 泡瀬ゴルフ場跡地に介護老人保健施設を建設するという計画について、県は特に承知しておりません。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 県のその計画は26年度まで決められているわけですね。もうこれで来年度、26年度に改めて27年度以降からの5年、10年という計画になってくるはずでしょうから、こういう形を見ると、何かもうあるのかなと。もう県と相談ができているのかなというところもあるものですから、ちょっとその辺を確認させてもらいました。

先ほど、老健施設80床ということになっているんですが、これは確かですか。25年度に40床増設されていませんか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 24年度から26年度までの第5期沖縄県介護老人保健事業支援計画における利用定員の増の予定が、沖縄市に40床ということで、公募により既存施設へ増床は決定しております。今のところでは80床であります。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 じゃ、これはあと40床、徳州会の関連の施設にいくという認識でいいわけですね。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） はい、そうです。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 はい、わかりました。

これだけ病院のベッド数含めての数の分、そしてこの介護含めてのものからすると、副知事、相当にその徳洲会というのは沖縄の医療を含めても、介護に対しても影響を及ぼすところでもあるものですから、今問題になっているのは、よくお話を聞くのが、これだけのものをいろんな形で関連施設に入れる業者は全部、株式会社徳洲会のほうに納入するわけですね、機器にしても、役員にしても。今、その株式会社徳洲会がこの公選法の部分でいろいろと問題になっていて、その株徳自体が万が一閉めるとかということになると、我々業者はどこにじゃ請求すればいいのかというような問題点も数多くあるものですから、これは民間と徳洲会の関係だから我々行政は知りませんというこ

とではなくて、やはりこれだけ沖縄に与える影響というのは物すごい大きなところがありますので、ぜひその辺は注視をしてもらいたいなという、これはもう要望で終わらせてもらいたいと思います。

次に、那覇空港に関してなんですが、代表質問でも出ていたんですが、那覇空港、来年2月完成します。搭乗口というんですか、搭乗橋これ2本あるわけですよ。小型機が4機とまれる。小型機4機の大型機1機または大型機1機、小型機2機ということがあるんですが、これは来年2月完成したと同時にそれは使えらると、この搭乗口2つの2カ所、使えるという考えでいいんですね。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） お答えいたします。

今議員がおっしゃっているように、ボーディングブリッジを4カ所つくりまします。理屈的、理論的には、計画的には大型機が同時に2機、小型機4機が駐機可能なんですが、一方で国交省のほうの航空局の説明によりますと、新ビル供用開始後、現国際線ターミナルビルを撤去してエプロン整備工事等を行う必要があるということがございます。その際に、このいわゆる現国際線ターミナルビル寄りの一スポット、ボーディングブリッジのほうが使えないんじゃないかということで、そうなりますと実質上、大型機は1機、小型機が3機という減少が生じる可能性があるというような説明を受けております。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 これは側溝があって今はすぐは使えませんよと、来年2月完成してもというお話でもあるんですが、これじゃその側溝、今の現ターミナルの取り壊しとその側溝の工事をするということは、26年度のこれは国交省は予算につけているんでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 国交省の説明によりますと、工事期間は平成26年4月から開始しておおむね2年間というふうに聞いております。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 じゃもう2年間はさっき言った小型機4機がそういった形で全部、そのターミナル、ブリッジを使えるというものではないと、2年間は若干不便があるのかなということではないんでしょうか。

○企画部長（謝花喜一郎君） ちょっと休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後1時53分休憩

午後1時53分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） オープンスポットがありますので、そのオープンスポットを活用すれば、当然機能は維持できるわけでございます。ただオープンスポットの場合には、ボーディングブリッジのような荒天時に風雨を避けることができない部分がありますので、その分は御迷惑をかける部分がありますが、一応そういったことも可能だということは我々確認しております。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 新しい空港を使って、もうバスでしか来れないとか、現状はそういうことですよ、オープンということになってくると。1階にバスをつけて、その分での入国監査をするのは3階と。3階にまた上がって行って3階で入国をして行って手荷物はまた1階におりてきて手荷物を受けると。どうしてそういう利便性の悪いターミナル——この海外の観光客の誘客を200万人、那覇空港で150万人という想定をしているみたいなんですけれども——そういう施設を何でつくるのかなという疑問点があるんです。副知事、そういう施設を見て、皆さん本当に歓迎できる施設にこの新国際線ターミナルはなっていると思いますか。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

○副知事（川上好久君） 今、企画部長から説明がございましたように、あくまでもそれは那覇空港整備計画の一環としてやらなければいけない、工事のために一時期そういうふう完璧な使い方はできないというふうなことでありまして、先ほど説明ありましたように、オープンスポットを使えば通常の機能は維持できると、そういうふう考えております。確かに、一時期、一部の方々に不便をかけることはありますけれども、その工事が終わればその機能は回復できるというふう考えております。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 じゃ、次に国際貨物に移らせてもらいますが、国際貨物ターミナルということで先ほどお話がありました。そこにLCC施設があるわけですよ。LCC旅客ターミナルが、ピーチがあるということになるんですが、これは部長、目的外使用ということでのものにならないですか、どうですか。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

○商工労働部長（小嶺 淳君） 貨物ターミナル自体は株式会社が所有しているわけですが、特にLCCのターミナルとして使うということがその目的外使用というんですか、そういう認識は持っておりませ

ん。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 これは、このＬＣＣは全日空系のＬＣＣしか使えないものになるんですか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） お答えいたします。

これにつきましては、専用ということではなくてほかの航空会社からの申し出があれば、他の航空会社でも利用可能というふうに伺っております。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 そのＬＣＣが今使っているそのターミナルで、国際線の部分もつくろうという計画もあるようなんですが、これはどうなんですか。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） 現在その計画がございまして、現在改修工事を行っている聞いております。それからまた、ここにＣＩＱが必要になってくるわけですが、その準備についても進められているというふうに聞いております。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 企画部長、その辺がわからないわけですよ。来年２月に新国際線ターミナルができるわけですよ。片や一方にこういう形で国際線のものを入居させる。じゃ、それは家賃は一緒ですか。皆さん、その賃料は。新ターミナルに入る部分と、この貨物の入る、その国際線に入る部分での家賃は一緒ですか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） まず、今貨物ターミナルビルでの国際線の利用について、文化観光スポーツ部長から答弁ありましたけれども、この分については家賃、企画部はちょっと承知しているわけではありません。基本的になぜそもそもＬＣＣが新国際線ターミナルビルに入るのではなくて、現在の貨物ターミナルビルのほうに利用を今検討しているかということにつきましては、これも航空会社からの聞き取りですけれども、どうも彼らの、ＬＣＣの考えているこのモデル、経営モデルに合わない。つまり余りにもボーディングブリッジやいろいろ機能が充実しているわけですが、そういった機能の強化は彼らにとっては余り必要ないと。むしろ航空会社にとっては運賃を低減する分、使用料が安いものを求めているということで、そういった話を航空局のほうに申し入れを行って、航空局もそれについて理解を示したというふうに私のほうは伺っております。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 それじゃ今の論理から行くと、ＬＣ

Ｃは国内であろうが国際線であろうが今の貨物ターミナルを使うと、それを県も了とするということでもいいわけですね。それは全日空系ではなくて、ほかの各ＬＣＣがそういった国外・県内含めてそういったことを利用できるという施設になれるわけですね。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） まず、航空施設整備事業者を、先ほども御答弁いたしましたけれども、利用航空会社を限定することはできないということがありますので、全日空だけが独占するということはいないということがまず一つでございます。したがって、ほかの航空会社が利用を希望した場合、利用可能ということですよ。

これにつきましては、あくまでも国内線のところもそうなんですけれども、現国内線ターミナルビルがそもそも貨物ターミナルビルの利用を、全日空系列の会社が提案したのは、現国内線ターミナルビルが狭隘でスペースがないということに端を発したことだというふうに聞いております。さらに、ピーチが台頭いたしまして国際線も飛ばすというときになって、では国際線に入っていただけるかというような調整もやったわけですが、それはまた先ほども答弁させていただきましたように、彼らの営業モデルに合わないということで航空局に調整を行った結果、航空局もこれについては了とするというようなことになったというふうに聞いております。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 これはもうちょっと整理したほうがいいですよ。片や、国内線のその施設を使わないといけないスカイマークだとか、じゃみんなそういった分でそういう安いところを使いますよ。その辺のやっぱり政策が僕はもうちんぷんかんぷんになっているんじゃないかなと。この貨物ターミナルですよ、実際にはここは。皆さん大々的にこれだけ沖縄の貨物がアジアに向けての拠点になったと。その施設であるはずなのにこういう形の空港施設のような形で使うということは、私は先ほども申し上げたように目的外使用にならないかということになるわけですよ。それであれば、この貨物ターミナルではなくて、別の施設でそのＬＣＣ対応の、皆さんはブリッジもなくして横づけできるような、関西空港がやっているような形のを皆さんつくるべきですよ。どうでしょう、それは。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） この件につきましては、私も議員と同じような意見、考えを持っております。やはり国に対しては、このＬＣＣのビジネスモデ

ルというものがどうもありますので、これに対応できるような計画の見直しというのが必要であろうというふうに考えております。今後、関係部局と連携して対応していきたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 そう、部長が言っているとおりですよ。だから、貨物ターミナルは貨物ターミナル、あくまでも。そのＬＣＣに対応するものを皆さんどうするかということをしっかりとやらないと、今既存に空いているからこういう形で使うということでは決してないようにしないといけないはずでしょうから、よろしく願いをいたします。

航空機整備拠点、先ほど答弁ありましたが、これは大体規模的にはどれぐらいの規模、そして金額は大体どれぐらいを想定しているんでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

○商工労働部長（小嶺 淳君） 現在、基本計画を検討中で、まだ詳細は詰まっておりませんが、どうでしょう、面積的には2万平米を超えるぐらいの程度を想定をしていると。金額等はこれからといいますか、今いろいろ作業をしている段階であるということでございます。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 皆さんホームページで整備予定施設及び使用料まで出しているんですよ、概算で1300万、月額。その航空機整備施設として1万6000平米という形で出しているわけですから、それだけのものをつくるためにはどれだけの費用が必要だということは出てくるでしょう。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

○商工労働部長（小嶺 淳君） はい、まさに今そういう数字を出すために、今基本計画の策定、この中で種々検討をしているという段階でございます。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 僕、わからないのが、どれぐらいかかるかもわからないのに、何で月額の使用料を皆さんじゃ1366万4000円というような概算の仕方ができるんですか。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

○商工労働部長（小嶺 淳君） 今、確かに入居の公募というのを12月11日、あしたまでの期間で公募しておりますけれども、これはいろいろ今後詰めていくために入居企業の内定というんですか、その前の段階でおおよその数字を示しているということでありまして、今後、設置条例とかそういう中で金額も決めていくと、詰めていくということでございます。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 じゃ、違う方向からお話をさせてもらいますが、現空港には整備施設というのはどういう形であるんでしょうか、企画部長。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

○商工労働部長（小嶺 淳君） 整備場としては、ＪＴＡさんが1つ持って業務をしているということは承知をしております。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 これはＪＴＡさんが今、整備施設で持っているわけですね。そのＪＴＡさんの整備施設と今皆さんが計画している施設のその広さというんですか、どれぐらいあるんですか。どれぐらいの場合の想定ですか。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

○商工労働部長（小嶺 淳君） 済みません、今、ＪＴＡの面積、数字は持っておりませんが、新しい今我々が検討しているのは大体2万4000程度になるのかなと思っております。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 これは僕は現に、今ＪＴＡさんがあるわけですから、沖縄の拠点からするとＪＴＡさんで、親会社となると日本航空になるわけですから、そこが増設というような考えということでもいいんですか。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

○商工労働部長（小嶺 淳君） ただいま公募しておりますので、予断をもっていろいろ細かいことをお話し申し上げるのは避けたいと思っておりますが、手を挙げていただいたところからその事業計画、それから熟度等それを見て、もし仮に複数社があるとすればそういう形で決定をするということになるかと思えます。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 先ほどの貨物ターミナルもいろんな意味で全日空さんに配慮をしているというところもあって、そういう話をするようにＪＴＡさんがこういう施設を持っているのに新たにその施設をつくってくるといような形で公募をかけるということであれば、これはもう全日空さんにさせるという前提をもった公募になるんじゃないかというふうに、マスコミ等もそういうふうに出しているんですけれども、そういう公募のやり方ですか。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

○商工労働部長（小嶺 淳君） 我々がいろいろ事業、プロジェクトを始めるときには、やっぱり事業を

始めようとするときに、ある程度こういったニーズがあるというのは当然調査をして、いろんな情報は当然今おっしゃったようなことも含めて持っておりますけれども、例えば入居の公募をするときは適正な、客観的な基準を持って公募をして、その中で一番重要な計画、いろんな経営の計画そういったことを特に基準として採択をするということになるのかと思っています。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 一方は自分たちのその分で資金を使って建築する、一方は公的機関で100億規模のものをつくってあげて入居をさせるというようなことを、例えばここが全日空さんになっているんな意味で僕は競争できるというのはいいことだと思います。そういう形になるのであれば、一方自分たちでつくったものに対して、そこが広げたいということであれば、皆さんそこにもちゃんと公的資金を入れてその施設の充実をさせるべきだと思うんですがどうですか。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

○商工労働部長（小嶺 淳君） 産業という場合に、企業が1社だけで産業ではありませんので、いろいろ予算の問題というのは当然あるので、今どうということとは言えませんが、航空機整備産業というのを我々としては非常に重要な産業として広げたいと思っておるわけですから、それぞれ企業の熟度が当然ありますよね。それはありますけれども、今現時点の我々の事業としては公募をして、計画とかそういった熟度、それがすぐれている企業さんを選定をさせていただくということになるかと思えます。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 公募をやったら、はい全日空さんでしたということではなくて、ちゃんと公平公正にぜひ公募をかけてもらいたいと思います。一方だけにそういった公的資金ということは、そうそんなに理解できるというものはないわけですので、その辺もしっかりと検討されてください。

次に一括交付金、先ほど8億というような残があるんですが、西原町が返上していますよね。お幾らですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時10分休憩

午後2時10分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 3億300万でございます。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 これは返上した理由はどういう理由なんですか。

○企画部長（謝花喜一郎君） ちょっと休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時10分休憩

午後2時10分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 西原町は今現在、新庁舎の建設などで大型プロジェクトを実施していて、基本的にまずそもそも財政的には厳しい状況がございます。そういった中で平成25年度に実は計画しておりました事業、「農水産物流通・加工・観光拠点施設整備事業」というものがございまして、それについての施設の規模ですとか、運営方法等にやはりまだ検討に時間を要するというので、この事業そのものを用地取得のものを次年度以降に回すということで、まずそういったことがあったということです。

西原町としましては、それにかわり得る新たな事業を検討するわけですが、その裏負担も対応可能なハード事業等をいろいろ探したけれども、結果的には時間的な余裕がなくて結果として3億300万円の不用が生じてこれを県のほうに返還するということが起こったということでございます。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 皆さん今度、特別枠ということで30億やりました。その30億、我々特別枠というのは広域事業を主ということで考えていたんですが、この特別枠というのはどういう部分で皆さんやっている、ただ手を挙げるところが使うという認識なんですか。

○企画部長（謝花喜一郎君） 休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時12分休憩

午後2時12分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） お答えいたします。

特別枠の対象事業、これは関係市町村とワーキングチームをつくっていろいろ検討いたしました。その結果、対象といたしまして広域連携事業、これは事業効果が広域的にはっきりしている事業等でございます。先駆的事业ということで、地域振興の観点から新規性や独立保護性にすぐれている事業です。最後にもう一つ優先的事业ということで、この広域的事业や先駆的

事業以外で毎年度の基本枠配分では対応困難けれども、やはり事業の性質上優先して対策を講じる必要がある、そういった事業を特別枠事業の対象事業として行っているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 皆さんからもらった分でこの特別枠事業を見たら、広域で使っているところ1件もないんですよ。全部その実施団体、1つの町だったり村だったりというところがあるわけですから、広域的にこれからどうするのかということで、皆さんその30億というのは特別に設けたわけですので、これはしっかりとこれから近隣、中部市町村になるのか、北部市町村になるのか、その圏域でやっぱりその一括交付金のあり方、その圏域のあり方ということを皆さんもうちょっと指導しないと、余っているからどうぞ皆さん足りないところは手を挙げて使ってくれというようなこれは代物じゃないはずでしょうから、そういった面では皆さんその特別枠のあり方ということをもっと市町村と話し合っ、て、広域的にどうするのかということをしつかりとやってください。よろしく願ひします。

終わります。

○議長（喜納昌春君） 儀間光秀君。

〔儀間光秀君登壇〕

○儀間 光秀君 皆さん、こんにち。

会派そうぞうの儀間光秀です。

通告に従い、一般質問を行います。

1、沖縄都市モノレールの諸問題・課題について。

平成15年8月に開業しました沖縄都市モノレールは、本県都市交通の基幹軸として、空港駅から首里駅までの区間で那覇市の新しい都市景観を構成する都市資源として、県民はもとより広く観光客にも利用されてきております。一方、開通までには多額の初期投資が必要となったことから、経営状況は厳しいものの乗客数は順調に推移しており、特段大きな問題はないとの社長コメントを新聞等で拝見しました。

平成24年度の事業報告によると、年間及び月間、1日当たりの乗客数と1日当たりの平均乗客数ともに過去最高を記録したとの報告があります。こうした乗客数の伸びは、開業から10年を経て都市モノレールが県民の足として広く認知されてきた結果であり、今後とも安定した乗客数の確保を目指して経営努力を継続していただき、公共交通機関としての使命をしつかりと果たしていただきたいと期待いたします。

そこで、お伺ひいたします。

(1)、利用者の推移はどうなっているか。

(2)、財務状況についてお伺ひいたします。

(3)、県、那覇市、浦添市の負担割合の考え方についてお伺ひいたします。

2、災害対策について。

(1)、避難経路及び避難場所についてお伺ひいたします。

3、沖縄県保育士・保育所総合支援センターについて。

(1)、設立意義についてお伺ひいたします。

(2)、年次計画についてお伺ひいたします。

4、再生可能エネルギーについて。

(1)、現在の普及状況についてお伺ひいたします。

(2)、今後の見通しについてお伺ひいたします。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事 川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） それでは、儀間光秀議員の御質問にお答えいたします。

再生可能エネルギーについての御質問の中で、再生可能エネルギーの普及状況と見通しについてお答えいたします。これは4の(1)、4の(2)関連いたしますので一括してお答えをさせていただきます。

1次エネルギー供給量に対する再生可能エネルギーの比率は、2012年度推計値で0.5%となっております。現在、策定中の「沖縄県エネルギービジョン・アクションプラン」では、同比率を2030年に13.5%とする目標値を掲げています。

今後とも、地域特性に合った再生可能エネルギーの普及に向けて、系統安定化対策などの各種施策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 沖縄都市モノレールの諸問題・課題についての御質問の中で、利用者の推移についてお答えいたします。

モノレールの乗客数は、平成15年度の開業から平成19年度までは、1日平均約3万1900人から約3万7700人へと順調に増加しておりましたが、平成20年度から21年度にかけては、リーマンショック等の影響により一時的に対前年度実績を下回りました。その後、徐々に回復し、昨年度は過去最高となる1日当たり約3万9000人を記録しております。今年度におきましても10月末時点で、1日平均乗客数約4万900人と昨年度実績を約1900人上回っております。

同じく沖縄都市モノレールの諸問題・課題について

の御質問の中で、財務状況についての御質問にお答えいたします。

沖縄都市モノレール株式会社の平成24年度の決算については、営業収益等の収入が約27億6800万円、営業費等の費用が約33億8300万円であり、当期損失が約6億1500万円となっております。しかしながら、減価償却前利益については、約6億6000万円の黒字を計上しているところでございます。

同じく沖縄都市モノレールの諸問題・課題についての御質問の中で、延長工事部分の県、那覇市、浦添市の負担割合についての御質問にお答えいたします。

モノレールインフラ部分の整備費用については、それぞれの道路に応じて、道路管理者が負担することとなっております。

次に、インフラ外部分の浦添市までの延長整備費用については、県が2分の1を負担し、那覇市と浦添市が残り2分の1を那覇市区間と浦添市区間の延長比率とすることで調整を進めているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 災害対策についての御質問の中で、避難経路及び避難場所の指定状況についてお答えいたします。

地震や津波等の災害時における避難経路や避難場所につきましましては、各市町村が地域防災計画において、地形や海岸からの距離など地域の実情を勘案し、学校や公民館などの公共施設等を避難場所として指定しております。

平成25年4月1日現在、1195カ所の避難場所が指定されており、その場所に通じる避難路が97カ所指定されております。

県におきましては、沖縄県地域防災計画に基づく沖縄県広域地震・津波避難訓練等を通して各市町村と連携し、避難所や避難経路の見直し、避難施設の整備等、災害対策の強化に努めているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 沖縄県保育士・保育所総合支援センターについての御質問の中で、保育士・保育所総合支援センターについてお答えいたします。

沖縄県におきましては、平成29年度末までに、潜在的待機児童を含む約9000人の待機児童の解消を図っていくこととしています。

このため、認可化促進や保育士の確保等の施策を総合的に実施する拠点として、沖縄県保育士・保育所総合支援センターを開設したところであります。

次に、保育士・保育所総合支援センターの事業計画についてお答えいたします。

沖縄県保育士・保育所総合支援センターにおきましては、平成29年度までの間、保育士確保のための潜在保育士の就労あっせん事業、分園等の設置促進のための賃貸物件等マッチング支援事業、認可外保育施設の認可化サポート事業など、待機児童解消に必要な施策を総合的に実施するものであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 儀間光秀君。

○儀間 光秀君 ありがとうございます。

再質問なんですけれども、先ほどもお話ししたんですけれども、乗客数が過去最高を記録したと指標でもあらわされているんですけれども、その要因、何で過去最高になったかの要因をどのように県として分析しているのかお聞かせください。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） モノレール株式会社などともいろんな意見交換をしておりますけれども、やはりモノレールが開業した当初、駅前の再開発というところがほぼ完了しておりましたのが県庁前、いわゆるパレット久茂地の再開発ぐらいでした。その後、旭橋の再開発、あるいは牧志駅の再開発、あるいは壺川でも再開発という事業ではございませんけれども、随分建てかえが進んでおります。また、それとともに奥武山公園でのいろいろなイベント、そして冬の有名球団の来るキャンプの誘致とか、いろいろなそういう駅が整備され、そして乗客がまたふえる要因もございましたし、また近年観光客も相当好調ですので、そういったものが複合的に重なり合って、現在の1日当たり4万人を超える乗客につながっているものと考えております。

○議長（喜納昌春君） 儀間光秀君。

○儀間 光秀君 確かに駅周辺のそういった再開発事業、その効果ももちろん出ておると思います。これをしっかり今おっしゃった駅以外にもたくさん需要の可能性があるので、その沿線も含めてさらに駅周辺の再開発や、また、駅へのアクセス、便利のようにやっていけばもっと客も増加すると思いますので、その辺も引き続きよろしく願いいたします。

2点目なんですけれども、平成20年度から25年度まで設定した各年度の1日当たりの目標乗客数の推移をお聞かせください。

○土木建築部長（當銘健一郎君） ちょっと休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 2 時27分休憩

午後 2 時28分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 平成20年度が1日当たり3万7713人、平成21年度が3万7545人、平成23年度が3万6580人ということになっております。

○議長（喜納昌春君） 儀間光秀君。

○儀間 光秀君 次に、財務状況についてなんですけれども、平成24年度の決算書を見ますと、長期借入金が256億になっているんですけれども、借入金額の内容、内訳というんですか、内容と借り入れの際の金利及び借入期間はどうなっているのか。

○土木建築部長（當銘健一郎君） ちょっと休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 2 時29分休憩

午後 2 時30分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） まず、内容ですけれども、借入先としましては、沖縄公庫、沖縄県、那覇市というふうになっております。

金利のほうですけれども、これは金利ゼロから1.494が一番高いんですかね、いろいろな金利になっておりまして、ゼロという金利もかなりあります。

そして、期間ですけれども、期間もこれはかなりばらばらですけれども、最終でいきますと平成61年3月ということになっております。

○議長（喜納昌春君） 儀間光秀君。

○儀間 光秀君 モノ社が出した中長期経営計画ビジョンの中で、「中長期経営計画は、平成24年度から平成31年度までの延長部分開業までの8年間を計画期間とし、「ゆいレール行動指針三原則」の施策を講じ、「価値観」を精神とし、「使命」を果たして、お客様に最高のサービスを提供するとともに、全従業員ではぐくむ企業文化を構築し、健全経営を確立し、あらたな「ゆいレール」として沖縄の発展に寄与する鉄道会社を目指します。」というものがあって、またその中で、これを実施するに当たり、金融、借り入れの件も実施するに当たり出てきているんですね。その中で、「リスクによる金融支援の実施」、このリスクと

いうのは平成23年度に金融支援に関する協定書を締結されているかと思うんですけれども、その具体的な内容と現在までにその効果としての経営改善はどのようなになっているのか。

○土木建築部長（當銘健一郎君） ちょっと休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 2 時33分休憩

午後 2 時33分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） リスケジュールですけれども、モノレール社の債権者である県、那覇市、公庫及びモノレール社の4者で、借入金返済に関する返済方法と、それから条件変更の見直しを実施しております。

借入金の残高は先ほど議員御指摘のとおり、25年で260億円ということですが、これにつきましては、減価償却前収益額の範囲内への額の変更を償還金額について行ったというようなことなどによりまして、今後の資金不足の解消が図られたということになっております。

○議長（喜納昌春君） 儀間光秀君。

○儀間 光秀君 そのリスケの期間、締結協定書を交わした期間は何年ぐらいまでの期間で協定書を交わされておりますか。

○土木建築部長（當銘健一郎君） ちょっと休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 2 時35分休憩

午後 2 時35分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 協定書自体は5年間というふうにならわれております。

○議長（喜納昌春君） 儀間光秀君。

○儀間 光秀君 というと、28年度までということの認識でよろしいですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 23年の11月に協定書を5年で締結しておりますので、そういうふうになります。

○議長（喜納昌春君） 儀間光秀君。

○儀間 光秀君 23年度から現在までの効果として、経営改善、これをやることによってどのように経営が改善されたのか、その効果を教えてください。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 先ほど申し上げましたとおり、今後の資金不足の解消が図られたということでございます。

○議長（喜納昌春君） 儀間光秀君。

○儀間 光秀君 ですけども、この中長期経営計画の中で、「確実に実施するに当たって、下記の事項がポイント」という中で、「計画と実績が乖離した場合、県・市の行政支援を引き続き要請」するというのが、これは中長期経営計画24年度から31年度までで28年度で切れるんですけども、再度、「計画と実績が乖離した場合、県・市の行政支援を引き続き要請」するという計画書の中にあるんですけども、そのときが来た場合、再度支援する県としてですね。県はもちろん株主でもありますし、その辺、再度要請された場合、県の対応、まだ3年もありますから答えは持ち合わせてないかもしれませんが、そういったときが来たときに、そういう要請があった場合、県としての対応はどういたしますか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） まず、平成28年度までまだ3年ちょっとあります。それから、今、モノレールの延長事業というものが今年度から実施されておりますし、またそれに伴って浦添市さんもこの事業に参加をしてくるというようにいろんな状況の変化等ございますので、今後、推移を見守りながらモノレール社からそういう要請があればその時点で具体的に考えていきたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 儀間光秀君。

○儀間 光秀君 モノレールは、県内の中でも今現在のところ、公共機関の柱だと私は認識しております。その中で、やっぱり借入金も多い。一方では、この公共交通の柱として、今、乗客も年々、去年も過去最高、ことしもそれを上回るような推移をしてきているということで、もっと乗客数をふやす、その努力も必要だと思います。その中で、やっぱり既存の駅あるいはこれから延長していく4つの駅に駐車場のスペースを少しでも確保する。そのことによって、県内の県民の皆さんもよりよい環境の中でアクセスしてって、車を駐車場に置いて乗り継ぎして那覇市内に出てくるという、そういう動線をつくる柱として駐車場になってくると思います。その辺、今後、今からつくる4つの駅も含めて、そういった私の要望なんですけれども、その中で県の見解をお伺いいたします。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 既存の駅区間の中

でも、モノレール旭橋駅の北地区についてはまだ事業に着手しておりませんが、今年度に入って県立図書館の第1候補地にも挙げられているということなので、あの再開発がまた実施されるようになりますと、乗客数の伸びにもつながるというふうに考えております。

これから延長する4.1キロ、4駅につきましては、特に仮称浦西駅につきましては、高速道路との結節点として大規模な駐車場を擁したパーク・アンド・ライドができるように、そして北部・中部から来られた方もそこで乗りかえて、モノレールに乗り継いで那覇空港なり那覇市内に来てもらうというようなことも考えております。確かに議員おっしゃるとおり駐車場の整備というのは非常に重要ではございますけれども、なかなか那覇市内の既存の駅ではスペースがないというようなこともありまして難しい点もありますけれども、今後整備する4駅については積極的に考えていきたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 儀間光秀君。

○儀間 光秀君 質問を変えます。

避難経路及び避難場所についてなんですけれども、私は特に県の卸売商業団地、西洲ですね。西洲について再質問の中で取り上げていきたいと思っております。その地域で地震や津波が発生した場合、この地域の避難経路あるいは避難場所については県はどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 御質問の浦添市の西洲地域の避難経路につきましては、現在、浦添市の小湾川の北に位置しておりますが、災害時において橋が決壊した場合等に孤立する可能性があります。このことから、浦添市において、現在、対策を検討していると伺っておりますけれども、具体的には市民が津波のときに、牧港補給地区内を通行して避難することができるように、米軍に対して基地内の立ち入りに関する協定の締結を申し入れております。これは現在調整中でありまして、その方向でやっていただけるのではないかと考えております。また、当面は西洲地域側の小湾地主会が所有する土地がございますけれども、そこを通行することにより、津波が到達する前に58号線のほうに避難していくといったルートが現在、構築されていると。

いずれにしても、先ほどの米軍との協定でありますとか、そういったものに県は全面的に協力してまいりたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 儀間光秀君。

○儀間 光秀君 今、公室長がおっしゃったように西洲は、小湾川にかかる小湾橋が出入り口で1カ所しかないんですね。地震あるいは津波が発生して決壊する。そのときにはもう逃げ道がないんです。今、港湾の再編計画の中でも、貨物を新港埠頭から浦添埠頭に移設する再編計画があるんですけれども、そうなりますと今、西洲の雇用者数というのが3000名いるとお聞きしているんですけれども、小湾の施設もそこに行くと、それ以上の人数がそこで従事して働いている状況がイメージできるかと思うんです。今おっしゃった、小湾の地主が持っている土地を一部と言うんですけれども、それも恐らく川沿いになっているかと思うんですね。それも地震等で決壊してしまうと、もう本当に逃げ道ないんです。その卸売団地で働いてる県民の皆さんも常に働きながら、その一方では不安を抱えて仕事に従事しているというのが現状で、今、米軍あたりとキンザーにどうにか協定を結んで、災害時に避難経路として話を進めている。それも早急に進めていただきたいというのを要望をしておきます。

10月の中旬ぐらいに、浦添市の主催で避難訓練をなさっております。その中でアンケート調査を行った中で、やっぱりそこで従事している、仕事をしている皆さんの意見の中で、津波を想定した場合、川沿いを歩くことは非常に危険だと思う。それとか川沿いの移動ではなく、今おっしゃったようにキャンプ・キンザーを直線で結ぶ経路が必要ではないかとの意見が多数寄せられたということです。ぜひそれを、その思いを県がぜひ受け取って早急にキンザー避難経路が開設、設置できるように要望いたします。

また、浦添に聞くと一方では、県道港川道路、今計画の県道の道路にゲートをつくるというのを閉めてもいいよという話もあるようですね。それを今言うところに3つぐらい設置していいという米軍の思いというんですか、考えもあるというのをお聞きしているんですけれども、それを調整していただいてお願いしたいところです。

それと、今、西洲を例に出してお話をさせてもらったんですけれども、県内でもそのほかたくさんのそういった地域が恐らく調査したら出てくると思います。他府県でも自然災害で道路が決壊したり、橋が決壊したりしたら孤立化してしまっていて、そういった新聞等の報道もマスコミの報道もありますので、今後、県内でもそういった場所がないのか、チェックをしていただきたいと思います。

次に、質問を変えさせていただきます。

保育士・保育所総合支援センターについてなんです

けれども、現在の保育士の有資格者と、その保育士の従事者、保育所に勤めている人数をお伺いいたします。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 登録されている保育士の数ですけれども、約1万8000人程度で、保育所に従事している保育士につきましては、認可保育所と公立の保育所に従事している保育士が7400人程度ということ、あと認可外保育所に1200人の保育士が従事している、そういう状況であります。

○議長（喜納昌春君） 儀間光秀君。

○儀間 光秀君 それを足していくと、約2500から3000人ですか、従事なさっていない方が。資格を持ちながらまだ保育所に勤めてない方が今、計算からいくと約2000から3000人ぐらいいるのかな。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 9000人。

○儀間 光秀君 9000人、勤めてない人がですか。そうですね、9000人ぐらいいるんですね。失礼しました。その約9000人が保育所に従事していない原因はどういうふうに県として分析されていますか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） いろいろあると思いますけれども、保育所に従事する際の処遇の問題とか、そういったことなども一つの理由になるというふうに思っていますけれども、それ以外にもあるとは思いますが。

○議長（喜納昌春君） 儀間光秀君。

○儀間 光秀君 今の処遇の問題というお話があったんですけれども、その辺に関して県として改善の方法はお持ちですか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 今年度、安心こども基金によって保育所の処遇改善のための事業を行っておりますし、あと、毎年九州衛生主管部長会議において、保育士のその民改費——民間施設給与改善費の改善について要望をしております。

○議長（喜納昌春君） 儀間光秀君。

○儀間 光秀君 29年度末までに待機児童ゼロを目指すということを掲げて、今、一生懸命、執行部の皆さんが取り組んでいることは理解できます。

私も4歳の子がいるんですけれども、待機児童でございます。今、一時預かりという形で預けているんですけれども、私の周りもまた後輩のみんなも顔を合わせるたびに、この話で持ち切りなんですね。ぜひ、その思いをしっかりと受けとめていただいて、29年度と言わず一日でも1年前倒しでも早くその待機児童がゼ

口になるように引き続きよろしく願いいたします。
質問を変えます。
再生可能エネルギーについて。

県が22年7月に沖縄県エネルギービジョン（概要）を出して、ことしの3月ですか、新たな概要版が出ているんですけれども、せんだって12月4日に沖縄タイムスの報道にもあったんですけれども、「沖縄電力と資源エネルギー庁は3日、沖縄本島の300キロワット以上の大型太陽光発電の沖縄送電網への接続限界量が5万7000キロワットで、早ければ今月中にも申し込み段階での接続量が限界に達する見通しと発表した。」と新聞報道にあります。その中で、企業も事業として取り組んでもうかなりの申し込みがあるかと思えます。また、今後も含めて、そういった企業がふえていく中で、この電力の送電網が使えないという話が出てくると、企業もたくさんのイニシャルコストをかけての事業になりますので、不安が出てくると思えます。

それで25年の3月のビジョンの中でも懸念材料が出ているんですけれども、そのクリアに向かって関係機関との協議をしているかを確認させてください。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

○商工労働部長（小嶺 淳君） 従前から特に北海道と沖縄は単独なものですから、安定しない太陽光とか風力というのはなかなか限界があるなというのはあったわけなんですけれども、正確にはちょっと忘れましたが、先般そのエネ庁から通知が来て、そろそろ定量だということになっております。そういう意味では、系統安定化対策という、名護とか大宜見で今いろいろ進めていますけれども、平たく言うと、蓄電池を投入するということなんですね、安定化のために。それはいろいろ技術的に細かいことがあるようなんですけれども、その系統安定化に向けて、我々としてもどういうやり方があるのか継続して検証を進めていくというのが今現時点での立場でございます。

○議長（喜納昌春君） 儀間光秀君。

○儀間 光秀君 蓄電池で大宜見において1年から2年の実証を行うということなんですけれども、それでも1割程度の拡大にしかつながらないという報道であるんですけれども、県のこのビジョンの中では、2020年、あるいは30年、もっと大きな容量を考えているようですので、しっかりその20年、30年までに対応できるように関係機関と協議を進めてください。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 20分間休憩いたします。

午後2時53分休憩

午後3時18分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

新垣安弘君。

○新垣 安弘君 よろしく願いします。

質問に入る前に、大きい3番目の旭橋再開発のその部分の(1)と(2)は取り下げたいと思いますので、よろしくお願いします。

それではよろしく願いします。

まず、いつものとおりなんですが、安全保障と基地問題について伺いをいたします。

知事が普天間の移設について政治的な観点からの判断を下す上で米国の情報は重要だと思うが、地域安全政策課における情報の収集そして分析、判断は適切になされて知事へ伝えられているのかどうかをお伺いしたいと思います。そしてまた、今後の地域安全政策課の課題と取り組み等をお聞かせください。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 米国の国防戦略や外交政策につきましては、過重な基地負担を担う沖縄の立場から、独自に調査・分析・研究を行っているところであります。

地域安全政策課には3人の任期付研究員を配置いたしましてさまざまな情報の収集や分析を行っております。さらに、これまでフォーラムやシンポジウム等のさまざまな機会を通して国内外の有識者やシンクタンクとのネットワークを構築しているところであり、今後さらに連携を強化し活用してまいりたいと思っています。

県としましては、情報が国家レベルでさまざまな立場、さまざまな発言がございまして、そういったものを丁寧に収集しながら、東アジアの安全保障をめぐる各国の動向を注視しつつ、基地問題に係る国際情勢や安全保障問題等について調査・分析・研究を深めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 今お伺いしたいのは、地域安全政策課というのは基地問題とか沖縄の県民の安全保障問題に関してアメリカの情報をしっかりとろうという、そういう観点から設立されたと思うんですね。知事が今回、辺野古の問題を判断しようというふうになっています。公有水面埋立法に基づいて云々ということもあるんですが、ここは総合的に政治的な判断もあると思うんですね。そういう意味で、知事がその判断をするに当たって有効なアメリカの情報はこうなんだという、そこら辺のその状況はこうなんだという、そういうそのやりとりというか、知事へのそういう情報の伝

達とか、そこら辺はなされているかどうかということをもう一回ちょっとお聞かせ願えますか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 公有水面埋立法に基づく手続というのは、先ほど来答弁がありますように、これは法にのっとって判断していくということです。しかしながら、この普天間飛行場の移設問題の背景がありますとか、それから知事が再三言っておりますフィージビリティ、実現可能性につきましては、やはりさまざまな情報が必要だと考えておりまして、その知事の判断の一助となるような情報というのは適宜、知事にお伝えしているということでございます。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 今回、知事の政権与党である自民党の皆さんが大きな判断をしたわけですね。これは知事の判断にも何らかの大きな影響は与えると思うんです。知事の政権与党の立場ですから、県政与党の立場ですから。そういう意味で、その地域安全政策課がさまざまな情報を集めていく、それは沖縄県が党派を超えて政府と県益をかけて交渉していくときに有益な情報をとって、それはまた党派を超えてある意味で共有する部分は共有していかないといけないと思うんですが、今回自民党の県連の皆さんが重要な判断をするに当たって、地域安全政策課が持っているそのアメリカのさまざまな情報、そういうところが県政与党とそれについてのやりとりというか、話し合いというか意見交換というか、そこら辺があったかどうかちょっとお聞かせ願えますか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 結論から言いますと、こういう今差し迫った決断というものに資する情報の共有というのは、なかなかやられていないということでございます。地域安全政策課の研究といいますのは、今、何かの根拠としていく、判断の根拠とするには大変幅が広がっているいろいろな方がおりまして、そういったこれをもってこの判断をするというような感じにはなかなかかなりにくいと思っておりますが、判断材料の一つとして知事が活用していくと、そういう形でございます。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 ぜひ基地問題、特に基地問題中心に政府とのさまざまな交渉をやっていく上で、やっぱり地域安全政策課がこれからやっていくそういう作業というのは、本当に地域安全政策課だけで抱えるんじゃないで、適時、対政府の交渉において必要なときには県政与党にも相談し党派を超えて、それを共有しながら

ら使っていく、そういうものにしていてもらいたいし、そしてかつ県民に対してその安全保障問題の議論を展開していく上で有益なものをこれからぜひ県民向けにもまた提供していくことが一つの地域安全政策課のあり方ではないかなと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは2番目移りますが、中国が防空識別圏を設定し、海域、それから空域もめぐって一触即発の状況になってきましたと。このような状況の中でこういう危機的な、本県にとっての危機的な状況を食いとめる手だてを打つ必要、政府にしっかりとやってもらう必要があると思うんですが、そこら辺の見解をお聞かせください。そしてまた、そのような状況の中で、国民保護法に基づく県としての認識と対応を伺います。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 答弁といたしましては、防空識別圏の問題と、それから国民保護法に基づく県としての認識というものをお聞きいただいたと思うんですが、あらかじめ申し上げておきますと、この防空識別圏の設定がいわゆる国民保護法に基づく武力攻撃事態に直ちにつながるかどうかといったことにつきましては、これは県はまだそのような認識は持っておりません。

その前提で答弁をさせていただきますと、去る11月23日に中国国防部が発表いたしました東シナ海防空識別区につきましては、外務省は中国側に対し「東シナ海における現状を一方的に変更し、事態をエスカレートさせ、現場海空域において不測の事態を招きかねない非常に危険なものであり、日本政府として強い懸念を表明する」として厳重に抗議するとともに、関連措置の撤回を求めています。

県としましては、同空域が沖縄県域を含んでいることから重大な関心を抱いております。政府において、今後も平和的な外交を通じ、不測の事態が生じないよう万全を期していただきたいというのが県の考えでございます。

また、武力攻撃事態につきましては、政府は、武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針を定めることになっておりまして、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」いわゆる「国民保護法」でございしますが、この第11条に基づいて、都道府県知事は「避難」、「救援」、「武力攻撃に伴う被害の最小化」を実施することとなっております。この法令に沿って適切に対応してまいるということでございます。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 確かに今、即空域の設定が有事というわけではないと思うんですが、ただ去年、県が県民に対して中国問題を中心にしたアンケート調査で、東アジアの海洋において近い将来、軍事紛争は起きるかということを聞いているんですね。そうしたらこれはやっぱり本土と沖縄とで随分その認識の差があるんですね。ちなみに、宮古・八重山地区では、有事の軍事紛争が起きる可能性があると答えた人は宮古で49.6%、八重山も49.4%、高いんですね。これは今回またこういう事態になってきた。これからさまざまな問題が中国との間に起きるかもしれない。先島の皆さんがこういう不安を感じている、そういう状況に対して、じゃ、何らかの認識、そういう状況に対してどう対応するのか。有事ではないけれども、国民保護法において例えば頭上演習とかもやったりはしていると思うんですね。そういう意味で、この不安、特に宮古・八重山の皆さんがこれだけ不安に思っている状況に対して、何らかの県の立場で、これはそのままにしておく以外にないことなんでしょうか。そこら辺ちょっと見解をお聞かせください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後3時29分休憩

午後3時29分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） 今、議員が指摘されたアンケート調査というのは、去年の11月、12月で一番中国における対日感情が非常に悪化した時期だったと思います。我々も調査の結果を見て衝撃を受けたわけですが、その中に確かに御指摘のように特に宮古・八重山において大変強い不安感を抱いているという状況が出ているわけですが、一応県としては、この議会でも何度も答弁したことがありますけれども、とにかく人と人の交流、具体的には観光だと思いますが、そういう沖縄でできる交流事業というものを一生懸命やると。そしていたずらに不安を高めるようなそういうことについては慎んでいきたいというのが基本姿勢だというふうに御理解いただきたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 (3)番目、県内の各市町村で国民保護法に基づく国民保護計画がどの程度策定されているか、それを教えてください。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） いわゆる国民保護法の第35条の第1項の規定によって作成しなければならな

いことになっている国民保護計画につきましては、平成25年12月1日現在ですけれども、41市町村中35市町村で作成済みとなっております。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 ちなみに、先島のほうの状況を教えてくださいませんか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 現在、未着手が読谷村、着手済みは宜野湾市、沖縄市、中城村、伊平屋村、与那国町でございます、この未作成の6団体、先島は全て作成済みというふうに聞いております。

失礼、与那国町が入っております。与那国町はまだ未作成でございます。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 (4)番目ですね。

防災拠点としてのハワイの現状視察から西太平洋の防災拠点沖縄を検討する上でどのようなことが参考になったのかお伺いいたします。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） 今回のハワイ訪問において、ハワイは太平洋地域の地震・津波研究の先進地域であるということから、太平洋津波警報センターというものを視察してまいりました。そしてそのセンター及びハワイのアバクロンビー州知事に対して、防災及び危機管理分野における沖縄とハワイの連携というものを依頼して賛同をいただいております。

ハワイでは、平素からその防災・危機管理の調査研究が盛んでありまして、また州独自にインドネシアなどに対して防災面で交流があるというような状況も教えていただきました。

これらを踏まえて、沖縄県が防災拠点化というものを今後検討していく上で、実務と研究という両面で沖縄の防災能力を高めていきたいと考えていまして、そのために国際的に活用可能なものを目指すことがハワイと連携しながら重要だというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 沖縄を西太平洋の防災拠点にしようという話は、2年前の民主党政権のときに出てきたんですね。これは本音の部分は、下地島空港を何とか自衛隊を使ってやりたいというのが裏にはあったと思うんです。ただ、それはそれとして、沖縄が西太平洋の防災拠点としてしっかりこのことを検討していくということは、やがていわゆる国連の東アジアのその機関を沖縄に誘致しようというあれもあるわけですから、そこにつながっていく可能性もあると思うんです。

ただ1点、県のほうでその防災拠点、いわゆる物資を貯蔵するには、これはもうJICAもいろんなところでやっているからこれは向かないという話はあったんですけども、それは抜きにして、その西太平洋の防災拠点として沖縄がやっていける、そういう可能性をしっかりと前向きに研究していくということは、それで了解でよろしいですか、もう一回。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） 御案内のように、ことし夏、7月でしたか、中国大陆それから台湾及び東京では三宅島の問題等に対処してこられた専門家を沖縄にお招きをしまして、国境を越えた、国を越えた大規模な自然災害におけるそれぞれの連携ですとか協力関係というものをどういうふうに図っていくのかというフォーラム、シンポジウムをやりましたけれども、その中でパネリストの方々が異口同音におっしゃっていたのは、やはり沖縄に何らかの大規模自然災害に対応できるような防災拠点というものを置くべきだし、沖縄はそれができる地域であるという趣旨の提言がありました。

そういった意見を踏まえ、そして今回のハワイ訪問を踏まえまして、沖縄がその西太平洋地域において防災拠点としてどのような機能を持ち、そのためにどういう準備をすべきなのかと。それから国を越えて、地域を越えて連携するための一つの組織づくりの問題でありますとか、さまざまな課題があると思いますけれども、そういったことを県としては当然真剣に検討していきたいというふうに考えています。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 (5)番目ですね。

日中関係が緊張する中で、高良副知事の中国と台湾の訪問は有意義であると思うんですが、その成果を伺います。福建友好会館の現状と今後の活用方針をお聞かせください。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） 去る11月27日から12月1日にかけて、沖縄とのさまざまな分野での交流を促進したいということを目的に中国の福建省及び台湾を訪問してまいりました。今回の訪問では、県の三役としては2年ぶりに福建省を訪れまして、福建省の副省長と面談しました。その面談の中で友好的な関係にあるその福建省と沖縄県両地域の発展のために、文化・教育等の人的交流を促進させることを確認してまいりました。また、台湾では亜東関係協会それから宜蘭県及び中華民国全国漁会という漁業者の全国組織の団体がありますが、そこなどを訪問しまして意見交換を行

いました。

宜蘭県及び中華民国全国漁会においては、日台漁業取り決めの課題について、まずは漁業者同士でしっかりと話し合いをする、それを促進してほしいと、促進したいという趣旨の確認もいたしました。

福建省の福州にあります友好会館の活用については、担当部長から説明させたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

○商工労働部長（小嶺 淳君） 福建・沖縄友好会館でございますけれども、現在は民間企業のノウハウとネットワークを活用すべく、民間企業に管理運営を委託するとともに、沖縄県産業振興公社の委託駐在員を設置しております。残念ながら沖縄企業の入居というのは現在2社にとどまっておりますけれども、福建省で国際商談会を開きますと、県内企業十数社が参加する等、新しい動きもございますし、それから福建省と友好省県でありますから、経済的な面に限らず文化交流等も含めて別の要素もございますので、いろいろ再構築といいますが、種々検討をしてまいりたいと、取り組んでいるところでございます。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 (6)、(7)を続けてお伺いします。

高良副知事が中国、台湾を訪問したその成果の上に、知事がまた中国、台湾を訪問する予定があるのかどうかということと、(7)番目の、琉米親善会館の設置についての実現の可能性ですね。これは何回か前の定例会のときにも私のほうから質問したやつなんですが、それについてお伺いします。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） 福建省人民政府も県庁に相当する組織だと思いますが、その副省長さん、重立ったスタッフの方々と会ったときに、当然そういう方々からは、懇親会だったんですが、その席で仲井眞知事にもぜひ近々御訪問いただきたいという趣旨の話もしておりました。したがって、県としましては、中国、もちろん台湾もそうですけれども友好関係を維持し、知事の訪問も含めてさまざまな交流に取り組みたいというふうに考えております。

琉米親善会館の件につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 何度も以前に議員から、琉米親善会館の可能性について御質問をいただきまして、その可能性について検討をしています。

改めて繰り返すまでもありませんけれども、アメリカと沖縄の関係というのは、基地問題という非常に重

たい問題を抱えつつも、やはり長い交流の歴史はあるわけでございまして、これを何とか生かしていけないかということでいろいろ検討しておりまして、まずその手始めといたしまして来年度は、沖縄の文化をアメリカで——ワシントンですけれども——そこで発信するという事業をまずやっていこうということで、現在予算を要求しているところでございます。この事業等を通じて琉米、米琉のあり方といったものを深めまして、議員のおっしゃるような琉米親善会館の設置について、これは県人会でありますとかそういった方々の御意見も聞きながら検討してまいりたいという、現在途中にあるということでございます。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 中国が軍拡を進めていく中で、日本が力には力をとということで、日本も軍事力、防衛費の増額はこれから始まっていくと思うんです。私はそれはそれでいいと思うんですが、ただそういう中で、沖縄はしっかり中国との交流はかたくやるべきだと思うんです。そういう意味で、福建友好会館も今までも何度も議員の中から意見も出ていますから、有効活用をもっとやるべきだと。こういう状況だからこそさらに取り組まないといけないと思います。かつ沖縄が中国に余りにも寄り過ぎているような、政府にはいつも文句ばかり、米軍基地撤去と。そういうふうに使われても、これまた誤解されてもよくない。そういう中で県内のその米軍関係の問題、不祥事とかに対してはしっかり言うべきことは言うけれども、琉米のアメリカに対する気持ちは変わらないんだということもしっかりと見せないといけないし、持たないといけないと思うんですね。ですから、そういう意味で中国ともアメリカともしっかりやっていかなければいけない。ですから、そういう意味で福建友好会館そして琉米の親善センター、ここは沖縄の置かれた立場、位置を考えたからこれからはしっかり力を入れてやるべきだと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。答弁は要りません。

最後にもう一つ、(8)番目、大神島の遠見台が「先島諸島火番盛」に追加指定されましたが、尖閣諸島にはこれら遠見台があるのか、県は調査したことがあるのか伺います。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 尖閣諸島関連の調査といたしましては、沖縄県が1981年（昭和56年）に尖閣諸島周辺海域の漁業資源調査というのを実施しておりますが、この際に文化財に関する調査については行っておりません。これまでも行われておりませんで、御

質問の遠見台につきましても、現在その存在を確認できていないというのが現状でございます。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 続きまして、教育長よろしく願いいたします。

教育行政について(1)、(2)、(3)、(4)とあるんですが、まとめてお尋ねしますので、まとめてお答えください。

まず(1)番目に、本県の県立高校の修学旅行については、家庭の経済状況に大きく影響を受け続けているようだが、本県と同じように県民所得が低い、厳しい他県における修学旅行に対する実施状況をお伺いいたします。

(2)番目に、県立の進学校を、いわゆる4Kと言われているんですが、中高一貫校としてさらにレベルアップを図るべきではないでしょうか。

(3)番目に、土曜日の授業普及への省令改正がなされるのか、なされたのか、ちょっとわからないんですが、県教育委員会としてはどのように対応をするのか伺います。

(4)番目に、文部科学省は来年度の全国学力テストの実施要項を見直し、市町村教育委員会が学校別の結果を公表でき、また県教委による市町村別や学校別の結果公表も可能となります。教育長の見解と、本県においてどのような状況が予想されるのかお伺いいたします。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 新垣議員の御質問にお答えいたします。

まず他県における修学旅行実施状況についてからお答えいたします。

県教育委員会では、全国の修学旅行の実施状況を把握するため、本年11月に「平成24年度公立高等学校の修学旅行実施状況調査」を行いました。

県民所得が低い他県における実施状況は、本県が県民所得47位で実施率50.0%、高知県が46位で73.1%、宮崎県が45位で100%、岩手県が44位で100%、鳥取県が43位で62.5%となっております。

なお、島根県ですけれども、40位で17.5%の実施率となっております。

続きまして、中高一貫校についてお答えいたします。

高い目標を掲げ、難関国公立大学等への進学を目指す生徒・保護者のニーズに応える教育環境を整えることは、大変重要なことと考えております。

県教育委員会としましては、生徒・保護者・地域の

ニーズを踏まえた確かな学力を身につける進学校の中高一貫教育校の設置についても検討してまいりたいと考えております。

次に、土曜授業への県教育委員会の対応についてお答えいたします。

文部科学省は、先般、学校教育法施行規則を一部改正し、学校の設置者である市町村教育委員会が必要と認める場合は、土曜日等に授業を実施することを可能としました。土曜授業は、小中学校の設置管理者である市町村教育委員会が、学校や地域の実態に応じて実施するものであります。

県教育委員会としましては、今後、国の動向や市町村の意向等を踏まえ、必要に応じて対応してまいりたいと考えております。

次に、全国学力調査結果の公表についてお答えいたします。

文部科学省は、平成26年度全国学力調査において、市町村教育委員会の判断で個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行うことを可能としました。調査結果の公表につきましては、小中学校の設置管理者である市町村教育委員会の判断によりますが、県教育委員会としましては、学校の序列化や過度の競争が生じないよう、教育上の効果や影響等について十分配慮することが重要だと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 教育長、島根だけ17.5%、極端に低いんですね。その理由は何かわかっていますか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 担当がこれについて島根県に問い合わせをしているんですけども、やはり本県と同じ経済的な理由でという回答だけしか答えなかったみたいです。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 所得が41位、42位の長崎、秋田も100%に近いんですね。それで、沖縄県の場合、5割なんです、やっているところは。やっている学校はやっている、やっていない学校はやっていない、高校でですよ。ここはそのまま放っといういいものなのかどうなのか、そこはこれからどうするのかということをちょっとお伺いしたい。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） まず、修学旅行は普通の学校生活では得がたい生活環境において見聞を広め、本県とは異なった自然や文化などに親しむとともに、

集団生活のためのあり方や公衆道徳などについて望ましい体験を積むことができる大変重要な学習行事だと考えております。

県教育委員会も今回、先月、議員のほうから指摘がございましていろいろアンケート調査などをやって、近々に高校生、保護者、学校の意見等も今集約中ですので、学校、PTA等も含めた検討委員会を立ち上げて、この問題について何とか改善していこうということも考えております。いろいろ議論している最中でございまして、検討していきたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 4Kの中高一貫校への、ここは恐らく20年前に公立の進学校をつくるときに反対もいろいろあったと思うんです。ただ20年ぐらいたって、それなりのその効果を上げてきたと思うんですね。ここに来て、さらに飛躍させるために優秀な県内の子供たちを育てるために、やはりここは中学校からできる子供たちはそこにに入れてやるようなことが必要だと思うんです。4つの中の一つでもいい。もっと早目にスピードを上げて取り組む姿勢がほしいんですが、どうでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 教育委員会では、発達段階に応じた教育、学力の向上に取り組んでいるところです。今、全国最下位を脱出するための鋭意取り組みもしておりますけれども、そのための底上げが必要でありますし、一方、この高等教育でも東大初め難関大学をどうしても受験したいという生徒や、この保護者のニーズもかなり高いのがあります。そのためにもぜひこの件に関しまして、何とかできるんじゃないかなというそういう思いもありますので、検討してまいりたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 学力の件なんです、ここは私も前回の議会で教育長にも大分厳しいことを申し上げました。ただ、教育長のネットに上げてある教育長就任の挨拶文を読んで、家庭教育に対する教育長の思いというのが十分わかりました。ただ、やっぱりこれは教育長も書いておられるように、「本県における家庭教育に関する問題については実に多くの立場の方々がその問題点を指摘してまいりました。しかしながら、ご承知のように誰もがどうすることもできなかった。」んです。これくらい難しいんですね。それはそれとしてあるわけです。

そこでもう一つ私が言いたいのは、教育長を中心とした末端の教師の皆さんまで、組織的に一つの固まり

として目標を掲げてやるという、そういうものがやっぱり必要じゃないかと思うんですね。そういう点で1つ、この間は聞けなかったんですが、各地域でいいことをやって成果を上げているところがあるんです。例えば、伊平屋の東大塾、そして与那国がネットを使って、一括交付金を使って、東大生と双方向でやっていますよ。両方に聞いてもいい成果が上がっているんです。そして、那覇市も今回、秋田と教師の交流をやり、嘉手納町も始めた。そういうところはあるんですね。そこはだから組織的に、私、伊平屋にも聞きましたよ。どこからか問い合わせがあったかと言ったら、沖縄はどこからもないと。本土の離島からありました。そういう話なんです。だから関心ないところはないんです。ですからそういう意味で、そこは組織的にいいこと、成果を上げているところは、しっかりと末端まで、いろんな自治体、学校にまで伝わるような教育委員会組織をやっていないと、これは幾ら県のほうでわかりやすい授業とか、そういう資料をそろえたところで、末端で使われないとしようがないわけですから。そういう意味でのいいことをしっかりと、県のエデュケーションがしっかりとここでこういう実績上げていますよ、こういうことやっていますよということをもっと広報していく、そういうところがまだ足りないと思うんですが、そこはどうでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 議員のおっしゃるとおりでございます。今、何とか全国学力の全国最下位を脱出するために取り組んでいることは、学力向上推進室、それを今設置して新たな体制づくりで臨んでいるところです。今、議員がおっしゃったそういう取り組みを初め、本県の中部、那覇・南部とか、その中で学校が組織単位で全校体制一致になって、これまで平均以下であった学校でこの1年間の取り組みによってぐんと伸びて平均以上になっている学校が何校あるんですね。そういうかなり、校長先生を中心としたしっかりとしたいいろんな創意工夫した取り組みがあるんです。それも、今この推進室のメンバーが各学校いろいろ回りながら、こういう状況、こういう取り組み例を紹介したり、それから授業の改善、それからわかる授業づくりとか家庭学習等々も含めた改善策、そして新たな体制づくりに今取り組んでいるところです。これは教育事務所、それから市町村教育委員会とも連携して、新たな今動きをつくりつつあるということを取りあえずまず報告したいと思います。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 政府が土曜授業を何とかしようとし

ていますね。これに関しては、私は沖縄がどこよりもしっかりこれはつかんで、それを何とか学力の向上に上げるようにして使うようにしてもらいたいんです。沖縄の問題は、正答率3割以下のその固まりが結構大きいわけですよ。そこら辺の皆さんは、なかなか家庭においても家庭学習のその状況がない人が多いと思うんです。そういう意味で、学校に呼んで教えとか、それには予算もいろいろと出てくるかもしれない。ただ、この土曜授業というものは沖縄がどこの県よりもしっかり取り組んでいくというか、取り組めばそれなりの沖縄にとって有効な効果を上げるものがあると思うんですが、そこはどうでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 議員のおっしゃるとおり、学力の向上のためには本県特有の、まず解答率が30%未満の児童生徒が全国一高いということ。それから無解答率も高いということ。これはかなり取り組んでまいりまして改善もしているんですけれども、やはりその小学校1年、2年、3年、4年、5年各段階の落ちこぼれがないような取り組みがどうしても必要になってきます。そのためにこの補習授業の体制であるとか、今この補習授業の体制づくりのための取り組みを始めていますけれども、そういう意味でこの土曜授業も今議論があるんですけれども、そういうのに活用できたら、この辺も設置管理者である市町村教育委員会がそれを担うことになるんですけれども、いろいろと相談しながら進めてまいりたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 標語の「早寝早起き朝ごはん」、これは親がしっかりやらないとだめなんです。だから教育委員会で幾ら言っても親に伝わらないとしようがないんですね。私は、その家庭の問題も教師の問題だということを言ったんですけれども、担任の教員が我が子のために熱意を持ってくれているのが伝われば、親は変わると思うんですよ。だから、そこで、先生方は忙しいかもしれないけれども、その家庭の問題をどうするかというのは担任の教員がどれだけその子供に、難しい子供の親とやりとりをしたかとか、情熱を伝えたか、思いを伝えたか、そこにかかると思うんです。そこは、家庭問題は誰がやっても解決できなかった、私は、教員がやる場所はその部分だと思うんです。各教員が親とどう接触を持っているか、それについて今の状況はどんな感じですか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） これも私の立場は全く同感でございます。先般の安弘県議の質問は、この辺が

私理解できなくて、厳しい質問だなと思ったんですけども、私は、学力の問題というのは学校の責務であると、そして教師の責務であると、そう捉えております。それに家庭教育力、それから地域の教育力が加わればさらに伸びると思っております。家庭教育というのは難しいんですけども、各学校から、教員からこうして発信できるような、家庭と一緒にやりましょう、一緒に頑張ってみましょう、どういうところがこの子に必要ですかとか、いろんなことを相談し連携するような、そういう取り組みが必要だと感じております。私がこの家庭教育という問題も重点的に行いたいなと思っているのはそういう観点であるんですね。先生方がこの子にもっとかかわりを持ちながら、もっともっと家庭を動かしていけるような体制を、大変難しいんですけどもつくれたらなと思っております。そういう意味で今、この「家～なれ～」運動というのを取り組んでおりますけれども、頑張りたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 先生方の苦勞がわかれば、議員も一緒になってしっかり予算もとって、少人数学級も実現していくというか、そういう方向に進むと思いますので頑張ってください。

時間もありませんので、最後4番、オリンピック対策について。

(1)、「沖縄県から金メダルをとろう」という声があります。競技種目を絞って取り組む必要があるのではないかと。

(2)、ボクシングもその可能性のある種目だと思います。その活躍、ボクシングに関する我が県の青年の活躍ぶりをお伺いします。

(3)番目に、奥武山公園内にあるボクシング会館は老朽化が激しいと。建てかえ、機能充実を含めて検討が必要ではないでしょうか。

お願いします。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） それではまず、競技種目を絞って取り組むことについてお答えいたします。

沖縄県の選手が2020年に開催される東京オリンピックにおいて、日本の代表選手として出場及び活躍することは、将来を担う子供から大人まで幅広く県民に夢と希望を与え、スポーツを通じた沖縄県の活力の増進につながるものと考えております。

県としましては、7年後の東京オリンピックで活躍できるトップアスリートの輩出を目指しまして、有望

選手の発掘や強化方法の検討、それから競技種目を絞った対策など競技力向上に取り組んでいく予定でございます。

次に、ボクシングのアマチュアとプロの県出身者の活躍についてお答えいたします。

ボクシング競技ではアマチュアやプロの競技で多くの実績が残されておりまして、オリンピックにおいては、過去に、新垣佳満選手、それから平仲信明選手が出場しております。また、プロの競技においては、具志堅用高選手を初め、これまでに7名の世界チャンピオンが誕生しております。さらに、ことしの第68回国民体育大会では、ボクシング競技において、成年と少年合あわせて6名が入賞を果たしております。

このような実績があることから、今後、ボクシング競技において県出身者がオリンピック等で活躍し、本県のスポーツ振興に大きく寄与することが期待されると考えております。

次に、奥武山公園内のボクシング会館の建てかえ等の検討についてお答えいたします。

奥武山公園内のボクシング会館は、昭和58年に公益財団法人沖縄県体育協会により、ボクシング競技の普及及びトップレベルの選手育成を目的に建築されたものでございます。

沖縄県体育協会では、去る7月に同協会の加盟団体でありますボクシング会館の利用者でもあるボクシング連盟と同会館の取り扱いについて調整を行ったところ、建築から30年が経過しておりますが、安全性が懸念されるほど老朽化も進行していないことなどから、現状のまま使用していくこととなったと伺っております。また、昨日、一般社団法人沖縄ボクシング振興会から同様の趣旨の要請もございましたので、県としましては、スポーツの振興を図る観点から、その他の競技団体の状況も踏まえ、沖縄県体育協会と相談してまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 部長、奥武山のボクシング会館、あの辺は今、隣で体協の工事をやっていますけれども、ごらんになりましたか。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） はい、私も体育協会、何回か行っておりますので見ております。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 あれは奥武山にやっぱり……、体育協会はこれから新しい建物が建つと。隣のボクシング会館は本当に古いですよ。やっぱりこれはまずいなと思いますね。

あともう一点、きのうの要請の中でも言ったと思うんですが、リングがちょっと古くなっていて子供たちがけがをするかもしれない、そういう心配がある。その辺しっかり取り組んでください。

最後に一つ、残りです。

福島県への飛行機の直行便の件、よろしく願いします。最後。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） 那覇と福島を結ぶ航空路線については、来年1月にJTAによるチャーター便運航が予定されていることや、JALが過去に撤退した地方路線の一部を再開する方針を示していることから、路線再開に向けた環境が整いつつあると考えております。

沖縄県においては、航空会社や旅行会社への広告費等の支援制度を活用するとともに、福島県とも連携しながら航空会社に対し、那覇—福島路線の再開を促してまいりたいと考えております。

○新垣 安弘君 高良副知事、福島の新聞に高良副知事がやりますと言ったのが大きく載っていますので、よろしくお願いします。

どうもありがとうございました。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

〔中川京貴君登壇〕

○中川 京貴君 皆さん、こんにちは。

自由民主党の中川京貴でございます。

本日、最後の質問になりましたが、どうぞ皆さん、最後までおつき合いよろしくお願い申し上げます。

また、本日は12月10日、仲井眞知事が就任をして7年目を迎えます。私は、その知事に対して気合いを入れて、知事の実績、また行財政改革、将来展望について質問を予定しておりましたが、知事の体調不良ということで大変残念な思いをしておりますが、一日も早い知事の公務復帰を願っております。また、答弁はぜひ両副知事がしっかり答弁をしていただきたいと思います。

それでは、質問に入ります。

1、仲井眞知事の実績について。

(1)、仲井眞知事就任後7年間の実績について伺う。

(2)、知事の実行財政改革の主な実績と成果について伺う。

(3)、これまでの一括交付金の進捗状況、県市町村の取り組みと来年度への期待について。

2、県経済の将来展望について。

(1)、政府が2014年度当初予算案で公共事業費を2013年度当初の5兆2853億円から減額する方向で検討して

いる。2014年度の公共事業費の減額に伴い、県に与える影響について伺う。

(2)、県内最大の2万人収容大型MICE施設の整備について、西原町・与那原町を初め早くも市町村の誘致が活発化している。県が計画している施設の機能や運営等の基本的な考え方について伺う。

(3)、2014年度の予算の基本方針と県経済の自立に向けた基盤整備と施策について。

(4)、政府が進めた平成の大合併に伴う国の特例措置が2014年度から相次いで期限切れを迎えるが、本県に対する影響について伺う。

3、沖縄県離島体験促進事業について。

沖縄本島の児童生徒を離島に派遣し、地域の人々や地元小学生との交流、中学生との交流、将来を担う子供たちが離島の重要性、特殊性及び魅力に対する認識を深めるとともに、沖縄本島と離島との交流促進により離島地域の活性化を図ってほしいと要望いたしました。

それでは、質問いたします。

(1)、事業内容、経緯について。

(2)、これまでの実績と期待される効果について。

(3)、2014年度の予定件数と予算措置について。

4、福祉行政について。

(1)、乳幼児医療費の無料化制度の経緯、または財源措置について。

(2)、通院費を引き上げた場合の——これは中学3年までですね——予算と対象者について。

(3)、自動償還払い現物給付貸付制度について。

(4)、政府は、2015年度から新たな子育て支援制度として、認可保育所の利用要件を緩和し、保護者がパートタイムや求職活動中などでも認めるほか、大幅な緩和で育児中の女性の働きやすい環境整備を図っている。利用対象者数がふえることが本県の場合、対応は可能であるか。

(5)、防衛省は、認可外保育所に対する防衛対策事業について、認可外保育施設指導監督基準を満たした施設を対象とする方針のようだが、本県の要求は全ての施設への補助である。防衛省からの回答と県の対応は。

5、防音工事について。

(1)、前年度（平成24年度）の防音工事の実績と件数、総予算について。

(2)、本年度（平成25年度）の防音工事の件数と予算、執行率について。

(3)、来年度（平成26年度）の防音工事の件数と予算について。

(4)、本県における75W以上区域による件数について。

(5)、県の防音工事に対し課題と取り組みについて。

(6)、防音工事の手續の簡素化について。

(7)、県営団地の防音工事が対象となっている件数と手續、今後の取り扱いについて。

(8)、防音工事区域拡大について県の取り組みについて。

6、那覇空港の整備事業について。

沖縄県は復帰40年を迎え、過去4次にわたる沖縄振興策によって県民生活の基盤となる住宅、社会資本整備は着実に成果を上げてまいりました。県民の悲願でありました那覇空港滑走路増設事業がいよいよ現実となり、沖縄県の振興・発展に大きく貢献するものと期待されております。当該事業が2000億規模の大型プロジェクトとなることから、県内建設業界においては、本県における雇用や経済波及効果は依然として大きいものがあります。当該事業への県内建設企業の受注機会が図られるよう要望申し上げ、質問いたします。

(1)、那覇空港滑走路増設に係る今後のスケジュールについて。

(2)、那覇空港滑走路増設事業への県内建設業者優先活用について。

以上です。

答弁を聞いて再質問を一問一答方式でやりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事 高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 中川京貴議員の御質問にお答えいたします。

県経済の将来展望に関する御質問の中で、大型MICE施設の機能や運営等の基本的な考え方についてお答えいたします。

MICEについては、アジア諸国を初め世界的に誘致に向けた取り組みが強化されていることから、大型MICE施設については国際競争力を備える必要があると考えております。そのため、MICEの規模や形態、利便性など多様な主催者ニーズに対応できる機能を備えることとしております。

施設の運営については、安定的かつ自立的な経営を確保するとともに、高品質なサービスを周辺エリアとも連携しながら提供していくことが重要だと考えており、今年度はこれらの考え方を基本に、必要な機能や運営のあり方等を検討しているところであります。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事 川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 仲井眞知事の実績についての御質問の中で、知事就任後の実績についてお答えいたします。

仲井眞知事は、就任後これまで沖縄21世紀ビジョンを策定するとともに、新たな沖縄振興特別措置法及び跡地利用推進法の制定を実現したところであります。

特に、沖縄振興特別推進交付金を活用し、これまでの補助事業では対応が難しかった福祉、文化、スポーツ、離島振興などきめ細やかな施策を展開しております。また、観光客の誘致や国際物流拠点の整備など、産業振興について戦略的に推進しております。

今後とも、リーディング産業の振興や、人口増加、健康・長寿日本一の奪回、安全・安心な社会の実現などを推進していくこととしております。

次に、沖縄振興特別推進交付金の取り組みと来年度への期待についてお答えいたします。

沖縄県では、沖縄振興特別推進交付金を活用し、沖縄21世紀ビジョン基本計画に掲げる諸施策を積極的に展開しております。

主な県事業としましては、離島住民等への交通コストの支援や認可外保育施設の改修等への支援、観光客誘致強化、農産物戦略品目の本土向け輸送費の軽減、国際物流の拠点となるロジスティクスセンターの整備など、さまざまな事業を展開しているところであります。

また、市町村事業においても、妊婦健診に係る交通費助成や防災無線施設の整備など、地域の実情に即した住民生活により密着した事業をきめ細かく実施しております。

これらの事業を実施することにより、外国人観光客数の増加や、臨空・臨港型産業における新規立地企業数、農産物戦略品目の出荷量が増加するなど、各面にわたりその効果があらわれてきているところであります。

沖縄県としましては、引き続き同交付金を最大限に活用するとともに、効果が継続して発揮されるよう、市町村と連携を図りながら、沖縄の振興のための諸施策を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長 小橋川健二君登壇〕

○総務部長（小橋川健二君） まず、知事の実績についての、行財政改革の主な実績と成果についてお答えいたします。

県では、昭和60年から6次にわたる行財政改革に取

り組んでまいりました。そのうち、直近の過去2回においては、平成18年度から21年度までの「沖縄県行財政改革プラン」、それから平成22年度から今年度までの「新沖縄県行財政改革プラン」に基づき実施してまいりました。その結果、平成18年度から21年度までの前プランでは、民間委託等の推進、定員管理の適正化などに取り組んだ結果、目標額約318億円を上回る約452億円の財政効果を上げております。

また、現プランにおいても、効率的な行財政体制の構築、未利用財産の売却促進などの取り組みにより、目標額約155億円を上回る約206億円の財政効果が見込まれるなど、おおむね計画どおりに進捗しているところであります。

こうした取り組みにより、平成16年度から18年度にかけて実施されました三位一体の改革による地方交付税等の大幅な削減や、リーマンショックなどによる経済不況など、行財政環境の急激な変化の中にあって、新石垣空港や伊良部大橋などの産業インフラの整備、観光やITなどの産業振興施策、保育所の整備促進や県立病院の整備など、県民福祉の向上を図ることができたものと考えております。

次に、県経済の将来展望の中で、平成26年度予算の編成方針と県経済の自立に向けた基盤整備等についてお答えいたします。

平成26年度は、沖縄21世紀ビジョン基本計画で掲げた目指すべき将来像の実現に向け諸施策を着実に推進しつつ、新たな取り組みを積極的に展開し、沖縄振興をさらに加速させる重要な年であります。

このため、平成26年度の予算につきましては、4つの重点テーマを基調に据え、編成を行うことといたしました。

具体的には、1点目に、日本経済活性化の一翼を担う「フロンティア創造」、2点目に、地域の活力の源泉となる「持続的人口増加」、3点目に、「健康長寿おきなわの復活」、4点目に、県民の命や暮らしを守る「安全・安心の確保」、これら4つの基調的考え方に沿って、沖縄の優位性と潜在力を生かした各種施策を戦略的に展開することとしております。

特に、県経済の自立に向けた基盤整備については、国際物流拠点の形成に不可欠な空港・港湾を初めとする産業インフラの整備や国際的観光地にふさわしいインフラ整備、沖縄科学技術大学院大学等を核とした知的・産業クラスターの形成やIT産業の一層の集積、グローバルに活躍できる人材の育成など、県経済の自立に向けた取り組みをより一層加速させてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 県経済の将来展望についての御質問の中の、国の公共事業費削減が県に与える影響についてお答えいたします。

国の平成26年度予算の概算要求の基本方針では、義務的経費等を除くその他の経費については、前年度当初予算額の90%の範囲内で要求することとされております。

内閣府沖縄担当部局の平成26年度概算要求は、沖縄振興予算3000億円規模を確保しつつ、那覇空港滑走路増設事業等に係る増額が図られ、総額3408億円となっております。このうち、公共投資関連は2303億円で、前年度予算額1957億円を17%上回る額となっております。

本県の県内総支出に占める公的総資本形成の割合は平成22年度で9.2%で、全国平均4.4%の約2倍となっており、公共事業が本県経済の発展に果たす役割は大きいと考えております。

県としましては、内閣府沖縄担当部局と連携し、概算要求額の満額確保に取り組んでまいります。

次に、市町村への合併特例措置の期限切れの影響についてお答えいたします。

合併市町村については、合併年度とこれに続く10年間、合併しなかったと仮定した場合に算定される関係市町村の普通交付税額の合算額を下回らないよう、算定方式の特例が適用されますが、激変緩和措置として、その後5年間かけて上乗せ分を段階的に逦減させていくことになっております。

県内では、久米島町が平成25年度から、他の4市町についても、平成28年度から特例上乗せ分が逦減されることになっております。

国においては、10年間の特例期間の終了後について、合併市町村の行政需要や実態を踏まえた新たな交付税算定方法を検討しているところであり、県としても、国の検討状況を踏まえ、適切に対応していく考えであります。

次に、沖縄離島体験促進事業についての御質問ですが、3の(1)から3の(3)までは関連いたしますので、恐縮ですが一括して答弁させていただきます。

沖縄離島体験交流促進事業は、平成22年度から、沖縄本島の児童生徒を離島に派遣し、地域の人々や児童生徒との交流のもと、体験学習や民泊等を実施しております。

これまでの実績については、平成22年度は小学生

163人を5離島に、平成23年度は小学生558人を13離島に、平成24年度は小学生及び中学生1904人を16離島に派遣し、平成25年度は小学生及び中学生3121人を18離島に派遣する予定であります。

県としては、本事業の実施により、児童生徒において離島の重要性、特殊性及び魅力への理解が深まり、豊かな人間性や社会性が形成されるなど、教育的な効果を期待しております。

また、離島地域の自然、文化及び産業を生かした新たな体験学習の場の構築や地域間交流の促進により、観光振興など離島地域の活性化が図られることを期待しております。

平成26年度の予定件数及び予算については、平成25年度の実績、離島の受け入れ体制、応募状況を総合的に勘案し、必要な予算を確保していく考えであります。

次に、那覇空港の整備事業についての御質問の中の、那覇空港滑走路増設事業のスケジュールについてお答えいたします。

那覇空港の第2滑走路の早期供用を目指し、国は、平成26年1月の工事着工に向けて取り組んでおります。現在、公有水面埋立法に基づく申請書が県に提出されており、県の手続きを経て工事に着手することとなっております。工事完了は平成31年末で、平成32年3月31日供用予定と聞いております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 福祉行政についての御質問の中で、こども医療費無料化制度の経緯等についてお答えいたします。

こども医療費助成制度は、子供の疾病の早期発見と早期治療を促進し、子供の健全育成を図ることを目的として、平成6年度よりゼロ歳児を対象に制度を開始しております。その後、平成19年10月より対象年齢を通院は3歳児まで、入院は就学前まで拡大し、平成24年10月からは、入院の対象年齢を中学卒業まで拡大してまいりました。

また、財源としましては、制度設立当初より、県の単独補助事業として、市町村が実施する対象経費の2分の1を補助しております。

次に、こども医療費の通院対象年齢の引き上げ等についてお答えいたします。

通院の対象年齢を入院と同様の中学卒業まで拡大した場合、事業費については、現在の約10億5900万円から8億6900万円増加し、19億2800万円と試算しており

ます。また、対象者数については現在の約6万8000人から19万9000人増加し、26万7000人となります。

次に、こども医療費助成事業の現物給付貸付制度についてお答えいたします。

自動償還方式については、本年11月からうるま市で開始され、平成26年1月から3市2町、4月から4市4町10村の実施が計画されております。

現物給付では、過剰受診の増加や小児医療体制への過重負担につながる懸念があるため、窓口での支払いが困難な世帯については、今後、実施主体である市町村とともに貸付制度のスキーム等について検討していきたいと考えております。

次に、子ども・子育て支援新制度における本県の状況についてお答えいたします。

認可保育所の入所利用に関しては、現在、国において、フルタイムに加えてパートタイムや夜間などの就労形態も対象とすることや、求職活動や就学等についても対象とする等の検討が行われております。

新制度の施行に当たっては、市町村が国の検討事項を踏まえ、ニーズ調査等の実施により地域の実情を把握した上で、利用者の需要に応じた保育所等の整備に計画的に取り組むこととなっております。

次に、認可外保育施設の防音対策事業についてお答えいたします。

沖縄防衛局に防音対策事業について確認しましたところ、指導監督基準を満たした施設を対象とするとのことであります。

県としましては、全ての施設が対象となるよう、引き続き国に働きかけてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 防音工事についての御質問の中で、5の(1)、(2)、(3)、(4)は関連いたしますので一括してお答えをいたします。

沖縄防衛局に確認したところ、平成24年度の防音工事の実績は4151件、約52億3000万円となっております。

平成25年度の防音工事の予算額は、平成24年度からの繰越分を含め約73億2900万円となっており、11月末時点で約3300件、約60億6100万円が交付決定されており、執行率は約83%となっております。

平成26年度の住宅防音に係る沖縄関係経費として、防衛省において、対前年度比3.3%増の63億6800万円が要求されており、件数については、予算成立後に決定されるとのことあります。

また、これまでの75W値以上の区域における防音工事の件数については、平成24年度末までに嘉手納飛行場周辺で延べ約10万8000件、普天間飛行場周辺で延べ約2万7000件となっております。

次に、防音工事の課題と取り組みについてお答えいたします。

県はこれまで、涉外知事会や軍転協を通じて、政府に対し、告示日以降の新築・増改築住宅への制度の拡充や住宅防音工事の対象区域の拡大などを要請しております。

軍転協要請に対する11月の政府回答において、第1種区域指定後に建設された告示後の住宅防音工事の対象拡大については、今後の全国における告示後住宅の防音工事の実施状況等を踏まえつつ、検討していくとしております。

また、住宅防音工事は、希望をしてから措置を受けられるまで1年半から2年間待つことになるのですが、特に防音建具や空調機器の機能復旧については、住民生活に著しい影響を及ぼすものと考えております。

県としては、航空機騒音の軽減とあわせて、空調機器の機能復旧について迅速に措置を講じること、住宅防音工事の対象区域の拡大、告示後住宅への適用拡大、事務所・店舗の対象化等、騒音対策の強化・拡充を引き続き政府に対して強く求めてまいりたいと考えております。

次に、防音工事の手続の簡素化についてお答えいたします。

住宅防音工事の具体的な手続や提出時期などについては、防衛省の定める補助金交付要綱に基づき進められていると承知しております。これまでに申込書提出時の印鑑証明書の一部添付不要化や、交付申請書等の記入項目の省略化などの簡略化がなされております。

県としては、補助金交付や工事施工に関し支障が出ているとの情報はありませんが、政府においては、住民の負担軽減を第一に考え、手続等において十分な配慮がなされる必要があると考えております。

次に、防音工事の区域拡大についてお答えいたします。

県は、嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音等の軽減を図るため、政府に対し、防音工事対象区域の拡大等、騒音対策の強化・拡充について、あらゆる機会を通じて求めているところであります。

去る11月の軍転協要請に対する政府回答によると、現在、嘉手納及び普天間飛行場周辺に設置している航空機騒音自動測定装置の測定結果を踏まえれば、この

第一種区域を拡大するような騒音状況にはないが、両飛行場の飛行態様の変更や航空機騒音に係る環境基準の改正・施行等も踏まえつつ、必要な調査の実施について検討していくとのことでありました。

県としては、引き続き軍転協等関係機関と連携しながら、航空機騒音対策の強化・拡充を求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 防音工事についての御質問の中で、県営団地の防音工事についてお答えいたします。

県営団地のうち防音工事の対象となっているのは、砂辺団地ほか9団地、1701戸であります。

住宅防音工事を行うに当たっては、入居者において「県営住宅の設置及び管理に関する条例」に基づき模様がえ申請を県に申請し、その承認の後、沖縄防衛局に補助金申請を行う手続となっております。

なお、補助金申請に係る手続については、入居者負担軽減のため沖縄防衛局が委託する行政書士等により代行手続が行われるなど、一定の改善が図られていると聞いております。

県としても、県営団地の所有者として工事の集約化を図る等入居者負担の軽減に向け、防衛局と調整を進めていきたいと考えております。

次に、那覇空港の整備事業についての御質問の中で、那覇空港滑走路増設事業に係る県内建設業者優先活用についてお答えいたします。

沖縄県では、機会あるごとに国に対し、那覇空港滑走路増設事業に係る県内建設業者への優先発注について要請を行っているところであります。

沖縄総合事務局では、関係者の要望等を踏まえ、地元企業向けの発注工事の範囲の拡大など、地元企業の受注拡大に配慮した発注方針が策定されたところであります。

今後とも、県内企業への受注促進を働きかけてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 再質問をしたいと思います。

ただいま答弁の中にもありました仲井眞知事の実績、または行革について答弁がございました。

平成18年、21年から318億円を伴って452億円でしたが、それと平成22年、25年は155億、それを206億円の財政効果が出たと。やはり私は沖縄県の最高責任者が

その責任を持って、その行革、そういったまた知事の7年間に及んで地方交付税の削減や、国から入ってくる財政、それが厳しい状況の中で、強いリーダーシップがなければそれはできなかったとっております。

そういった意味では、たしかきのうの新聞ですか、沖縄タイムスのほうに、「仲井眞流 ここがポイント トップダウンの手法 「できません」は嫌い 性格「頑固」な一面も」という記事が出ておりましたが、やはりこのようにリーダーシップがなければこの行革はできなかったとっておりますが、いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

○副知事（川上好久君） 先ほど議員が最初の質問でおっしゃっておられましたけれども、7年前に知事が、知事として来られたとき、私もちょうど財政課長をしておりまして、三位一体改革の真っ最中でした。行革をやり始めたころだったわけですが、知事はそういう意味では非常にはっきりした性格。しかしながら、私、財政課長時代、給与カットもしたわけですが、一方ではやはり職員に対して、またある種の濟まなさとか、そういうふうなものを見せる方でもございました。そういうふうなものを持ち合わせながら、非常に強力な個性で行政改革、それからまた公約の実現に頑張っておられたというふうに思います。

先ほど行革については、こういう成果が上がっているわけですが、一方では、つい2年前のその法律の改正、それから予算の確保、その財政状況を改善する上で非常に大きなまたその成果も知事は発揮をして、それはもう皆さんが御承知のような沖縄振興交付金3000億、そういうふうなものが成果として上がってきているというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 副知事が財政課長をしているとき、記憶に新しいと思いますけれども、私はこれまでに産業も経済も厳しい、自主財源の厳しい、乏しい沖縄県が将来を展望したとき、やはり1000万観光立県を推進しながら、また21世紀ビジョンを推進し、経済が安定した県政づくりをしていかなければならないとっております。全国の米軍基地の74%が集中しているこの沖縄県においては、どうしてもまちづくり、県政づくり、県民生活を阻害しております。

そこで政府は、副知事、基地と関連している市町村、そこには基地交付金、または9条予算とか——副知事も御承知のとおり傾斜配分ですね——それとか基地対価料とかいろんな補助金があります。

私は県議会に当選して以来、これまで知事に対して、これから国から地方交付税の削減、いろんな財源が減額される中、新たな財源確保をすべきだということで県議会においても何度も取り上げてまいりました。

その一つとして、基地と隣接している——例えば西原町とか——そういうところも基地からの事件・事故はありますよと、基地被害はありますよと。それを認めさせるために隣接している市町村だけでなく、沖縄県の全部を基地都道府県として国に認定をさせて認めさせるべきだという提案をしたことがあります。副知事、記憶ありますでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

○副知事（川上好久君） 今のお話は、沖縄振興特別措置法のこの考え方の中には、沖縄の振興を国が支援するという根拠として、4つの特殊要件というふうな特殊事情というものがございまして。自然的、それから歴史的、それから地理的、そして社会的な事情というもので、今、基地が存在をしているというふうなところで、これは基地所在市町村だけではなくて沖縄全体がある種の影響を受けている。そういうふうなものを根拠にしながら、その沖縄振興があるわけですが、知事はこの新しい法律をつくるに当たって新しい財源の予算のつくり方というふうなものを今回提案をして、それが今回この沖縄振興交付金というふうなものに結実をしてきたと、そういうふうな理解をしております。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 その当時、私の質問に対して知事は、地方交付税の削減、そして島嶼県である沖縄が本土との格差をなくしていくためには自立に向けた取り組み、新たな財源確保が必要だと、チームをつくって取り組んでいきたいという答弁をしておりました。私は、ぜひそのチームの中で、基地は沖縄県だけじゃないんです、青森県もあれば山口、本土にもあります。そういった意味では、島嶼県の沖縄が本土と沖縄は違うんだという意味でも、やはりこの新たな財源確保ということで、沖縄県を基地都道府県として認めさせるべきだと。私はそれが沖縄振興新法の一括交付金にかわったと個人的には思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

○副知事（川上好久君） 一括交付金ができただけというの、基地がかなり過重に存在をしている。なかなかその政がうまくいかないという、これは沖縄振興のそれが一つの根拠になっているわけですが、

れども、それ以外にも、その地理的な特殊事情だとか、あるいはまたその社会経済的な産業構造が非常に異なる中で、沖縄はやはり独自の産業の振興をしなければいけない。そしてまた、社会構造も若干変わっておりまして、その人口構成の中で全国は高齢化の中で、沖縄は子供が多過ぎる。多過ぎるというのは変な話ですが、多くて、そのケアをしなければいけない。そういうのが全国一律のこの制度でうまくいかない中で、やはりこの一括交付金的なものは必要だと。しかしそのバックグラウンドには、今、議員が言われた基地が非常に過重に存在をしているというふうなものとひとつ背景としてあるというようなことでございます。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 先ほどの行財政改革、質問します。

僕は、知事の行財政改革の鍵は、職員の意識改革だと思っております。だけど、その集中改革プランの実行に当たって1つだけお聞きしたいのは、無理な職員の配置。例えば、この間新聞にも出ておりました、ヤイトハタやアカジンミーバイの養殖が成功したとか、専門職を育てる。専門職じゃない職員の配置がえになると、やはり意識改革が薄れてくるだろうと。プロの県職員を育てると、それがやっぱり意識改革だと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

○副知事（川上好久君） ここもまさにそのとおりでございます。社会経済状況というのがこのように激しく移り変わっていく中であって、県庁、県の中も非常に多様な人材が求められていると思います。今、言われる高い専門性、それからまた、あるいはさまざまな課題が発生する中で、その問題解決能力が持てるような人材、これを育てていく、その必要が出てきているというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 これまで知事が行財政改革に取り組んだ経緯については、高く評価します。また、職員に対して大変な御苦労もあったことも評価しております。

続きまして、県経済の将来展望について、県内最大の2万人収容型MICE施設については、西原町から陳情が出ております。

東海岸地域活性化のためMICE関連施設を誘致したい。中城湾港マリン・タウン・プロジェクトは、50万人が来場するきらきらビーチやコンサート会場としても利用されている。多目的広場等の観光レクリエーション施設が配置され、現在、海洋レジャーやダイビ

ング観光の拠点となる与那原マリーナ整備が沖縄県によって進められています。そことリンクをさせながら、県内最大の2万人収容MICEの実現に向けて陳情が出ておりますが、県の考え方を聞かせてください。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） 御案内のように、今年度は私たちが基本構想というものを今検討しておりますが、それを策定したいということですが、その基本構想の中身といいますか柱といいますか、それは施設機能の要件はどうあるべきなのか、それから2点目は、施設とその周辺のまちづくりのあり方、それから施設の整備、運営パターン、そういったものを検討して基本構想をまとめていくんですが、その基本構想の検討を踏まえた上で、建設予定地に必要な要件、そしてその優先順位というものを検討するということになっております。

したがいまして、今、基本構想をつくっているのが今年度の仕事でありまして、その作業を待って建設予定地に必要な要件、優先順位というのを考えていく。

今、御指摘のように、西原町、与那原町を含めて熱心な市町村の方々から、ぜひうちにMICEをとという誘致活動が実際に行われていることは事実でありまして、そのようなありがたい御提案を受けているわけですが、その前に、我々としては、先ほど申し上げているような内容を詰めているという段階です。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 ぜひMICE実現に向けて取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、平成の大合併、再質問したいと思います。

たしか昭和22年に地方自治法が施行され、当初は市が210、町が1784、村が8511、合計1万505の市町村がありました。それは昭和の大合併に伴って、1万520から、昭和31年には市町村とも4668になったんです。これは総務省の資料なんですけれども。それから平成の大合併、それまでには昭和60年、市が651、町が2001、村が601、合計3253ございました。それが現在、市が789、そして町が746、村が184、1719と、もう半分近く合併、ある意味ではさせられました。国も財政がそんなに豊かじゃないんです。その証拠に、消費税も8%、10%となってまいります。

そういった意味では、やはりこの三位一体構造改革や地方分権一括法と、これらは厳しい状況の中で国も財政措置をせざるを得なくなってきた。

私も、この沖縄県においても、やはり知事がリー

ダーシップを発揮してこの沖縄県の財政をしっかり確保していくためにはいろんな手法をしなければいけないと思っております。沖縄県も、うるま市ももちろん離島も合併してまいりましたけれども、今後この沖縄県の合併について、副知事の認識を聞かせてください。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

○副知事（川上好久君） 平成12年ですか、平成の大合併という運動が起こりまして、当時、3232だったか50だったかちょっとあれなんですけれども、今、1710になっています。沖縄県は46の市町村が41、これはやはり背景にあったのは分権というものが一つございました。分権の受け皿を大きくしようという一つの考え方、もう一つは、やはりその行政改革というふうなものが背景にあったと思います。そのリードをしていく、その動きをリードしていく中で地方交付税というふうなものの特例というふうなものもあったわけでございますけれども、今日、その特例の期限が切れてくる。その中で、行財政運営になかなか厳しい環境も出てきているわけなんですけれども、しかしながら、この間、合併をして非常にまた頑張って新しいまちづくりをやっているところもございます。今、その合併の評価をどうするかというのは、なかなか一言では表現できないわけでございますけれども、沖縄県におきましてはそれぞれ合併を選んだところも、そしてまた、そうじゃない独自で方針を選んだところも、それぞれまちづくりに一生懸命頑張っていて、沖縄らしい味を今出していると思います。

今後、その合併運動というふうなものが、平成の大合併運動以降、また出てくるかどうかというのは、ちょっとなかなか判断しにくいわけでございますけれども、当面は今あるその姿で沖縄県のまちづくり、それぞれの地域で頑張っていけるものというふうに、県もそういうものの支援をしていきたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 続きまして、3番目の沖縄県離島促進事業について再質問します。

本島の子供たちが離島へ行って学ぶことは、先ほど部長からの答弁でわかりました。離島の子供たちが逆に沖縄本島で学ぶ、その仕組みはできないか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） お答えいたします。

この離島体験交流促進事業ですね、おかげさまで平成24年度の1900名から、今年度は3000名余りの規模になっております。この事業の目的は2つあると思って

おります。

沖縄本島と離島の交流促進によります離島地域の活性化という離島の振興ですね。それと、もう一つは、沖縄本島の児童生徒が離島の重要性、特殊性、魅力に対する認識を深めるということで教育的な側面もあるだろうと思っております。

議員からの御指摘の、離島の児童生徒を逆に沖縄本島に派遣するということについては、やはり、土地、地域との体験交流の機会を設けるという教育的な側面からも意義があるものというふうに考えております。

こういった観点から、企画部におきましては、離島児童生徒の本島派遣を実施できる方策がないか検討をしてみたいと思っておりますし、また、あわせまして教育的な側面もありますので、教育庁のほうともぜひ意見交換もしてみたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 ぜひですね、本島の子供たちは離島で学ぶことができると。しかし、これ恐らくメニューがそういうメニューだと思うんですが、離島の子供たちが本島に来て、例えば基地問題も含めて、沖縄の問題、いろいろ勉強させることが大切だと思っております。

また部長、私の決算特別委員会、当初予算ももちろんそうでしたけれども、要望に対して、件数や予算措置を拡大していただき、感謝申し上げます。

これからも沖縄県を展望したときに、将来を担う子供たちの人材育成が最も大切だと思っております。修学旅行とは違って、離島のすばらしい自然環境や厳しい生活環境を学び、肌で感じる事が一番大切だと思います。しかし、安全対策について、県はしっかり市町村にけがや事故がないよう指導してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） まさに一番重要なポイントだと思っております。せっかくの事業がこの受け入れ体制が不十分なために事故があったりしたのでは元も子もないわけですので、県としましてもこの事業の実施に当たりましては、この安全面を十分配慮しながらやるようにということで、事業の推進に当たってはそこら辺を重々見ながら注意しているということでございます。いろんなイベント等もやるわけですが、その辺についても安全対策は十分にその実施団体にはお願いをしてやっておりますが、今後ともそこはしっかり対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 よろしくお願ひいたします。

続きまして、4番目の福祉行政の再質問します。

これは、私は何度も県議会において取り上げてまいりました。全国で現物給付制度または償還金制度を実施しているところは何力所ありますか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 平成25年の4月1日現在でありますけれども、現物給付実施の都道府県が21カ所、自動償還6カ所、現物と償還を行っているところが16カ所であります。あと償還払いが4カ所ということです。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 部長、これは全国ではこの福祉行政に対して進んでいます。私は、現物給付制度は過去にも質問しましたら、やっぱり市町村が国庫のペナルティー等もあるということで、余り望まないんだと。

先ほど質問しましたけれども、貸付制度についてはペナルティー制度は科されないと思うんですが、制度についてよろしくお願ひします。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 他県の事例によりますと、窓口での支払いが困難な方に対して貸付制度資格の認定を行い、資格認定者は医療機関で受診後、市町村へ借入申請を行います。市町村は受給者の口座へ振り込みをします。その後、受給者が医療機関へ支払いをすると、そういう制度になっております。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 部長の答弁では、その後、病院の窓口では基本的には現金を払わない。そして、病院側から役場のほうにそのかかった経費を請求して、その後、病院に行った人の口座に振り込むと。しかしながら、この方がそのお金を使ったら病院に持っていけない場合があるんですよ。ですから、私は、この貸付制度をもう少し使い勝手がいいように、例えば基金をつくとか、この病院に行った方の通帳に振り込まないで直接病院に振り込むような制度をつくれば、現物給付的な制度になると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） この貸付制度のあり方については、自動償還のこういったスキームを活用した方式など、今後、実施主体である市町村と相談しながら検討していきたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 ぜひ部長、きょうは本当は僕はこの

ことも含めて知事に直接要請したかったんですが、スタートは所得の低い方からでも結構だと思うんですけども、貸付制度、実質病院の窓口での支払いしませんが、その制度をできるならば市町村と調整しながら次年度から実施していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 市町村のほうと相談をしながら検討していくということであります。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 ぜひよろしくお願ひします。

続きまして、防音工事の手續の簡素化についてお願ひいたします。

県営団地の防音工事の空調機の取りかえ工事、また防音工事を申請するときに、建物所有者が申請するものと借家人が申請する制度があるんです。今現在県においては、この借家人が申請しております。しかしながら、この空調機においては1割負担があるんです。それについて私は県がそれをすべきだと思っていますが、部長いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 県営団地における防音工事につきましては、議員御指摘のとおり、現在入居者が補助事業者として手續をとっているというのがまず一つあります。それらを例えば指定管理者がまとめてできないかということについて今防衛局とは調整中でございます。

さらに、空調機につきましては、新築するときには10分の10、ただ更新をするときには補助事業者のほうで1割負担があるということですので、この負担につきましても今防衛局と種々調整をしているところであります。現実問題としてまだ結論は出ていないという状況にあります。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 部長、これは早目にしないと借家人が申請したら防衛局は借家人にこの空調機の補償をするんですよ。県じゃないんですよ。じゃこの借家人が引っ越しするとき、このクーラーを空調機を持っていけたらどうしますか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 今のところそういう事例はまだ出てはいないようですけれども、議員おっしゃるような可能性がないことはありませんので、そういうところも含めて今どういった方法がいいのか、この入居者のために県が1割負担をする根拠といたしましうか、そういう財政支出が適切であるのか

どうかということも含めて今検討しているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 部長、民間は家主が全て負担しているんです。借家人は負担しておりません。たとえ県営団地に住んでいる皆さんが家賃が安いからということではなくて、県営団地に住んでいる方々の1割負担も県がやるべきだと思っております。いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 議員のほうからそういう御意見がございますので、まずそういうことができるかどうか、いま一度検討をしてみたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 最後の質問であります、時間もありませんので、那覇空港滑走路増設事業の県内業者優先発注について、ぜひ県内業者の育成、本土のゼネコンと県内業者が同じ土俵では勝負になりません。すみ分けをしてその事業ができるように県は取り組んでいただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 那覇空港滑走路の

増設事業につきましては、従来から県内業者の優先活用につきましてずっと要請をしてきたところでございます。

先ほども答弁申し上げましたけれども、WTOに係る金額というのが国の場合5億8000万円ということになっております。5億8000万円以下の工事につきましては、発注の方針を変更していただきまして、5億8000万円以下はほとんど県内企業が参画できるというふうなことになっております。またさらに、WTOであってもその構成員に対して県内企業をお願いするというふうな要請も今検討しているところでございますので、そういった形となるべく県内企業が全ての工事に参加できるようにこれからも働きかけを強めていきたいと考えております。

○中川 京貴君 ぜひよろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（喜納昌春君） 以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明11日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時1分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 喜 納 昌 春

会議録署名議員 嶺 井 光

会議録署名議員 狩 俣 信 子

平成25年12月11日

平成25年
第7回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第7号）

平成25年
第 7 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 7 号）

平成25年12月11日（水曜日）午前10時2分開議

議 事 日 程 第 7 号

平成25年12月11日（水曜日）

午前10時開議

第 1 一般質問

第 2 甲第 1 号議案、甲第 2 号議案及び乙第 1 号議案から乙第29号議案まで（質疑）

第 3 陳情第144号及び第149号から第151号までの付託の件

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

日程第 2 甲第 1 号議案、甲第 2 号議案及び乙第 1 号議案から乙第29号議案まで（質疑）

甲第 1 号議案 平成25年度沖縄県一般会計補正予算（第 2 号）

甲第 2 号議案 平成25年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

乙第 1 号議案 沖縄県職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

乙第 2 号議案 東日本大震災に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

乙第 3 号議案 特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例

乙第 4 号議案 沖縄県部等設置条例の一部を改正する条例

乙第 5 号議案 沖縄県延滞金徴収条例の一部を改正する条例

乙第 6 号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

乙第 7 号議案 沖縄県待機児童解消支援基金条例

乙第 8 号議案 沖縄県緊急雇用創出事業等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

乙第 9 号議案 沖縄県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例

乙第10号議案 工事請負契約について

乙第11号議案 工事請負契約について

乙第12号議案 工事請負契約について

乙第13号議案 工事請負契約について

乙第14号議案 工事請負契約について

乙第15号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第16号議案 財産の取得について

乙第17号議案 指定管理者の指定について

乙第18号議案 指定管理者の指定について

乙第19号議案 指定管理者の指定について

乙第20号議案 指定管理者の指定について

乙第21号議案 指定管理者の指定について

乙第22号議案 当せん金付証票の発売について

乙第23号議案 県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第24号議案 県営水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第25号議案 県営通作条件整備事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第26号議案 農業基盤整備促進事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第27号議案 県道の路線の認定について

乙第28号議案 国土交通大臣の作成する漢那ダム及び億首ダムの建設に関する基本計画の変更に対する知事の意見について

乙第29号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について

日程第3 陳情第144号及び第149号から第151号までの付託の件

出席議員(46名)

議長	喜納昌春君	23番	大城一馬君
副議長	浦崎唯昭君	24番	嶺井光君
1番	上原章君	25番	前島明男君
2番	砂川利勝君	26番	照屋守之君
3番	具志堅透君	27番	新垣良俊君
4番	又吉清義君	28番	仲田弘毅君
6番	儀間光秀君	29番	新垣安弘君
7番	新田宜明君	30番	當間盛夫君
8番	仲村未央さん	31番	照屋大河君
9番	玉城満君	32番	狩俣信子さん
10番	西銘純恵さん	33番	赤嶺昇君
11番	比嘉京子さん	34番	新垣清涼君
12番	吉田勝廣君	37番	金城勉君
13番	島袋大君	38番	糸洲朝則君
14番	中川京貴君	39番	翁長政俊君
15番	桑江朝千夫君	41番	新垣哲司君
16番	座喜味一幸君	42番	具志孝助君
17番	呉屋宏君	43番	新里米吉君
18番	仲宗根悟君	44番	高嶺善伸君
19番	崎山嗣幸君	45番	奥平一夫君
20番	山内末子さん	46番	玉城義和君
21番	瑞慶覧功君	47番	玉城ノブ子さん
22番	渡久地修君	48番	嘉陽宗儀君

欠席議員(1名)

5番 末松文信君

欠員(1名)

説明のため出席した者の職、氏名

副知事	高良倉吉君	農林水産部長	山城毅君
副知事	川上好久君	商工労働部長	小嶺淳君
知事公室長	又吉進君	文化観光	湧川盛順君
総務部長	小橋川健二君	スポーツ部長	
企画部長	謝花喜一郎君	土木建築部長	當銘健一郎君
環境生活部長	當間秀史君	企業局長	平良敏昭君
福祉保健部長	崎山八郎君	病院事業局長	伊江朝次君

会計管理者	岩井健一君
知事公室秘書	久貝富一君
広報交流統括官	
総務部	田端一雄君
財政統括官	
教育委員会委員	泉川良範君
教育長	諸見里明君
公安委員会	
委員長	翁長良盛君

警察本部長	笠原俊彦君
労働委員会	真栄城香代子さん
事務局長	
人事委員会	平良宗秀君
事務局長	
代表監査委員	知念建次君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	嘉陽安昭君	主幹	佐久田隆君
次長	知念正治君	主査	嘉陽孝君
議事課長	平田善則君		
副参事兼 課長補佐	勝連盛博君		

○議長（喜納昌春君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた知事仲井眞弘多君は、病氣療養のため本日の会議に出席できない旨の届け出がありました。

○議長（喜納昌春君） 日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第1号議案、甲第2号議案及び乙第1号議案から乙第29号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

上原 章君。

〔上原 章君登壇〕

○上原 章君 おはようございます。

公明党・県民会議無所属の上原です。

質問の前に所見を述べたいと思います。

今議会は、多くの県議の皆さんが普天間問題について、また、辺野古への埋立申請についての質問を行っています。

私ども公明党県本部は、金城幹事長が代表質問で述べたとおり、普天間飛行場はあくまでも県外移設を求め、仲井眞知事の「辺野古移設案の実現は事実上不可能、県外を探した方が早い」との考え方を支持するものです。公明党県本部は、基地問題プロジェクトチームを立ち上げ、この数カ月間、さまざまな角度から普天間問題を調査研究してきました。戦後68年が経過し、今なお基地問題で多くの県民が苦悩し、人権や平和な生活が脅かされる。このような歴史に終止符を打

たなければなりません。

親しくおつき合いをしているある人生の先輩から、基地問題について、最近手紙をいただきました。一部紹介をさせていただきたいと思います。

私は、反基地でも、ましてや反米ではありません。どちらかという、親米のほうでしょう。しかし、普天間の辺野古移設だけは断固反対であり、どんなことがあっても阻止しなければならないと思っています。いつか問われるだろう、何もしなかったのですかと。そう問われないためにも、断固阻止。100年、200年も続くと言われる基地は、1世代25年と言われますから、100年として4世代、200年では8世代も続くことになります。まさに子々孫々、永代に基地被害を背負うことになり、子や孫たちに申しわけがたちません。未亡人製造機と言われるオスプレイが昼夜、低周波で24機も名護の上空を飛び交うことを想像すると、老体を張ってでも阻止しなければという思いを強くします。負担軽減は県民だましの常套句、ウチナンチュの学習能力は高くなった。それがオール沖縄の構築でしょう。この歴史の流れを絶対に逆流させてはなりません。

まさにそのとおりだと思います。辺野古への埋め立ては断じて承認すべきではありません。知事及び当局におかれましては、多くの県民の思いを強く受けとめ、誤りなき御判断、御英断を要望いたします。

それでは通告に基づき質問を行います。

初めに、福祉行政についてお尋ねします。

県は、沖縄21世紀ビジョンの基本計画を着実に実施するため、平成26年度より1公室8部体制から1公室9部体制に見直し、新たに子ども生活福祉部を設置す

るとしています。少子・高齢化が加速する中、子育て支援、高齢者対策、福祉・医療・介護等の充実は今後ますます重要となってきます。本県は、全国で子供が多く生まれ、健康・長寿の復活を目指しており、担当部局の取り組みは極めて重要と考えます。新体制に期待をするものです。

そこで質問です。

(1)、子ども生活福祉部の設置の目的を伺います。

(2)、こども医療費助成事業の通院分年齢引き上げについて、県は実施主体である市町村の意向を踏まえ検討するとしているが、取り組みはどうなっているか。窓口払いの負担軽減も含め伺います。

(3)、離島・僻地がん患者通院等に係る負担軽減について伺います。

次に、観光・スポーツ振興について伺います。

県は、沖縄21世紀ビジョンの中で、世界水準の観光・リゾート地の形成を目指し、平成33年までに観光収入1兆円、入域観光客数1000万人、うち外国人観光客数200万人の目標を掲げています。今後の沖縄観光の発展に外国人観光客の誘致、充実は大変重要と考えます。現在、外国人観光客の入域数は順調に推移していると聞きますが、快適に沖縄を旅していただく環境整備が必要です。また、本県は、国際的な沖縄観光のブランド確立のため、スポーツキャンプ等の誘致の受け入れや施設環境の整備を推進するとしています。

そこで質問です。

(1)、外国人観光客の移動の円滑化を図るため、案内板表示の多言語化やICT（情報通信技術）の充実は重要と考えます。現状と対策を伺います。

(2)、外国人観光客のレンタカー利用状況及び事故について伺います。

(3)、レンタカーを利用する外国人観光客に県内観光の地図や交通安全に係る説明、事故に遭った場合の対応等がわかる多言語の案内書が必要と考えるが、取り組みを伺います。

(4)、スポーツコミッション沖縄（仮称）の設立について伺います。

次に、経済振興についてお尋ねします。

(1)、県は、国に対し平成26年度税制改正の要望を求めているが、主な内容と効果、実現の見通しを伺います。

(2)、沖縄大交易会プレ交易会の成果、課題、今後の展望を伺います。

(3)、離島生活コスト低減実証事業の現状、課題、今後の展望を伺います。

(4)、県は、農林水産振興のため農林水産物流通条件

不利性解消事業に取り組んでいるが、離島の生産者から機材や肥料・飼料等、本土・本島から島に運ぶ運賃が高騰し負担が増大しているとの声が寄せられています。支援が必要と考えるが、現状と対策を伺います。

(5)、農連市場再開発の進捗状況を伺います。課題と今後の展望はどうなっているか。

最後に、公共事業についてお尋ねします。

(1)、「地域の元気臨時交付金」の概要と効果を伺います。

(2)、県道82号那覇糸満線における糸満市潮平小学校沿いの道路は、大雨による冠水が極めて深刻であり、早急な対策が必要です。取り組みを伺います。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事 高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 上原章議員の御質問にお答えいたします。

観光・スポーツ振興に関する御質問の中で、外国人観光客の移動の円滑化についてお答えいたします。

外国人観光客の移動の円滑化には、多言語の案内表記の整備や、ICT技術の活用は重要と認識しております。これまで、道路標識については各道路管理者により英語等の表記が進められ、主要な観光地等への案内サインの多言語化については、市町村独自または県の支援により整備を行ってまいりました。外国人観光客は今後も増加が見込まれることから、県においては、多言語観光案内サインの実態調査を行い、翻訳表記の統一化やさらなる整備促進に努めてまいります。また、Wi-Fiについては、公共・民間施設における整備を支援してきましたが、市町村による整備等も始まっていることから、今後はその状況を把握しながら連携して整備を促進してまいります。

同じく観光・スポーツ振興に関する御質問の中で、スポーツコミッション沖縄（仮称）の内容、効果等についてお答えいたします。

県内では、現在、スポーツキャンプ・合宿等が数多く実施されており、さらに、その取り組みを加速するためにワンストップの受け入れ窓口となるスポーツコミッション沖縄（仮称）設立準備事務局が設置されたところであります。

本コミッション沖縄は、平成27年度から本格的に稼働する予定であり、それに伴い県外・海外からのスポーツキャンプ等の誘致及び受け入れ機能の充実が図られ、「アジア、世界に開かれたスポーツアイランド沖縄」の実現に大きく前進するものと考えております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事 川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 経済振興についての御質問の中で、沖縄大交易会プレ交易会についてお答えいたします。

今回の沖縄大交易会プレ交易会では、多数の国内外のバイヤーとサプライヤーが沖縄に集まり、多くの商談が成約する見込みと伺っております。課題として、会場が狭い、商談の時間が短いとの声もございました。次年度は、内容を拡充すべく、県も取り組んでまいります。

次に、離島生活コスト低減実証事業についてお答えいたします。

離島生活コスト低減実証事業は、座間味村、渡嘉敷村、北大東村、南大東村を対象に、平成24年度から実施しております。事業の課題としましては、一定の価格低減の効果が認められるものの、一部の商品に限定されていることが挙げられております。このため、離島小売店に輸送される全ての補助対象品目に係る輸送経費に対する補助を実施するなど、事業効果が一層高まるよう見直しを行い、今月1日から新しい制度で事業を開始をしたところであります。

今後とも、補助事業のより効果的かつ効率的な実施方法等について検討していく考えであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 福祉行政についての御質問の中で、子ども生活福祉部の設置についてお答えいたします。

設置の目的については、「沖縄らしい優しい社会の構築」の実現に向け、子育て支援のための体制強化を図るとともに、生活及び福祉行政の連携による切れ目のない県民への支援を実施するため組織を改正することとしております。その効果として、喫緊の課題である待機児童の解消に集中的に取り組む体制の構築及び県民相談から生活保護や児童相談など、対象者の生活状況に応じたきめ細やかな支援を実施できることが挙げられます。また、女性支援の施策部門と婦人保護部門が連携することで、性暴力やDV等の未然防止や被害者に対する早期の生活支援につなげることができるものと考えております。

次に、こども医療費助成事業の通院年齢拡充と窓口払いの負担軽減についてお答えいたします。

通院年齢の引き上げにつきましては、平成24年10月

に拡充した中学卒業までの入院年齢の拡大による事業費の動向や効果を見きわめるとともに、市町村の意見も聴取した上で検討していきたいと考えております。窓口払いの負担軽減については、今後、窓口での支払いが困難な世帯について、実施主体である市町村とともに貸付制度のスキーム等について検討していきたいと考えております。

次に、離島等がん患者の負担軽減についてお答えいたします。

県では、本島での放射線治療のための負担軽減を図るため、沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合との間で、「離島へき地のがん患者等の宿泊支援に関する協定」を締結したところであります。協定は、離島等のがん患者等が本島の医療機関で放射線治療を受ける際、宿泊費の割引を実施する内容となっております。現在、来年度からの割引実施に向けて、具体的な調整を同組合と行っているところであります。

今後の展開につきましては、事業の実施状況を見ながら検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 湧川盛順君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） それでは観光・スポーツ振興に関する御質問の中の、外国人観光客のレンタカー利用状況についてお答えいたします。

県が実施した平成24年度外国人観光客満足度調査によると、外国人観光客のレンタカー利用率は28.4%であり、貸し切りバス、モノレールに次いで利用率の高い交通手段となっております。

次に、レンタカーを利用する外国人観光客への多言語案内書についてお答えいたします。

沖縄県としましては、外国人観光客の増加によりレンタカー利用のさらなる需要が見込まれることから、安全性と利便性の確保は重要であると認識しております。そのため、今年度、交通ルールや運転マナー、事故に遭った際の対応などの交通安全情報を含む多言語のガイドブックを作成することとしております。また、レンタカー事業者を含む観光関連事業者に対しては、外国人観光客の受け入れに必要な観光パンフレット等の翻訳支援を行っております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

〔警察本部長 笠原俊彦君登壇〕

○警察本部長（笠原俊彦君） 観光・スポーツ振興についての御質問の中で、外国人観光客のレンタカー利用時における事故についてお答えをいたします。

県警察では、交通事故統計といたしまして、交通人身事故についてのみ集計しており、また、観光客に限定した統計もございませんので、外国人のレンタカー利用時における交通人身事故件数についてお答えをさせていただきます。

平成24年中の外国人のレンタカー利用時の交通人身事故は18件で、前年と比べて6件減少をしております。また、本年10月末現在、外国人のレンタカー利用時の交通人身事故は25件となっており、前年同期と比べると10件、率にして66.7%増加をしているところであります。

県警察では、レンタカーを利用する外国人観光客の交通安全対策として、バスレーン規制等に関する英語版のチラシの作成・配布を行っているほか、その情報を県警のホームページに掲載するとともに、沖縄県レンタカー協会にも情報を提供し、同協会が発行し利用者に配布をしている英語版の「沖縄ドライブマップ」に掲載していただき注意喚起を図っているところであります。また、管轄にレンタカー会社が多い豊見城警察署などにおいては、適宜、交通事故に関する情報などをレンタカー会社に提供し、レンタカーの交通事故防止対策を図っているところであります。

以上であります。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 経済振興についての御質問の中の、平成26年度税制改正要望についてお答えいたします。

平成26年度は、沖縄振興特別措置法の改正から3年目を迎えることから、沖縄の地理的優位性や潜在力を生かし、沖縄振興を一層加速させるため、既存の特区制度等や税制上の特例措置の拡充を要望しております。

主な要望内容としましては、金融や情報、国際物流等の特区制度の使い勝手をよくし、効果的な活用を図るため、地区指定や事業認定に係る権限の知事への移譲及び対象事業の追加等を要望しているところであります。また、航空機燃料税の軽減措置の期限が今年度末となっていることから、その延長とあわせて県内離島路線への拡充を要望しているところであります。現在、政府においては今月中ごろに予定されている税制改正大綱取りまとめに向けた詰め作業が進められているところであります。本県の要望が実現されるよう、注視してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 山城 毅君登壇〕

○農林水産部長（山城 毅君） 経済振興についての御質問の中で、離島における機材や肥料・飼料等の価格及び支援についてお答えいたします。

離島における機材、肥料・農薬及び飼料等の価格についてＪＡおきなわに確認したところ、本島と離島間の輸送コストを含めた販売価格は、本島とほぼ同じ価格となっております。

県においては、農家の経営安定を図るため、沖縄振興特別推進交付金等を活用し、養豚農家に配合飼料1トン当たり1600円、肉用肥育・酪農家に粗飼料1トン当たり1600円の飼料購入助成を行っております。また、サトウキビ生産農家に対し、さとうきび増産基金を活用し、肥料、農薬等への助成を行っております。さらに、トラクター等の農業機械の導入については、サトウキビや畜産関連事業等の活用、農業制度資金の低利融資等により支援を行っております。

県としましては、今後とも関連施策・事業等を活用し、農家経営の支援に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 経済振興についての御質問の中で、農連市場再開の進捗状況、課題と今後の展望についてお答えいたします。

本事業は、平成22年の都市計画決定後、ことし9月、準備組合から組合設立と事業計画の認可申請書が提出されましたが、事業計画の一部を見直す必要が生じたため、現在、見直しを行っているところであります。

県としては、今年度内の組合設立と事業計画の認可に向け、那覇市と連携し支援に努めていく考えであります。

次に、公共事業についての御質問の中で、県道82号線那覇系満線における冠水対策の取り組みについてお答えいたします。

那覇系満線の当該地域は、道路が周辺より低いことや海拔も低く、満潮時には排水機能が低下することにより冠水しやすい地域となっております。これまでに県、系満市、地元自治会が冠水対策について意見交換を行っており、道路の応急対策として側溝の詰まりを解消し、早目に排水処理ができるようグレーチングを7カ所増設しております。また、抜本的な解決を図る必要があることから、現在、地域排水の管理者である系満市が、雨水流解析に基づく対策の検討を行って

いるところであります。

県としては、その結果を踏まえ、糸満市と連携して抜本的な対策を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長 小橋川健二君登壇〕

○総務部長（小橋川健二君） 公共事業についての中で、「地域の元気臨時交付金」の概要と効果についてお答えをいたします。

「地域の元気臨時交付金」は、昨年度の国の緊急経済対策において、追加される公共投資の地方負担が大規模となる中、地方の資金調達に配慮し、経済対策を迅速かつ円滑に実施できるよう、地域経済の活性化と雇用の創出を図ることを目的として交付されております。

沖縄県では、平成24年度補正予算や平成25年度当初予算において、同交付金を港湾施設整備、河川整備、警察庁舎等整備などの事業の財源として活用したところであり、地域経済の活性化と雇用の創出に寄与することができたものと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 上原 章君。

○上原 章君 どうも御答弁ありがとうございます。

幾つか再質問をさせていただきたいと思います。

福祉行政について、こども医療費助成事業。

今41市町村、県が中学3年生まで、入院分に関しては無料化実現をしまいいりました。多くの子供を育てている方々から、通院分の1歳でも2歳でも引き上げてほしいという声が多いんですね。県内の41市町村の中で、この通院分の無料化の実態、ちょっと教えていただけますか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 3歳までの市町村が19市町村、4歳までの市町村が3市町村、就学前までが11市町村、中学卒までが8市町村ということになっています。

○議長（喜納昌春君） 上原 章君。

○上原 章君 ちょっと休憩。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時29分休憩

午前10時29分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

上原 章君。

○上原 章君 中学3年まで無料化になっているところが8カ所あるんですね。就学前も、先ほど11カ所

と。市町村によって、沖縄県内の通院分の年齢の格差が結構あるということを考えると、先ほど部長は、主体者である市町村の意向を踏まえてやっていきたいと。いろんな市町村の議員の皆さんとも意見交換する中で、県が1歳でも2歳でも引き上げてくれば、市町村はやっていきたいんだという声があると聞いていますが、その点どうでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 町村会の会長のほうからは、そういった要望も上がっております。

○議長（喜納昌春君） 上原 章君。

○上原 章君 今非常に大変市町村も厳しい財政の中ではありますけれども、それでも子供たちをしっかりと育てていく環境をつくろうという思いがありますので、ぜひ県もしっかり積極的に通院分の年齢引き上げ、私はしっかり取り組んでいただきたいと思いますんですが、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 先ほども答弁いたしましたけれども、今後、市町村のそういった意向なども踏まえながら検討していきたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 上原 章君。

○上原 章君 ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと窓口払いの軽減策なんです、いよいよ自動償還払いが全県下でスタートすると聞いております。この辺の41市町村、この自動償還払いのスタートの現状はどうでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 自動償還の方式については、平成25年の11月からうるま市が開始しております。26年の1月からは那覇市、宜野湾市、沖縄市、八重瀬町、南風原町が導入を予定しておりまして、そのほかの市町村についても順次導入を予定しております。

○議長（喜納昌春君） 上原 章君。

○上原 章君 自動償還払いも親御さんにとっては、これまで役所まで行かなくてはいけなかったことが、それがなしになるということで少しでも負担が軽減されると思うんですが、全国のこの自動償還払いを行う中で、地域によっては利用者から手数料を取っている事例もあると聞いています。県内ではそういうことがないと私は思うんですが、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） ちょっと休憩お願ひ

します。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時32分休憩

午前10時33分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 手数料については、保護者のほうからは手数料は取っておりませんで、市町村のほうで医療機関、あるいはその集計機関である国保連合会に事務手数料を支払うということで行っております。

○議長（喜納昌春君） 上原 章君。

○上原 章君 わかりました。よろしく願います。

それと今回、全県下でこういう自動償還払いがいよいよスタートする中で、病院側、協力的に、病院もしっかりそれに対応してくれると思うんですが、若干そういった形にならないというところもあると聞いているんですが、その辺の率はわかっていますか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 自動償還の導入に当たりましては、9月に医師会等と連携をし、自動償還の事務取り扱いに関する医療機関向けの説明会を実施いたしました。また、今後は各市町村のほうからも医療機関向けのその説明会、あるいはその対象者への周知・広報等を実施していくこととしております。

県といたしましても、医療機関に協力いただけるように、引き続き市町村と連携をしながら周知・広報を実施していきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 上原 章君。

○上原 章君 よろしく願います。もう利用者にとっては、どの病院に行ってもこの制度が利用できると行って行くと思いますので、その辺の環境づくりをお願いしたいと思います。

それから、離島・へき地がん患者通院等に係る負担軽減。

県がこのホテル旅館組合と提携をして、離島の重度の、特に都市部でしかこういった治療ができない人たちへの支援ということで評価します。ただ、今回スタートに当たって、何でこの放射線治療の人しか対象にならなかったのか。私は、もっと離島の方々が今回のこういった制度の中で、難病の方とか、がんの放射線治療ではなくて手術や、また検査治療とかいろいろある中で、スタートの時点でもっと対象を広げられなかったのか、非常にちょっと残念なんですがいかがですか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） この宿泊費割引の実施は、対象者の確認あるいは宿泊施設や医療機関の理解と協力が必要でありまして、事業開始に当たっては、できるだけ協力機関の負担がなく、適正な実施が図られる仕組みにすることが今後事業を継続する上で重要であるというふうに考えております。そのため、県としましては、当面、放射線治療が必要な患者をその対象として実施をして、その効果あるいはその効果的な実施方法などについてさらに検討することとしております。

対象者の拡大、宿泊費割引の拡充については、事業の実施状況を確認しながら検討していきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 上原 章君。

○上原 章君 同じがんのそういった治療もさまざまあると聞いていますので、同じ那覇や都市部に来て治療をする人でこの制度が受けられない、または受けられないという形はちょっとこれはおかしいんじゃないかなと思います。ぜひ検討してください。

それから、今回病院の判断で引率が必要と思われる家族に関しても対象にすると考えていますけれども、この離島の皆さんは今回、宿泊軽減というかその支援もありがたいわけですがけれども、本来はこういった方々、治療を受ける患者さん、そして御家族の方が都市部に来て、どうしても本島に来てその治療を受けなくちゃいけない。そういった方々が本当に安心して宿泊できるファミリーハウスを本当は求めている。これは私も何回か取り上げましたけれども、ぜひ県はこの離島の本当に厳しい負担をしっかり支える意味で、こういった方々の宿泊施設を検討していくことが大事じゃないかと思うんですがいかがですか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 現在、ファミリーハウスを利用いただいているところですがけれども、そのファミリーハウスの宿泊の利用率が70から80%ぐらいでありますので、そういった余裕のあるところもありますので、そういったところの利用もぜひやっていただくという形も考えております。

○議長（喜納昌春君） 上原 章君。

○上原 章君 部長、今のファミリーハウス、多分「がじゅまるの家」のことだと思うんですが、行ったことありますか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 実際その施設のほうを訪問したことはありません。

○議長（喜納昌春君） 上原 章君。

○上原 章君 ぜひ行ってください。そのスタッフの皆さんの声も聞いてください。今は成人の方やそういうがん治療の方は泊まれません。あくまでも今、重度の子供たちのためのファミリーハウスになっていますので、本当に問い合わせが多いらしいんですよ。それ以外の本当にこういった今治療を必要としている人が那覇に出てくるときに、経済的な理由でなかなか宿泊地を確保できないんだと。そこはしっかり部長として現地を見て、それからしっかり御判断をお願いしたいと思います。

それから、スポーツコミッション沖縄——仮称ですけども——これもすばらしい、いよいよ県が乗り出してワンストップのこのスポーツアイランドを目指して頑張っていて、これはもう非常に大きいなと思います。問題は、市町村との連携をしっかりと密にしないと、各施設含めしっかりと県が窓口になるにしても、この問い合わせに対して対応できるためには市町村の現状、それから今後どういった施設を充実させなくちゃいけないか、この辺の連携がどういうふうに進んでいくのか、聞かせてもらえますか。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） まずスポーツコミッション沖縄を今回立ち上げたのは、まずこれまで実施していたコンベンションビューローがスポーツコンベンション、それからツーリズム、そういったものを専門的にやったわけですが、それに合わせて体育協会のそういうノウハウをあわせ持って、融合させて効率的に進めていこうと、そしてサービスの向上につなげていこうという思いで今回立ち上げたわけです。

その前身として、現在コンベンションビューローの中にこのスポーツ関連の協議会をつくっておりまして、その中には市町村等も入っております。これを拡大、発展させたいなという思いもございますので、引き続き市町村との連携も強化しながらこのスポーツコミッション沖縄が今以上に機能を発揮できるように取り組んでいきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 上原 章君。

○上原 章君 幾つか市町村のこういったスポーツ、国内外・海外を含めてキャンプを張りたいんだと問い合わせがあって、なかなか市町村レベルでは受け入れるもう規模ではないということでお断りするケースも結構あったらしいんですね。そういう意味では本当に県が全県下の市町村の情報をワンストップでしっかり持って、いろんな発信をしていただきたいなと。

あわせて、県内のこういったスポーツ施設が本当にこれから地元の子供たちのそういった向上する環境もあわせてつくってほしいなと思うんです。いよいよオリンピックが2020年ということで、全国的に本当に世界と勝負できるスポーツアスリートを育成していくんだと思うんですが、実は東京の北区に、国がつくった「味の素ナショナルトレーニングセンター」というのがあります。公明党会派としても一度視察をしました。すごい施設でありまして、ロンドン・オリンピックではその施設を通して非常にいい成績をおさめたと聞いています。県としてもぜひ国とタイアップして、我が沖縄にこういったトレーニングセンターを国内外から、特にまた地元沖縄県の子供たちの今後のスポーツ育成にもつながると思うんですが、そういったスポーツセンターをつくるのが僕は大事じゃないかと思うんですがいかがですか。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） おっしゃるとおり、東京にございますその「味の素ナショナルトレーニングセンター」、そこが非常に効果を発揮しているというのを聞いております。それで今回、東京オリンピックが決まったということで、その機能を沖縄にも誘致できないかどうかということである東京サイドにも国のほうにも確認してみたところですが、今そのセンターをもう一個つくるというそういった計画はないようでした。ただし、せっかくオリンピックが開かれますので、海外を含めいろんな団体・チームがキャンプを張ったり合宿をしたりというようなことが出てくると思います。県としては、先ほどのこのスポーツコミッション沖縄を通して、沖縄にできるだけそういった誘致をしてきて、その誘致をしてきた一流のプロのチームを県内の若い方々がそれを見て、またそのスポーツの向上につながるようなこともあわせて取り組んでいきたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 上原 章君。

○上原 章君 よろしく申し上げます。

特に全国の中で暖かいこの沖縄県が、非常に合宿やトレーニングに適したところだと、その地の利を生かして国にしっかり申し入れをしていただきたいと思います。

それと農連市場、當銘部長、先ほどこの農連市場の再開発について、年度内で頑張りますという答弁でした。これは、この9月に組合認可の申請が県に出されておると思うんですが、この組合に携わってきた方々は、今準備組合ですけども、県と市と、そして組合の皆さんが本当に積み上げてきていよいよ組合を設立

して、この農連市場がスタートするんだと。これは実は年度内ではなくて、今12月、今月でこれがもういいよ許可がおりるんだと積み上げてきているんですよ。それがなぜまたここに来て、一部問題が出てきましたということで来年春に、3月ということでは、もう本当に関係している人たちはがっかりしているんですよ。これの理由は何なんですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 農連市場の再開発につきましては、議員御指摘のとおりことしじゅうに組合の設立認可とそれから事業計画の認可をとるといような状況で、9月にはそういった申請が出されていたわけです。申請書の内容の中で、この公共施設と宅地の一部解釈の誤りがありました。すなわち、こういった再開発におきましては、宅地と判定されますと現在価格に応じた権利変換が床とかあるいは土地にされるわけですが、公共施設と判定されますとそのまま公共施設の土地にいくというような権利変換上のことがございます。これはなかなか解釈の難しいところがありまして、最終的には国土交通省の見解まで求めましたが、やはり現在の事業計画では見直しが必要というようなことで、今大急ぎで見直しをやっていただいているところでございます。ちょっと数カ月おくれますけれども、なるべく早目に組合設立認可ができて事業に着手できるように県としてもバックアップしていきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 上原 章君。

○上原 章君 那覇市内、今本当にいろんな再開発が非常にいい方向に進んでいる中で、一番大もとのこの農連市場がどう再開発されるんだということを多くの方々が期待している中で、せっかく3者がしっかり積み上げてきたものを基本的なそういう地目的な問題が出てきましたとか、本当に何のためにお互いが積み上げてきたのが非常に理解できないような状況があるのかなとも思っています。そういう意味では県はぜひ積極的に、この市場の再開発がスタートするように、主体者として私はしっかり取り組んでいただきたい。県が一々この小さい、小さいというのであれば、一つ一つの理由がこれが無理、これが……。本当に受ける側は正直言って、本当に頑張っているという部分が後退してしまう現状があるんですよ。

最後に部長、これは絶対やるんだという部長の決意をちょっと聞かせてもらえませんか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 農連市場の再開発

については、県としても重要な事業だと考えておりまして、これはぜひ早目に推進したいというふうに考えております。

今回、残念ながらそういう見直しのために少しおくれますけれども、県のほうも通常の補助事業費以外にも県の単費もつぎ込んでこの事業を成功させたいというふうに考えておりますので、今後とも那覇市と連携して積極的に支援してまいりたいと考えております。

○上原 章君 よろしく申し上げます。終わります。

○議長（喜納昌春君） 具志堅 透君。

〔具志堅 透君登壇〕

○具志堅 透君 おはようございます。

一般質問を行います。

1、教育問題についてであります。

平成23年、県教育庁の県立高等学校編成整備計画の素案が発表され、11月3日、4日の新聞で、本部高校と北山高等学校の統合により、本部高校の閉校が新聞に掲載をされました。町長はおろか町民がその新聞報道で初めて知られることとなり、入試前のそして進路決定前の11月の突然の発表で強い憤りを覚えたものであります。

そして、11月8日、県教育庁は、県立高等学校再編整備計画に関する北部地区関係者への説明及び意見交換を開催しております。その中で、北部の校長や参加者からは、高校廃校は活力を失う、地域の衰退につながるなどさまざまな理由で反対を表明しております。翌9日には、町、町議会、町教育庁、PTAなどが県教育庁を訪ね、廃校案の撤回を強く訴え、14日には町議会臨時会において、「県立本部高校の存続を求める要望決議」を全会一致で採択し、16日に県教育庁へ要望決議文を提出し、存続を訴えております。29日には、町内29の団体の参加のもとで「本部高校の存続を支援する町民の会」が設立され、25日の高校存続を求める町民決起大会が開催されております。

私が承知している中でも、実に二十数回にわたり、要請行動、抗議行動あるいは視察研修等の開催を行っております。また、本部町独自の事業として、本部高校チャレンジ塾を開校し、生徒の学力向上に努めているところであります。

これまで本部町においては、一貫して県立本部高校の存続を強く訴え、高良本部町長においては小さくてもきらりと光る沖縄一の学校づくりをうたい、町民一丸となって努力をしているところであります。

そのことを踏まえ、質問をいたします。

(1)、県教育委員会が進める県立高等学校編成整備計

画における県立本部高校と県立北山高校の合併・統合問題について、現在の進捗状況について伺います。

次に、離島振興の屋根つき荷さばき場の整備についてであります。

昨年6月議会でも取り上げ、前向きに検討するとの答弁であったように思います。離島住民の荷物の出入時、荷物が風雨にさらされる中で荷役が行われている現状でございます。また、近年では伊平屋・伊是名でも民泊事業が多く展開され、多くの修学旅行生が島を訪れており、その荷役においても支障を来し、民泊受け入れ事業者や学校側から強く要請を受けているところであります。

その中で伺います。

(1)、本部港、運天港の離島航路の屋根つき荷さばき場の整備について伺います。

次に、陸電設備についてであります。

現在、伊平屋村、伊是名村では台風時や冬の悪天候時の運天港への避難が年間約60日を数えております。その避難時に、運天港に陸電設備があるのとないのとは、コストにして年間300万円の軽減が図られるとのことでもあります。

そこで質問をいたします。

(2)、運天港において離島航路の陸電設備の整備について伺います。

3点目のエネルギービジョン・アクションプランについて伺います。

(1)、再生可能エネルギー導入率の目標について、一次エネルギー供給量に対する再生可能エネルギーの比率と実効性について伺います。

(2)、太陽光発電の普及について伺います。特に、遊休農地・原野等の活用について質問をいたします。

以上、質問をいたします。答弁よろしく願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事 川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） エネルギービジョン・アクションプランについての御質問の中で、一次エネルギー供給量に対する再生可能エネルギーの目標比率と実効性についてお答えいたします。

一次エネルギー供給量に対する再生可能エネルギーの比率は、2012年度推計値で0.5%となっております。現在、策定中の「沖縄県エネルギービジョン・アクションプラン」では、同比率を2030年に13.5%とする目標値を掲げております。

今後とも、地域特性に合った再生可能エネルギーの普及に向けて、系統安定化対策などの各種施策に取り

組んでまいります。

同じくエネルギービジョン・アクションプランの関連で、遊休農地等を活用した太陽光発電の普及についてお答えいたします。

環境省が平成23年4月に公表した「再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査」によると、沖縄県の耕作放棄地全てに太陽光パネルを設置した場合、沖縄県内の年間使用電力量のおよそ1割に相当する電力量を得ることが可能であると推計されております。

今後とも、関係機関と連携しながら、太陽光発電を初めとした再生可能エネルギーの普及拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） それでは教育問題についての御質問で、本部高校と北山高校の統合についてお答えいたします。

県教育委員会では、社会の変化や生徒の多様化等に対応した学校づくりを推進するため、県立高等学校編成整備計画を策定いたしました。同計画において、両校の統合は、平成29年度に位置づけられており、ことし5月と7月に関係町村及び高校を訪問し、意見交換を行ったところです。また、9月には、両町村の小中学校PTA関係者等に編成整備計画の説明と意見交換会を実施しております。

今後とも、県立高等学校編成整備計画に基づき、関係町村等と連携を図りながら再編整備に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 離島振興についての御質問の中で、本部港、運天港の屋根つき荷さばき場整備についてお答えいたします。

近年、伊平屋村、伊是名村への修学旅行団が増加しております。運天港では、炎天下や雨天時において、乗船前のオリエンテーションや荷物の受け渡しに支障を来していることから、屋根つき荷さばき場の整備に向け取り組んでいるところであります。また、本部港では、ターミナル北側の荷さばき地に港湾利用者が設置した仮設テントがありますが、荒天時には風雨にさらされ、利用に支障を来している状況があります。

屋根つき荷さばき場の整備については、必要性を認識しており、整備手法や整備後の管理運営等について、伊江村及び本部町と整備に向けて調整していると

ころであります。

離島振興についての御質問の中で、運天港離島航路の陸電設備の整備についてお答えいたします。

船舶用の陸上電力供給施設は、基本的に受益者である船主側が整備しております。県内では、久米島航路を就航している船主が久米島町の兼城港に、南北大東航路を就航している船主が那覇港に陸電設備を整備しております。

運天港につきましても、他港と同様に港湾施設用地の使用許可等、条件整備の面で協力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 具志堅 透君。

○具志堅 透君 教育長、教育長は7月でしたか就任の挨拶を兼ねて本部町に伺って、教育長みずから町長、あるいは関係者、町の教育長等々お会いして意見交換をしながら、あるいは自分の目で本部高校をごらんになったと思います。そのときに感じたこととか、思ったこと、感想等々。それと9月だったと思うんですが、教育庁において地域での説明会が開催されております。そのときの様子といいますか、その辺の地域の声を聞いてどういうことであったのか、その点を伺いたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 御質問にお答えいたします。

7月には私自身が教育長として高良町長を訪ね、それから町の教育長、副町長も同席して意見交換を行いました。やはり厳しいものがございまして、また、この地域の声とか、私は地域の住民もよく知っておりまして、また教え子たちもいますので、やはり一斉に反対ではございました。

それから去る9月には、担当の企画監そして担当者等が出向いて、本部高校と北山高校との統合・合併について地域住民への説明会も開催しております。そこでは、9月では、本部町長を初め本部町内の小中学校PTA役員等29名の参加があったと聞いております。その中で主な意見としましては、統廃合されると交通費等経済的に厳しくなると、本部高校部活等特にゴルフ等で頑張っている、連携型中高一貫教育校の検証をする必要があるんじゃないかと。さらには通学区の問題等単独校としての存続を望む声が強かったと。

まとめますと、地域住民の声としては反対意見が多く、賛成意見等は聞こえなかったと報告を受けております。

○議長（喜納昌春君） 具志堅 透君。

○具志堅 透君 昨年、県の教育委員会では地域の理解が得られないとの理由で、県立南部工業高校、そして沖縄水産との統合・合併を断念したというふうに私は記憶し、認識をしております。この件について教育長の認識はどうですか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 前教育長のもとでの判断になると思いますけれども、教育委員会として南部工業高校と水産高校との統合・合併につきましては、確かに地域の理解が得られないという理由で断念したとそういう報告を受けております。

○議長（喜納昌春君） 具志堅 透君。

○具志堅 透君 そこで、本部高校と北山高校の統合・合併については、地域の理解が得られなければどうなりますか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 地域の理解が得られるように努力はしてまいりますけれども、確かに南部工業高校と水産高校との合併では、地域の理解が得られなかったという理由で断念したということを知っております。その継続もありまして、地域の理解がもし得られなくてもそこでやるのかと申しましたら、強行突破するのはやはり厳しいものがあるんじゃないかなと感じております。

○議長（喜納昌春君） 具志堅 透君。

○具志堅 透君 私も高等学校の統合・合併については、やはり地域の理解が何よりも重要だと考えております。地域の理解が得られない中で統合を進めても決していい結果にはならないと思うのであります。

今本部町においては、町当局、教育委員会、議会あるいはPTA、全町民が一丸となって本部高校の存続を訴え、本部高校を沖縄一の学校をつくるんだという決意のもと取り組んでいるところでございます。本部高校の統合・合併については、地域の理解が得られなければ実行は困難であると認識をしてもいいでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 私もこの高等学校の統合につきましても、地域の理解が何よりも重要になるのではないかと認識しております。最終的にはやはり地域の理解が得られないと困難であるということです。強行突破するというのは、やはり県民の理解も得られないものと認識しております。

ただ、本部高校と北山高校との合併につきましても、29年度と位置づけていることもありまして、まだ時間的な猶与がございまして、学校の機能化、それから

活性化という観点からも本当にこれでいいのか、地域の理解を得ることに努めていきたいと考えております。この件につきましては、議員の御理解もお願いしたいなと思っております。

○議長（喜納昌春君） 具志堅 透君。

○具志堅 透君 今回の教育長の答弁で、半分安心、半分どうなのかなという感じを受けておりますが、地域の理解が得られなければ統合・合併は困難であると、今教育長はそうように答弁をいたしました。その認識で間違いありませんね。後半の部分は説明いいですから。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 最終的に地域の理解が得られなければ困難だと感じております。ただ努力はさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 具志堅 透君。

○具志堅 透君 ありがとうございます。

その認識で間違いがないということで私も町民にいい報告ができるんじゃないかなと思っております。

そこで2点ほど、教育長に要請というかお願いというか伺いたいと思います。

まず1点目ですね。その本部高校の存続がほぼ決定だということの認識で、来年度の本部高校の入学式、新入生を迎えるに当たって教育長みずから行って激励するなり、やっていただきたいと思うんですが、そこはどうですか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 高校60校、それから特別支援学校15校擁していますので、1校だけ行く理由が——考えますけれども、時間的な調整とか、ただ今確かに教育庁と本部町のこの地域とはぎくしゃくしておりまして、そういう意味で私が行けば学校、生徒、それから地域、保護者ですね、エールも送ることになるのかなとそういう認識はあります。ただ、検討させてください。60校ありますので、お願いします。

○議長（喜納昌春君） 具志堅 透君。

○具志堅 透君 きょうの答弁でぎくしゃくは解消されるはずですから、もうウエルカムで本部町が歓迎をいたしますので。60校あるということですが、ここまで3年間引っ張ってきて非常に教育長もぎくしゃく云々の話をしておりますが、これだけ町を騒がせたり、迷惑をかけたということではないんでしょうけれども、そういった意味も、思いも込めて、60校あるんですが特別に来年度はよろしくお願いします。

次の2点目は、先ほども申し上げましたが、本部町としてはやはりその存続が決定してそれで終わりじゃ

なく、今後も未来永劫に本部高校が残るような方策というか、やはりそのためには町長が提唱している、小さくてもきらりと光る沖縄一の学校をつくるんだという思いで今後も取り組んでいこうだろーと思っております。そのときにやはり県立高校ですから、本部町だけに任せるんじゃなく県の教育委員会・教育庁としても積極的ににかかわっていただきたいと思うんです。そこについてどうですか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 去る7月に私が高良町長を訪ねたときに、そういう意見を強く求められまして、それに対しても同じような観点から回答しております。

県教育委員会としても本部高校の活性化、それからより機能化というのは大きな課題でして、統合は別にしても支援していくと。今いろんな形でなるべく地域の中学校から本部高校に来るような形でそういう取り組みを進めているところです。いろいろ考えていきたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 具志堅 透君。

○具志堅 透君 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

次に、エネルギービジョン・アクションプランについて伺います。

農林水産部になるのかな、太陽光の普及について2点ほどちょっと再質問させてください。

まず1点目は、現在の遊休農地あるいは農振地域での太陽光の設置について実績があるのか伺います。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（山城 毅君） 太陽光の認可状況でございますが、これは遊休農地とか云々の中身はないんですが、農地転用の許可申請があったものについてお答えいたします。

平成21年度に1件、それから24年度に6件、25年度10月末現在で45件の申請がございます。

○議長（喜納昌春君） 具志堅 透君。

○具志堅 透君 ありがとうございます。

次に、今伊江村のほうから国営事業関連のかんがい排水事業に係る再生エネルギー施設の導入について強い要望が上がっていると思います。今後、国営かんがい排水事業伊江地区の完成に伴い、取水ポンプや中央監視場施設等の電力消費量が大幅にふえることから、受益者が太陽光発電施設の導入による地元負担軽減について国営事業による取り組みの状況について伺いたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時11分休憩

午前11時12分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（山城 毅君） 伊江村における太陽光発電の導入についてでございますが、国営かんがい排水事業伊江地区で造成された地下ダム施設を稼働させるためには、多くの電力を必要とすることになります。これらの負担を軽減するための大規模な太陽光発電施設の導入についても地元から要望が出されているというのは聞いてございます。そのために沖縄総合事務所のほうでは同施設の整備に向けた検討を行っているというふうに聞いております。

県としましては、地元負担軽減のために関係機関と連携しながら、早期に着工できるよう国に要望してまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 具志堅 透君。

○具志堅 透君 よろしくお願ひします。

先ほどの陸電設備なんです、伊平屋・伊是名両村とも地元の伊平屋・伊是名側には自分たちでつくってあるんですよ。運天港での避難時ですので、その点をちょっと考慮していただきたいなと。これは答弁要りません。

(1)点目、荷さばき場は先ほど部長もよく承知をして、非常に不備を来しているということ。いろいろ昨年から港湾課とも調整をする中で、何とかやれる方向で検討していますということであるんですが、その辺のところ副知事ちょっとどうですか。ぜひともその荷さばき場は必要だと思うんですね。予算的な話をしてもちょっと何ですが、そんなに大きな額ではない形でできるだろうと思っているんですよ。ぜひとも答弁お願いします。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

○副知事（川上 好子君） 今土建部長のほうからも答弁ございましたけれども、これは進める方向で検討しているというふうなことでございますので、本部港は非常に台風だとかそういうときに被害がよく発生するところでもあります。利用度も非常に高いところであるわけですが、そういう意味ではその港湾の活用上、必要な部分については積極的にやってまいりたいというふうに思います。

○議長（喜納昌春君） 具志堅 透君。

○具志堅 透君 終わります。

ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 自民党の島袋大です。よろしくお願

ひします。

初めに空手道会館についてでありますけれども、これからの進捗状況はどうなっていますか。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） 空手道会館の建設につきましては、現在、建物の基本設計や用地測量等について取り組んでいるところでございます。また、管理運営の方法と沖縄伝統空手を紹介するための展示施設に関する計画の策定についても並行して作業を進めているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 これからのタイムスケジュールはどうなりますか。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） 現在基本設計を進めておりますので、これに引き続き実施設計を今年度から次年度にかけて行いまして、次年度、実施設計を終えた段階から随時本体工事、そして平成27年度完成を目途にスケジュールをつくっているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 今、基本設計のほうに入ると言っておりますけれども、コンセプトはどういった形の空手道会館をつくるというようなこのイメージはできていますか。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） 施設内容については、去年行いました検討委員会の中でも、こういった施設が必要ということではできておりますけれども、外観については、今基本設計の中でその作業を進めているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 どういった施設というこの内容ですね、こういった施設でこの検討委員会の中で議論されていますか。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） 武道場を中心としまして展示施設、それからセミナールーム、そういったものを考えております。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 僕が言いたいところは、これから基本設計に入るとは思いますが、ただの箱物じゃ僕はいけないと思っているんですよ。これからの維持管理も考えて、これから10年先、20年先、30年先見て、これが正殿とならないといけないような建物じゃないといけないと思っているんです。

議長、休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時18分休憩

午前11時18分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

○島袋 大君 これは僕のイメージ。（資料を掲示） 空手道会館正殿をつくって、昔で言えば県警本部の武徳殿みたいな感じでつくって、要するにこの空手道会館というのは、全世界で5000万人、愛好家もろもろ含めて流派があるわけですね。それであれば、こういった建物をつくって、誘致するために、お客さんをお招きするために、中にこの建物をつくってクーラーを入れて——クーラーを入れて空手道できるかというのはおかしな話だと思うんですけども、そういったイメージはどうなっていますか、部長のほうでは。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） クーラーが必要かどうかについては、空手家の皆さん、それから有識者を含む検討委員会の中で検討することになると思いますけれども、全体については、当初こちらを選定するときにも、空手道会館と豊見城グスク、それがお互いの歴史的、文化的価値を高め、相乗効果を発揮できるよう連携して整備を行うこととしております。市が今この跡地の利用計画というのをつくっておりますので、その委員会の中にも県のほうも参加しております。ですから、その豊見城城址跡の全体の景観にマッチするように、それでしかもやっぱり空手発祥の地・沖縄にふさわしいような、そういった空手道会館を目指しております。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ですから、僕は、こういった正殿をつくる中でクーラーとか要らないと思っています。これは空手道会館ですから、聖なる場所ですからね。ここでいろんな面で汗をかいて競技を、空手の型をやる。そういう中で、この城址公園の外周を利用してマチ割りをする。そういったもろもろの要するに全世界から見て、ここはもう聖地だと。聖地だということで各海外から来て、映画の撮影でもできるような場所にしないでいい。その中で、今の時代だからといってそういう武道館の中にクーラーを入れたり展示物、これはもう別にして、展示物は別のところに置いて、正殿はしっかりとつくって、クーラーなしであの高台で風を入れて汗をかいてやる、これがまさしく僕は、聖地なるこの武道館、要するに空手道会館と思っています。これをこの検討委員会の中で部長のほうもしっかりと議論していただきたいと思っています。

そして、この空手道というのは流派が4つあると思っています、流派が4つ。その流派が4つの中で会長は仲井眞知事ですよ。仲井眞知事が行っている。ですから、この流派をまとめるためにも、僕はこの4つの流派の、要するに銅像、各流派、4つ流派がある。この銅像をこの正殿のほうにつくっていただければ、どこの流派もいざこざなしに聖地となる空手道会館なんだから、各流派の師や、要するに弟子はみんなそこに来て拜んで、いろんな面でこの空手道をやる。そしてこれをいろんな面で競技をしていく、これがまさしく僕は正殿のつくりのあり方だと思いますけれども、僕のこの思いは当たっていますか、間違っていますか、どうですか。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） 私も議員の意見に賛同いたします。やはり空手道会館というのは、1つには県内の空手団体がしっかり一つにまとまって、沖縄の空手道振興に努めていくというような、やっぱり一つの拠点にならないといけないと思っております。

それとあわせて、やはり海外から沖縄に、やっぱり発祥の地・沖縄に来てよかったと、これが沖縄の空手なんだという、そういう思いをかき立てるようなやっぱり施設内容になっていないといけないと思いますので、今の議員の思いも委員会の中で伝えながら、皆さんが納得する、理解する、評価していただけるような空手道会館の建設を目指していきたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 部長、今私が言っているのはみんな笑っているかもしれないけれども、20年後30年後見たら、部長と僕の、特に部長の英断、知事の英断、副知事の英断、そして私がわーわー言っていることは、県民前世から見て当たってたようになりますよ、絶対。これはしっかりとこの検討委員会の中で議論していただきたいと思っていますから、ひとつよろしく願います。

次が重要であります。

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開会式において沖縄空手・古武道の演武を行い、沖縄空手・古武道を世界にアピールするチャンスだと思っていますけれども、県としての考えはどう思いますか。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） 2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開会式において、沖縄伝統空手道・古武道の演武を広く行う機会が得ら

れば、発祥地・沖縄を広く世界に発信することができ、そして沖縄伝統空手道それから古武道のさらなる発展が図られるだけでなく、沖縄県の観光などにも大きなPR効果が期待できるものと考えております。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 空手道会館は2年後ぐらいにはできる。7年後にはオリンピックが来る。そこで、この空手道の聖地をつくっても、我々がいろんな面で各流派も通して番宣して、沖縄にこの聖地がありますよとアピールしなくちゃならない。しかし、この7年後にはオリンピックというものが来るもんだから、そこにこれはオリンピック競技には入っていないかもしれないけれども、沖縄のこの世界の、要するに発祥の地として空手道・古武道の沖縄として、みんながまさしく教えるのにまとまって、そして平和を願ってしっかりとこの東京オリンピック・パラリンピックの開会式のもとでやると。これだけの宣伝効果は僕はないと思っています。これはしっかりできる。なぜできるかといいますと、今自民政権だから。この自民政権のときこそしっかりと我々のパイプを使って、しっかりとこれは成果は上がる、出していきますよ。ですから、知事もしっかり会長なんだから、知事の思いと我々が合致して、しっかりとこのオリンピック招致委員会もろもろ含めて、文部科学省もろもろ含めて、この沖縄の思いをしっかりと断固するべきだと思っていますけれども、副知事どう思いますか。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） 大変力強い御提案をいただきましたので、東京オリンピック・パラリンピックは、もちろん先ほど話題になりましたように、キャンプでありますとか合宿でありますとか、世界の一流のアスリートの方々が沖縄にかかわりがある状況にする、つまりオリンピック効果というものを沖縄にどういうふうに呼び込むかということも当然ポイントです。

それからもう一つは、この機会に世界の方々に沖縄をどうアピールするかという、多分そういう非常に練った作戦を考えてアピールすることが必要だと。その一つに、今御提案の沖縄が発祥の地である空手道・古武道というものをアピールするというのはいいアイデアだというふうに思いますが。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 これはしっかりと議論していただいて、これはもうこれから沖縄県、県民のためかもしれませんが、全体含めてこの空手道・古武道というのは絶好のチャンスなんですよ。これをしっかりと

とお互いみんなで英知を絞って、いろんな面でアクションを起こすべきだと思っていますから、しっかりとお互い頑張っていきたいと思いますのでよろしくお願い致します。

次に移ります。

MICE（国際会議・商談会）についてでありますけれども、豊見城市や市議会から建設誘致の要請があったと思いますけれども、その対応はいかがなっていますか。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） 現在、豊見城市を初め幾つかの市町村が誘致に関心を示していただきまして、具体的な要請を受けております。建設場所につきましては、MICEに必要な機能でありますとか運営のあり方といったものの今基本構想を詰めている段階ですので、そういった検討を踏まえながら今後検討していきたいということです。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 これからのタイムスケジュールはどういった形になりますか。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） 今後のスケジュールについては、今年度に基本構想を作成することとあわせて、那覇空港の第2滑走路にあわせて、平成32年の供用開始を目指して、来年度以降、基本設計等に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 来年から基本設計に入るとは思っていますが、我々はこの間、香港、マカオに視察に行きました。香港は国際会議場がある、3万5000人キャパ。一周歩くのに約30分かかる。先輩たちは40分かかった。私で30分でありましたから。莫大なかいい施設ですよ。そしてこれは運営もろもろ含めて、やっぱり収益が生じますから、その施設でありますと、やっぱりいろんな面で毎回イベントしなくちゃならない。1年間12カ月ありますから、12カ月のうちの約300日は、この国際会議場フル回転ですよ。ですから、来年基本設計に入るかもしれないけれども、施設をつくるのは基本設計でいいですよ。この運営形態もろもろ含めて県はどういうふうに考えているかちょっと聞きたいんですけどもいかがですか。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） 規模の大きいMICE施設になりますので、やはりつくる場合には海外のMICEを主催する側がどういう施設を望んでいるのか、どういう環境を望んでいるのか、まずそ

のニーズをしっかりと把握することが大事だと思っています。

そういうニーズとあわせて、またそのMICEを誘致するための県内の人材の育成、そういったものも図りながら、この管理運営の中でやっていくわけなんですけれども、この管理運営についても通常の今までどおりの指定管理を超えるような、もっと民間のノウハウを生かせるような今主体のあり方についても検討を進めているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時28分休憩

午前11時28分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

島袋 大君。

○島袋 大君 これはMICE（資料を掲示） 要するに、中に全部そういったショッピングモールあるいはアミューズメントもろもろ、中にホテルも入れて複合型にしているのが今の国際会議場なんです。ですから香港に行っても、今、香港が四苦八苦しているのは、3万5000人のキャバがあるけれども、この施設しか使えない、ほか何もない。逆に言えばマカオというのはカジノがある、IRリゾート型。IRリゾート型の中に国際会議場を入れている。ですから、香港に関してはIR、カジノも含めて誘致できないから、マカオのほうに国際会議場含めてIR統合型リゾートをつくろうとしている。ですから、香港の物産展も全部今マカオに行く仕組みになってきている。だから、僕が言いたいことは、県が単費で要するに箱物をつくるのもいいかもしれないけれども、これからの実際の運営、アジア全体から見て、ヨーロッパも含めてでありますけれども、国際会議場というのは民間、特に民の力をつくらないとなかなか難しいわけですよ、運営上も考えて。だからそういったもろもろ考えて、こういったIRを含めたもろもろで国際会議場もいろんな面で知恵を出さなくちゃいけないと思っていますけれども、その判断はどうですか、いろんな面で考えて。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） カジノとの関連では、県で既存の施設では今対応できないこの大型MICEを誘致するために、国際競争力を備えた大型MICE施設の整備が必要と今考えておりまして、現在その機能等について検討を進めているところでございます。

一方、カジノを含む統合リゾートについては、県民

コンセンサスを前提に法制化の動向も注視しながら導入する機能のあり方を今後検討することとしておりますので、このようなことから大型MICE施設と今統合リゾートを合わせた検討は行っておりません。ただ、そこが機能を増すような仕組みとしては、やはり国際競争力の高い大型MICEの建設ということで、まず交通アクセスの利便性、それから宿泊施設等の関連施設の集積といった立地条件を備えているということがまず望ましいと考えております。

それからあわせて、交通アクセスの利便性、そしてあと宿泊施設等の関連施設の集積などといった、やっぱり国際競争力の高い施設の立地条件を備えるためには、建設地におけるまちづくり、それも合わせた形で整備していくことによってMICEの稼働率が上がり、そして維持管理も自立できるような方法を探っていきたいと考えております。

○知事（仲井眞弘多君） 島袋 大君。

○島袋 大君 今部長のほうでは、IRも含めて検討作業としてなかなか今は考えていないと言っているけれども、やっぱりこのIRというのはカジノと言っていますから、カジノは微々たる何%ですよ。IR型、要するに統合型リゾートというのは、カジノはちょこっとあるかもしれない、いろんな面の施設がある。だからそのものを考えて、今なしと言うんじゃない、調査研究に入るんだから、いろんな面でそれをじっくり議論していきながら判断もしてほしいと思っていますから、その辺しっかりと議論してほしい。なぜ僕がここまで言うかと言ったら、現地をいろいろ見てきて、沖縄県がやって10年後、20年後先、県民の血税で単費を払って維持管理するよりかは、民間の民の力をかりているんな面で英知を結集して、アジア特有のいろんな面での国際会議場的な面をIR型で考えてもいいんじゃないかなという僕たちの思いでありますから、そういったものをちょっと持ち帰って考えていただきたいなと思っています。

次であります。

国際商談会沖縄大交易会プレ交易会が行われましたけれども、成果とこれからの課題についてお伺いします。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

○商工労働部長（小嶺 淳君） 今回の沖縄大交易会プレ交易会でございますが、多数の国内外のバイヤーとサプライヤーが沖縄に集まりまして、多くの商談がまとまる見込みとなっております。

課題といたしまして、会場が狭いとか商談の時間が短い等がございました。次年度は本番でございますの

で、より充実したものとすべく県も取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 非常にすばらしい成果だと思っております。これからまたどんどんやっていかなきゃいけないと思っておりますけれども、やっぱりこの沖縄から飛ぶアジアの貨物便の拠点ですから、ソウル、上海、台北、香港、バンコク。来春にはシンガポールが加わって6カ国になってくる。国内で4拠点地域でやっていくんですけれども、今課題としてはキャパが小さいとありましたけれども、しかし、いろんな面でアンケート調査とりましたかとちょっと聞きたいんですよ。課題は今出ているけれども、この参加してきた皆さん方にアンケート。要するに今コンベンションでやったかもしれないけれども、立地場所、要するに交通アクセスが悪いとか、あるいはホテルが遠いとか、そういうもろもろ含めてアンケートをとっていますか。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

○商工労働部長（小嶺 淳君） 商談の状況についてアンケートをとっていますが、そういったもろもろのことについてはやっていない部分もありますので、その辺もまたやって次年度に備えるといえますか、考えたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 そこが重要な点なんです。ですから今、国際会議場、MICEもろもろ含めて、来年からいろいろ基本設計入ると言っていますけれども、今やっている事業があるんだから、そこでアンケートをとって、アクセス、利便性、ホテル条件もろもろ聞いて、この人たちがこの場所で本当にいろんな商談がスムーズにできた、契約が進んだ、そういったもろもろアンケートとるべきだと思っているんですよ。そうすることにより参考になる。ですからそういったもろもろ考えて副知事としてどう思いますか。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

○副知事（川上好久君） 島袋議員の御提案、これは非常に重要なことだと思います。

沖縄県がこれからもこのアジアの中心として物流基地としてあり続けるためには、やっぱりいろんな利便性といえますか、そういうふうなものを拡充して来やすいような環境づくりをやっていかなきゃいけないと、そういうふうに思っております。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ぜひともひとつよろしく願います。

次であります。

沖縄県の海外事務所についてでありますけれども、現在何カ国で幾つありますか。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

○商工労働部長（小嶺 淳君） 沖縄県の海外事務所でございますけれども、経済発展著しいアジアの成長と活力を取り込むべく、県内事業者等による海外展開や県産品の販路拡大、観光誘客の促進、それから航空路線の拡充、企業誘致等のために香港、上海、台北、北京、4カ所、中国、香港も入れますと3カ所、それと台北に設置をしております。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 今現在、職員の体制はどうなっていますか。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

○商工労働部長（小嶺 淳君） 北京が3名です、所長1名、副所長1名、スタッフ1名。副所長は現地在住の日本人、県出身者でございます。それからスタッフは日本語に堪能な中国人の方ですね。それから上海が3名、これは所長と副所長1名、スタッフ1名。副所長、スタッフともに日本語に堪能な中国の方をお願いしています。それから香港ですね、これが5名。所長1名、副所長2名、スタッフ2名。副所長1名は地元銀行からの出向の方です。副所長1名、残りの1名とスタッフの方は現地の日本語の堪能な方でございます。それから台北は3名でございまして、所長1名、副所長1名、スタッフ1名。副所長、スタッフとも日本語に堪能な現地の方でございます。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 今、この海外事務所で所長は県の職員だと思っていますけれども、所長のこの県の職員はどの部署からの出向ですか。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

○商工労働部長（小嶺 淳君） 何といいますが、異動する前がどの部署かいろいろありますけれども、商工労働部のほうから公社に行ってもらっているということでございます。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 この間、我々、香港に行きました。香港は、新聞報道にもありましたけれども、キンバリーホテルでミーバイの沖縄フェアをレストランでやっている。1月にはクラウンプラザホテルで、泡盛を活用したカクテルをやって、あそこは沖縄フェアの食品の物産展は1人1万円。高額でありますけれども、そのフェア1月にやるそうであります。これは自民党県議団も視察に行きました。見てきましたけれど

も、すばらしい高級なホテルでありました。そこに知事ないし副知事あたりが行って、そのアピールをするというのも大事だと思っています。その辺しっかりと持ち帰っていただきたいなと思っています。

そこで気になるのが、今先ほど答弁があったように、商工労働部からの出向なんですよ。非常にいいです。いいことです。こういった物産展も汗をかいていろんな面で頑張っている。沖縄のフェアのために頑張っているんですよ。あと1点僕が気になるのが観光誘客、観光客を沖縄にウエルカムさせるために、専門分野の文化観光スポーツ部から出ていないんですよ。これだけ広告料、海外に派遣の番宣でいろんな面で予算がついて金をばらまいた。結果はどうなるかと、なかなか見えてこない。次年度にならないとわかりませんよ、多分ね。しかし、観光誘客もセットでやるのであれば、副所長クラスに文化観光スポーツ部の観光のエキスパートを入れ込むべきだと僕は思うんですよ。頭の所長は商工労働部いいですよ、沖縄の物産を販路拡大する。観光誘客の専門として入れるべきだと思いますけれどもいかがですか。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

○商工労働部長（小嶺 淳君） 実は上海は、今行く直前は観光の部にいた職員です。幾つか各部にまたがることがあると思いますが、商工労働部で言うと物産とか企業誘致です。それから観光で言うと、観光誘客とか航空路線の誘致、それから国際交流という別のもありますけれども。ただ、事務所の運営そのものが商工労働部が所管しているというだけであって、海外事務所はみんな今申し上げたもの全部やっていますし、商工労働部としてもそういった各部の事業というのは支援して一緒にやっていると、そういう状況です。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ですから僕が気になった点は、いろんな面で職員頑張っていますよ。出向の皆さん方、県内の企業の皆さん方が出向で行っている。しかし、観光のエキスパートの職員も入れて、お互い切磋琢磨して汗かいて県庁に戻ってくる。そこで香港だったら香港のエキスパート、上海だったら上海のエキスパートという職員が、県庁の本庁部内でいろんな面で統括し指導もできると思うんですよ。そういったことを考えてはいかがですかと僕は聞いていますから。一回も怒っていませんよ。やると言うんだったらやったほうがいいんじゃないのという話を聞いているんですが、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

○副知事（川上好久君） 今のお話はまた組織人事と

も絡む話であるんですけれども、沖縄がこれから地域振興を図っていくために、やはりこれまでのこの東京を中心とした日本のマーケットから、ぐるりと南に半円を描いて中国、それから韓国そして香港、それからシンガポール、台湾と。こういうふうな見方を始めたのは、実は4年前の全日空の貨物ハブが始まってからそういうふうなマーケットとして見始めております。

今、貨物ハブを中心にして展開しているわけですが、いまでも、沖縄のやはりこのリーディング産業の最大のものはやっぱり観光でありますので、この観光と物産とをつなぎ合わせて展開をしていく沖縄のテストというものは売り出していかなきゃいけない。そういう意味では、今議員から提案のあるその観光部門の人材もこれはやっぱり交互に組み合わせながら、あるいはまたサブとして置くかどうか、今後検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 よろしく願います。

次であります。

観光客数について、前年と比べての実績はどうなっていますか。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） 平成25年4月から10月までの入域観光客数は、国内客が351万人、外国客が41万人、合計で392万人となっております。前年同時期と比較して約40万人の増、率にして11.6%の増加となっております。

なお、この数値は、過去の同時期との比較においても過去最高の観光客数でございます。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 次に、外国クルーズ船の寄港回数についての状況はどうなっていますか。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） 平成24年度における本県への外国クルーズ船の寄港回数は95回、そして平成25年は100回が見込まれており、前年に比べて5回増加する予定でございます。それに伴い、海路による外国人入域客数も、平成24年度の14万6800人から平成25年は1月から10月の実績で16万3600人と、既に前年を超える客数となっております。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 それで、1人当たりの観光客の消費額についてはどうなっていますか。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） 1人当たり

観光消費額については、平成20年度以降減少傾向にございまして、平成24年度の消費額は6万7459円で、前年度に比べまして1.4%減少しております。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 数はふえているけれども、1人当たりの消費額は減っている。何か問題があるわけですよ。ですからクルーズ船も寄港回数はふえている、豪華客船。その豪華客船の中でも、来る方、沖縄に来ておりて戻る間、次のところに行くまで時間があるわけですよ。独自でアンケートとるべきだと思っています。沖縄において何か問題ありますか、何がよかったですか、アンケートをとって、次、我々が打つ策が見えてくる。いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） 今おっしゃるように、クルーズ船の消費については今調査しているんですけれど、実態の調査についてもやっていたと思うんです。ちょっとはっきり記憶になくて、もしやっていないようであれば当然必要だと思います。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 前期の県議団の琉中議員連盟で台湾に行きました。スタークルーズと意見交換した。そこで、沖縄県単独でお客さんなどにアンケートとっていいですかと社長に聞きました。どうぞ我々はオーケーですよと言っているんですよ。オーケーと言っているんだから、我々県としても早急にこのアンケート調査をやるべきだと思っていますけれどもいかがですか。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） もし実態調査がやられていないようであれば、しっかりスタークルーズの了解も得ながらアンケート調査を実施していきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 次に移ります。

県立農水商工業高校について、商品開発をして商標登録を行っている学校は幾つありますか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） お答えいたします。

現在、商品開発をして商標登録を行っている学校は、北部農林高校の「チャージャー」と、それに宮古総合実業高校の「バイオ・リン」の2校であります。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 この商標登録をするときに、この商標登録の登録料、予算、これはどこから出ていますか。

○教育長（諸見里 明君） ちょっと休憩お願いしま

す。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時45分休憩

午前11時46分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

島袋 大君。

○島袋 大君 これは各高等学校から出ている。これだけ琉球のアグーとデュロックというのをかけ合わせて「チャージャー」というものができたんですよ。商標登録やっている。予算は学校から、自分たちで金集めて商標登録出しているんですよ。子供たちが英知を結集して、議論して生み出した新しい製品ですよ。今、高島屋でこれを契約して5000円で販売しているんですよ。カレーライスが5000円で高島屋で。大人がこんな交渉してできますか。子供たちがいるんな面で、学校の予算で商標登録しているんですよ。これは県としてやるべき姿だと思いますけれどもどうですか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） おっしゃるとおりだという意見もあるんですけれども、確かにこういう商標登録とかそういう権利というのは知的財産権ですね、大変重要だと思います。この辺について私、勉強させていただきましたけれども、学校では例えば専門高校では毎年毎年新しい商品が開発されているんですね。この二、三年において大体50か60ぐらい商品開発されているんですけれども、それについて1件やるのには大体20万ぐらいかかる。確かに必要ではあるんですけれども、じゃ、どうしてやらないのかという話をしましたら、大体その学校というのは地域であるとか、あるいは企業であるとか、あるいは農家さんであるとか、そういう人と連携してやっているということなんです。むしろ自分たちの学校でやるよりは、地域のブランドとして、あるいは会社とか企業、そういうところに還元したいと、地域に、そういう意見が強いですね。もちろん学校でやってもいいと思うんですけれども、とにかく毎年毎年各学校から新しい商品が開発されている状況であるということもまた御認識をお願いしたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 理由はわかりますよ。しかし、先ほど本部高校の統廃合問題があって、学校になかなか生徒が来ない状況なんですよ。これだけ学校がいろんな面で知恵を出して生徒たちとやって商品をつくった。学校のブランドですよ、これ。大学院大学を活用して産官学といって北部農林もいろんな面で勉強会に行った。しかし、あんた方は知的財産権をとったか

とまで言われたんですよ、大学院大学から。だから沖縄県は、産官学と言いながら、こういったもろもろの新しい人材の子供たちもろもろ含めて次のステップに行けないわけですよ。だからそういったことを考えて、県が予算もつくっていただいてやるべきじゃないかなと僕は思っているんですけどもいかがですか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 知識基盤社会と言われる現在、この知的財産権とか商品登録、特許とかというのは大変大切だと私は認識しております。予算も含めてのことでもありますので検討させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 よろしくをお願いします。

次であります。

沖縄県保育士・保育所総合支援センターの実施内容について伺います。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 待機児童解消に必要な施策を総合的に実施する拠点として、沖縄県保育士・保育所総合支援センターを開設いたしました。同センターにおきましては、保育士確保のための潜在保育士の就労あっせん事業、分園等の設置促進のための賃貸物件等マッチング支援事業、認可外保育施設の認可化サポート事業、こういったことを実施してまいります。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 これは11月25日からスタートしました。いろんな面でかんかんがくがくしながら補正予算がついてやった。スタートしましたよ。今11月25日から始まって、いろんな面での状況、募集もろもろ含めて結構来るべきだと僕は思っていますけれども、スタートして、子供たちのこの保育士の新たなみたいな就職あっせんもろもろ含めて問い合わせは来ていると思いますけれども、把握していますか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） ちょっと状況については把握しておりません。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ですから、これは委託したからということで県が把握もろもろおくれる状況じゃなくて、毎日毎日毎日その状況を、日報じゃないけれども、県のほうに報告しなさいと。委託したかもしれないけれども、丸投げではなくて、それは一々1年、一日一日のそれだけの出入り、人の出入りもろもろ含めてチェックするのも大事だと思っていますから、ひとつ検討していただきたいなと思っています。

次であります。

沖縄県待機児童解消支援基金の条例の制定目的について伺います。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 沖縄県におきましては、平成29年度末までに潜在的待機児童を含む約9000人の待機児童の解消を図っていくこととしております。このため、待機児童対策の強化を図るということを目的として基金を設置し、待機児童の解消に資する事業を実施する市町村に対し、交付金を交付することにより取り組みの加速化を支援していくということでございます。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 非常にこれはすばらしい基金ですよ、30億ですね。沖縄県が腹くくってやるなという僕は意気込みを感じました。これはあくまでも市町村と議論しなくちゃなりませんよね。市町村が大体判断しなくちゃならない。県は県でこの基金をつくるけれども、その使い勝手によっては市町村の意気込みだと思えますけれども、その辺のヒアリングはどうなっていますか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） この交付金のその充当事業については、市町村のほうにおいてもしっかり考えてもらうことになっていきますけれども、市町村とは当初予算に向けて調整をしておりますして、待機児童の解消に必要な事業や加速化につながる事業に充当できるよう制度を検討しているところであります。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 非常にいいことであります。ですから私が提案したいのは、第三者委員会をつくってほしい。つくった中でやる気のある市町村には予算を出しますよと。やる気のない、重い腰で判断できない市町村にはこの基金使わなくてもいいと思っている。だから第三者機関を使って、待機児童いろんな面で支援策もろもろ我々は考えているんだと、市町村がどんどんプレゼン上げたものに関しては県は協力する。その判定基準は第三者委員会にも投げていいと思っていますけれども、そういう機関をつくるという考えはないですか。ですから、やる気のあるところの市町村にはどんどんこの基金を活用させる、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） そのような意見も参考にしながら取り組みを進めていきたいと思っています。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 議長、休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時53分休憩

午前11時53分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

島袋 大君。

○島袋 大君 ですから副知事、僕が前に提案しました沖縄型認証保育。（資料を掲示）認可外をこれだけ那覇市に決定、要するにA市にやってB市にやってC市にやるのを、A市に預けている者は全部助成金受けられないんですよ、受けられない。ですから、沖縄型の認証型保育園をこの基金で活用して、待機児童がある子供たちの認可外の枠を取っ払って、潜在的な待機児童から取っ払う、そういうシステムをやるべきだと思っています。この基金があるから僕はできていると思っていますよ、沖縄型の認証型保育園。認可外をちょっと上げて認証にする。それを活用するということが大事だと思っていますけれどもいかがですか。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

○副知事（川上好久君） この基金は待機児童を解消するというふうな目標で、目的でやっております。今、その認可外への支援もこれはまた別途、我々いろいろ研究しているわけですが、確かに沖縄県のとりわけ中南部都市圏というのは470ヘクタールの中に17の市町村があるわけですね。職場とその住居というふうなものが市町村またがるのは、これはよくあり得る話だと思います。実は、そういう意味合いにおきましては、もう少しその支援の仕方はいろいろ考えてもいいなと思っております。こういうこの新しい認証の形をとるかどうかを含めて、今後検討させていただきたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ですから、各市町村単独だったら難しいんですよ。沖縄県全体型にしたらやっていけるチャンスなんですよ。（資料を掲示）その辺ひとつ持ち帰ってやっていただきたいなと思っております。

休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時54分休憩

午前11時54分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

島袋 大君。

○島袋 大君 県警には僕、思いを込めて質問つくって、本部長は答弁すばらしいのを用意したと思いますけれども、今回できませんので次回にしたいと思

います。よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後 1 時23分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

砂川利勝君。

〔砂川利勝君登壇〕

○砂川 利勝君 皆さん、こんにちは。

質問に入る前に所見を述べさせていただきます。

仲井眞知事の任期もあと1年を残すところとなりました。ことし1年を振り返ると、懸案事項であった県立八重山病院の早期着工へのめどづけを初め、波照間空港の再開へ向け活路を見出したほか、さらには離島のガソリン価格は正に向けて具体的な補助事業の実施、県営団地建設推進など枚挙に事欠かないほど離島振興にかける思いは高く、評価されるものであり、知事、副知事、当局に対し、離島選出議員として深く感謝申し上げます。

さて、日本固有の領土であり、石垣市の行政区域である尖閣諸島をめぐり中国公船の海警による領海侵犯を初め、一方的な防空識別圏の設定で尖閣問題で対日圧力を強めるとともに、米軍や自衛隊の行動を牽制するなど挑発的であり、武力で制海権、制空権を制圧しようとする動きはまさに戦争も辞さない構えを見せており、予断を許さない状況となっております。武力で対日圧力を強める中国に対しては、米軍の軍事力は大きな抑止力となり、日米安保の中で米軍の駐留、沖縄の米軍基地の存在は実態とした力による均衡につながっていることは明白であります。

米軍基地をめぐっては普天間飛行場の固定化の回避と、危険性除去に向けて辺野古移設の選択肢も排除すべきではなく、早期解決が求められております。中国が刻々と武力による制海権、制空権の拡大を目指す中で、日米を初め国際社会が一体となって中国の脅威に対峙しなければならないと思います。

日本最南端及び日本最西端の国境の島に位置する竹富町や与那国町、尖閣諸島を行政区域に掲げる石垣市においては中国の脅威は大きな不安を与えております。県としても国と連携し、住民の安全と安心の確保に向けて取り組んでもらうことを期待し、所見といたします。

それでは一般質問に入ります。

1、離島における農業振興策について。

(1)、竹富町ヨナラ原土地改良地区の採択状況につい

て。

(2)、竹富町西表島の農業集落排水事業の状況について。

(3)、石垣市の農業集落排水事業の状況について。

2、新石垣空港アクセス道路について。

(1)、アクセス道路の進捗状況について。

3番、石垣漁港西側海域の漁場回復について。

(1)、現在の取り組みについて。

(2)、今後の対応について。

4番は取り下げます。

5、与那国町県道217号線（与那国港線）祖納集落内一部拡張整備について。

(1)、県の方針について。

(2)、今後の具体的な取り組みについて。

6、竹富町の水道問題について。

(1)、老朽化した海底送水管の改善について。

7、離島住民等交通コスト負担軽減事業について。

(1)、竹富町離島間定期路線の運賃体系など現状について。

(2)、利用実態について。

(3)、交通コストについての課題について。

(4)、対応策について。

我が党の代表質問との関連について、具志孝助議員の中国の防空識別圏の設定についての関連質問を行います。

中国が一方向的に尖閣諸島を含む領空を防空識別圏に設定したことは御承知のとおりであり、日本固有の領土であり、石垣市の行政区域である尖閣諸島の領空に中国軍の戦闘機が警告のため、急発進する際の基準とするもので、当然のことながら日本の防空識別圏と重なることから尖閣上空をめぐり一触即発の緊張が高まっている。中国が設定した防空識別圏は尖閣諸島の領空を含むもので、識別圏のラインは石垣島と尖閣諸島の間を義務づけ、従わなければ防御的措置をとり、応じなければ軍用機によるスクランブル等の対抗措置をとる可能性があるとされています。まさに石垣を初め先島諸島だけでなく、沖縄本島も中国の防空識別圏を目の前にして中国軍の脅威にさらされ、不測の事態を招きかねない緊迫した状況に面していると言わざるを得ません。日本政府も一方向的な防空識別圏の設定は全く受け入れられないと強く抗議していますが、県においても住民の安全を脅かす中国の一方向的な防空識別圏設定に対して、毅然とした対応をすべきだと思います。八重山の漁民は尖閣諸島周辺で安心して安全に漁ができないばかりか、安全な空の旅もできないような状況に不安を感じています。中国軍はステルス無人攻

撃機を試験飛行させており、軍事衝突も起きかねず危険な状況は住民の日々日常生活に支障を来すばかりか、地域住民だけではなく島を訪れる入域客にも不安を与えかねません。外交問題は国の専権事項ではありますが、尖閣諸島を含め国境の島を抱える県としても傍観するわけにもいかないと存じます。

今回の防空識別圏設定についてどのように考えているのか、対策、お考えをお示し願いたいと存じます。

再質問は指定席より行います。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事 高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 砂川利勝議員の御質問にお答えいたします。

石垣漁港西側海域の漁場回復に関する御質問の中で、石垣漁港西側海域の漁場回復に係る取り組みと今後の対応についてですが、3の(1)と3の(2)は関連しますので一括してお答えいたします。

石垣漁港西側海域においては、河川からの赤土等の流入・堆積により漁場機能の低下が見られます。このため、本年度から漁場回復に向けて当該海域の赤土等土砂堆積状況、生物の生息状況等の漁場環境調査を実施しているところであります。また、本調査は26年度も引き続き実施し、有識者による検討を経て対策を取りまとめることとしております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事 川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 離島住民等交通コスト負担軽減事業についての御質問の中で、竹富町における沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業についてお答えいたします。これは7の(1)から7の(4)は関連しますので一括してお答えをさせていただきます。

本事業のうち航路については、各離島と最寄りの拠点となる離島を結ぶ定期航路を対象に、市町村や航路事業者の要望を踏まえて実施したところであります。

竹富町離島間の定期航路である12航路のうち、一部の航路については観光客の利用が主であること、そして事業開始時において需要が見込めなかったことから、本事業の対象外といたしました。しかしながら、竹富町民が各離島間を移動する際は、石垣島を経由して他の離島と往来している実態があること、町内を移動するにも船を利用せざるを得ないなど特殊な事情が認められます。

そのため、県としましては、竹富町や航路事業者との連携のもと、竹富町民が石垣島経由で町内の各離島間を移動する場合も本事業の対象に追加し、平成26年

度からの実施に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 山城 毅君登壇〕

○農林水産部長（山城 毅君） 離島における農業振興策についての中で、竹富町与那良原地区の土地改良事業の採択状況についてお答えいたします。

竹富町西表島の与那良原地区については、圃場整備を目的に県営経営体育成基盤整備事業を採択しております。当該地区は、平成25年度から30年度までの6カ年の工期で実施を予定しており、今年度は測量設計を行い、来年度から工事に着手することとしております。

次に、竹富町西表島及び石垣市の農業集落排水事業の状況についてお答えいたします。1の(2)と1の(3)は関連しますので一括してお答えいたします。

県においては、污水处理施設の整備を計画的に推進するため、市町村と連携し、「沖縄污水再生ちゅら水プラン」を策定しており、農村地域において、これまでに計画処理人口約8万7000人のうち、73%の人口を対象として事業着手してきたところであります。

竹富町西表島内においては、西表西部地区ほか6地区で農業集落排水事業を計画しており、竹富町が8月に地域住民を対象とした集落排水整備に関する説明会及びアンケート調査を実施したところであります。また、石垣市における農業集落排水施設については、平成26年度までに2地区、処理人口8210人を対象に整備を完了する予定となっており、既に供用を開始しております。

県としましては、未整備集落について、地元要望を踏まえ、関係市町村と連携し、必要な対策が図られるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 新石垣空港アクセス道路についての御質問の中で、石垣空港線の進捗状況についてお答えいたします。

石垣空港線については、平成23年度から用地取得を行っており、平成24年度末の事業費ベースの進捗率は10.2%となっております。

平成26年度には、本工事に着手する予定としており、今後も引き続き早期整備を図るため、精力的に用地取得に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、与那国町県道217号線（与那国港線）祖内集落内一部拡張整備についての御質問の中で、県道217

号線（与那国港線）集落内拡張整備に関する県の方針についてお答えいたします。

県道217号線は、祖納港と与那国町役場を結ぶ道路であります。以前に拡幅整備に向け取り組みましたが、地元の同意が得られず断念した経緯があります。

要望箇所は通学路となっておりますが、歩道が整備されていないことから、県としても整備の必要性を認識しているところであります。

同じく与那国町県道217号線（与那国港線）祖内集落内一部拡張整備についての御質問の中で、県道217号線拡張整備に関する県の具体的な取り組みについてお答えいたします。

県道217号線の集落内道路部については、通学路として整備の必要性を認識していることから、これまでの経緯を踏まえ、与那国町の協力を得て、整備に向けて前向きに取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 當間秀史君登壇〕

○環境生活部長（當間秀史君） 竹富町の水道問題について、老朽化した海底送水管の改善についての御質問にお答えします。

竹富町の黒島、小浜島など各離島を結ぶ海底送水管については、布設から40年を経過していることから劣化が懸念されております。このため、海底送水管の改善について竹富町は、今年度に老朽化調査、次年度に事業評価を実施し、平成27年度から更新事業を実施することとしております。

沖縄県としましては、竹富町と連携して事業の促進について取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 我が会派の代表質問との関連についての中で、中国の防空識別圏設定による沖縄県への影響についてお答えいたします。

中国の防空識別圏については、尖閣諸島空域、那覇と韓国及び台湾間の航空路の一部が含まれており、県としましては、重大な関心を抱いております。

今回の発表が民間航空の安全に支障を来すことがあってはならず、政府において、今後も平和的な外交を通じ、不測の事態が生じないよう、万全を期していただきたいと考えており、必要に応じ、政府に申し入れてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 それでは順次再質問させていただきます。

まず竹富町与那良原の土地改良ですが、本年度測量を実施していると。これは面積と受益者の数をお聞かせください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 1 時41分休憩

午後 1 時41分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（山城 毅君） 受益者数が16戸で、圃場整備面積としまして田で14.2ヘクタール、畑で6.5ヘクタールというふうになっております。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 地権者の同意は全て得られているかと思えます。ちょっと答弁を聞き漏らしたんですけれども、何年間で完了予定ですか。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（山城 毅君） 工期としましては、平成25年から30年までの期間となっております。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 ぜひ完成をして、農業の所得に貢献できるようお願いしたいなというふうに思います。

次に行きます。

西表島の農業集落排水、事業説明があったということでアンケート調査を竹富町のほうでやられたかと思えます。どうしてもこの自然環境が大事な地域ですので、ぜひ早目の取り組みができるように竹富町と連携をとっていただきたいと思いますのですが、決意のほどお願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（山城 毅君） 農業集落排水事業については、地域の生活の中では大変重要な施設だと思っておりますので、それにつきましては竹富町のほうとまた連携しながら、地元の説明等理解が得られるように一緒に努力していきたいと思えます。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 ぜひ実施のほどお願いをいたします。

次に、石垣のほうの農業集落排水です。

白保、大浜と整備が終わって市内のほうは下水道のほうが進んでいますので、それは問題はないかというふうに思っています。私が取り上げた地区は白保から以北、ここは13地域の地区があります。この13地域の地区を今後また整備をしていってもらいたい。これは国定公園も含めて石垣島の北部というのはそういう

自然景観に恵まれた地域です。そこはやっぱり自然も大切にしながら、またこの農業集落排水の意義をしっかりと酌んでいただいて、実証していただきたいなというふうに思っています。現在、この石垣島北部についてどちらの管轄なのか答弁を求めます。計画でもいいですよ。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 1 時44分休憩

午後 1 時46分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（山城 毅君） 今のところ合併浄化槽ということで、環境生活部の管轄というふうに聞いております。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 その農排の負担割合とこの下水道、環境のほうの負担の割合はどうなっているのか説明してください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 1 時46分休憩

午後 1 時47分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

砂川利勝君。

○砂川 利勝君 多分農排のほうが負担率が高いんじゃないかなと思いますので、それを考えたら農排でやっていただいて早目に石垣市と調整をして、この地域にも事業導入をしていただきたいと思いますというふうに思います。

よろしくお願いいたします。

次行きます。

空港のアクセス道路、これは先ほど聞いたら事業ベースで10%しか用地取得ができてないよと。そういった中で、今年度——あれは24年度です——25年度はどの程度用地取得ができたか答弁願います。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 石垣空港線につきましては、平成25年度は用地測量とそれから用地物件補償というふうになっておりますけれども、ちょっと手元にどのぐらいの用地もしくは物件補償ができたのかというのを持っておりません。今それに向けて取り組んではいるということでございます。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 それでは、この工事が来年26年度からスタートですよということを先ほど答弁していただきましたが、まず施工する場所ですね。どの辺をやるのか、どの箇所をやるのか説明を求めたいと思いま

す。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 工事を実施するためにはある程度まとまった用地取得が連続してある区間を対象にいたします。現時点で考えておりますのは、2車線区間、市街地部分は4車線できて、それから郊外に入りますと2車線になりますけれども、この2車線区間の中でそういうまとまった土地があれば考えていきたいと。

それから新轟橋、そして新磯辺橋の用地取得はそれが可能であれば下部工事を予定しているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 先ほど2車線と言われましたが、新八重山病院の建設が予定されていますよね。その平得というところの交差点から先にやるという考え方でいいですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 当初、この八重山病院について石垣空港の跡地に来るという話がなかったものですから、別のスケジュールで考えておりました。この新八重山病院の開業が平成29年度というふうに聞いておりますので、それに合わせてこの4車線部分でございますけれども、平得の交差点から市道タナドー線の交差点部分、こちらにつきましても早目に暫定供用ができるように早急に取りかかっていきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 それではこの工事、全線完成をして供用開始がいつできるのか答弁を求めます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 現在、全線8.8キロメートルでございますけれども、平成31年度までの事業期間を予定しております。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 これは当初の計画どおりですか。

○土木建築部長（當銘健一郎君） ちょっと休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後1時51分休憩

午後1時51分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 2車線区間と4車線区間の供用開始の年度が少し違いますけれども、全線供用は平成31年度ということで変わりません。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 それでは今の答弁によると、2車線と4車線と用地交渉がまとまればオーケーということで、ちょっと流動的になるという可能性もあるんですよね。

この道路の必要性というのは結構交通事故が——農道の整備がかなりされていてどこからでも行けるんですね。それで石垣の市民はそれなりに道路の把握はされているんですが、観光客はなかなか道路を把握されていないもので結構事故が多いんですね。この道路の必要性というのはもう誰もが認めるもので、やはりみんなでは協力してやらないと、この先事故が減ることはまずないし、しっかりとまた石垣市のほうと連携をして必ず間に合わせるという形で取り組んでいただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に移ります。

先ほど副知事にも答弁していただきました。石垣漁港西側海域の漁場回復について、今年度測量に入っていますと、また26年度も環境調査をしていくということです。とりあえず調査の具体的な内容の説明を求めたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（山城 毅君） 調査内容につきましては、石垣新川川の河口から半径約2.5キロの範囲内に係る約65点の底質の状況調査をまず行います。それから大型の生物、底生生物の観察、それから河川水の拡散の状況、既存資料等も収集するというような内容でございます。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 ぜひまた詳しく調査をしていただいて、一日も早い事業化に向けて取り組んでいただきたいと思います。

漁場保全対策の定義とはどんなものですか。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（山城 毅君） 漁場回復を図るための対策ということは、一般的には水産資源の生息場の環境改善を図るということでございますが、具体的には堆積物を除去したり、あるいは底質改善ということではゅんせつとか耕うん、客土等、それから海水の流れをよくするための水路等の海水交流施設の設置とか、それから石ブロック等の定着用の基質の設置とか、あるいは土砂流入防止施設の整備等が考えられます。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 もう一点だけ質問します。

石垣新川川の指定状況を説明してください。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（山城 毅君） 石垣新川川の指定状況につきましては、河川の種類としましては2級河川でございます。管理者のほうは沖縄県知事、河川名としては石垣新川川ということで、指定延長が約3700メートルで流域面積が10.96平方キロメートルという状況でございます。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 この川は、大雨が降るたびに赤土が海まで何キロにもわたって流れている状態です。これはもう慢性的で、ずっと続いています。25年、26年で調査をしてやっていくと。そこからまた基本設計とかいろんな構想があると思うんですが、大体いつごろをめどに事業に手をつけていけるのか、大体でいいですから答弁を求めたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（山城 毅君） 本調査は、平成26年度まで実施する予定でありますので、具体的な対策の内容なり時期等については、その中の有識者委員会による検討結果を受けまして、それを見ながら判断していきたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 おくれればおくれるほどやっぱり漁環境に与える影響というのは大きいと思います。言っていることはよく理解できるんですが、一日も早いそういう回復の手だてを打つというのは、行政のスピード感を持って私はやっていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは次に、与那国町の県道について。

先ほど土建部長からいろいろ話がありました。必要性を感じていると、前向きに取り組んでいきたいというお話でございました。与那国町との協力ということで、協力を得て取り組みたいと。

私が聞く範囲では、用地に関しては地権者の同意が得られているというふうに与那国町からは聞いております。そういった中で、私にとっては一日も早い着工これをやっていただきたいというふうに思っています。途中いろいろあったと思いますが、再度前向きな答弁に加えて、今私から聞いたことで、部長、前向きに本当に踏み込んだとりあえず発言をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 県道217号線には先ほど答弁いたしました、以前取り組んだということがございます。これは昭和50年代でございますけれども、地元の同意が得られずといひましょ、ある

意味反対に遭って断念をいたしました。その結果として、県はこの217号線のバイパス道路ももう既に整備して現在供用がなされているところです。現在、また与那国町のほうからそういう強い要請もございまして、私どもも整備の必要性というを感じておりますので、今回は与那国町のそういう全面的な協力を得て、ぜひ事業に向けて前向きに取り組んでいきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 ありがとうございます。近々町長も要請に来ると思いますので、いい返事をさせていただいて、やっぱり現状を見ても通学路として子供たちと大型車両が行き来しているような状況です。事故があったときに、じゃ、誰の責任という世界になりますので、やっぱり県は整備すべきだというふうに思っています。またそういう前向きな答弁ですので、ぜひまたいい早い解決をお願いしたいなというふうに思っています。

次に移ります。

離島住民等交通コスト負担軽減事業については、先ほど副知事のほうから詳細に26年度から実施をしていくという答弁がありました。これまでなかなかできなかったことなんですが、こうやってしっかりと県が聞き入れてくれて実行に移したことは本当に私は高く評価したいなというふうに思っています。船でしか行き来のできない地域ですので、それに即刻当局が耳を傾けてやっていただいたということは、本当に私は大きな功績だなというふうに思っています。本当にありがとうございました。

最後に、先ほどの中国の防空識別圏、これはやっぱり我々先島に住んでいる者としては、本当に危機感を感じています。昨日の新垣安弘議員の質問でも半数近い方々がそういう思いがあると。私も当然その地区の代表として、やっぱりこれからどうなるのかと、海も空も今度は陸なのかなというふうに危機感を覚えています。そういった中で、先ほどの答弁も危機感を持った対応をしていきたいという知事公室長の話でありましたので、ぜひ誰がこの先島を守るのかと私はいつも思っています。それは国であり、自衛隊であり、いろんなものだというふうに思っていますが、本当に素朴な疑問で、誰が本当に最後守るのかということを、公室長どう考えていますか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 我が国の安全保障という観点からすれば、それは国家をもってそれに当たるべきだと考えております。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

○砂川 利勝君 尖閣を含めて我が国固有の領土、沖縄県の行政区でもあり、石垣市の行政区でもある中で、しっかりと守っていく。それがまた離島住民の安心・安全な生活につながっていくというふうに思いますので、今後とも注視しながらいろんなことに対応していただければありがたいと思います。

終わります。

○議長（喜納昌春君） 新垣良俊君。

〔新垣良俊君登壇〕

○新垣 良俊君 こんにちは。自民党の新垣です。通告に従って一般質問を行います。

1、農林水産業の振興について。

(1)、農業農村整備事業の予算の確保について。

本県の生産基盤の整備率は、平成24年度末で水源整備率58.7%、かんがい施設整備率44.8%、圃場整備率58.6%と全国平均に比べ約15ポイントも低い。本県の農業を取り巻く環境は台風、干ばつ等の厳しい自然状況や離島、市場遠隔等の制約条件があることから厳しい状況にあり、地域特性を生かした豊かな農業農村を築くため、農業農村の基盤整備は極めて重要であります。

そこで伺いたい。

農業農村整備事業の平成26年度予算の確保に向けて、県としてどのような取り組みを行っているか伺いたい。

(2)、事業の執行対応について。

農業農村整備事業は、食料の安定供給に向けて農業用排水施設や圃場整備等の農業生産の基盤整備を進め、あわせて担い手農家へ農地を利用集積し規模を拡大することによって機械化を促進し生産性の向上を図ることです。県では、農業農村整備事業を計画的に進めるため、当初予算、補正予算を国に要望して予算を確保しているが、技師の不足等で執行率が低下している。

そこで伺います。

ア、農業農村整備事業における平成24年度、平成25年度の執行状況について伺いたい。

イ、農業農村整備事業を推進する上で最も重要なことは、計画を立案し実践する技師の確保・育成であると考えますが、今後の執行体制について伺いたい。

(3)、太陽光発電設備の導入について。

農業経営の安定化を図るためには農業用水の確保が重要であり、引き続き農業用水源の整備や畑地かんがい施設の整備を推進していく必要がある。しかし、農業用水を各圃場へ送水するための電気料金は、農家が

水代として負担することになるから、太陽光発電設備導入による負担軽減策についてあわせて推進する必要がある。

そこで伺います。

沖縄県における農業水利施設に関連した太陽光発電設備の導入状況と今後の展開について伺いたい。

2、土木建築行政について。

(1)、那覇広域都市計画区域の市街化調整区域について。

ア、市街化調整区域の土地活用のあり方について。

(ア)、本島南部の島尻地区は県都那覇市から近く、交通の利便性、アクセスもよいことから開発のポテンシャルは以前から高く、住宅需要等も高い。しかし、市街化区域の面積が小さく、市街化調整区域が大部分を占める市町村で、望むような土地利用が制限されていることから、企業店舗等の誘致ができず地域の活性化が図られなくなっている。このような状況から、那覇広域都市計画区域の区域区分制度は地方分権の流れや規制緩和政策に逆行しているのではないかと感じるが、県の所見を伺いたい。

(イ)、県の都市計画・建築許可の担当課は、市街化調整区域を多く抱える市町村の土地活用についての意見、要望等に耳を傾け、現状の打開策を市町村とともに真剣に考える必要があると思うが、県の所見を伺いたい。

(2)、都市計画法第34条の11号・12号緩和区域の拡大について。

ア、県は11号・12号緩和区域の編入条件を大規模指定既存集落の区域と考えているが、県が指定している大規模指定既存集落の定義は何か伺いたい。

イ、他都道府県でも同様に11号・12号緩和区域への編入条件を大規模指定既存集落区域として限定しているのか伺いたい。

ウ、県制定の「都市計画法に基づく開発行為及び新築等の許可の基準に関する条例」の中で、11号・12号緩和区域への編入において、大規模指定既存集落を限定とした条件内容でなければならず、編入要件を早急に見直し、大規模指定既存集落区域外でも編入できるよう検討すべきだと思うが、所見を伺いたい。

エ、土地改良法第7条にある非農用地について、土地改良事業で設定された非農用地に地区計画の導入を進めているようですが、20年以上経過した非農用地に地区計画導入は難しいことから、非農用地区域においても11号・12号区域への編入ができるよう検討すべきだと思うが、考えを伺いたい。

オ、県制定の「都市計画法に基づく開発行為及び新

築等の許可の基準に関する条例」において、11号・12号緩和区域への編入条件を「建築物の敷地相互間の距離が50メートル以内でおおむね50以上の建築物が連たんしている地域であること。」とあるが、地域状況等を勘案し「おおむね30以上の建築物の連たん」に見直し緩和すべきだと思うが、県の考えを伺いたい。

(3)、市街化調整区域の地区計画導入のあり方について。

ア、市街化調整区域の地区計画制度が以前からあるが、同地区計画を活用した事例は余り聞かない。活用事例はどのくらいあるか伺いたい。

イ、活用事例が少ない、また、ないということは地区計画導入における県との事前協議のハードルが高く設定されているので、市町村は地区計画を導入し、活用したくても活用できない状態となっていると思う。県は、地区計画を活用するための運用基準の見直しを検討すべきだと思うが、考えを伺いたい。

3、2級河川報得川の指定変更と拡幅整備について。

平成23年11月議会でも質問しましたが、ゲリラ豪雨や長時間大雨に対応できる状態になく、危険と隣り合わせの状況が今も続いています。報得川は八重瀬町東風平を起点として糸満市西崎町へ至る、指定延長8.72キロメートル、流域面積18.66キロ平方メートルの2級河川であります。下流の糸満市区間は整備済みであるが、上流の八重瀬町区間は土地改良事業による整備をしたため、近年、河川流域の都市化と開発で排水困難な状況にある。

そこで、次のことについて伺いたい。

(1)、八重瀬町から2級河川指定の変更の要請があったと思うが、上流へ指定延長をしたから排水処理に対応できるとは考えられない。下流からの拡幅整備を優先すべきと思うが、県の所見を伺いたい。

(2)、今回、指定延長は0.595キロメートルであるが、南城市境界まで指定延長はできないか伺いたい。

(3)、流域下水処理場の下水処理水（放流水）を高度処理して、報得川の上流から放流することで報得川の水質環境をよくすることはできないか伺いたい。

4、文化観光スポーツ行政について。

(1)、空手道会館（仮称）の建設について。

沖縄県を発祥とする空手道は、今や世界185の国と地域に約6000万人の愛好家を有すると言われていきます。沖縄の空手は「那覇手」・「首里手」・「泊手」の3つに分類され、この3つをもとに空手が広まるにつれさまざまな流派が誕生しました。さまざまな流派を通し各団体が精力的に活動する中、流派を超え、日

本全国の空手道を統括する組織をつくろうという機運が高まり、1964年全日本空手道連盟（JKF）が誕生、さらに、世界を統括する組織として1970年に世界空手道連盟（WKF）が結成されました。

沖縄県においても1918年摩文仁賢和が自宅を会合所として「空手研究会」を発足したのを初め、以後さまざまな団体が流会派の垣根を越え創設されていった。2008年には空手道の目覚ましい世界的な進出を受け、沖縄県内の空手道主要4団体は27年ぶりに統一され、沖縄県知事を会長とした「沖縄伝統空手道振興会」が結成された。

そこで、次のことについて伺います。

ア、空手道会館（仮称）は、空手発祥の地として世界に誇れる発信拠点として施設の整備を図るべきだと思うが、そこで建設目的と施設概要について伺いたい。

イ、会館の管理運営主体と運営方法について伺いたい。

(2)、「空手道プレミアリーグジャパンオープン沖縄2014」の開催について。

ア、来年、沖縄県で開催が予定されている世界空手道連盟（WKF）主催による「プレミアリーグジャパンオープン沖縄2014」について、県のかかわりを取り組み状況について伺いたい。

イ、大会が開催された場合、空手の発祥地・沖縄を世界中に宣伝する絶好の機会であると思うが、経済効果の試算をどのように考えているか伺いたい。

5、我が党の代表質問との関連について。

照屋守之県議の代表質問の中の、TPPについてありますが、TPP交渉の閣僚会合がシンガポールで開催されていましたが、きのう閉会いたしました。年内妥結を目標に交渉を進めていたが、達成できなかったとの報道がありました。交渉で難航しているのが関税撤廃などと言われているが、本県農業に大きな影響がある関税撤廃について、審議過程の情報が県に入っているのか伺いたい。

また、具志孝助県議の代表質問の中の、日台漁業協定について。

日台漁業協定で大きな影響を受けている本県漁業者に対して、沖縄漁業基金事業として100億円の基金創設が9日の自民党水産部会で決定し報告されました。13日の閣議決定を待たなければならないが、これまで懸案事項であったあらゆる補償問題等を解決するために前進であり、協定で影響をこうむる各漁業者に対する大きな配慮であると思うが、県の考えを伺いたい。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事 高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 新垣良俊議員の御質問にお答えいたします。

農林水産業の振興に関する御質問の中で、農業水利施設に関連した太陽光発電施設についてお答えします。

農業水利施設に関連した太陽光発電施設については、農家の電気料金に係る負担を軽減する目的で、これまでかんがい排水事業等により4地区で303キロワットを整備してまいりました。また、現在、県営カンジン地区において400キロワット、国営石垣島地区において2000キロワットの太陽光発電施設の整備を計画しております。

県としましては、本年度、農業水利施設を対象とした再生可能エネルギー導入に関するマスタープランを策定し、計画的に太陽光発電施設の整備を推進してまいります。

続きまして、文化観光スポーツ行政に関する御質問の中で、空手道会館の建設目的と施設概要についてお答えいたします。

空手道会館につきましては、沖縄伝統空手を独自の文化遺産として保存・継承・発展させるとともに、空手発祥の地・沖縄を国内外に発信するための拠点として整備することを目的としております。また、同会館の施設としましては、武道場、セミナールーム、展示施設等を設置することとしております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 山城 毅君登壇〕

○農林水産部長（山城 毅君） 農林水産業の振興についての御質問の中で、農業農村整備事業の予算の確保についてお答えいたします。

本県農業の振興を図るためには、農業生産基盤の整備を計画的に進めることが重要であると考えております。このため、市町村及び土地改良区と連携し、平成26年度農業農村整備事業関係予算の確保を国に要請したところであります。その結果、平成26年度の内閣府の概算要求は、国庫ベースで前年度に対し2%増の約256億円となっております。また、国の経済対策による平成25年度補正予算として、国庫ベースで約13億円を予算要求しているところであります。

県としましては、引き続き必要な予算の確保に取り組むとともに、関係機関と連携し、事業効果の早期発現に向けて取り組んでまいります。

次に、農業農村整備事業における執行状況についてお答えいたします。

平成24年度の農業農村整備事業の執行状況については、予算額314億6717万円に対し、決算額は208億8187万円で執行率66.4%、繰越額は101億2469万円で32.2%、不用額は4億6059万円で1.5%の割合となっております。また、平成25年度の上半期執行状況としましては、予算額281億5909万円に対し、上半期執行額190億3494万円で執行率は67.6%となっております。

県としましては、今後とも関係機関や地権者との連携をより密にし、円滑な事業執行に取り組んでまいります。

次に、農業農村整備事業の執行体制についてお答えいたします。

農業農村整備事業を担う農業土木技師は、団塊世代職員の多数退職者に見合う新規採用技師の確保が容易ではなかったことから、欠員が多く厳しい執行体制となっております。このため、上級職員採用試験に加え昨年度から実施しております農業土木職の初級職員採用試験により技師を確保するとともに、人材の育成については、技術研修会等を定期的に行い職員の資質向上に努めております。

県としましては、引き続き本庁、出先の効率的、効果的な業務執行が図れるよう適材適所の人事配置に努め、執行体制の改善・強化に向け取り組んでまいります。

次に、我が党の代表質問との関連についての御質問の中の、沖縄漁業基金事業の基金創設についてお答えいたします。

県では、これまで水産団体と連携し、国の責任において日台漁業取り決めに伴う影響を最小限に抑えるための対策を提示するよう求めてきたところであります。今回の基金の創設により、日台漁業取り決めに伴う本県水産業への影響が緩和され、県内漁業者の安全操業の確保と漁業経営の安定化に寄与することが期待されます。一方、同基金で実施する内容の詳細等についてはまだ示されていないことから、県内漁業者にとって使い勝手のよいものになるよう、引き続き国に対して求めていきたいと考えております。

次に、TPP交渉の関税撤廃に関する情報についてお答えいたします。

政府交渉担当者の説明や報道によりますと、関税の撤廃などの分野においては各国の利害が対立し、合意に至っていない状況にあることから、今後も交渉を継続し、来年1月に閣僚会合を開催するとのことであり

ます。

県としましては、今後ともＴＰＰ交渉の動向や国の対応を踏まえながら、時期を逸しないよう必要な対策について適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 土木建築行政についての御質問の中で、那覇広域都市計画区域の区域区分制度についてお答えいたします。

都市計画法では、区域区分など１つの市町村の区域を越える広域的な計画については、都道府県が定めることとなっております。区域区分は、無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成、都市近郊の優良な農地との健全な調和など、地域の実情に即した都市計画を確立していく上で根幹をなすものであります。

那覇広域都市計画区域は人口や都市機能が最も集積し、今後も人口増加が見込まれることから、コンパクトな都市構造の維持とともに、郊外に残された緑地や農地などとの共生・調和を図っていくことが重要であります。そのため、県としては今後も区域区分を継続していきたいと考えております。

同じく土木建築行政についての中で、市街化調整区域の土地活用についての打開策についてお答えいたします。

県においては、都市計画基礎調査に基づき、おおむね５年ごとに市街化調整区域から市街化区域への編入など、都市計画の見直しを行っております。また、市街化調整区域における開発行為等については、都市計画法第34条の11号区域及び12号区域の指定、地区計画の策定等により対応しているところであります。

県としては、今後とも市町村からの要望や相談に対して適切に対応していきたいと考えております。

次に、大規模指定既存集落の定義及び他都道府県の状況についてお答えいたします。２の(2)アと２の(2)イは関連いたしますので一括してお答えいたします。

大規模指定既存集落とは、市街化調整区域において、独立して一体的な日常生活圏を構成していると認められる大規模な既存集落であって、市街化区域における建築物の連檐の状況とほぼ同程度の集落となっております。昭和61年建設省通達に基づき、市街化を促進するおそれがないと認めて沖縄県知事が昭和63年１月に指定した集落でございます。他の都道府県においては、都市計画法第34条11号または12号に基づき、大規模指定既存集落以外の既存集落を区域指定した事例

があると聞いております。

同じく大規模指定既存集落以外の緩和区域への編入についてお答えいたします。

都市計画法第34条第11号または第12号に基づき知事が指定する区域については、他県の事例や市町村の要望を踏まえつつ、法令に定める基準にのっとり見直しに取り組んでいるところであり、大規模指定既存集落以外の既存集落の追加指定について検討しているところであります。

同じく非農用地の11号・12号区域への編入及び50戸連檐の要件についてお答えいたします。２の(2)エと２の(2)オは関連いたしますので一括してお答えいたします。

都市計画法第34条第11号に基づき条例で指定する区域は、１、市街化区域に隣接し、又は近接している地域であること、２、自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であること、３、おおむね50以上の建築物が連檐している地域であること、これら３つの要件全てを満たす区域であることが法律に規定されております。また、同条第12号に基づき指定する区域は、11号区域の考え方を踏まえ、既存集落のコミュニティーの維持を図るため、おおむね50以上の建築物が連檐する集落で、人口の減少が認められる地域であることを条例に定めております。区域の見直しに際しましては、非農用地か否かにかかわらず、「おおむね50以上の建築物が連たんする」既存集落などの法令に定める基準等にのっとり指定が可能か、個別・具体的に判断していきたいと考えております。

同じく市街化調整区域の地区計画制度の活用事例についてお答えいたします。

地区計画制度の活用については、平成22年度に「市街化調整区域における地区計画運用基準」を定めており、平成23年度に八重瀬町において地区計画を策定した事例がございます。

同じく市街化調整区域における地区計画を活用するための運用基準の見直しについてお答えいたします。

市街化調整区域は、市街化を抑制する区域であることから、地区計画の運用に当たっては、無秩序に開発や市街化を促進することのないよう配慮する必要があります。

今後、運用基準の適用につきましては、市町村に対し適切な指導助言を行うとともに、意見交換を行っていきたいと考えております。

次に、２級河川報得川の指定変更と拡幅整備についての御質問の中で、報得川の下流からの整備について

お答えいたします。

報得川は、平成25年10月に新たに指定した上流側595メートルの区間を含め、指定延長9315メートルの二級河川であります。河口から糸満市と八重瀬町の境界付近までの下流側は河川整備が既に完了しており、その上流側2515メートルの区間について、平成26年度からの事業化に向け取り組んでいるところであります。

工事に当たりましては、河川整備が既に完了している下流側区間から上流へ向け整備を進める予定であります。

同じく2級河川報得川の指定変更と拡幅整備についての御質問の中で、報得川の2級河川指定の延長についてお答えいたします。

さらなる2級河川の指定延長については、今後整備予定の2515メートル区間の整備効果を検証し、八重瀬町の意見なども踏まえて総合的に検討したいと考えております。

同じく2級河川報得川の指定変更と拡幅整備についての御質問の中で、下水処理場の高度処理水の放流についてお答えいたします。

報得川は、BODが10ppm以下とする環境省環境基準のE類型に指定されておりますが、八重瀬町東風平地内での県の水質調査によると、平成16年以降、環境基準を満足していることから、下水処理水の放流による水質浄化は現時点では必要ないものと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 湧川盛順君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） 文化観光スポーツ行政に関する御質問の中の、空手道会館の管理運営主体と運営方法についてお答えいたします。

空手道会館の管理運営主体につきましては、施設運営に精通した民間事業者を活用することを想定しております。また、運営方法につきましては、より自立した運営が可能となるような仕組みについて、現在検討を行っているところであり、今年度中には具体的な管理運営計画を策定することとしております。

次に、プレミアリーグにおける県のかかわりと取り組みについてお答えいたします。

プレミアリーグは、世界各地の空手家が一堂に会する世界大会のリーグ戦であり、世界空手道連盟が承認、支援する大会であります。日本で初めての大会が沖縄県で開催されることは、空手発祥の地・沖縄を世界にアピールする絶好の機会と考えております。

沖縄県としましては、主催者である公益財団法人全日本空手道連盟や、沖縄県空手道連盟及び沖縄伝統空手道振興会とも連携し、プレミアリーグの大会成功に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、プレミアリーグの大会開催に伴う経済効果についてお答えいたします。

プレミアリーグには、世界50カ国からの選手や関係者が約1000名参加する予定と聞いております。大会開催に伴う経済効果につきましては、具体的な大会の内容がまだ明らかでないことから試算できる状況にはありませんが、大会を通じた宿泊施設や飲食店及び交通機関の利用等による経済効果が見込まれます。さらに、空手発祥の地・沖縄の知名度が世界に広まることで、今後、空手を活用したスポーツコンベンションの振興にも大きく寄与するものと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 新垣良俊君。

○新垣 良俊君 まず初めに、農業振興の技師について、ちょっと再質問をしたいと思います。

当初予算それから補正予算で国に要望しているいろいろな予算を獲得するんですが、25年度が農業土木職員が188名に対し、農業土木職の配置数が141名、47名の不足ということであります。これについては事務職で対応しているのかどうか、どういう対応をしているのかどうかちょっとお伺いします。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（山城 毅君） 現在47名の不足がございしますが、その中には農業関係の技師とか、事務職の職員とかを配置してございます。

○議長（喜納昌春君） 新垣良俊君。

○新垣 良俊君 事業費が平成16年からではあるんですが、平成20年まで大体300億台ですね。それからちょっと下がって、21年度から25年度まで260から270なんですが、事業費はそんなに変わってないと思うんですが、職員数ですね。国から苦勞して予算を獲得してきたんですが、これは不用額ということで返還する自体、内閣府沖縄担当部局ですか、それと農林水産省に対して信頼関係が薄れると思うんですが、それに対してはどういうふうに考えていますか。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（山城 毅君） 不用額、不用率につきましては、平成22年度の3.6%から、24年度は1.5%ということで減少してきている状況でございます。

○議長（喜納昌春君） 新垣良俊君。

○新垣 良俊君 時間がありませんので、次、土木のほうの質問をしたいと思います。

私、昨年の6月議会でも都市計画関係の区域区分について質問したんですが、これは部長から今答弁がありました、継続するということであります。この市街化調整区域を抱えている南部の市町村、今質問でもしたんですが、地域の活性化が図られていない。そして市町村が調整区域の問題でいろいろ県とも協議をするんですが、何といたしますか、緩和区域と言いながら、緊張といたしますか、緩和の意味をなしてないと思うんですが、それについては部長どう思いますか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） まず市街化調整区域そして市街化区域という、このいわゆる線引きがなされているのは、本県においては那覇広域都市計画区域だけでございます。その中で調整区域にある市町村の方々、あるいは住民の方々からは、いろんな御批判とか御不満等も聞いてはおります。

都市計画の考え方として先ほど申し上げましたように、この区域区分を分けることによって土地利用のめり張りをつけたり、農用地を保護したり、あるいは基盤整備の効率的な整備運用を図っていくというような目的があるわけです。片や、市街化調整区域で基本的に建物の立地が禁止されておりますので、それをピンポイントで救うために、都市計画法の34条第11号、これは市街化区域に隣接・近接している区域について強化ができるようになっておりますし、また12号におきましては市街化区域から少し離れているところで人口の減少などが見られるところについては、過疎化対策として建築の許可ができるようになっていると。さらにまた地区計画制度がございまして、20ヘクタール以上の大きなものと、産業振興という形で地区計画が定められます。また、住居系では5ヘクタール以上という一定の升を持った土地であればきちんとした基盤整備に伴って、そしてさらにそこで完結型のスプロール化しない開発ができるであろうというようなことで救済制度が整っているわけです。

しかし、この緩和区域につきましては、これまで大規模な集落だけを対象にしておりましたけれども、先ほど答弁さしあげましたけれども、それとは違うもう少し規模の小さなところも緩和していけるように検討していきたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 新垣良俊君。

○新垣 良俊君 今、部長は部落の小さいところとか、それから人口の減少の激しいところといたしますか、これは緩和区域をある程度緩和しないで人口の減少を、増加を図るということは難しいと思うんですよ。土木部は、土地改良事業に係る非農用地には、土

地改良法における何らかの土地利用規制があるのではないかと感じているというふうに感じるんですが、それはないですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時38分休憩

午後2時39分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 土地改良の非農用地につきまして、何らかの制限があるのではないかと、いうふうなことを言ったことはないと考えておりますが。

○議長（喜納昌春君） 新垣良俊君。

○新垣 良俊君 土地改良事業をして、完了して35年になります。これが市街化区域に隣接しているんですが、農振白地地域ではあるんですが、これは何で11号区域、条例では市街化区域に隣接している箇所は緩和区域として認めるということになっていますよね。それを認めないというのは何かあるんですかこれ、部として。

○土木建築部長（當銘健一郎君） ちょっと休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時40分休憩

午後2時40分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） まだ個別・具体的にそういう調整は伺っていないようです。おっしゃるとおり11号区域といたしますのは、先ほど申し上げたとおり、市街化区域に隣接・近接している区域ですので、それは個別に相談を伺って緩和できるのであれば、そういう方向で許可できるような形にしていきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 新垣良俊君。

○新垣 良俊君 それから、土木部は地区計画の制度を導入しなさいとよく市町村のほうには言っているらしいんですが、非農用地を設定して20年以上たった非農用地区域、そこに地区計画の導入というのはできると思いますか、部長。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 農林サイドでの、あるいはそういった土地改良での規制につきましては、ちょっとここではお答えできませんけれども、都市計画のほうでは先ほど申し上げましたとおり、5ヘクタール以上もしくは20ヘクタール以上の面積で一定

の要件、その開発の用途とか規模とかというものがあれば、地区計画を設定できるケースもあるというふうに思っております。

○議長（喜納昌春君） 新垣良俊君。

○新垣 良俊君 もちろん非農用地を設定して、既にもうおうちは2分の1以上建っているんです、半分以上。これに対して地区計画導入できますかということですよ。本当にできますか、これ。

○土木建築部長（當銘健一郎君） ちょっと休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時42分休憩

午後2時42分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 非農用地であるかどうかを問いません。それ以外の都市計画的な集落と保全型の要件とか、あるいは大規模型の地区計画の要件とかそういう要件に該当していれば、地区計画の設定は可能だと考えております。

○議長（喜納昌春君） 新垣良俊君。

○新垣 良俊君 地区計画はいろんな規制がありますよね、敷地面積の制限とか。半分以上建っているこの地域に、本当に地区計画つくることができますか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 議員から御指摘のあるその非農用地というのは、もうほとんど集落が形成されていて、例えば地区計画で、例えば議員がおっしゃっているのは、その敷地の面積の制限、高さ制限、あるいはいろんな制限がかかってくると、それが既存不適格になるのではないかというような御質問であれば、そういうケースももちろんあり得るかもしれません。

○議長（喜納昌春君） 新垣良俊君。

○新垣 良俊君 もう時間がないですから、土建部は都計法の34条第11号、12号、条例で決めているんですが、緩和区域と言いながら、これが進まないのが今の土建部のかたさなんですよ。緩和区域というのは何ですか、これは。厳しい状態が和らぐこと、また緩めたり和らげたりすることが緩和であって、現在は緩和にはなっていないじゃないですか。市町村が来たら、協議するということで圧力をかけて帰しているのが土建部ですよ。これについてどうですか、部長は。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 都市計画のほうでその市街化調整区域という面的な規制をかけます。さ

らにその中に救済措置として、この11号、12号というところで議員の御指摘のような緩和措置をピンポイントで行っていくような形をとっておりますので、11号、12号というのは議員おっしゃるとおり緩和措置です。それが本来の緩和となれるようなやり方でやっていきたいと思います。

○新垣 良俊君 ぜひ御検討をお願いします。ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 ありがとうございます。ちょっと休憩だと思って油断していたものですから。

では、一般質問に入る前に、この基地問題、今回非常に多くの方から、議員諸侯並びにいるんな方々から取り上げられています。その中で、当事者である多くの宜野湾市民の意見と私の所見を述べてから、一般質問の中に入っていきたいと思います。

まず、所見としてです。

17年前、当時の大田沖縄県知事から基地の移設・返還・軽減を強く求められていた日米両政府は、平成8年4月にSACO協議を開催し、県内の基地を整理・統合・縮小する合意内容の最終報告を12月2日に発表しました。当時の大田知事は、橋本総理とSACO合意内容に対して二十数回にも及ぶ打ち合わせ、調整会議を重ねたにもかかわらず、その2年後、突如、裏切りの反対表明をしました。しかし、その2日後の名護市長選においては辺野古受け入れ容認派の市長が誕生する結果となりました。

県民の声は、一日も早く危険性の除去の問題を解決し、基地の過重負担を軽減することが原点であったはずだが、いつの間にか問題はすりかわり、世論は県内か県外かどちらかの論争が焦点になってしまった。

さらに追い打ちをかけるように、平成21年9月、民主党のわけのわからぬ方に最低でも普天間基地は県外と訴えられ、多くの県民がその発言と報道に期待感を寄せ、県外が当然のごとく先行し、何の解決策も見つからない状態のまま17年間の時間だけが過ぎ去った今日、とうとう普天間飛行場の問題は固定化もやむなしというタイムリミットの危機の状態に直面しようとしております。

実は皆さん、思い出していただきたい一例があります。昭和49年第15回日米安全保障協議委員会で、北谷のハンビー飛行場は基地の一部の無条件及び移設条件返還が合意され、北谷の第164海兵隊ヘリ中隊は昭和56年9月に普天間飛行場に統合配備されました。そのときには、北谷村（当時）みずから普天間飛行場への移設反対や、県民・各政党の反対など一切なく、どの

自治体からも批判されることなく、お互いに基地の整理・縮小・統合に理解を示しました。その結果が今日の北谷町の美浜地区のあかしです。

18年たった今日、県外、県内を含むあらゆる選択肢の中、宜野湾市9万5000市民の命と、一日も早い危険性除去に向けた解決策のために、日本全国において唯一、受け入れ表明をしている地域は一体どこがあるのでしょうか。宜野湾市民は、この問題を解決するための絶対条件である受け入れ場所については、一日も早い受け入れ場所があるならばどこでも伏して伏して本当に心からお願いを申し上げたいのが真実です。

17年間たっても問題の解決策が見つからない状態をいつまでも貫き通すのか、賛否両論ある中、自民党は宜野湾市民の命と安全を守るため、また、名護市民も巻き添えにしてしまった問題の解決や基地の過重負担のさらなる軽減に向け、より一層精力的に行動を起こすことを強く断言いたします。

そこで、質問に移らせていただきます。

基地行政について。

普天間飛行場の一日も早い危険性の除去並びに固定化阻止について、県の答弁を伺います。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 今、議員から御指摘のありましたように……（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に、静粛に。

○知事公室長（又吉 進君） 普天間飛行場の危険性の除去は喫緊の課題であり、一日も早い移設・返還の実現が必要で、固定化は決してあってはならないと考えております。

日米両政府においては、辺野古移設か普天間飛行場の固定化かという硬直した考え方ではなく、柔軟性を持って検討すべきであると考えております。

○議長（喜納昌春君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 先ほど所見でも述べました、本当に宜野湾市民の意見、そして基地の過重負担の軽減、多くの県民の声が真実であります。

その中で、ぜひもう一度再質問を行います。普天間飛行場の固定化阻止、移設・返還めどが確実にになると、その後、県内の基地はどのぐらいの面積が返還されるか。また、現時点でどのぐらいの面積が返還・縮小されたか。と同時に、基地機能の分散、移転により、危険の除去がどのぐらいできたかお伺いいたします。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 米軍基地の返還につきましては、これまでにSACO合意によりまして読谷

補助飛行場、楚辺通信所、ギンバル訓練場等約403ヘクタールが返還されております。また、SACOや再編実施のための日米のロードマップ等で返還が合意されております北部訓練場の過半の土地約3987ヘクタール、及び嘉手納より南の統合計画による計6施設、約1048ヘクタールが全て返還された場合、本県の米軍専用施設の割合は全国の現在の約73.8%から約68.9%へ減少いたします。

また、施設の返還のほか、SACOにより県道104号線越え実弾砲撃演習の廃止、パラシュート降下訓練の伊江島への移転等の負担軽減策が実施されているところであります。

○議長（喜納昌春君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 今答弁のあったとおり、基地の過重負担に対しての軽減、そして危険性の除去もまだまだ十分ではございませんが、しかし県の取り組み、このたゆみない努力をしているということを十分解釈いたします。

そこで、私ども自民党は11月29日、党本部と政府、官房長官、安倍総理大臣に対して、1、普天間飛行場の早期の運用停止、普天間飛行場についてその機能を県外に移転し、5年以内に運用停止状態にすること、2、オスプレイの分散配備、訓練の県外分散、3、嘉手納以南の基地返還時期の見直し、4、日米地位協定の環境浄化の追加、5、米軍基地のさらなる整理縮小、以上、5項目を要請し、早目の回答を求めましたが、その内容と要請について県の見解を伺います。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 自民党県連の要請のそれぞれの項目は、これまで軍転協を通じて県が要請している項目とほぼ同様の内容となっております。政府においては、誠実に対応していただきたいと考えております。

県としましても、沖縄の負担軽減、基地の整理縮小については着実に実施していただきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 これはやはり着実に実施をする、一步一步前向きに進むことによってその成果が示せると、県民のより理解が得られるのではないかと私たちは思っておりますが、この件についても皆様の御見解をお伺いいたします。

○知事公室長（又吉 進君） ちょっと休憩いたします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時54分休憩

午後 2 時55分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 基地の負担軽減あるいは整理縮小というのは、これは全県民の願いでございます。政府においてはこれを着実に実施していただきたい。そのために再三にわたって要請をしておりますし、政府はこれに応えていただきたいというのが県の立場でございます。

○議長（喜納昌春君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 あと少しだけ伺いいたします。

先月の11月26日、中部市町村会においてある事柄が決議されたとお聞きしておりますが、どのような内容で、どの市町村だったかわかりでしたら御説明をお願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） これは御質問の趣旨からしますと、中部市町村会が行った決議だと思いますけれども、平成25年11月26日でございます。

米軍普天間飛行場の早期閉鎖・返還を求める決議ということになっておりまして、結語としまして、中部市町村会は沖縄県民の基地負担の軽減を実現するため米軍普天間飛行場返還合意の原点に立ち返り、早期閉鎖・返還を実現するよう強く要請いたしますと、こういった内容になっております。

○議長（喜納昌春君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 ぜひ、多くの県民の皆さん方も理解していただけるのかなと思いますが、やはり同じ米軍基地を預かる中でも特に飛行場を抱えている市町村においては、このように、この宜野湾市のためにやはり一日も早い危険性除去のために、固定化はあってはならないと、この中部10市町村の強い意思のあらわれだと私は思います。また、隣接する浦添市も全く中部市町村と同じ考えだということで、私のほうは理解しております。

このように、宜野湾市への思い、この決議を、宜野湾市民を代表して深く感謝申し上げます。この場をかりて本当に感謝申し上げます。

では、次の質問に移らせていただきます。

2015年3月ごろをめぐりに返還予定をされている、西普天間地区の跡地利用計画への県のバックアップ体制や国とのかかわりについて伺いいたします。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） お答えいたします。

西普天間住宅地区、今議員からの御指摘のように2015年3月末に返還ということで、防衛大臣のほうも

駐留軍用地跡地利用の先行モデルにしたいというような発言をしております。

こういったことを踏まえまして、沖縄県、宜野湾市、地主会、沖縄防衛局及び沖縄総合事務局の5者、さらにまた、防衛省の施設管理課、内閣府の沖縄担当部局、そして外務省沖縄事務所、この3者はオブザーバーですが、協議会を立ち上げまして、この4月から3回にわたって会議を行っております。それに跡地利用計画ですとか、支障除去措置の諸問題に関して協議を行っているということでございます。

さらにまた、去る10月に行われました跡地利用の推進協議会、これには防衛大臣ですとか外務大臣も入っておりますが、その中におきまして、沖縄県のほうから拠点返還地の指定をしていただきたいというような要望をしましたところ、去る12月8日に沖縄担当大臣が来沖しまして、宜野湾市長に対して拠点返還地としての指定を行いたいという旨の発言をしたというふうに聞いております。

県としましては、国に対して西普天間住宅地区の跡地利用についてなお一層の取り組みをお願いしたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 本当に前向きな答弁、ありがとうございます。

あと一本、こちらからの1点、要望でございます。

当地は68年前、突然民間の生活をしていた地域を米国が建物や畑を強制的に接収し、現在まで立入禁止の状況で使っている地域である。返還後は、米軍基地から時代にふさわしい一日も早い公共施設建設と開発が市民の望みである。そのためには先行取得金の確保が非常に重要なポイントと解するが、市や県は国や国民にも大いにいろいろな角度からお願いをしても当然と解すると思います。この跡地利用を一日も早く解決するためには、やはりこの先行取得というのは非常に私は大きなポイントになるかと思えます。そのためにぜひ我々市民・県民は、国や国民にも大いにその先行取得に対していろいろな角度から援助・支援等を求めても私はいいかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 議員がおっしゃっている、この公共用地の先行取得が跡地利用の鍵になるということは私も全く同感でございます。そういった思いを持ちまして、跡地利用推進法におきましては公共用地の先行取得制度というものが創設されたわけでございます。これは通常の公有地の拡大に関する法律では1500万の譲渡取得控除がありますけれども、この制

度では5000万の控除があるということです。これは土地収用法による5000万と同じ額ですけれども、この返還前の段階で都市計画決定もされない段階での5000万の特別控除というのは画期的な措置だというふうに考えております。こういった制度ができましたので、宜野湾市それから沖縄県におきましても公共用地の先行取得のための基金を設置しまして、用地の取得に今取り組んでいるところでございます。

そういったことを踏まえて、跡地利用、西普天間住宅地区も今後公共用地の先行取得がなされると思えますけれども、跡地利用の円滑化に向けてしっかりと取り組んでまいりたいとそういうふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 ぜひ部長、いろいろな角度から本当によろしく願いいたします。前向きな意見ありがとうございます。

2番は、ちょっともう時間が足りないみたいですが、ちょっと飛ばしますので、3番のほうに入りたいと思います。

水事情及びダムの維持管理費用について。

平成26年度から億首ダムが供用開始し、これまで以上に安定的な水道運営が可能になると思われる。一方で、ことしは梅雨の明けた夏以降、記録的な少雨の状況が続いていると聞いている。

そこで、現在の水事情や今後の見通しについてお聞きしたい。また、ダムは建設後も費用の負担があると聞いているが、その内容はどのようなものかお聞きをしたい。

(1)、ダム建設と現在の水事情について。

ことしの夏以降は記録的な少雨と聞いており、水不足が気になるところであるが、今後の水事情は大丈夫か。また、ダム建設は億首ダムが最後と聞いているが、それで十分かお伺いします。

○議長（喜納昌春君） 企業局長。

○企業局長（平良敏昭君） お答えいたします。

ことしの夏場の記録的な少雨の影響で、ダムの貯水率は平年より少ない状況になっております。12月11日、きょう時点の全10ダムの貯水率は63.6%、平年値と比べますとマイナスの5.7ポイントとなっております。

水事情については、こういう低下傾向であります。現在のところ特に問題はないと認識しておりますが、これから降雨の少ない季節、こうなることからダムの貯水率の水位を注視しながら必要に応じて海水淡化施設の増産あるいは河川からの取水量をふやして

いく、こういう対策を現在検討しているところでございます。

次に、ダムの建設につきましては、平成20年度に企業局が策定しました水需給計画においては、億首ダムの完成により日量61万7400トンが確保され、水需要がピークを迎える平成37年度、これは給水人口で言うと約129万6000人、おおよそ130万人になるわけですが、この時点で1日の最大給水量を58万2500立方メートルと満たすことになりますので、新たな水源開発は必要と考えておりません。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 何とかできる、また最悪の場合のまたその準備も可能かということですが、あと少しだけ質問させていただきます。

ダム建設後にもダムの維持負担があると聞いているが、ダム負担金の額は幾らか。水道の原価に占める割合はどれぐらいか。また、負担金の使途はどのようなものなのかお伺いいたします。

○議長（喜納昌春君） 企業局長。

○企業局長（平良敏昭君） お答えいたします。

国管理のダムの維持管理に要する費用につきましては、利水者であります企業局は、特定多目的ダム法第33条に基づき、応分の費用を負担することになっております。

平成24年度決算における負担金は、水道用水供給事業で約12億円、給水原価に占める割合は約8.2%となっております。また、平成25年度予算では約16億円を計上しており、次年度平成26年度は、総合事務局からの文書によれば約19億円を見込んでおります。

工業用水道事業におきましては、平成24年度決算額は約1億円、給水原価に占める割合は約32%となっております。詳細な比較はできませんが、いずれの事業においても全国よりかなり高い割合になっているものと考えております。

負担金の使途につきましては、ダムの運転管理に係る職員の人件費や維持修繕工事費などと推察しておりますが、国から決算などの資料提供がないため、内訳明細については承知しておりません。

そういうことから、国に対するさらなる情報開示等について、企業局としては何らかの対応が必要と考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 局長、やはり平成25年の維持管理費が約16億円余り、そしてこれが億首ダムが完成するこ

とにより平成26年度ですか、来年19億にもはね上がると、いきなり3億近くもはね上がると。やはりそれについては詳細、なぜそうなるのか私はしっかりと国に求めることによって、やはり県民にもそれが説明できる、予算もなぜこうなるのかということもできる。そして皆様方もそれを引き継いだときに、どのように維持管理を、どうすればいいかというしっかりしたものが見えてくるかと思えますよ。その辺は答弁で、まだ国から十分な資料をいただいてないということなんです、やはりそのようなことでは、私、いけないと思います。ぜひ、情報開示を求めてしっかりこの維持管理について、なぜこうなるかというのをやはり県民にしっかり知らしめるべきだと思います。ぜひ、そのために情報開示をするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 企業局長。

○企業局長（平良敏昭君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおりでございます。次年度概算要求で19億円となりますと、これは企業局の給水原価に占める割合がさらに高くなります。これは水道料金にも当然影響してきます。そういう点では私も国に対してその維持管理負担金の詳細、どういうものに使われていて、どのような節減努力をしているか、こういうことも含めてかなり明細な資料を要求していきたい。こういうことで、近々、総合事務局にもそのお願いをしに行こうかとかこう考えております。

○議長（喜納昌春君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 行こうかではなくて、ぜひやってください。こちら議会からも、一県民としても強くお願いいたします。

では、引き続き4番のほうへ移らせていただきます。

カジノ法案と今後の県との取り組みについてということで、自民党会派のほうで、先月、マカオ、香港に政務調査で行かせていただきました。そのときに行っぴっくりしたのが、やはり県内で報道されているカジノ、そしてもう一つエンターテインメント、それについては随分私たちは考え方が田舎だなということを痛感いたしました。本当です。ですから、そのような意味で、具体的に今から皆さんから伺っていきたく思います。

まず1、カジノ法案の今後の進捗状況について、まずお伺いをいたします。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） 統合リゾートについては、超党派の国会議員から成る国際観光産

業振興議員連盟において法制化に向けた検討が行われてきておりまして、統合リゾートに関する検討組織の設置や法律上の措置を政府に義務づけることを主な目的とした推進法案が今月5日に国会に提出されております。

○議長（喜納昌春君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 予定では、今月提案され、来月ですがこれが可決される見込みだというふうに聞いておる情報なんです、まずそのようにカジノ法案が具体的に日本国で実際に取り組まれていくと、やはり世界48カ国でこのカジノが実際運営をされている。その中身等を知る中でも、この日本もまたこの次の時代の経済の自立、またいろいろな面でそこに一歩前進したのかなと、私、思っておりますが、ではお伺いいたします。

このカジノに対する県の認識と今後の対応について、県としてはどのようにお考えになっているかをお伺いいたします。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） カジノを含む統合リゾートは、観光振興や雇用の創出、税収の確保など、経済波及効果の面でメリットがあると言われていたことから、沖縄県では産業振興の観点から調査研究を行っております。

沖縄県においては、県民のコンセンサスを前提に、国における法制化の動向を注視しながら、導入する機能のあり方等を検討してまいります。

○議長（喜納昌春君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 皆様方からいただいた資料ではないんですが、独自で集めた資料です。これは県が出したかどうかちょっと私はわからないんですが、このIR、統合リゾート可能性調査ですね。この中でどういがあるかといいますと、やはりこの県民世論、カジノをいいとする方、慎重にする方、これはいろいろな意見があって当然かと思えます。その中で一番大事なのは、やはりカジノ及びエンターテインメント、そしてこのIR推進法を今後、沖縄県でどう取り扱うべきか、どうするべきかという、やはり一番大事なことは正しい知識だと思います、私は。その中で、自民党の政務調査でマカオ、香港に行ったときに、いかに私たちが認識不足であるか、そしてこのカジノとエンターテインメントに対してのレベルの低さですね、そういう点を痛感したんですよ。

ですから、県としてやはりカジノ、このIRをいいという方もいればだめだという方もいます。私は提案したいです。こういった方々を県内から100名でも応

募者を募って、実際に推進派、だめだという慎重派、お互いに私はこの現場を見て、そして体験することが一番大事じゃないかなと思うんですが、そういったことも県としてやはり進めていただきたいと。

なぜそのようなことを申し上げるかといいますと、私たち観光団が来る中で、この正しい知識を持つ、そして、これからの経済の自立に向けても私は大きなポイントになるかと思います。そして、マカオを見てもっと痛感したのは——マカオを見て反省材料もあります、その反省を沖縄県では生かすんだということです。そして、マカオにできないすばらしい分野が、この沖縄県だからこそできる分野があるんです。時間がないから、きょうそこまで強いて述べません。あるんです、現場に行けばすぐわかります。ですから今、外野からもどうのこうのある方、一緒に連れて行って見たらすぐわかります。いかに私たちの考えがレベルが低いか。世界は進んでおります。（発言する者あり）

○又吉 清義君 ぜひそういう企画立案も私は文化観光スポーツ部関係の皆様方に提案いたしますが、そういうものの御検討いかがでしょうか。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に、静粛に。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） 今、議員から御指摘のあるように、県民の間でカジノリゾートについては賛否両論がございます。それで現在のところ、県のほうで各国のカジノのあり方を調査したり、どういう問題が出てくるのかそういうものを調査検討しながら、できるだけ県民にその情報を開示するというので、例えばシンポジウムを通して情報提供をする。そういうことを通して、またさらに県民から意見を聞く等々いろんな工夫をしながら、正しいカジノの情報を県民にも提供していきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 今、部長、ちょっと弱々しいんですが、実際に本当に百聞は一見にしかずということで、見ることでしょ。見てしっかりと自分で精査をすると、判断をすると。マスコミだけの報道じゃなくてやはり世界を見てくださいと言います。

そこで、部長にお伺いします。

担当部長自身、マカオをごらんになったことがあるのでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 静粛に願います。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） 私は、まだ現地を見ておりません。

○議長（喜納昌春君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 ぜひ担当部署は見ることによって正しい知識が出てきます。そして、沖縄にこれを誘致する場合に、本当に沖縄県民にふさわしい施設ができます。ですから、それを将来誤らないためにもぜひお願いいたします。

最後になりましたが、本当に多くの県民の皆様からも普天間基地問題、揺れに揺れております。一様に宜野湾市民の考え方は、一日も早い危険性の除去であり、固定化は絶対許してはいけません。

どうぞ、大きな御支援をいただきまして、お礼にかせていただきます。大変ありがとうございます。

○議長（喜納昌春君） 20分間休憩いたします。

午後3時16分休憩

午後3時39分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

吉田勝廣君。

〔吉田勝廣君登壇〕

○吉田 勝廣君 ことしの最後の質問ですから、優しく質問いたします。そして厳しく答弁をお願いいたします。

尊敬するマンデラ氏の御冥福を祈ります。

公明党・県民会議無所属の吉田です。

「普天間はもういいじゃないか」、元名護市長の発言です。普天間移設容認後、陰に陽に迫りまくる陰湿な政府の攻勢に苦悩していた岸本さんの発言でした。

ヘリが事故を起こし県民の命を奪うことがあったら、真っ先に市民から、県民から糾弾されるのは政府ではなく、容認した私だろうと。また、その責任は一生負い続けなければならないと、岸本さんはよく私たちと話をしておりました。「普天間はもういいじゃないか」という発言は、政府に翻弄され続けてきた岸本さんのぎりぎりの選択ではなかったのだろうか。今でも岸本さんの発言が頭から離れません。

私も7項目の要請を提出し、「象のオリ」の移設を容認しました。しかし、今日に至るまで7項目の要請は実現しておりません。そのとき、私と政府は約束をしました。しかし、空手形だったのであります。私の政治判断は誤りでした。また、8年間の行政の体験から、政府は「容認」を認めさせるまではあめとむちをちらつかせながら陰に陽に迫ってまいります。しかし、いざ「容認」をすると、なりふり構わず担当者をかえ、手をかえ品をかえながら強権を振りかざし、政府の方針を丸のみするように迫ってまいります。このような政府の豹変にびっくりもしたし、権力の怖さや

その実態を思い知らされました。こうした権力の構造は現在も続いていると思いますが、安倍政権はより強権に思えてなりません。

沖縄県民の歴史は、そうした権力に抗して、あるときは権力の目先を変えさせながら柔軟に対処してきました。また、あるときは権力と対峙して闘いを挑み、自治権を獲得したたくましいウチナーンチュ魂があります。私たちは、いま一度歴史を振り返りつつ、ウチナーンチュ魂の原点に戻り、全ての課題に対処することが大事だと思います。

以下、質問をいたします。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、普天間飛行場の移設問題に関して。

ア、沖縄県として、国内の他の地域への移設が合理的かつ早期に課題を解決できる方策であるとして考えており、日米両政府に対し普天間飛行場の県外移設に真摯に取り組むよう強く求めているところですが、内外に知事は宣言をしていますが、その方針に変わりありませんか。

イ、橋本、小泉、鳩山、野田、安倍と政権が交代しましたが、現在の安倍政権は歴代のどの政権よりも強権と覚えてならないが、知事の見解を伺います。

(2)、中国の防空識別圏設定について。

ア、中国機及びその他の外国機に対するスクランブルの回数及び発信基地名を明らかにし、今後沖縄にどのような影響が予測されるか伺います。

(3)、特定秘密保護法案と在沖米軍基地及び自衛隊基地との関係について。

ア、琉球新報社が外務省機密文書を明らかにし、地位協定に対する政府の考え方が明らかになりました。県民や国民にとって非常に重大な問題にもかかわらず機密にしておりました。このように、可決された特定秘密保護法案には多くの問題が潜んでいると思うが、知事の見解を伺います。

(4)、地位協定の改定について。

ア、これまで歴代の知事が日米両政府に地位協定の改定を要求してきたが、遅々として進まない原因は何か伺います。

イ、任期もあと1年と迫っていますが、地位協定改定の展望について伺います。

ウ、地位協定における免税措置の種類について伺います。

2、基地問題について。

(1)、在沖米軍基地における防衛省との共同使用基地名と使用日数、演習等の種類、基地の使用の範囲を説明されたい。

(2)、共同使用の法的根拠を説明されたい。

(3)、基地外に住居を有する米軍人・軍属、家族等の住民登録の有無及び掌握について説明されたい。

(4)、オスプレイの飛行ルートは自由か。それとも決まりがあるのか伺う。

(5)、いわゆる外人住宅の家賃、光熱費用等に対する政府の補助は幾らか伺う。

3、医療法人ほくと会について。

(1)、立入検査等の結果を報告されたい。

(2)、知事の監督責任について。

ア、医療法63条、64条は知事の監督責任を明確にしているが、早期解決に向けて決断すべきではないか伺います。

(3)、会計は、「病院会計準則」に基づいて行われているか。

(4)、医療法人が附帯業務として行える業務の範囲を伺う。

(5)、医療法人における監事の業務及び役割を説明されたい。

(6)、医療法人における院長の業務及び権限について説明されたい。

4、有床診療所については削除いたします。

5、ワンストップ支援センター設立について。

(1)、現在の進捗状況と今後の県の取り組みについて伺います。

6、沖縄駐留軍離職者対策センターのこれまでの運営形態及び財政状況について説明されたい。

我が会派の代表質問との関連については削除いたします。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事 高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 吉田勝廣議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢に関する御質問の中で、普天間飛行場の県外移設についてお答えいたします。

現在の日米合意案は時間がかかり、普天間飛行場における早期の危険性除去や運用停止の実現は困難であることから、政府においては、確実な早期移設の方策を示す必要があると考えております。

県としては、他の都道府県の既に滑走路がある場所への移設が合理的かつ早期に課題を解決できる方策であると考えております。日米両政府に対し、普天間飛行場の県外移設及び早期返還の実現を強く求めてまいります。

続きまして、知事の政治姿勢に関する御質問の中

で、日米地位協定改定の展望についてお答えいたします。

日米地位協定の見直しについて、県は、これまであらゆる機会を通じ日米両政府に対し要請してきたところであります。

県としては、米軍基地をめぐる諸問題の解決を図るためには米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であり、地位協定の抜本的な見直しが必要であると考えております。このため、今後とも軍転協や渉外知事会とも連携し、さらには関係閣僚への直接の面談による要請や訪米による要請など、あらゆる機会を通じ日米両政府に日米地位協定の見直しを粘り強く求めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事 川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、安倍政権への見解についてお答えいたします。

安倍政権は、発足直後から高い支持率を維持し、金融政策、財政政策、成長戦略の「3本の矢」による経済再生いわゆるアベノミクスを実施してまいりました。その結果、我が国の経済状況は明るさを取り戻しつつあると認識しております。

沖縄県に対しては、平成25年度予算において約3000億円の沖縄振興予算や那覇空港第2滑走路の予算が確保されるなど、沖縄振興に全力で取り組んでいただいております。

基地問題については、沖縄の負担の軽減に全力で取り組むとしており、強いリーダーシップを持っているものと考えております。

次に、沖縄駐留軍離職者対策センターのこれまでの運営形態及び財政状況についての御質問の中で、離職者対策センターの運営形態及び財政状況についてお答えします。

沖縄駐留軍離職者対策センターは、昭和48年に設立され、国・県及び市町村の運営補助金等により事業を行ってまいりました。昭和52年には県立駐留軍従業員等健康福祉センターの管理運営も県から委託されております。しかしながら、平成14年度には国の運営補助金が打ち切れ、健康福祉センターも平成17年度に廃止になり、同年までは3900万円程度あった補助金が平成18年度には1600万円程度になり、それ以降、年々補助金は減少しております。

同センターの平成24年度の収入総額は約1700万円で、そのうち補助金収入が1268万円と県及び市町村が

らの補助金に依存しており、同センターの財政状況は厳しさを増している状況にあります。

県では、こうした状況を踏まえ、相談体制の強化等の支援策を検討しているところであり、また、去る10月30日に関係市町村との意見交換会を実施するとともに、市町村長宛てに同センターの運営に係る協力要請を行ったところであります。

県としましては、引き続き関係市町村や広域市町村圏事務組合等と連携し、必要な支援策等について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、スクランブルの実施状況等と中国の防空識別圏設定の影響についてお答えいたします。

自衛隊統合幕僚監部によりますと、全国における平成25年度上半期の緊急発進回数は308回であり、前年度の同時期と比べ99回増加したとのことであります。また、推定を含むとのことですが、緊急発進回数の対象国・地域別の割合は、ロシア機が約44%、中国機約48%、北朝鮮機約3%、その他約5%とのことであります。

自衛隊機の所属方面隊については、北部方面隊が110回、中部航空方面隊が24回、西部航空方面隊が14回、沖縄の南西航空混成団が160回の緊急発進を実施したとのことであります。

中国が設定した防空識別圏による県関係の民間航空機への影響について国土交通省航空局へ照会したところ、当該防空識別圏には、那覇と韓国及び台湾間の航空路の一部が含まれるが、現時点で当該エリアを飛行する航空機に特段の影響があったとの情報はないとのことであります。

県としましては、同空域が沖縄県域を含んでいることから重大な関心を抱いており、政府において、今後も平和的な外交を通じ、不測の事態が生じないよう万全を期していただきたいと考えております。

次に、特定秘密保護法案に対する見解についてお答えいたします。

特定秘密の保護に関する法律については、過重な米軍基地負担を抱える沖縄県として、強い関心を持っています。今後、具体的な運用基準が定められることとなっており、現段階で沖縄県へどのような影響を与えるかについては明らかにされておられません。

県としましては、米軍や自衛隊の運用等について、

これまで政府から提供されていた情報の入手や、基地行政に必要な調査などが規制されるべきではないと考えております。

このようなことから、国民の間にあるさまざまな意見や懸念に配慮しつつ、国において十分な議論を尽くすべきであると認識しております。

次に、日米地位協定の改定が進まない理由についてお答えいたします。

日米両政府は、同協定について、「米軍及び在日米軍施設・区域を巡る様々な問題を解決するためには、その時々の問題について、日米地位協定の運用の改善によって機敏に対応していくことが合理的と考えている」と説明しており、県としては、このことが同協定が見直されなかった大きな理由と考えております。

次に、日米地位協定の免税措置についてお答えいたします。

合衆国軍隊等に対する租税については、日米地位協定第13条及び第14条に規定があり、同協定を受け制定された所得税法等、関税法等、地方税法の臨時特例3法により具体的な特例措置が定められております。これによると、日本国における合衆国軍隊またはその構成員等に対しては、国においては、所得税、法人税、消費税、関税など15税目を課さないとし、地方においては、法人・個人事業税、不動産取得税など19税目を課してはならないと規定されております。

次に、基地問題の御質問の中で、在沖米軍基地の防衛省との共同使用状況についてお答えいたします。

沖縄防衛局によりますと、防衛省が自衛隊の訓練用地として共同使用している在沖米軍基地は、継続使用として、キャンプ・ハンセン、ホワイ特・ビーチ、また、短期使用として、那覇港湾施設、沖大東島射爆撃場であるとのことであります。

今年度の訓練実施日数は、キャンプ・ハンセンが151日、ホワイ特・ビーチが116日、那覇港湾施設が13日、沖大東島射爆撃場が1日となっております。

演習の種類につきましては、キャンプ・ハンセンにおいて、射撃訓練、爆破訓練、戦闘訓練、ホワイ特・ビーチで船を操る操舟訓練を行っており、今回初めて去る11月に沖大東島射爆撃場で実弾射撃訓練を行ったとのことです。

演習範囲については、キャンプ・ハンセンの戦闘訓練については既存レンジを、爆破訓練については既存爆破訓練施設を使用し、戦闘訓練についてはダム湖は使用していないとしております。ホワイ特・ビーチについては、栈橋を含む海上を使用しているとのことあります。

次に、共同使用の法的根拠についてお答えいたします。

共同使用の根拠については、米軍提供施設を日本側が使用することを定めた日米地位協定第2条第4項aと、日本側の施設を米軍が使用することを定めた第2条第4項bがあります。また、政府は例外的に地位協定第3条第1項によっても使用することができるとしております。

沖縄防衛局によりますと、現在共同使用しているハンセン、ホワイ特・ビーチ等の自衛隊訓練用地については、協定第2条第4項aに基づくものであるとのことあります。

次に、基地外に住居を有する米軍人・軍属、家族等の住民登録の有無及び掌握についてお答えいたします。

日本国籍を有しない者については、住民基本台帳法第39条により、同法に規定する住民基本台帳への記録等、同法を適用しないこととなっております。また、外務省によると米軍関係者が外国人登録をしていないことについては、日米地位協定第9条第2項の「合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、外国人の登録及び管理に関する日本国の法令の適用から除外される。」との規定により、外国人登録法の適用から除外されるとのことあります。

米軍人等の基地外居住者については、防衛省によると、平成24年3月末現在、沖縄県内の施設・区域外に居住している軍人・軍属及び家族の総数は1万6524人となっております。

県としましては、基地外居住者人数の実態が把握できるよう、より詳細な情報の提供を求めているところであります。

次に、オスプレイの飛行ルートについてお答えいたします。

航空法第97条に基づいて米軍機が飛行する場合には、国土交通大臣に対して飛行計画の通報が必要であるとされております。飛行計画の詳細については、本年3月の衆議院予算委員会で国土交通大臣は、個々の米軍機の行動に関する軍事事項であり、米国との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、明らかにすることは差し控えているとの見解を示しております。

次に、外人住宅の家賃、光熱費用等に対する政府の補助についてお答えいたします。

沖縄防衛局によりますと、基地外に居住する米軍人等の住居手当や光熱費等については、在日駐留経費負担、いわゆる思いやり予算による日本政府の負担はないとのことあります。また、米軍によりますと、基

地外居住者に対しては、米国政府予算により住居手当が支給され、光熱水費等については自己負担とのことであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 医療法人ほくと会についての御質問の中で、ほくと会に対する立入検査等の結果についてお答えいたします。

医療法人ほくと会に対しては、医療法第63条の規定により、業務状況の報告の徴収、当時の監事からの聴取及び立入調査を行ってまいりました。現在、調査結果に基づき、法人の運営について改善指導を行っております。

次に、医療法人に対する知事の監督責任についてお答えいたします。

医療法第63条の規定により、知事は医療法人に対して報告の徴収及び検査を行うことができることとされております。また、医療法第64条の規定により、知事は、法令等の違反に対する措置として、医療法人に対して業務の改善や停止を命じること及び役員の解任を勧告することができることとされております。医療法人ほくと会に対しましては、医療法第63条の規定に基づき立入調査等を行い、改善指導を行っているところであります。

医療法人は、医療法及び定款にのっとり自主・自律的に運営管理を行うべきものであると考えております。したがって、当該法人に対する今後の措置につきましては、現在行っている改善指導に対し法人みずからによる運営の改善を確認した上で検討してまいります。

次に、医療法人の会計基準についてお答えいたします。

医療法人の会計につきましては、医療法第50条の2の規定により一般に公正妥当な会計の慣行に従うものとされております。医療法人ほくと会の会計に係ることにつきましては、現在改善指導を行っている内容にかかわりますので、その内容につきましては、患者への医療提供への影響も踏まえ、公表を差し控えていただきます。

次に、医療法人の附帯業務についてお答えいたします。

医療法人が行うことのできる附帯業務につきましては、医療法第42条各号に規定されております。その内容は、医療関係者の養成及び再教育等の保健衛生に関する業務、有料老人ホームの設置等となっております。

す。附帯業務につきましては、医療法人が行う病院、診療所等の運営に支障を及ぼさない範囲で行うことができるものとされております。

次に、医療法人における監事の業務及び役割についてお答えいたします。

医療法人の監事は、医療法人の業務及び理事の業務執行を監査する機関であり、医療法人に必置の機関となっております。

その職務は医療法第46条の4第7項において規定されており、業務及び財産状況の監査、監査報告書の作成、法令・定款違反の事実を発見したときの知事への報告・社員総会の招集、業務・財産状況について理事に意見を述べることとされております。

次に、医療法人における院長の業務及び権限についてお答えいたします。

医療法における医療施設の管理者を一般的に「院長」と称しております。いわゆる「院長」の職務は、医療法第10条第1項の規定に基づき、管理する施設の安全を確保するとともに、医療法に適合するように適正に管理することとされております。また、いわゆる「院長」は、医療法第47条第1項の規定に基づき、原則、医療法人の理事として、法人運営に医療施設の実質的責任者としての意向を反映させることになっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 當間秀史君登壇〕

○環境生活部長（當間秀史君） ワンストップ支援センター設立について、進捗状況と今後の取り組みについての御質問にお答えします。

ワンストップ支援センターにつきましては、11月までに5回の検討会議を終え、24時間365日の体制で、「病院拠点型」とすることが望ましいと確認したところであります。

沖縄県としましては、検討会議の結果を踏まえ拠点病院の確保や産婦人科医師のネットワークの構築、相談支援員の育成などの課題に対処し、平成26年度中の支援センター開設を目標に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 公室長に伺いますけれども、ワシントンDCでシンポジウムを開きましたね。その中で知事の発言をちょっと紹介してくれませんか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時6分休憩

午後4時7分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 主なところを申し上げますと、普天間基地の議論につきましては、「実はこれは非常に大きな問題で、政治的な処置が必要なのです。しかし、この16年間は技術的・事務的な処理しか行われてきませんでした。」「普天間問題はきわめて政治的な問題であり、その影響は360度さまざまな部分に出るのです。小さい問題だと思って処理するから、問題解決が技術論になってしまうのです。」「沖縄の社会的な安定、そして日本における日米の防衛問題に関する落着き、」「決めたことは少しも変更しないと考えるならば、問題は全く解決できないと思います。」「政治的に解決しようとすれば、すぐに解決できると感じます。」。

おおむねこのような発言でございました。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 それもいいんですけども、1つは、沖縄は既に米軍基地の過剰な負担を強いられており、普天間基地を県内に移設するということは沖縄の抱える問題の解決にはならない。こういうふうに提言していますね。これはどういうことかと言うと、これまで知事は——公室長もそうだけれども——何回もアメリカに行っているんな発言をしています。ということは、これは単なる県内問題とか国内問題ではなくて、いわゆる知事の公約はこれは国際的な公約ということで私は理解していますけれども、どう思いますか公室長。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 国際的な公約という、そういう用語の定義というのははっきりしないわけですが、非常に実現がほとんど困難であるといった趣旨で発言をしているというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 国際的に公言しているわけだから、これはある意味でこれを否定するようなことは知事は恐らくなされないだろうと思います。これは信頼しておきます。

次に、どうして安倍さんが強権的かと言うと、これは私の体験ですけども、橋本元総理は私たちに、基地を抱える市町村に、いわゆる地元の了解なくして移設は進めない、これが橋本元総理の当時の私に対する公約でした。しかし、今、安倍内閣のやり方は、私から見れば橋本さんとは全然違うなど。その安倍さんを取り巻くさまざまな方々も、そういう意味ではそうい

う感じがしてならないわけです。それについてどういうふうに感じるか、これは副知事でも結構です。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時10分休憩

午後4時10分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） 今、吉田議員の御質問に答える立場かどうかはわかりませんが、ただ私の認識では、それぞれの総理が課題としていた一つの状況、そういったものに基づく判断だと思ひまして、今、安倍総理につきましては日米合意に基づく辺野古移設案というものが唯一の解決策であって、それを推進するというお立場に立っているということだと思ひますが。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 なかなか、いいでしょう。そういう答弁しかできないと思いますけれども、しかし知事だったらどう答弁するかなと思って期待していたんですけれどもね。

もう一つは、僕は村山さんから福田元総理まで、金武の町長をしておりましたから、その動きをつぶさに見ると、やっぱり安倍さんのこの強硬的な姿勢は何かちょっと変じゃないのかなと思っています。これはいろんな議論の中でまた今後も議論としてやっていきます。

それから公室長、現在の中国の軍事力で今の防空識別圏、中国が設定した、そこにスクランブルをかけることができると思いますか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） さまざまな文献から、中国は現在、スホーイ27という戦闘機を増強しておりまして、その戦闘機個別にはスクランブルの能力があるというふうに、そういう資料もございます。ただ、現在の防空識別圏の問題と、中国のスクランブル能力については必ずしも明らかになっていないということでございます。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 中国の軍事力をどう評価するかについてはさまざまな意見があると思います。しかし、沖縄県の近海における中国本土からのスクランブルは、これは軍事専門家から見ても不可能ではないのかなと。これは今後はわかりませんよ。そういうことを言っているので、そこだけは注目していてもらいたいと思います。

それから特定秘密保護法について、これは県警にお伺いしますけれども、刑事特別法における地位協定の

特定秘密、これがどうなっているかちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

○警察本部長（笠原俊彦君） いわゆる刑事特別法、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法」でありますけれども、この法律自体は警察が所管する法律ではございませんけれども、同法の第6条1項には、「合衆国軍隊の機密（合衆国軍隊についての別表に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画若しくは物件で、公になつていないものをいう。）」と、こうなっております。この合衆国軍隊の機密を「合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的をもつて又は不当な方法で、探知し、又は収集した者は、十年以下の懲役に処する。」というふうに規定をされております。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 その機密とは次のものを言うという、そこはどうですか。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

○警察本部長（笠原俊彦君） これは別表のほうに書いておりまして、機密事項の内容といたしましては、「防衛に関する事項」、「編制又は装備に関する事項」、「運輸又は通信に関する事項」及び「これらの事項に係る文書、図画若しくは物件で公になつていないもの」というふうにされております。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 そこで、地位協定の内容は公室長はよく把握していると思いますけれども、この防衛機密に関する地位協定におけるこの条文というか、そこがもしわかったら説明してくれませんか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時14分休憩

午後4時15分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 地位協定そのものに、この秘密保護法と同様の趣旨のものがあるかどうかということにつきましては、ちょっとこれは具体的にどのような関係をしているのかというのはちょっと承知していないということでございます。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 地位協定のMDAとよく言われるんですけれども、これはアメリカから日本政府が装備を受けたときに、この秘密は漏らしてはいけないよとい

う法律が地位協定にも明記されていると。そうすると、僕は特定防衛機密の関係からすると、例えば自衛隊は自衛隊の機密、国家公務員については国家公務員に関するもの、それから地位協定はさっき県警が言いましたよね、刑事特別法における、でMDAがある。そうすると、この防衛特定機密はなぜつくったのかなと思うわけですね。その条項分をやればある程度これは機密を守れるんじゃないかなという認識はしています。これはまた後で議論しましょう。そうしないと、これから地位協定を改定するときはどうするかという議論がまた出てきますので、2つ合致するかもしれませんので。

それで、これは刑事特別法の地位協定の機密についてちょっと、皆さんよくわからないけれども、勉強というのはこういうことなんですね。例えば1つだけ言います、時間がないから。例えば、在日米軍用制服またはそれに類似した衣服を不当に着用すること。これも防衛機密に入っているんだよね。だから、パクろうと思えばこういう機密の条文でいつでもパクることができる。だから、我がほうはもうちょっと地位協定の内容を、こういう機密問題についてもやっぱり精査する必要があるんじゃないかと思います。どうですか、公室長。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 日米地位協定は、御承知のとおり我が県の県民生活に非常に影響を与えるということを承知しておりますので、議員の今御指摘のことも含めてしっかり勉強、調査をしてまいりたいということでございます。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 ここはきちっとお互いにやっていきたいなと思っております。

それから、基地問題で共同使用、これは共同使用も地位協定2条の4のaとか4のbとか、またあるいは3条とかよく言われますけれども、例えば、じゃ、キャンプ・ハンセン。例えば、これも刑事特別法のちょっと議論しますけれども、要するに、2の4のaで演習するときに、自衛隊がやっていますね。そうすると、そのときに刑事特別法が適用できるかできないかと。例えば演習を妨害したり、演習の秘密を漏らしたり、基本演習で自衛隊はこういうことを演習しているんだよと。こういうときに自衛隊の秘密を漏らしたとき、これは刑事特別法で罰するのか、あるいは自衛隊法で罰するのか、あるいは何で罰するか。制定された特定秘密保護法で罰するのか、この辺どう考えますか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 御指摘のようなケースがどういう形で起こり得るかというのが、ちょっと今ははっきりしておりませんので、にわかにその個々のケースについてちょっと申し上げるのは困難でございます。個々のケースについては、ちょっと勉強してまいりたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 県警ですね、これから恐らくいろんな運用の仕方があると思うんですよね。例えば、自衛隊基地で演習するとき、これは米軍がやっているわけだから。米軍管理権は自衛隊にある、防衛省にある。それで実際訓練するのは米軍がやっている。その米軍の演習の秘密を漏らしたときは刑特法でやるか自衛隊法でやるかという、ここが僕は問題だと思うんです。今後恐らく問題になってくると思いますから。この辺どう考えますか。難しいかな。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

○警察本部長（笠原俊彦君） 刑事特別法あるいは自衛隊法につきましては、警察が所管する法律ではありませんので、その解釈についてお答えする立場にはございません。なお、一般論で申し上げますと、どういったものが機密に当たるかどうか、そういったものは個々・具体的な判断を要するものと考えております。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 これだけ大きな基地を抱えるとさまざまな課題が出てきますから、その課題を一つずつ解決するためにはやっぱり慎重に、そしてかつ相当な分析と外交がどう行われているかということも必要だと思います。それから、これから特定防衛秘密が運用の段階でどうなっていくのかなと。地位協定と自衛隊法とか国家公務員法とか、さまざまな過程がありますから、そこはまた今後の課題としてお互いに研究していきたいなと思っております。

それで共同使用の、僕はいわゆる2条の4のbはある程度、日にちだとか範囲とか決めちゃうね、どこどこ使うよと。2の4のaは、例えばキャンプ・ハンセンのどこと、ブルー・ビーチ使うのか、あるいは都市ゲリラ訓練場を使うのか、あるいは何日使うのか、時間はどうかと、こういう規定はないですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 現在、承知しているところで言いますと、個々の演習の際に日米間で協議をして取り決められるというふうに承知しております。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 そうするとその場合は、町民という

が県民には何も知らされていないということですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 原則として、通報されていないと思っておりますが、演習の規模等によっては近傍、住民の影響によっては沖縄防衛局から市町村、自治体に対して通報があるというふうに聞いております。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 県道104号線とか、こういうものは非常に通報がありました。最近では原潜の寄港とか、それはしょっちゅうはありませんが、これは非常に大事なものです。やっぱり、町民がいわゆる共同使用が目的としてこの使用協定を課しているわけじゃない。それからまたもう一つは、共同使用について地域住民がこれを合意をしたのか、しなかったのか。合意をしなくても、それが共同使用として使われるのかどうか、ここはどうですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 共同使用に際して住民の意見を聞くという仕組みはないというふうに承知しております。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 これが地位協定の不備なんですね。だからそこも改定をしないといかんだらう。だから3条とか、今いろいろあるけれども、だから地位協定というのは大変な条約ですよということだけは言っておきましょう。そして、沖縄県民がこの地位協定の改定に立ち上がることが大事だと私は思っております。

それから、飛行ルートも日米で決めるということ、それは国家公務員として言えないと言うんだから、それはしゃあないだらう。しかし、しゃあないけれども迷惑するのは我々だからね、これ。そこはこれもまた地位協定の課題があるから、そこもまた今後の課題としてやっていきたいなと思っております。

基地問題はこれぐらいにしておきますか。

もう一つ、医療法の問題だけれども、僕はこの10年以上も会計監査をしていないから、ある程度は公認会計士を入れてきちっとしたけじめをつけなくちゃならないんじゃないか。10年も会計監査していないんだよ、その前はわからないけれども。そういうことが医療法人、だから今、医療法人を監督そして指導監査できるのは沖縄県しかないのよ、63条、64条で。だからそういう姿勢を僕はきちっとしてもらいたい。どうですか、これは副知事でも、川上副知事でも結構ですけども。これはびしゃっとやらんと。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 外部監査が必要であれば、通常、法人みずから公認会計士等に委託をして行すべきであるというふうに考えております。一般的に改善指導を行うというふうなことは、必要があればこのことも含めた改善指導ということになります。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 ちょっと休憩してください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 4 時 24 分休憩

午後 4 時 24 分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 改善命令に従わない場合は、じゃ、どうしますか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 今、改善指導をしているところでありますけれども、この改善指導に従わなければ、役員の変更命令などの行政処分、そういったこともありますということです。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 私が議会で質問をしてそれを求めました、いろんなことをですね。それが恐らく改善命令になって、それは明らかになってくるかと思えますけれども。それでもう一つは、国税が監察に入ったということは御存じですか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） そのことについては承知をしておりません。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 国税が監察に入っていることを知っていますか。もう一度。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） ちょっと休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 4 時 25 分休憩

午後 4 時 25 分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 聞いております。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 そういうことだから、これはやっぱり重大な問題だし、また医療法人運営管理指導要綱というのものもあるから、そこをもとにしてやっていると思うので、そこはぜひ頑張ってください。

ちょっと休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 4 時 26 分休憩

午後 4 時 26 分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 最後に、沖縄駐留軍離職者対策センターの件についてですが、これは県のほうも補助金は半分になっていますよね、県の補助金は。市町村も補助金は半分になって、県のほうも半分になっているわけだから、この辺は今後どういうふうにしていきますか。例えば、嘉手納以南がこれからやられるということで、従業員等の生活関係面からどうするかという、これは商工労働部長のほうで……。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

○商工労働部長（小嶺 淳君） 今、離対センター、これが県は頑張っているんですが、市町村の補助金がなくなったり減額したりというのがありましたので、先般、たしか10月だったと思いますけれども、関係市町村集まっていたいて、廃止をしたところはぜひ復活をしてもらいたいということで、那覇市は復活を決めていただいて、今、浦添市に何とかお願いをしている最中でございます。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 御苦労さんです。また県も頑張ってください。

もう一つ、公室長、先ほどちょっと忘れたけれども、外人の住民登録、いわゆる基地外居住の外人の登録とか、外人が今1万6000名いると言ったので、この掌握を今後どうするかというのをちょっと意見を聞かせてくれるかな。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 県としましては、関係市町村と連携をいたしまして詳細な居住実態、各市町村に何名ぐらい居住しているのかという資料を求めているのですが、まだ具体的な数字が返ってきておりません。現在、市町村と連携をして、軍転協とも連携をいたしまして、そういう具体的な情報をいただきたいということを申し入れているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 3秒残して終わります。ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君） 以上をもって通告による一般質問及び議案に対する質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております甲第1号議案、甲第2号議案及び乙第1号議案から乙第29号議案までにつ

いては、お手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末に掲載〕

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 4 時29分休憩

午後 4 時30分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

日程第 3 陳情第144号及び第149号から第151号までの付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情 4 件については、米軍基地関係特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

・ ・

○議長（喜納昌春君） この際、お諮りいたします。
委員会審査及び議案整理のため、明12月12日から18日までの 7 日間休会といたしたいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、明12月12日から18日までの 7 日間休会とすることに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、12月19日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 4 時31分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 喜 納 昌 春

会議録署名議員 嶺 井 光

会議録署名議員 狩 俣 信 子

平成25年12月19日

平成25年
第7回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第8号）

平成25年
第 7 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 8 号）

平成25年12月19日（木曜日）午前10時4分開議

議 事 日 程 第 8 号

平成25年12月19日（木曜日）

午前10時開議

- 第 1 乙第 1 号議案から乙第 6 号議案まで及び乙第 9 号議案（総務企画委員長報告）
- 第 2 乙第 8 号議案（経済労働委員長報告）
- 第 3 乙第 7 号議案（文教厚生委員長報告）
- 第 4 乙第 22 号議案及び乙第 29 号議案（総務企画委員長報告）
- 第 5 乙第 16 号議案、乙第 17 号議案及び乙第 23 号議案から乙第 26 号議案まで（経済労働委員長報告）
- 第 6 乙第 20 号議案及び乙第 21 号議案（文教厚生委員長報告）
- 第 7 乙第 10 号議案から乙第 15 号議案まで、乙第 18 号議案、乙第 19 号議案、乙第 27 号議案及び乙第 28 号議案（土木環境委員長報告）
- 第 8 甲第 1 号議案（総務企画委員長報告）
- 第 9 甲第 2 号議案（土木環境委員長報告）
- 第 10 真地久茂地腺識名トンネル工事契約問題に関する調査の件（識名トンネル工事契約問題調査特別委員長報告）
- 第 11 中国による防空識別圏の設定に関する意見書
- | | | | | | | |
|---|-----|------|----|-----|---|----------------|
| { | 山内 | 末子さん | 末松 | 文信君 | } | 提出 議員提出議案第 2 号 |
| | 新垣 | 良俊君 | 仲田 | 弘毅君 | | |
| | 具志 | 孝助君 | 照屋 | 大河君 | | |
| | 高嶺 | 善伸君 | 玉城 | 義和君 | | |
| | 吉田 | 勝廣君 | 前島 | 明男君 | | |
| | 渡久地 | 修君 | 當間 | 盛夫君 | | |
| | 大城 | 一馬君 | 新垣 | 安弘君 | | |
| | 嶺井 | 光君 | | | | |
- 第 12 日台漁業取り決め及び日中漁業協定に関する意見書
- | | | | | | | |
|---|-----|-----|----|-------|---|----------------|
| { | 上原 | 明君 | 砂川 | 利勝君 | } | 提出 議員提出議案第 3 号 |
| | 座喜味 | 一幸君 | 翁長 | 政俊君 | | |
| | 新垣 | 哲司君 | 仲村 | 未央さん | | |
| | 崎山 | 嗣幸君 | 玉城 | 満君 | | |
| | 瑞慶覧 | 功君 | 玉城 | ノブ子さん | | |
| | 儀間 | 光秀君 | 大城 | 一馬君 | | |
| | 新垣 | 安弘君 | 嶺井 | 光君 | | |
| | | | | | | |
- 第 13 「心の健康を守り推進する基本法」の制定に関する意見書
- | | | | | | | |
|---|----|------|----|------|---|----------------|
| { | 呉屋 | 宏君 | 又吉 | 清義君 | } | 提出 議員提出議案第 4 号 |
| | 島袋 | 大君 | 照屋 | 守之君 | | |
| | 新田 | 宜明君 | 狩俣 | 信子さん | | |
| | 赤嶺 | 昇君 | 糸洲 | 朝則君 | | |
| | 西銘 | 純恵さん | 比嘉 | 京子さん | | |
| | 嶺井 | 光君 | 新垣 | 安弘君 | | |

- 第14 陳情平成24年第146号の取り下げの件
第15 陳情平成24年第187号、陳情第66号、第67号及び第102号（総務企画委員長報告）
第16 陳情平成24年第101号、同第106号、同第108号、同第186号、陳情第6号の2、第55号、第56号、第74号、第104号の3、第111号、第115号、第141号、第143号及び第145号（文教厚生委員長報告）
第17 陳情第131号及び第149号（米軍基地関係特別委員長報告）
第18 閉会中の継続審査の件
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 乙第1号議案から乙第6号議案まで及び乙第9号議案
乙第1号議案 沖縄県職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
乙第2号議案 東日本大震災に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例
乙第3号議案 特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例
乙第4号議案 沖縄県部等設置条例の一部を改正する条例
乙第5号議案 沖縄県延滞金徴収条例の一部を改正する条例
乙第6号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第9号議案 沖縄県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例
日程第2 乙第8号議案
乙第8号議案 沖縄県緊急雇用創出事業等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
日程第3 乙第7号議案
乙第7号議案 沖縄県待機児童解消支援基金条例
日程第4 乙第22号議案及び乙第29号議案
乙第22号議案 当せん金付証票の発売について
乙第29号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について
日程第5 乙第16号議案、乙第17号議案及び乙第23号議案から乙第26号議案まで
乙第16号議案 財産の取得について
乙第17号議案 指定管理者の指定について
乙第23号議案 県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第24号議案 県営水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第25号議案 県営通作条件整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第26号議案 農業基盤整備促進事業の執行に伴う負担金の徴収について
日程第6 乙第20号議案及び乙第21号議案
乙第20号議案 指定管理者の指定について
乙第21号議案 指定管理者の指定について
日程第7 乙第10号議案から乙第15号議案まで、乙第18号議案、乙第19号議案、乙第27号議案及び乙第28号議案
乙第10号議案 工事請負契約について
乙第11号議案 工事請負契約について
乙第12号議案 工事請負契約について
乙第13号議案 工事請負契約について
乙第14号議案 工事請負契約について
乙第15号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第18号議案 指定管理者の指定について
乙第19号議案 指定管理者の指定について
乙第27号議案 県道の路線の認定について
乙第28号議案 国土交通大臣の作成する漢那ダム及び億首ダムの建設に関する基本計画の変更に対

する知事の意見について

- 日程第8 甲第1号議案
甲第1号議案 平成25年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）
- 日程第9 甲第2号議案
甲第2号議案 平成25年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 真地久茂地腺識名トンネル工事契約問題に関する調査の件
- 日程第11 中国による防空識別圏の設定に関する意見書
- 日程第12 日台漁業取り決め及び日中漁業協定に関する意見書
- 日程第13 「心の健康を守り推進する基本法」の制定に関する意見書
- 日程第14 陳情平成24年第146号の取り下げの件
- 日程第15 陳情平成24年第187号、陳情第66号、第67号及び第102号
陳情平成24年第187号 信号機設置に関する陳情
陳情第66号 私学助成に関する陳情
陳情第67号 私学生との健康診断費に関する陳情
陳情第102号 法定積載で安心・安全な交通安全が担保できる適正価格を求める陳情
- 日程第16 陳情平成24年第101号、同第106号、同第108号、同第186号、陳情第6号の2、第55号、第56号、第74号、第104号の3、第111号、第115号、第141号、第143号及び第145号
陳情平成24年第101号 慰霊塔に関する陳情
陳情平成24年第106号 「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を求める意見書の提出に関する陳情
陳情平成24年第108号 沖縄戦戦没者慰霊塔・碑の管理に関する陳情
陳情平成24年第186号 宮古病院の医師不足の解消を求める陳情
陳情第6号の2 第64回九州地区地域婦人大会の大会宣言・決議に関する陳情
陳情第55号 「30人以下学級」早期完全実現に関する陳情
陳情第56号 戦没者遺骨の焼骨前の検体保存に関する陳情
陳情第74号 雇用創出のため遺骨の搜索・収集事業への一括交付金の活用に関する陳情
陳情第104号の3 美ぎ島美しゃ（先島）圏域の振興発展に関する陳情
陳情第111号 学校を地域防災の拠点に整備することを求める陳情
陳情第115号 認可外保育園への防音工事費等の女性を求める意見書の採択に関する陳情
陳情第141号 沖縄県における「障がい者社会参加支援施設」整備に関する陳情
陳情第143号 離島におけるがん患者支援のさらなる充実を求める陳情
陳情第145号 こども医療費助成制度の拡充に関する陳情
- 日程第17 陳情第131号及び第149号
陳情第131号 米軍大型車両の小学校敷地内侵入に対する陳情
陳情第149号 沖縄市サッカー場全面調査に関する陳情
- 日程第18 閉会中の継続審査の件

出席議員（46名）

議長	喜納昌春君	7番	新田宜明君
副議長	浦崎唯昭君	8番	仲村未央さん
1番	上原章君	9番	玉城満君
2番	砂川利勝君	10番	西銘純恵さん
3番	具志堅透君	11番	比嘉京子さん
4番	又吉清義君	12番	吉田勝廣君
5番	末松文信君	13番	島袋大君
6番	儀間光秀君	14番	中川京貴君

15 番 桑 江 朝千夫 君
 16 番 座喜味 一 幸 君
 17 番 呉 屋 宏 君
 18 番 仲宗根 悟 君
 19 番 崎 山 嗣 幸 君
 20 番 山 内 末 子 さん
 21 番 瑞慶覧 功 君
 22 番 渡久地 修 君
 23 番 大 城 一 馬 君
 24 番 嶺 井 光 君
 25 番 前 島 明 男 君
 26 番 照 屋 守 之 君
 27 番 新 垣 良 俊 君
 28 番 仲 田 弘 毅 君
 29 番 新 垣 安 弘 君
 30 番 當 間 盛 夫 君

31 番 照 屋 大 河 君
 32 番 狩 俣 信 子 さん
 33 番 赤 嶺 昇 君
 34 番 新 垣 清 涼 君
 37 番 金 城 勉 君
 38 番 糸 洲 朝 則 君
 39 番 翁 長 政 俊 君
 41 番 新 垣 哲 司 君
 42 番 具 志 孝 助 君
 43 番 新 里 米 吉 君
 44 番 高 嶺 善 伸 君
 45 番 奥 平 一 夫 君
 46 番 玉 城 義 和 君
 47 番 玉 城 ノブ子 さん
 48 番 嘉 陽 宗 儀 君

欠 員（１名）

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長 嘉 陽 安 昭 君
 次 長 知 念 正 治 君
 議 事 課 長 平 田 善 則 君
 副 参 事 兼 勝 連 盛 博 君
 課 長 補 佐
 主 幹 佐久田 隆 君
 主 査 嘉 陽 孝 君

政 務 調 査 課 長 大 村 浩 三 君
 副 参 事 宮 城 宏 君
 主 幹 田 代 寛 幸 君
 主 幹 友 利 道 男 君
 主 幹 宮 城 優 君

○議長（喜納昌春君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

昨日、山内末子さん外14人から、議員提出議案第2号「中国による防空識別圏の設定に関する意見書」、上原章君外13人から、議員提出議案第3号「日台漁業取り決め及び日中漁業協定に関する意見書」及び呉屋宏君外11人から、議員提出議案第4号「心の健康を守り推進する基本法」の制定に関する意見書の提出がありました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○議長（喜納昌春君） 日程第1 乙第1号議案から乙第6号議案まで及び乙第9号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。
 総務企画委員長山内末子さん。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 山内末子さん登壇〕

○総務企画委員長（山内末子さん） 皆さん、おはようございます。

ただいま議題となりました乙第1号議案から乙第6号議案まで及び乙第9号議案の条例議案7件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長、警察本部警務部長及び交通部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第1号議案「沖縄県職員の旅費に関する条

例の一部を改正する条例」は、船員法の一部改正により、航海中に船員たる職員がその責により退職した場合における送還の旅費に関し必要な条項を定める必要があるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第2号議案「東日本大震災に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、原子力災害対策特別措置法の一部改正に伴い所要の改正を行うほか、東日本大震災関連作業手当の支給対象となる区域に関する規定の整備を行う必要があることから条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、特殊勤務手当の支給対象となる地域及び業務はどのようなものか、また、本県から何名ぐらゐの職員が派遣されているかとの質疑がありました。

これに対し、特殊勤務手当の支給対象地域は、福島第一原子力発電所の敷地内及び帰還困難地域等であり、同対象地域に派遣された職員が屋内または屋外において作業をしたときに手当が支給されることになる。なお、本県から同地域に派遣された職員は、警察官のみで、平成23年度が延べ51名、平成24年度が延べ20名であり、平成25年度の派遣はないとの答弁がありました。

次に、派遣された職員の健康管理にはどのように対応しているのかとの質疑がありました。

これに対し、職員を被災地に派遣する前に、県警察厚生課の保健師による健康管理や生活指導等を行っており、帰任後はメンタルヘルスチェックを実施している。また、福島県に派遣された職員については、現地で放射線量の管理を行うなど健康管理には万全を期しており、これまで健康診断で白血球等に異常が認められた者はいないとの答弁がありました。

そのほか、被災3県へ派遣した職員の数、被災地から帰任した職員の体験談報告などについて質疑がありました。

次に、乙第3号議案「特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例」は、他都道府県の職員給与の状況を考慮し、一般職に属する職員に対する給与の支給に当たって、減額して支給する臨時特例措置の減額率を改める必要があることから条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、職員の給与は、労働基本権が制約されている代償措置としての人事院勧告を基本的に尊重するべきであり、復興財源の確保とはいえ慎重に対応するべきではなかったのかとの質疑がありました。

これに対し、人事院勧告制度を基本的に尊重するという立場に変わりはないが、交付金が削減されることは県民サービスの低下につながることから、やむなく給与を削減したものである。しかし、年度の途中で全国の給与水準がわかれば、均衡を図る形で減額率の緩和を行うことは何度も説明していること、また、職員組合との確認事項でもあることから今回条例を改正するものであるとの答弁がありました。

そのほか、給与カットを行わなかった団体などについて質疑がありました。

次に、乙第4号議案「沖縄県部等設置条例の一部を改正する条例」は、沖縄21世紀ビジョン基本計画を着実に推進するため、こども生活福祉部を新たに設置するとともに、福祉保健部門及び環境生活部門の部を再編する必要があることから条例を改正するものである。

改正の主な内容は、現行の1公室8部を1公室9部とするものであるとの説明がありました。

本案に関し、福祉保健部を子ども生活福祉部と保健医療部に分けた経緯はどのようになっているのか、また、子供に関することは総務部の私学幼稚園に関する事などもあると思うが、どのように整理するのかとの質疑がありました。

これに対し、組織ビジョンについての検討は、平成24年度から始まっており、喫緊の課題である子育て等の問題に適切に対応していくため、子供に関する部門を分けたものである。

また、教育関係の私学幼稚園に関することを含め、子供にかかわることについては、できるだけ一括して課題に対応する方向で考えているが、調整を進める中で指導監督と助成の2つの業務がたすきがけにならないよう、念頭に置いて整理していくとの答弁がありました。

次に、新たに設置される基地環境特別対策室の具体的な業務内容と体制はどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、米軍施設から発生する環境問題の解決に向けた、環境保全の仕組みづくりに取り組むことを目的に新たに設置するものであり、同室の主な業務内容としては、返還跡地または返還予定地の環境浄化に関する手法を国に提案すること、米軍施設における環境調査及び環境関連法令の適用促進を図る取り組みを行うこととなっている。なお、人員体制については、現在、全体の定数を取りまとめる作業を行っており、各部局との調整を進める中で決定したいとの答弁がありました。

そのほか、新設される全体戦略会議と庁議との関係、緑化の推進に関する事項を農林水産部から切り離れた理由、公共交通推進室の業務内容と体制、職員採用の時期などについて質疑がありました。

次に、乙第5号議案「沖縄県延滞金徴収条例の一部を改正する条例」は、地方税法の一部改正により、延滞金の割合の特例を改める必要があることから条例を改正するものである。

改正の主な内容は、地方税法に定める延滞金の割合の特例の見直しが行われ、現在の低金利の状況に合わせて延滞金の割合が引き下げられたことから、県条例に定める延滞金についても、地方税法に定める延滞金との均衡を図るため、割合を引き下げるものであるとの説明がありました。

次に、乙第6号議案「沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」は、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づくサービス付高齢者向け住宅事業の登録及び更新申請手数料の徴収根拠を定めるほか、動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正等に伴い、所要の改正を行う必要があることから条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、条例改正に伴いサービス付高齢者向け住宅事業の登録及び更新申請手数料が新たに発生することになるのか、また、同住宅に入居する高齢者の負担がふえることはないかと理解してよいかとの質疑がありました。

これに対し、高齢者の居住の安定確保に関する法律が施行された平成23年当時から、沖縄県は手数料を徴収せずに運用しており、九州各県においては4県が手数料を徴収していた。しかし現在は、鹿児島県を除く全ての県で手数料を徴収していることから、本県も平成26年4月1日から手数料を徴収するものである。また、徴収対象者は事業者であり、同事業者に対しては、国の建設補助、税制優遇及び融資の措置等があることから、手数料が県民の負担になることはないと考えているとの答弁がありました。

次に、乙第9号議案「沖縄県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例」は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正により、沖縄県留置施設視察委員会の任期に関する事項を定める必要があることから条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、留置施設はどのような施設を指しているのか、また、沖縄県留置施設視察委員会の実績にはどのようなものがあるかとの質疑がありました。

これに対し、留置施設とは警察署内に設置されてい

る留置場のことであり、現在、運用されている留置施設は12カ所である。また、同委員会の実績としては、被留置者に対する貸し出し用の図書の増冊、食事中的ランチョンマットの使用、整腸薬の常備などの改善の意見をいただき、対応できるものは全て改善し、ホームページ等で公表しているとの答弁がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありましたが、採決の結果、乙第1号議案から乙第6号議案まで及び乙第9号議案の7件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、乙第4号議案については、社民・護憲ネット所属委員から、「行政組織の再編に当たっては、沖縄21世紀ビジョンの着実な実施を推進するとともに、職員の能力を最大限発揮できるような人事管理のあり方に留意し、県民及び関係機関の納得の得られるような十分な説明と慎重な検討を求める。特に、森林・林業・緑化・自然保護行政を一体的に推進するための体制づくりに配慮すること。」との附帯決議の提出があり、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第1号議案から乙第6号議案まで及び乙第9号議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案7件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案から乙第6号議案まで及び乙第9号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（喜納昌春君） 日程第2 乙第8号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長上原 章君。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔経済労働委員長 上原 章君登壇〕

○経済労働委員長（上原 章君） おはようございます。

ただいま議題となりました乙第8号議案の条例議案1件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、商工労働部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第8号議案「沖縄県緊急雇用創出事業等臨時特例基金条例の一部を改正する条例」は、沖縄県緊急雇用創出事業等臨時特例基金に属する現金の一部を国庫へ返納するため、基金を処分する特例を設ける必要があることから条例を改正するものである。

主な改正内容は、復興関連予算を財源として造成した震災等緊急雇用対応事業が平成25年度で終了することから、残余額を国庫へ返納するため、処分規定を追加するものであるとの説明がありました。

本案に関し、今回の国庫への返還は、国の復興予算のあり方そのものが問われ、その見直しが図られた結果であるのかとの質疑がありました。

これに対し、この事業は、直接の東北での被災求職者と、平成23年3月11日以降の各県の離職者が対象となっていた。3月11日以降の離職者は、被災と直接関係がない人も対象になっていたため、そういう人たちの分については、執行見込みのない残余額を返還しなさいということになって返還するものであるとの答弁がありました。

次に、返還の対象となっている基金の総額と、返還額は幾らかとの質疑がありました。

これに対し、国から交付を受けた金額は32億9000万円、これに基金を預けた利息分を加えた額から、平成24年度の事業実績額及び平成25年度の事業執行予定額を差し引いた4億128万3652円を返還する予定であるとの答弁がありました。

次に、沖縄に来られている被災者の雇用実績はどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、被災求職者を雇用した人数は、平成24年と平成25年の計画を含めて91名であるとの答弁がありました。

そのほか、沖縄に来られている被災者の数、被災求職者への事業周知の方法などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要であります。採決の結果、乙第8号議案については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたし

ました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第8号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第8号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（喜納昌春君） 日程第3 乙第7号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長 呉屋 宏君。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 呉屋 宏君登壇〕

○文教厚生委員長（呉屋 宏君） ただいま議題となりました乙第7号議案の条例議案1件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、福祉保健部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第7号議案「沖縄県待機児童解消支援基金条例」は、待機児童に関する問題を解消することを目的に、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、基金を創設する必要があることから条例を制定するものであります。

主な内容は、待機児童を解消するため、市町村が行う待機児童対策を支援するものであるとの説明がありました。

本案に関し、待機児童解消支援交付金の対象市町村を24市町村とした理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、待機児童解消支援交付金の要件とし

て、市町村において待機児童解消計画を策定し、その計画に基づいて待機児童解消に取り組む市町村を対象とすることとしており、同計画を策定した24市町村が同交付金の対象となっているとの答弁がありました。

次に、平成29年度までに待機児童を解消する目標がある中で、当基金の事業期間を平成33年度までと予定していることの理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、平成29年度に待機児童の解消が図られた場合でも、その翌年度以降はこれまで積み重ねてきた保育定員の拡大により保育関連事業費の増大が予定され、待機児童解消が図られた後の一定期間の支援は、市町村においては激変緩和という意味合いを持つものであり、必要であると考えます。また、沖縄21世紀ビジョン基本計画の終期である平成33年度と整合性を図るため、当基金の事業期間も同じく平成33年度までと予定しているとの答弁がありました。

次に、待機児童解消支援交付金を沖縄型の認証保育制度や特定保育事業等に活用することは可能かとの質疑がありました。

これに対し、待機児童解消支援交付金の活用については、市町村の意見も聞きながら、今後個別・具体的に検討、判断をしていきたいと考えています。沖縄県の特徴的な保育の課題を解決するためには、いろいろな関係者の意見を聞きながら、課題解決に向けていろいろな取り組みを考えていきたいとの答弁がありました。

次に、待機児童解消支援交付金に対する市町村から要望としてどのようなものがあるのかとの質疑がありました。

これに対し、市町村に対してアンケートを実施しており、安心こども基金で実施する認可保育所創設の補助対象外経費である外構工事や造成工事に対する支援、保育士の加配に係る経費、保育士確保のための住宅・アパート等の借り上げに係る経費等に交付金を使いたいとのアンケート結果があったとの答弁がありました。

そのほか、待機児童解消に向けた他事業も含めた全体像における当基金の位置づけ、待機児童解消加速化のための市町村のニーズ、安心こども基金の待機児童解消に向けた事業内容、待機児童解消支援交付金の次年度予算、子育てに関する総合的なプランニング、小規模保育事業の現状と可能性、子ども子育て会議の機能状況、市町村の基金状況の把握について質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要ですが、採決の結果、乙第7号議案は、全会一致をもつ

て原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第7号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第7号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（喜納昌春君） 日程第4 乙第22号議案及び乙第29号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長山内末子さん。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 山内末子さん登壇〕

○総務企画委員長（山内末子さん） ただいま議題となりました乙第22号議案の議決議案1件及び乙第29号議案の同意議案1件の計2件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第22号議案「当せん金付証票の発売について」は、公共事業、市町村振興事業等の財源に充てるため、平成26年度において本県が発売する当せん金付証票の発売額について、当せん金付証票法第4条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。発売総額は143億円以内としているとの説明がありました。

本案に関し、平成24年度の宝くじ発売額と収益金額は幾らか、その収益金は主にどのような事業に充当されるのか、また、市町村への配分は幾らかとの質疑がありました。

これに対し、平成24年度の発売実績は約115億円で、収入額は52億8000万円である。宝くじの収益金は、公共事業、国際交流及び芸術文化振興事業等の公益の増進を目的とする事業に充てることとされており、平成25年度は、道路維持費、空港整備事業、外国青年招致事業及び在宅福祉対策事業等に充当されている。

市町村については、サマージャンボ宝くじ及びオータムジャンボ宝くじの収益金が、沖縄県市町村振興協会を通じて市町村に配分されている。なお、平成24年度の収益金は、サマージャンボ宝くじが6億5602万1000円、オータムジャンボ宝くじが2億4400万円となっているとの答弁がありました。

次に、乙第29号議案「沖縄県教育委員会委員の任命について」は、教育委員会委員6人のうち1人が平成25年12月31日で任期満了することに伴い、その後任を任命するため地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、今回の教育委員の任命は、各分野からのバランスを考えた人選になっているかとの質疑がありました。

これに対し、教育委員会委員の体制は、教育長と学識経験者、経済産業関係者、教育者、医療・法律等の専門的職務従事者、保護者の5分野から人選した委員6名で構成している。今回、保護者の代表の任期が来たので、現在、沖縄県特別支援学校PTA協議会会長等の職につかれている照屋氏を選任させていただいたとの答弁がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要であります。採決の結果、乙第22号議案は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

乙第29号議案は、全会一致をもってこれに同意すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時33分休憩

午前10時34分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

これより乙第22号議案及び乙第29号議案の採決に入ります。

議題のうち、まず乙第22号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第22号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（喜納昌春君） 次に、乙第29号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第29号議案は、これに同意することに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） 日程第5 乙第16号議案、乙第17号議案及び乙第23号議案から乙第26号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長上原 章君。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔経済労働委員長 上原 章君登壇〕

○経済労働委員長（上原 章君） ただいま議題となりました乙第16号議案、乙第17号議案及び乙第23号議案から乙第26号議案までの議決議案6件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、農林水産部長及び商工労働部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第16号議案「財産の取得について」は、サトウキビの害虫であるイネヨトウの防除に必要なイネヨトウ用交信攪乱剤を購入するため、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

契約の内容は、交信攪乱フェロモン剤の取得であり、取得数量は6856個、取得金額は8998万5000円で、契約の相手方は、信越化学工業株式会社であるとの説明がありました。

本案に関し、イネヨトウによる被害の実態はどうなっているのか、発生が多い地域はどこかとの質疑がありました。

これに対し、昨年度は非常に被害が大きくて、サトウキビの減収、あるいは品質の低下があったが、現在は全般的に落ちついてきている。イネヨトウは3年ほど前から急にふえてきており、当初は伊平屋や伊是名などの北部に発生が多かったが、現在では宮古・八重山のほうが多くなってきているとの答弁がありました。

そのほか、対象となる圃場面積、農業に対する抵抗性などについて質疑がありました。

次に、乙第17号議案「指定管理者の指定について」は、沖縄バイオ産業振興センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体はバイオ産業振興センター運営共同体であり、指定期間は平成26年4月1日から平成29年3月31日までであるとの説明がありました。

本案に関し、沖縄バイオ産業振興センターの現状と、今後の展開をどう考えているかとの質疑がありました。

これに対し、沖縄バイオ産業振興センターは、ことしの7月から供用を開始しており、31室のうち6室に企業が入居している。今後は、琉球大学等と連携して再生医療関係の事業を支援し、その関連の製薬企業等も含めてこの施設に集積ができるように取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、公募の状況はどうだったのかとの質疑がありました。

これに対し、8月30日から10月29日までの60日間にわたり、県のホームページで公募をした。施設見学会へは5社が参加したが、実際に応募したのはバイオ産業振興センター運営共同体の1社であったとの答弁がありました。

そのほか、指定管理の範囲などについて質疑がありました。

次に、乙第23号議案「県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について」は、県営土地改良事業に係る市町村負担金について、土地改良法第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定に基づき議会の

議決を求めるものである。

主な内容は、関係市町村は16市町村であり、事業実施地区が76地区、負担金の総額は5億2557万9850円であるとの説明がありました。

次に、乙第24号議案「県営水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について」は、県営水質保全対策事業に係る市町村負担金について、地方財政法第27条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、関係市町村は5市町村であり、事業実施地区が7地区、負担金の総額は1億480万円であるとの説明がありました。

本案に関し、この事業は県の行財政改革により、平成23年の新規事業から市町村負担金を徴収しているが、行財政改革がなければ市町村から負担を求めなくてもよい事業なのか、それとも、本来は負担を求めるべき事業であるのかとの質疑がありました。

これに対し、基盤整備事業は基本的に国・県・市町村の負担により事業を実施している。水質保全対策事業は、赤土の流出を改善するための新しいメニューで、早目に事業を推進する必要があったことから、市町村の負担なしで事業をスタートした。その後、市町村の応分の負担も必要ではないかという議論の中で、市町村とも話し合いをした結果、負担金を徴収することになったが、市町村の理解は得られていると考えているとの答弁がありました。

そのほか、事業の効果、離島の補助率がさ上げなどについて質疑がありました。

次に、乙第25号議案「県営通作条件整備事業の執行に伴う負担金の徴収について」は、県営通作条件整備事業に係る市町村負担金について、地方財政法第27条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、関係市町村はうるま市であり、事業実施地区は宮城地区、負担金額は10万3800円であるとの説明がありました。

次に、乙第26号議案「農業基盤整備促進事業の執行に伴う負担金の徴収について」は、農業基盤整備促進事業に係る市町村負担金について、地方財政法第27条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、関係市町村はうるま市及び糸満市であり、事業実施地区はうるま市宮城地区、糸満市与座地区、負担金額は、うるま市が100万円、糸満市が400万円であるとの説明がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありま

すが、採決に先立ち、乙第17号議案及び乙第24号議案の2件については、共産党所属委員から反対する旨の意見表明がありました。

採決の結果、乙第17号議案及び乙第24号議案の2件については、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

乙第16号議案、乙第23号議案、乙第25号議案及び乙第26号議案の4件は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

乙第17号議案及び乙第24号議案に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

玉城ノブ子さん。

〔玉城ノブ子さん登壇〕

○玉城 ノブ子さん おはようございます。

日本共産党を代表いたしまして、乙第17号議案「指定管理者の指定について」について、反対討論を行います。

乙第17号議案は、沖縄県バイオ産業振興センターを31室に区分して企業に貸し付け、指定管理者に管理を行わせようとするものであります。

沖縄県のバイオ産業研究開発は重要な役割を担っており、管理運営は県の責任においてなされるべきであります。指定管理者制度は、地方自治法の改定により、現行の公の施設の委託施設は全て直営で運営するか、管理者で運営するかの見直しが行われてきました。それによって、新地方自治法第244条の2第3項では、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するものに管理を行わせることが規制緩和となりました。

緩和の1つは、株式会社などの営利法人やNPO法人、さらには法人格を有しない民営団体にまで門戸を開放したことであります。2つ目の緩和は、単なる業務の委託ではなく、施設全体の維持管理や行政処分など、これまで自治体が行ってきた業務まで任せることであります。

指定管理者制度では、住民の負担する税金で建設さ

れた公共施設が特定民間企業の営利追求の手段とされ、自治体との協定等により通常一定の管理料の支払いを受けるとともに、地方公共団体の承認が必要ですが、条例の範囲内で利用料金を定め、みずから受け取ることができるようになっています。

職員の賃金、労働条件や契約形態を事業者によりに定めることにより、指定管理者制度は公の施設を収益事業の対象とするものであります。

したがって、乙第17号議案は、指定管理者の指定についての議案であり、反対をいたします。

次に、乙第24号議案「県営水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について」について、事業の実施については賛成するものであります。市町村から負担金を徴収することについては反対するとの立場で討論を行います。

沖縄県は、復帰後、土地改良事業や農地整備など県営事業で、国・県・市町村負担で、受益者負担のもと、急速に多大な面積を整備してきました。その際、亜熱帯気候で集中豪雨や降雨量も多く、台風常襲地帯という本土とは違う沖縄独特の気候条件にありながら、全国一律、本土の基準をそのまま当てはめて整備が進められてきた結果、農地や土壌の流出が生じ、海や川の赤土汚染などの水産業と環境への深刻な影響が惹起し、県民的にも大問題になりました。

その後、県は土壌流出赤土汚染などを防止し、農地の保全と水産業や環境を守るために、沖縄県の気候に合った基準で整備済みの圃場の急勾配の軽減、沈砂池の設置、農道の舗装などを県営水質保全対策事業として実施することになったのであります。

この事業は県の責任で行い、再整備をするに当たっては、市町村と受益者に負担をさせないとしてスタートをいたしました。平成22年度までは、市町村の負担なしに再整備、修正事業が進められてきました。ところが、平成22年3月の新沖縄県行財政改革プランの中で、市町村に負担させるべきだとして市町村の10%負担が行革方針として出てきたのであります。この事業そのものは、農地の保全、水産業や環境を守る上でも必要な事業です。

しかし、この事業が行われてきた復帰後の経緯に照らしてみると、これまでどおり県負担として行うべきであり、市町村に事業費を負担させるべきではありません。

市町村に負担させることなく事業を実施すべきとの立場から、乙第24号議案「県営水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について」について、反対をいたします。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

〔砂川利勝君登壇〕

○砂川 利勝君 おはようございます。

乙第17号議案「指定管理者の指定について」及び乙第24号議案「県営水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について」。

まず乙第17号議案「指定管理者の指定について」については、バイオ関連産業等の活性化を促進するための公の施設である沖縄バイオ産業振興センターについて、平成26年度から同施設の管理を行う指定管理者を指定するために、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とするものであります。

県では、平成15年に沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターを設置するほか、バイオ分野への各種研究開発支援を行ってきました。その結果、バイオ関連産業における民間企業等の集積状況は、平成15年の14社から平成25年には32社まで増加し、着実に成果を上げています。

亜熱帯気候に位置し生物多様性に富んだ本県にとって、バイオ分野は今後の発展が期待できる産業分野であり、同施設の管理運営については、建物の管理に加え企業の誘致、集積、入居企業への情報提供、他企業とのマッチング等の各種ソフト面の支援が求められています。

これらを効果的かつ効率的に行うため、今回、企業支援の実績を有する企業、トロピカルテクノプラス並びに施設管理を行ってきた実績を有する企業、久米電装で構成するバイオ産業振興センター運営共同体を指定管理者として指定するものであります。

議員各位におかれましては、何とぞ御理解いただき、議案原案に賛成していただきますようよろしくお願いを申し上げ、賛成の討論といたします。

次に、乙第24号議案「県営水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について」について、賛成の立場から討論を行います。

沖縄県では復帰後、圃場整備やかんがい排水事業など農業農村整備事業が積極的に行われてきました。当初、事業の実施に当たっては、国の定めた整備水準等に基づき整備を進めてまいりましたが、整備の進行に伴い、沖縄特有の土壌、降雨及び台風による集中豪雨等により、河川や海洋への赤土の流出が社会的な課題として取り上げられるようになりました。このため、農地及びその周辺の土地からの土砂流出を防止し、公共水域及び農村の環境保全を目的に水質保全対策事業が農林水産省所管の国庫補助事業として平成5年度に創設され、これまで事業実施されてきたところであり

ます。

本事業は、赤土の流出に関する社会的な課題への対応は、行政機関において応分の負担を図り、関係する農家への負担を伴わないとの理念のもと事業を開始させたところであります。また、沖縄県は水質保全対策事業の制度創設に当たり、事業趣旨に鑑み、県営事業については国の補助残の全額を県が負担し、市町村負担を求めないことにより事業の加速的な進捗を予定し、その対策と効果の早期発現を図ってきたところで

す。事業開始から20年が経過し、関係市町村においても水質保全対策事業の効果の周知が図られたことや、県営事業における加速的な整備に一定の区切りがついたことにより、当初の農家負担を伴わず、行政機関における応分の負担による対策の観点や、当該事業による利益の受益を勘案し、平成23年度新規地区から市町村負担を求め、平成24年度新規地区における負担割合を見ますと、沖縄本島で国費75%、県費12.5%、市町村12.5%、特に離島に対しては配慮されまして、国費75%、県費は離島加算により15%、市町村が10%となって離島の負担軽減に努めております。また、関係する市町村は県との負担合意のもとに定めた農業農村整備事業管理計画を策定し、計画的な実施に努めております。

県は、事業採択に当たっては事業計画、維持管理計画及び費用負担等を想定した耕土流出防止環境保全管理計画について、水質保全対策事業に係る運用第2の1(4)に基づいて市町村と協議しながら財政計画の見通しを立て、異存がない旨の回答を得ております。さらに、今年度事業費に係る負担金徴収については、地方財政法第27条第2項の規定により、関係市町村に対し意見照会を行い、異議がない旨の回答を得て進めております。

よって、水質保全対策事業に係る整備内容及び地元負担についても、市町村長の理解及び同意を得て提案されておりますことから、本議案は妥当なものと考え賛成の立場で討論しました。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時54分休憩

午前10時55分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

これより乙第16号議案、乙第17号議案及び乙第23号議案から乙第26号議案までの採決に入ります。

議題のうち、まず乙第16号議案、乙第23号議案、乙第25号議案及び乙第26号議案の4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案4件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第16号議案、乙第23号議案、乙第25号議案及び乙第26号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（喜納昌春君） 次に、乙第17号議案及び乙第24号議案の2件を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜納昌春君） 起立多数であります。

よって、乙第17号議案及び乙第24号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（喜納昌春君） 日程第6 乙第20号議案及び乙第21号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長 呉屋 宏君。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 呉屋 宏君登壇〕

○文教厚生委員長（呉屋 宏君） それでは、ただいま議題となりました乙第20号議案及び乙第21号議案の議決議案2件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、教育長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第20号議案「指定管理者の指定について」は、県立石川青少年の家の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

主な内容は、指定管理者となる団体は、公益社団法人

人うるま市シルバー人材センターを予定しており、指定の期間は平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間であるとの説明がありました。

本案に関し、直営時と今回の指定管理における職員体制及び人件費はどのようにになっているのかとの質疑がありました。

これに対し、直営時の職員体制は6名、人件費は5761万3000円で1人当たりの人件費は960万2000円である。また、今回の指定管理における職員体制は8名、人件費は1766万9000円で1人当たりの人件費は220万8000円であり、1人当たりの人件費の削減率は直営時に比較して77%の減であるとの答弁がありました。

次に、直営から指定管理に移行してから利用者からどう評価されているのかとの質疑がありました。

これに対し、利用者に対するアンケートやモニタリングを実施しており、その中で利用者の方々からは大変いい評価をいただいております。また、利用者数もふえており、その面ではうまく機能していると認識しているとの答弁がありました。

次に、社会教育施設の指定管理など、民間が教育を担うにふさわしいと考えているのかとの質疑がありました。

これに対し、根幹としての教育のあり方は教育庁が責任を持ってやるのが筋だと考えるが、多様化する社会的なニーズや子供たちの変容などに対しては、民間が持っているノウハウなどを利用することも一つの方策であるとの答弁がありました。

そのほか、指定管理する理由及び目的、前回の指定管理における正規・非正規職員の配置状況、指定管理制度に対する総務省の指摘内容、審査における選定基準、選考委員会の構成員数、選考委員会からの問題提起の有無などについて質疑がありました。

次に、乙第21号議案「指定管理者の指定について」は、県立玉城青少年の家の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は、公益社団法人南城市シルバー人材センターを予定しており、指定の期間は平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間であるとの説明がありました。

本案に関し、修繕費の負担の分担について基準があるのかとの質疑がありました。

これに対し、基本協定書により、1件につき50万円以上の修繕費は県が負担し、50万円未満の修繕費については指定管理者が負担することとなっている。ただ

し、50万円未満のものでも自然災害などの不可抗力による場合は県が修繕を行うこともあるとの答弁がありました。

次に、玉城青少年の家は老朽化しており、建てかえは検討していないのかとの質疑がありました。

これに対し、築年数や老朽化等を勘案し、関係部局と調整しながら改築については計画的に行ってまいりたいとの答弁がありました。

そのほか、指定管理に応募してきた団体数、直営時における人件費を下げる目的での職員配置検討の有無、修繕費の見込み額、防災及び災害拠点としての位置づけ、台風時等緊急時の観光客の一時受け入れ施設としての活用などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要であります。採決に先立ち乙第20号議案及び乙第21号議案については、共産党所属委員から反対する旨の意見表明があり、採決の結果、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

乙第20号議案及び乙第21号議案に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘 純恵さん こんにちは。

日本共産党県議団を代表して、教育施設である沖縄県立石川青少年の家と玉城青少年の家を民間に管理させるための、乙第20号議案及び乙第21号議案「指定管理者の指定について」について反対の討論を行います。

指定管理者制度の導入によって、地方自治体が官から民へと、住民の福祉や教育を増進させる役割を後退させて、効率化やコスト削減を優先するようになりました。福祉や教育の仕事を、利益を追求せざるを得ない企業に丸投げしたり、コスト削減と言って労働者の非正規雇用や低賃金に拍車をかけてきました。

沖縄県は、知事が平成17年6月に行財政改革方針を出し、経費削減を目的とする行革方針を忠実に実行し

たのが、福祉・教育を切り捨てる特別養護老人ホームなどの民間譲渡や指定管理でした。教育庁は、教育行政を推進・向上させる立場を堅持して、教育費を削減する行革や指定管理に毅然と対応すべきではなかったでしょうか。

地方自治法第244条の2第3項の定めは、公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めたとき、指定管理者に管理をさせることができるという規定です。県立石川青少年の家や玉城青少年の家が指定管理者でなければならないという根拠にはなりません。

教育は、継続した専門性の蓄積の上に質の向上が確保されていく大事な分野です。指定管理にされて、コスト削減のために最も削られたのは人件費であり、7割が削減されています。教育庁が6人での管理体制と見積もっていたのが、8人体制に人数はふえて、人件費は7割も削減されています。県政みずからが低賃金労働を誘導するものではないでしょうか。

石川青少年の家は、地元のシルバー人材センターが8人体制の5年間の人件費8834万余で指定管理者となり、外れたA団体は7人体制で1億1486万余の人件費を積算しています。1人当たり年収の328万円が外されて、年収が100万円低い220万のシルバー人材センターが指定管理者になっています。

玉城青少年の家は、地元のシルバー人材センターが8人体制の5年間の人件費8513万余で指定管理者となり、外れたA団体は7人体制で1億2546万余、B団体は7人体制で1億1776万余でした。1人当たり年収の358万円と336万円が外されて、年収が150万円低い212万円のシルバー人材センターが指定管理者になっています。

教育専門労働者を低賃金で働かせる、人件費削減ありきの指定管理と言っても過言ではありません。低賃金労働は、ひいては県民への行政サービスの低下にもつながるものです。

地方自治法では、地方自治体の役割を住民の福祉を増進させると定めています。青少年の家は、次代の沖縄を担う青少年の豊かな人格形成に資する重要な社会教育施設です。人間の発達とコストをてんびんにかけることは、教育行政の責務を放棄するものであり言語道断です。学校教育の現場での深刻ないじめの増大など、青少年を取り巻く社会教育環境に不安が広がっている中、青少年を健やかに育成することを教育行政への優先課題と位置づけることが重要ではないでしょうか。

指定管理制度を見直して、県立石川青少年の家と玉

城青少年の家を県の直営によって管理運営することを求めて反対の討論といたします。

○議長（喜納昌春君） 又吉清義君。

〔又吉清義君登壇〕

○又吉 清義君 こんにちは。

ただいま議題となっております乙第20号議案及び乙第21号議案「指定管理者の指定について」についてに賛成する立場で討論を行います。

本議案は、平成26年度から石川青少年の家及び玉城青少年の家の管理を指定管理者に行わせるために、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とするものであります。

青少年教育施設は、法令により県以外の者が管理することを禁止する特別な規定がないことから、指定管理者に管理を行わせるものであります。また、当該施設への指定管理者制度の導入は全国的な傾向となっております。指定管理者制度は、民間事業者も含む幅広い団体の中から、地方公共団体が指定する団体に公の施設の管理を代行させるもので、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応し、住民サービスの向上と経費の削減等を図るものであります。

平成22年度から指定管理者制度を導入した青少年の家については、県直営時と同様な体験活動、野外活動等、青少年の健全育成に資する事業を実施するとともに、新たに指定管理者の独自のアイデアやノウハウを生かして企画した自主事業を実施し、より充実した事業が行われております。

実施事業数は、平成21年度の101事業から平成25年度は27事業がふえ、率にして26.7%の増となっております。順調に事業が実施されております。また、これまで施設の管理運営に要した経費も、指定管理料となったことで経費削減効果があらわれております。

以上の理由により、青少年教育施設への指定管理者制度については、所期の目的の達成に向け着実に効果を上げていっていると思われます。

よって、乙第20号議案及び乙第21号議案の「指定管理者の指定について」についてに賛成するものであります。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午前11時10分休憩

午前11時10分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

これより乙第20号議案及び乙第21号議案の2件を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、可決であります。お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜納昌春君） 起立多数であります。

よって、乙第20号議案及び乙第21号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（喜納昌春君） 日程第7 乙第10号議案から乙第15号議案まで、乙第18号議案、乙第19号議案、乙第27号議案及び乙第28号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長中川京貴君。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔土木環境委員長 中川京貴君登壇〕

○土木環境委員長（中川京貴君） おはようございます。

ただいま議題となりました乙第10号議案から乙第15号議案まで、乙第18号議案、乙第19号議案、乙第27号議案及び乙第28号議案の議決議案10件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第10号議案「工事請負契約について」は、宜野湾浄化センターガスタンク機械設備工事M13の工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、下水処理の過程で発生する消化ガスを一時的に貯留し、加温用ボイラーと余剰ガス燃焼装置へ供給するためのガスタンクを設置する工事であり、契約金額は5億8968万円、契約の相手方は水ing株式会社、高千穂産業株式会社の2社で構成する特定建設工事共同企業体であるとの説明がありました。

本案に関し、下水処理場関連の工事は地元企業に発注できないのかとの質疑がありました。

これに対し、特殊な機器等を製作するには、全国で事業展開しているメーカーがほとんど中心になっている。これは全国的な現象である。県としても、配管な

ど地元企業ができるものが多く含まれた工事であれば 2 社 J V 等や単独での発注を行う場合もある。しかし、機械、器具、電気のコントロールセンターなどは厳しいとの答弁がありました。

次に、乙第11号議案「工事請負契約について」は、国道449号新本部大橋橋梁整備工事（上部工 A 1 から P 2 ）の工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第 1 項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、新本部大橋の橋台 A 1 から橋脚 P 1、橋脚 P 1 から橋脚 P 2 までの 2 径間の上部工となる延長114メートルの鋼床版箱桁を製作し、クローラクレーンベント架設工法により、これを架設する工事であり、契約金額は 7 億2792万円、契約の相手方は J F E エンジニアリング株式会社沖縄営業所、株式会社國場組の 2 社で構成する特定建設工事共同企業体であるとの説明がありました。

本案に関し、クローラクレーンベント架設工法とは何かとの質疑がありました。

これに対し、クローラクレーンとはキャタピラーのついたクレーンである。橋長部114メートルのうち、主管が46メートルと63メートルあり、これだけ長いものをつれる機械がないので、約 6 メートルから12メートルにカットしたものを架設していく。架設の際に支えが必要であり、それをベントと呼んでいるとの答弁がありました。

次に、現在ある中央分離帯がわりの欄干はどうなるのか、また、歩道はどこにつけるのかとの質疑がありました。

これに対し、既存の橋の隣に新しい橋をかける。両者の間はすき間があって、転落防止柵をつける。既存の橋は海側に歩道をつけ、新しい橋は陸側に歩道をつける。新しい橋の歩道の幅員は2.5メートル、既存の橋の歩道は1.5メートルであるとの答弁がありました。

次に、現在の制限速度は60キロメートルであるが、地元から、この橋の区間だけは速度制限を厳しくしてほしいという話はないかとの質疑がありました。

これに対し、現場からは特に聞いていない。速度制限を厳しくすれば一定程度の効果はあると思うが、右折する車両が直進車妨害をするケースなどはなくならないため、効果は限定的であると考えている。地元の要望については、安全性を見ながら調整していきたいとの答弁がありました。

次に、既存の橋の耐震補強工事を行うとのことだが、どのような手法になるのかとの質疑がありまし

た。

これに対し、橋脚にコンクリートを巻き立てて太くする手法であるとの答弁がありました。

次に、県の発注工事を受注した業者が、これを受請、孫請に分けて仕事をする場合に、人件費が払えないというトラブルが起こるが、その実態は把握しているかとの質疑がありました。

これに対し、県の発注する公共工事に関する労務単価については、毎年定期的に調査しているので、きちんと支払われていることを確認した上で次年度の単価にも反映させる措置をとっているとの答弁がありました。

次に、総合評価落札方式の評価結果において、「施工上の配慮」で10点の差がついているが、工事の中でこれだけは配慮してほしいという項目があれば入札前に求めるべきではないのかとの質疑がありました。

これに対し、求めるべき項目については特記仕様書で明記している。総合評価落札方式は、その企業の技術力がどの程度高いかを評価するものであり、事前に提示すると評価ができないため、評価項目は公表していないとの答弁がありました。

次に、乙第12号議案から乙第14号議案までの「工事請負契約について」の 3 件は、国際物流拠点施設新築工事の建築 1 工区から建築 3 工区までの工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第 1 項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、建築 1 工区の主な用途は各階及び屋上へ車両が進入するための車路であり、契約金額が 7 億9161万5160円、契約の相手方は株式会社米正建設、株式会社尚輪興建、有限会社盛重機土木の 3 社で構成する特定建設工事共同企業体である。建築 2 工区の主な用途は倉庫であり、契約金額が14億3100万円、契約の相手方は株式会社國場組、株式会社ニシダ工業、株式会社野里組の 3 社で構成する特定建設工事共同企業体である。建築 3 工区の主な用途は倉庫及び事務所であり、契約金額が11億4998万4000円、契約の相手方は株式会社屋部土建、有限会社明城建設、株式会社鏡原組の 3 社で構成する特定建設工事共同企業体であるとの説明がありました。

本案に関し、この国際物流拠点にはどのような業種の企業が、どのくらい入ってくる見込みなのかとの質疑がありました。

これに対し、現在、P R を行っている段階であり、誘致したい企業としては、電子機器類のパーツセンターやリペアセンター、アジア向けのインターネット、e コマース製品のストックセンターなどを想定し

ている。5社程度の入居を考えているが、企業からの要望があれば一棟借りでもいい。県外で誘致活動を行っており、建物が完成したら入居したいという前向きな企業が数社あるとの答弁がありました。

次に、この施設により沖縄県の物流産業はどのように展開していくと予測しているか、沖縄県の経済にどのような効果があるかとの質疑がありました。

これに対し、沖縄21世紀ビジョン基本計画では、国際物流拠点施設を整備して国際物流機能を高め、臨空・臨港型産業の集積を図っていくことを主要な施策に位置づけており、この施設は臨空・臨港型産業の集積に資するものと考えており、近年、東アジアの経済発展は非常に目覚ましいものがあり、沖縄県は地理的に東アジアに近く、那覇空港の国際貨物ハブも始まっているので、その位置などを活用してアジアの経済成長を取り込み、県経済を発展させていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、この施設における雇用の目標はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、入居企業が5社程度、1社16名として80名程度を想定しているとの答弁がありました。

次に、この規模の事業展開を行うに当たって市場の需要調査は行ったのか、国外の応募企業についてはどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、企画部において、平成23年度に企業誘致戦略構築業務調査を行い、物流関係の企業がどのくらい沖縄県内に来る需要があるのかを調査し、これに基づいて施設の規模等が決定されている。国外の企業については、県の海外事務所と連携しながら誘致を行っており、具体的には香港にある物流関係企業等と話を続けているとの答弁がありました。

次に、入札参加要件のうち、構成員要件については「南部土木事務所管内に本店があること」となっているが、その理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、規模の大きい工事であるため、3社の共同企業体を参加要件にしているが、建設箇所が南部土木事務所管内であるので、構成員要件についても、特A業者及びAランク業者は本店が管内にあることと設定したとの答弁がありました。

次に、この工事は全県的なものである、土木事務所管内に本店があることという構成員要件を設定する根拠は何かとの質疑がありました。

これに対し、A業者については全県的にしてほしいとの声もあるが、場所によっては全て指名競争入札にして、その地域の業者だけ指名してほしいという声もあるので、両方の意見のバランスをとりながら考えて

いきたいとの答弁がありました。

次に、資材や職人等が足りないため、県発注工事は工期を緩やかにしていると聞いているが、当該工事の着手はいつになるかとの質疑がありました。

これに対し、工期については規模、回数、工法等も勘案して定めており、この工事については、議会議決の日から420日間、14カ月間という長い工期を設定しているため、主要な型枠や鉄筋はその段階においては改善されているであろうと考えているとの答弁がありました。

次に、駐車台数はいくつ、また、敷地内の緑化や雨水の利活用はどう考えているかとの質疑がありました。

これに対し、1階部分の駐車場で36台、屋上部分で61台、合計97台の駐車が可能である。植栽については、工事の状況も勘案しながら分離発注することを考えている。雨水の利用は予定していないが、再生水の設備を設置する予定であるとの答弁がありました。

次に、乙第15号議案「工事請負契約についての議決内容の一部変更について」は、平成24年第8回沖縄県議会で議決された儀間ダム本体建設工事の工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため議会の議決を求めるものである。

主な内容は、工期延長による濁水処理費用の増額、ダム堤体等施設の工事数量の変更により、37億4115万円を1億2012万円増額して38億6127万円とするものであるとの説明がありました。

本案に関し、天候不良により800日間工期延長したとあるが、2年以上にもなる天候不良があったのかとの質疑がありました。

これに対し、このダムは土を盛り立てて工事を行うアースダムであるが、一日中雨が降ると3日間は土に触れられないというように、雨に左右されやすい特徴がある。この工事を発注したところから多雨期に入り、雨の多い年が連続して続いたため、このような工期延長となったとの答弁がありました。

次に、儀間ダムの完成により、久米島町の水は十分足りる状況になるのかとの質疑がありました。

これに対し、儀間ダムの完成により新規の水道用水が確保され、旧仲里村地域については十分水が確保されることになる。旧具志川村地域については従来から地下水等が豊富であり、渇水の状況はもともとないとの答弁がありました。

次に、儀間ダム本体工事においては地元業者がどのくらいかわっているか、また、儀間ダムの次に地元業者が取り組めるような工事の予定があるかとの質疑

がありました。

これに対し、儀間ダムについては、平成25年8月時点で35件の工事があり、そのうち71%に当たる22件を地元業者に発注している。儀間ダムの次に下流の謝名堂川の河川改修を引き続き行う予定であるとの答弁がありました。

次に、乙第18号議案「指定管理者の指定について」は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、金武湾港宇堅海浜公園の指定管理者を指定するため議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は株式会社T・K企画であり、指定の期間は平成26年4月1日から平成29年3月31日までであるとの説明がありました。

本案に関し、総務省が平成22年12月28日に全国自治体と議会宛てに出した通知では、指定管理者制度の問題点が挙げられ、見直しが全国的に広がっている。県はどう考えているかとの質疑がありました。

これに対し、沖縄県は平成17年度から指定管理者制度を導入しているが、全国的にさまざまな問題点が出てきているので、本県としても適宜改善していくべきものと考えているとの答弁がありました。

次に、総務省の通知を受け、きちんとした選定基準になっているかとの質疑がありました。

これに対し、きちんとした管理が可能な団体であるかが選定における評価の重要なポイントである。宇堅海浜公園については、指定管理者の自主的な努力による収入で管理料を賄うこととなっているが、県から管理料を出す場合には、労働者に対する賃金等のチェックも行っていくべきだろうと考えているとの答弁がありました。

次に、那覇市の業者が選定されているが、地元からの応募はなかったのか。地元業者の場合は、地域との連携がより図れるという意味で加点されることはないのかとの質疑がありました。

これに対し、地元からは1団体の応募があった。広く募集しているが、地元を含めてなかなか応募が少ない。また、海浜の管理ということでそれなりのノウハウも必要となる上、今回選定された業者は過去3年間の実績があることも選定の大きな要因となったとの答弁がありました。

次に、海浜公園の管理責任について、海側はどこまでがその対象範囲になるのかとの質疑がありました。

これに対し、ハブクラゲ等の防止ネットが張られており、その範囲で遊泳できるビーチになっている。飲食物販売等の自主事業収入により監視員を雇っているとの答弁がありました。

次に、乙第19号議案「指定管理者の指定について」は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、中城湾港安座真海浜公園の指定管理者を指定するため議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は一般社団法人南城市観光協会であり、指定の期間は平成26年4月1日から平成29年3月31日までであるとの説明がありました。

本案に関し、選定基準には管理を安定して行える人的能力を有すると書いてあるが、どのように評価したのかとの質疑がありました。

これに対し、職員の配置計画等でダイビング資格、特殊小型船舶免許及び二級小型船舶免許を持っているなどを確認しているとの答弁がありました。

次に、砂が流されたり、施設修繕等の対応が出てきた場合はどのように対応しているかとの質疑がありました。

これに対し、台風等により砂が陸側に打ち寄せられることはあったが、砂を集め戻す作業においては、重機等の県が補助できるものは行っている。施設の老朽化等については、指定管理者と協議の上、補修等の金額が50万円以上の場合は県が支援するという協定を結んでいるとの答弁がありました。

次に、乙第27号議案「県道の路線の認定について」は、モノレール延長第4駅と沖縄自動車道とを連絡する道路として浦西停車場線及び幸地インター線を新たに県道として路線認定するため、道路法第7条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、浦西停車場線は起点を西原町字徳佐田、終点を浦添市前田とするものであり、幸地インター線は、起点を西原町字翁長、終点を西原町字幸地とするものである。どちらも新規に設置する道路であるとの説明がありました。

本案に関し、モノレールの最終駅に当たるが、その周辺には公共駐車場の整備を予定しているかとの質疑がありました。

これに対し、第4駅に約1000台のパーク・アンド・ライド駐車場を予定しているとの答弁がありました。

次に、駐車場の用地は既に確保されているのかとの質疑がありました。

これに対し、パーク・アンド・ライド駐車場に関しては、平成24年度に基本計画を策定し、第4駅周辺のまちづくりとして、新たに発足した浦西駅周辺区画整備組合準備会と意見交換を行っており、その内容が決まり次第、用地取得を進めるとの答弁がありました。

次に、乙第28号議案「国土交通大臣の作成する漢那

ダム及び億首ダムの建設に関する基本計画の変更に対する知事の意見について」は、国において建設が行われている特定多目的ダムの億首ダムについて、特定多目的ダム法第4条第4項の規定により、基本計画の変更について国土交通大臣から知事の意見を求められており、同項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、億首ダムが位置する金武町の要望により、億首ダムを金武ダムに名称変更するものであるとの説明がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要であります。採決に先立ち、乙第18号議案及び乙第19号議案については、共産党所属委員から反対する旨の意見表明がありました。

採決の結果、乙第18号議案及び乙第19号議案の2件は、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

乙第10号議案から乙第15号議案まで、乙第27号議案及び乙第28号議案の議決議案8件は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前11時32分休憩

午前11時32分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

これより乙第10号議案から乙第15号議案まで、乙第18号議案、乙第19号議案、乙第27号議案及び乙第28号議案の採決に入ります。

議題のうち、まず乙第10号議案から乙第15号議案まで、乙第27号議案及び乙第28号議案の8件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案8件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第10号議案から乙第15号議案まで、乙第27号議案及び乙第28号議案は、委員長の報告のとおり

可決されました。

○議長（喜納昌春君） 次に、乙第18号議案及び乙第19号議案の2件を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、可決であります。お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜納昌春君） 起立多数であります。

よって、乙第18号議案及び乙第19号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（喜納昌春君） 日程第8 甲第1号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長山内末子さん。

〔委員会審査報告書（予算） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 山内末子さん登壇〕

○総務企画委員長（山内末子さん） ただいま議題となりました甲第1号議案の予算議案1件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

甲第1号議案「平成25年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）」は、沖縄振興特別推進交付金を活用した事業のほか、当初予算編成後の事情変更により、緊急に対応を要する経費等について予算を編成するものである。

補正予算の総額は、歳入及び歳出ともに55億7669万3000円で、これを既決予算額7043億9021万5000円に加えると、改予算額は7099億6690万8000円となる。

歳入の主な内容は、普通交付税予算未計上分の地方交付税が18億249万4000円、沖縄振興特別推進交付金などの国庫支出金が15億1842万4000円、平成24年度決算剰余金の一部で繰越金は14億9969万9000円、空手道会館（仮称）及び離島児童・生徒支援センター（仮称）の整備のために発行する県債は5億3320万円である。

歳出の主な項目は、歴史、伝統文化、自然など沖縄の魅力あるソフトパワーを諸外国で発信し、認知度を

高めるための経費、沖縄市サッカー場で発見されたドラム缶に関連し、水質汚濁防止法に基づき周辺環境への影響を調査するための経費、待機児童の解消を目的として市町村が行う事業を支援するための基金積み立てに要する経費、空手道会館（仮称）建設に係る用地取得、物件補償及び実施設計等に要する経費、離島児童・生徒支援センター（仮称）の整備に要する経費で、工事請負費等の今年度執行分などであるとの説明がありました。

本案に関し、知事公室の広報広聴活動費の内容はどのようなものかとの質疑がありました。

これに対し、同事業は、基地問題を初め各部局が実施している海外誘客、県産品の販路拡大などの素地をつくる事業として実施するもので、沖縄の自然環境と個性豊かな文化や平和を希求する心をソフトパワーとして情報を発信し、沖縄の認知度を高めることを目的としており、平成26年度に外務省との共催でワシントンＤＣにおいて沖縄を紹介するオープニングセレモニーを開催することとしている。今回の補正予算の旅費については、外務省や在日大使館との調整に係る経費、委託料についてはＤＶＤ及びパネル等の制作に係る費用となっているとの答弁がありました。

次に、沖縄振興特別推進交付事業の市町村が実施する事業の使途については決定しているのか、また、一括交付金が各市町村にもたらす効果の検証はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、沖縄振興特別推進交付事業の未交付決定分が約８億円あるが、12月末に交付決定を受けることで内閣府と調整しており、年内には303億円満額の事業計画がなされる予定である。また、効果の検証については、各事業単位でおおむね３年後をめどに、沖縄振興にどのくらい寄与したかという包括的な検証をすることを予定しており、その効果の達成度が低い事業については、改めて全般的に見直すことも必要だと考えているとの答弁がありました。

次に、米軍基地の返還がされたときにダイオキシン類の有害物の調査がふえてくることから、県において専門の分析機器を導入すべきだと考えるがどうかとの質疑がありました。

これに対し、全国の公的機関におけるダイオキシン類等の分析機器の導入状況は、全体の43%に当たる27機関が機器の導入を行っている。

一方、分析機器の導入費用が１億円を超すこと、年間の維持管理費が数千万円かかることから、分析を外部委託に変更する機関がふえているのが現状である。また、ダイオキシン類特別措置法が制定された平成12

年当時は１件当たりの分析費用が約100万円と高額であったが、現在は10万円程度と廉価になっていることから、費用対効果を勘案し機器導入については、慎重に検討するべきだと考えているとの答弁がありました。

次に、保育所に入所できない待機児童解消の目標年度はいつごろか、また、その方法はどのようなものかとの質疑がありました。

これに対し、平成29年度末までに潜在的待機児童を含む約9000人の待機児童解消を目指しており、その手法として、新たな保育所の建設、あるいは現在ある施設を改築する際の増設による定員増及び認可外保育施設の運営を支援しながら認可化を促進することなどが考えられる。そのような手法を通して市町村と連携し、待機児童の解消を図る計画が現在検討されているところであるとの答弁がありました。

次に、空手道会館（仮称）が建設される豊見城城址公園跡地全体の整備構想はあるのかとの質疑がありました。

これに対し、豊見城市は豊見城城址公園跡地の全体的な土地利用をまとめた豊見城城址跡地利用構想を発表しており、今年度は、市長の諮問機関として有識者等による豊見城城址文化観光資源活用検討委員会を立ち上げて同構想の検討がなされている。県からは同検討委員会の委員として、統括監級の職員が加わっており、空手道会館（仮称）と一体となった地域全体の整備を進めるため豊見城市と連携し、歩調を合わせているとの答弁がありました。

次に、離島児童・生徒支援センター（仮称）への入所対象の離島町村は何力所あるのか、また、入所希望者が定員を超えた場合はどのような対応をするのかとの質疑がありました。

これに対し、同センターへの入所対象は、高校が設置されていない離島の15町村が対象となる。また、入所希望者が定員を超えた場合は、既存の学校に設置されている寮が活用できないか検討をしている。ただし、父兄の同意が前提となることから慎重な調整が必要だと考えているとの答弁がありました。

そのほか、宮古・八重山の新聞に県民サロンの掲載を中止した理由、価格競争が予想される航空路線の見通し、西原町が一括交付金を返上した理由、返還跡地の土壌調査費用の財源確保、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種状況、妊婦健診の財源確保の状況、震災等緊急雇用対応事業による雇用実績、県営団地建設のスケジュール、繰越明許費の内容などについて質疑がありまし

た。

以上が委員会における説明及び質疑の概要であります
が、採決の結果、甲第1号議案は、全会一致をもって
原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よ
ろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終
わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るものであり
ますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第1号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、甲第1号議案は、原案のとおり可決されま
した。

―― ・ ・ ―――

○議長（喜納昌春君） 日程第9 甲第2号議案を議
題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長中川京貴君。

――
〔委員会審査報告書（予算） 巻末に掲載〕

――
〔土木環境委員長 中川京貴君登壇〕

○土木環境委員長（中川京貴君） ただいま議題とな
りました甲第2号議案の予算議案1件について、委員
会における審査の経過及び結果を御報告申し上げま
す。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め
慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の
概要等について申し上げます。

まず、甲第2号議案「平成25年度沖縄県下水道事業
特別会計補正予算（第1号）」は、関連工事のおくれ
により、宜野湾浄化センター管廊（6）築造工事につ
いて単年度での完了が見込めないことから、工期を確
保するため、中部流域下水道建設費の1億800万円を
繰越明許費に追加するために、所要の補正を行うもの
であるとの説明がありました。

本案に関し、関連工事である汚泥処理棟の地下築造

工事がおくれた理由は何か、どれくらいおくれたのか
との質疑がありました。

これに対し、当初のボーリング調査で琉球石灰岩の
岩層の想定はできていたが、岩層の強度にばらつきが
あったため土砂掘削作業が難航した。約5カ月程度お
くれているとの答弁がありました。

次に、この一帯は埋立地であるのに岩盤がかたいと
はどういうことかとの質疑がありました。

これに対し、約10メートルの掘削が必要であった
が、そのために埋め戻し前の地盤に到達したとの答弁
がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありま
すが、採決の結果、甲第2号議案は、全会一致をもっ
て原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よ
ろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終
わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るものであり
ますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第2号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、甲第2号議案は、原案のとおり可決されま
した。

―― ・ ・ ―――

○議長（喜納昌春君） 日程第10 真地久茂地線識
名トンネル工事契約問題に関する調査の件を議題とい
たします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

識名トンネル工事契約問題調査特別委員長奥平一夫
君。

――
〔委員会調査報告書 巻末に掲載〕

――
〔識名トンネル工事契約問題調査特別委員長
奥平一夫君登壇〕

○識名トンネル工事契約問題調査特別委員長（奥平一
夫君） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいま議題となりました識名トンネル

工事契約問題に関する調査について、識名トンネル工事契約問題調査特別委員会における調査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本特別委員会は、平成18年12月22日に沖縄県と大成・仲本・内間特定建設共同企業体の間で締結された、真地久茂地線識名トンネル新設工事に関連する6件の工事について、既に工事が完了しているにもかかわらず虚偽の契約書等を作成するなどして工事の実施を偽装し、不適切な経理処理を行い補助金の交付を受けたとして、会計検査院及び沖縄総合事務局から補助金の返還を求められたことから、その真相を明らかにするため、平成24年6月定例会開会中の7月18日に動議が提出され、翌7月19日に地方自治法第100条に基づき設置されました。

なお、本特別委員会は14名の委員で構成されており、私が委員長に、座喜味一幸委員が副委員長に選任されました。

まず、委員会の運営に当たっては、証人の人権保護及び証言環境確保のため撮影の制限をすること、証人への尋問時間を各会派3分とすること及び証人1人につき1人の補助者をつけることができるなどの取り決めがなされました。

また、委員会は、平成24年7月19日から平成25年12月3日までの1年5カ月の間に20回開催されており、そのうち第3回から第7回までの計5回の委員会において、沖縄総合事務局、大成・仲本・内間特定建設共同企業体、日本工営株式会社、一般社団法人日本建設機械施工協会施工技術総合研究所及び県職員、延べ38人に対し参考人として出席を求め、当時の状況や対応等について質疑が行われました。

さらに、第10回から第13回まで及び第15回の計5回の委員会において、当時の沖縄県土木建築部長、土木建築部道路街路課長、南部土木事務所長、同職員、大成建設株式会社九州支店土木部長、同監理技術者及び一般社団法人日本建設機械施工協会施工技術総合研究所担当技術者の9名に対し、証人として出頭を求め、工法変更、変更契約に伴う工事費、追加費用、虚偽契約及び議会議決の回避について、委員長及び各委員から証人への尋問が行われました。

その結果については、各会派代表による調整会を開催し慎重に協議を重ね、12月3日に開催された委員会において調査報告書として取りまとめました。本来であれば、今お手元に届いております報告書を全て読み上げるところでありますけれども、時間の制限もございますので、それでは、お手元に配付の委員会報告書33ページのまとめの部分を朗読いたします。

今回の真地久茂地線識名トンネル工事については、業務を遂行するに当たって工事を先行させ、その後の契約が精算契約として補助対象となるとの認識であったとしているが、新規の随意契約が補助対象とならないことは明白である。工種・数量等の明確な積算根拠を示すことなく、便宜的に工種が抜き出され、5億円未満となるよう恣意的に設計書を作成した行政対応、その後の発注に係る工種及び金額をあらかじめ合意し、その後に随意契約を結ぶ行政対応は「談合」と指摘されてもやむを得ない著しく不適切な対応である。また、虚偽契約に係る文書のうち、公共工事履行保証証券、着手届、現場代理人通知、工程表、完成通知書等は、工事請負業者において作成されたものであり、この対応も精算契約の認識の上とはいえ、著しく不適切であると言わざるを得ない。知事においては、県監査委員の勧告及び司法判断等を尊重し、適切な措置をとるよう求める。

以上が本委員会におけるこれまでの調査の経過及び結果であります。識名トンネル工事契約問題に関する調査報告書の採決に先立ち、そうぞう所属委員から反対する旨の意見表明がありました。

採決の結果、識名トンネル工事契約問題に関する調査報告書は、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、調査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

當間盛夫君。

〔當間盛夫君登壇〕

○當間 盛夫君 そうぞう会派を代表いたしまして、ただいま議題となりました識名トンネル工事契約問題調査特別委員会の調査報告に反対の立場から討論を行います。

この委員会は、平成24年第1回定例会で、平成23年度沖縄県一般会計補正予算（第5号）のうち、識名トンネルの工事の契約問題に係る国庫補助金の返還金5

億8026万7000円を削除する修正案が賛成多数で可決され、その際議員からは、国への補助金返還を県民の血税をもって充当する案は言語道断であり、県民に対する背信行為そのものである。その際、県としての責任のとり方は、知事を先頭に県庁職員全体で賄うべきものと求め、また、議会がチェック機能をみずから放棄するようなことはあってはならない。百条委員会の設置による原因究明、責任の所在の明確化、再発防止の確立が求められ、不正、疑惑にふたをするようなことがあっては断じてならないなどの意見をもとに、この百条委員会は設置されました。しかし、今般の本報告書では、国庫への返還金が血税で行われるべきではないということ、行政のトップである仲井眞知事の責任が明確になっていないという2点が総括において明確にされず、県民からの疑惑を晴らすための百条委員会がこの役割を果たせなかったと言わざるを得ません。

報告書の中で、「行政対応は「談合」と指摘されてもやむを得ない著しく不適切な対応である。」と指摘しながら、結論を「知事においては、県監査委員の勧告及び司法判断等を尊重し、適切な措置をとるよう求める。」と、極めて曖昧で不明確な表現であり、責任の所在が明確になっていないことは県民に対する背信行為であります。

報告書の結論は、国庫補助金の返還は県民が負担するものではなく、返還金、損害金の5億8000万円は知事を初め県職員及び工事請負業者を改めて調査の上、負担すべきだと明記すべきであります。

昨年3月に、血税から拠出するとした予算案を2度にわたって否決した議会の判断から、なぜこの1年間でこれだけ事実が隠蔽されることになったのか、県民は理解に苦しむことになるでしょう。また、百条委員会の判断が監査委員や司法の結論に委ねることとなり、議会が百条委員会の役割を放棄し、みずからの責任と権能を失うことになりました。

私ども会派は、政治と行政の最大の責務は、県民が汗水流して納めた税金を効果的に県民生活のために活用することにあると考えております。今回県が起こした識名トンネル事件における血税からの補助金等の返還は、政治と行政の最大の県民への背信行為であると思います。

識名トンネル事件は、行政の意図的な犯罪として沖縄県警が昨年9月21日に県庁や関係先の家宅捜査を行い、ことし10月19日までに当時の職員14名を書類送検しました。にもかかわらず、5億8000万円もの国庫補助金の返還を県議会では否決されながら仲井眞知事は沖縄県民の血税の拠出を決断するという史上最悪の知

事判断を行いました。

百条委員会は、その知事判断を覆し、県民に寄り添う委員会として設けられたはずであります。しかし、この百条委員会でさえ曖昧で無責任な結論を導き出したことで県民を裏切る史上最悪の仲井眞知事の判断を支持することに結果的になったことは、まことに残念です。

百条委員会のまとめは、次の3つでなければなりません。1つ目は、国庫への返還は県知事と県庁職員がみずからの給与をもって支払う、2点目は、昨年3月に行われた県議会の国庫への返還金は血税を使うべきではないとした議決を重く受けとめる、3点目には、識名トンネル事件で14人もの公務員が書類送検され、県庁が家宅捜査を受けているという沖縄県政史上最悪の事件がいまだ捜査の段階であるということであります。

民間建設会社の談合問題での賠償金支払いの際には、建設会社にはみずからの資産を売却して支払いを行いました。民間には厳しく、公僕たる行政には甘くでは県民の信頼を得ることはできません。

12月17日の沖縄タイムスに掲載された世論調査によりますと、政治家の公約を信じるかという問いに対し、84%が信じられないと答えています。昨年3月に議会がみずから下した決断を裏切る報告書をつくることは、公約違反を議会が行うことであり、今沖縄の政治に起こっている政治不信をみずからまた招くことになります。

東京都の猪瀬知事は、きょう辞任をすることでしょう。行政のトップというのは、みずからに厳しい決断をしなければならないのです。東京都議会は政治の信頼を守ったと言っても過言ではありません。

今回37年ぶりに設置された百条委員会は、100年たってもあの百条委員会の結論は政治に不信を残すだけの百条委員会だったと言われることになるのでしょうか。それは疑惑の解明ではなく、疑惑を曖昧に結論づけたからであります。

そうぞう会派は、国庫への返還金に血税を充当すべきではない。県議会は県民からの信頼を失うべきではない。政治は二度と行政に過ちを起こさせてはならないという強い意思を県民に表明させていただき、それに逆行する37年ぶりに設置された百条委員会の曖昧な報告書には明確に賛成できない意思を断固表明し、反対の討論とさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 嘉陽宗儀君。

〔嘉陽宗儀君登壇〕

○嘉陽 宗儀君 普通は逆だという声がありますけれ

ども、私は、逆だと言われながらもなぜ我々が賛成したかということについて申し上げたいと思います。

私は、日本共産党県議団を代表して、識名トンネル工事契約に関する調査報告書に対する賛成討論を行います。

私は、この問題を本会議や委員会の場でたびたび取り上げてきました。真相を明らかにすべく質問を繰り返しても執行部からはまじめな答弁はなく、虚偽答弁の繰り返しでした。それで真相を明らかにするために百条調査委員会を設置して究明することになりました。

その際の提案理由を紹介します。

「そもそもこの問題は、国庫補助金の返還問題にまで発展し、県民に莫大な損害を与えるという問題を抱えていながら、いまだにその真相が解明されていないという事態になっています。私たちは、これまで本会議や委員会の質疑を通じて真相究明のための努力をしてまいりました。ところがいまだに解明されていない多くの疑問点が残ったままであります。」「例えばこの工事は当初の予算価格が49億3395万円であったものが、請負率47.2%の低入札であったためにこの差額が26億295万もありましたと。」。このような場合に県は、低入札調査基準価格を設定し、粗悪工事などを防止する仕組みを無視して契約は進められています。この低入札価格は38億6662万5000円です。今の制度は、この低入札基準価格を下回る価格で申し込みをした者がある場合は、決定を一時保留し、業者から事情聴取を実施することになっていながら、その機能を発揮することなく契約を行っています。県が諸規定に基づいて契約業務を進めていたら、今回の事態にならなかったことは明らかです。

ではなぜそのような契約をしたのか、解明はされていません。また、契約約款では、請負工事代金を変更する場合には、協議が整わない場合には県に業者は従わなければならない取り決めになっているのに、逆に県が業者の言いなりになっています。なぜそのような事態になっているのか、明らかにされていません。

そのほかにも、偽造公文書作成同行使罪の犯罪がなぜ発生したのか、架空工期問題、沈下対策工事をめぐる問題など数多くの解明すべき事項があります。真相解明するために本土ゼネコンからの事情聴取をすべきだということで、私は前期の議会で百条調査委員会の設置を求めましたが、参考人呼び出しでやってからだということになり、その設置は持ち越されました。業者が参考人呼び出しを拒否している以上、どうしても次の段階に進めて真相究明をすべきだと思います。

それで百条調査委員会による真相究明をすべきだという立場で次のとおり提案します。

工法変更について、中央導坑方式から無導坑方式に変更した理由は何か。誰の指示で変更したのか。工事費の算定は見積積算価格は幾らか。比較はどうなっているか。詳細図面、施工図、無導坑方式の設計図はできていたか。設置が決まった百条調査委員会ではいよいよ実質審議が始まりました。そして県土木建築部の関係者や請負業者の出席を求め、真相究明のための質疑や追及が行われました。その結果、工法変更をめぐる県当局と請負業者の説明が全く食い違っていることが明瞭になってきました。そして請負契約の中央導坑方式から無導坑方式への県の指示でいきなり変更されたために混乱が拡大したことが明らかになるなど、多くの疑惑解明が行われました。

百条調査委員会では、延べ21回開催、約70時間にわたり関係者の証人喚問7名、参考人延べ38名に及びました。その結果、まとめ上げられたのがこの報告書にあります。（資料を掲示）その内容は報告書でも指摘されているように、まだまだ解明すべき問題がかなりあります。時間的制約もあり多くの課題を残す結果になっています。しかし、この報告書は、県議会のチェック機関としての役割をよく果たしていると思います。今後の公共工事の発注において、最小限の経費で最大の効果を発揮する大きな力になってくると確信をしています。

特に私は、これまでの工事契約をめぐる問題点は、業者とのなれ合い、談合、癒着などが常態化、体質化していると厳しい批判をしてきました。このことを与党も含めて県政が業者との癒着を認めたと、解明したということは非常に大きな意義があったと思います。また、県警が14名もの関係者を偽造公文書作成同行使罪などで検察庁に書類送検し、県の監査協議会も意見書を出すなど今回の報告書はこれまでの指摘が正しかったことを裏づけるものになっています。ここまでまとめ上げるために各委員にはいろいろな立場がありながらも、困難を乗り越えて県民の期待に応える決断をしていただいた結果だと考えています。

我が党はこの問題、私ども独自にいろいろと調査をしてまだまだたくさんありますけれども、しかしこれまで問題になっていながらこの報告書がまとまらないようでは困る、どうしても県議会の意思としてチェック機関の役割を果たしたということを示すためにもどうしてもみんなでこれを賛成すべきだということで考えています。

我が党はこの問題は、故人になった前田政明議員が

人一倍熱心に取り組み、県庁のOBの方々の協力も得て真相究明に取り組んできました。志半ば逝去し、さぞかし無念の思いをしたと思います。しかし、きょうの議会でこの報告書が可決されることを故人も見守っていると思います。

ぜひとも全会一致で、ここは県議会としてのチェック機能をちゃんと果たしたんだということを示すためにも皆さん方の御賛同をお願い申し上げまして、賛成討論とします。

○議長（喜納昌春君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午後0時9分休憩

午後0時9分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

これより「真地久茂地線識名トンネル工事契約問題に関する調査の件」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、お手元に配付した委員会調査報告書のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜納昌春君） 起立多数であります。

よって、「真地久茂地線識名トンネル工事契約問題に関する調査の件」は、委員会調査報告書のとおり決定いたしました。

これをもって真地久茂地線識名トンネル工事契約問題に関する調査を終了いたします。

・ ・ ・

○議長（喜納昌春君） 日程第11 議員提出議案第2号 中国による防空識別圏の設定に関する意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

山内末子さん。

〔議員提出議案第2号 巻末に掲載〕

〔山内末子さん登壇〕

○山内 末子さん ただいま議題となりました議員提出議案第2号につきましては、12月13日に開催した総務企画委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、中国による防空識別圏の設定に関することについて関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第2号を朗読いたします。

〔中国による防空識別圏の設定に関する意見書朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） これより議員提出議案第2号「中国による防空識別圏の設定に関する意見書」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第2号は、原案のとおり可決されました。

・ ・ ・

○議長（喜納昌春君） 日程第12 議員提出議案第3号 日台漁業取り決め及び日中漁業協定に関する意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上原 章君。

〔議員提出議案第3号 巻末に掲載〕

〔上原 章君登壇〕

○上原 章君 ただいま議題となりました議員提出議案第3号につきましては、12月12日に開催した経済労働委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、

提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、日台漁業取り決め及び日中漁業協定について、関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第3号を朗読いたします。

〔日台漁業取り決め及び日中漁業協定に関する意見書朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、意見書につきましては、その趣旨を関係要路に要請するため議会代表を派遣する必要があるとの意見の一致を見ておりますので、議長におかれましてはしかるべく取り計らっていただきますようお願い申し上げます。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） これより議員提出議案第3号「日台漁業取り決め及び日中漁業協定に関する意見書」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長（喜納昌春君） ただいま可決されました議員提出議案第3号については、提案理由説明の際提出者から、その趣旨を関係要路に要請するため議員を派遣してもらいたいとの要望がありました。

よって、お諮りいたします。

議員提出議案第3号の趣旨を関係要路に要請するため議員5人を派遣することとし、その期間及び人選については議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） 日程第13 議員提出議案第4号「心の健康を守り推進する基本法」の制定に関する意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

呉屋 宏君。

〔議員提出議案第4号 巻末に掲載〕

〔呉屋 宏君登壇〕

○呉屋 宏君 ただいま議題となりました議員提出議案第4号につきましては、文教厚生委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、「心の健康を守り推進する基本法」の制定について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第4号を朗読いたします。

〔「心の健康を守り推進する基本法」の制定に関する意見書朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第4号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） これより議員提出議案第4号

「心の健康を守り推進する基本法」の制定に関する意見書」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第4号は、原案のとおり可決されました。

○議長（喜納昌春君） 日程第14 陳情平成24年第146号の取り下げの件を議題といたします。

お諮りいたします。

本陳情については、陳情者から取り下げたいとの申し出がありますので、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、陳情平成24年第146号の取り下げの件は、これを承認することに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） この際、申し上げます。

ただいま陳情平成24年第146号の取り下げの件が承認されましたので、経済労働委員長から提出されております閉会中継続審査及び調査申出書中、同陳情については削除いたします。

○議長（喜納昌春君） 日程第15 陳情4件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長山内末子さん。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 山内末子さん登壇〕

○総務企画委員長（山内末子さん） ただいま議題となりました陳情4件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情4件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） 日程第16 陳情14件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長呉屋 宏君。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 呉屋 宏君登壇〕

○文教厚生委員長（呉屋 宏君） ただいま議題となりました陳情14件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情14件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情14件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） 日程第17 陳情2件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

米軍基地関係特別委員長新垣清涼君。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔米軍基地関係特別委員長 新垣清涼君登壇〕

○米軍基地関係特別委員長（新垣清涼君） ただいま議題となりました陳情2件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情2件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

―― ・ ・ ―――

○議長（喜納昌春君） 日程第18 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

〔閉会中継続審査及び調査申出書 巻末に掲載〕

○議長（喜納昌春君） 各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から、会議規則第82条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

―― ・ ・ ―――

○議長（喜納昌春君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日をもって今期定例会は閉会となり、また、本年の議会活動も全て終わることになります。

さて、この1年を顧みますと、我が国を取り巻く国際環境は、尖閣諸島の領有権をめぐる中国公船の領海侵犯や中国の防空識別圏の設定など、政治的緊張感が一層高まる中、国内においては、デフレ脱却を図るための金融緩和策などの経済政策が実施され、景気回復の兆しがうかがえるものの、東日本大震災後の復興問題やTPP交渉問題など、我が国は依然として厳しい課題に直面しており、まさに混迷を深めた1年でありました。

一方、ことしは八重山圏域住民が長年待ち望んでいた新石垣空港が開港するとともに、宮古圏域住民の新たな中核病院として新宮古病院が開院するなど、両圏域において離島振興の拠点が整備されたことは、まことに意義深いものがございました。また、沖縄21世紀ビジョン基本計画も2年目を迎え、同計画達成に向けた事業の実行性等を検証しつつ、沖縄振興策が各種展開されました。

このような中、本県の喫緊の課題である「普天間飛行場問題」に関し、県議会を初めとする県内41市町村等各団体との連携のもと、オスプレイの配備撤回、普天間基地の閉鎖・撤去及び県内移設の断念を旨とする建白書を安倍総理に提出し、県民の総意を明確に示しました。

さらに、議員各位が県内へのオスプレイの追加配備等に関して反対する旨の意見書・抗議決議を全会一致で可決し、同機の追加配備に対する県民の意思を国内外に発信したほか、県民の福祉の向上を図るべく「日台漁業協定締結に関する意見書」や「認可外保育施設への防音工事費等の助成を求める意見書」等を可決し、関係要路に要請活動を積極的に展開いたしました。

そのほか、識名トンネル工事契約問題についてはその真相を究明するため、いわゆる百条委員会を設置し、慎重な調査・審議を重ね、知事に対し是正を求めるなど、執行機関に対する議会の監視機能としての役割を果たしました。

このように、議員各位が直面するさまざまな問題の解決に向けて積極的に活動したことは、県民から高い評価と支持を得たものと確信する次第であります。

普天間飛行場問題を初めとする米軍基地の整理縮小や日米地位協定の見直し並びに若年者の雇用問題など、県政の重要課題についてはなお年を越すことになりましたが、今後とも議員各位の英知を結集して諸課題の解決にとりまど邁進し、県民の負託に応えてまいりたいと決意を新たにす所存であります。

さて、2月24日には、私どもとともに議会活動に精

励されてきた前田政明君の訃報に接する悲しい出来事がありました。志半ばでの御逝去はまことに悔やまれるところであり、改めて故人の御冥福をお祈りしたいと思います。また、今会期中を含めてことは同僚議員の近親者の御訃報等もありまして、そのまた関係議員におかれましては、その悲しみに耐えながら責務を遂行していただきました。敬意を表しながら、また関係者の皆さんの御冥福をもお祈り申し上げたいと思います。

終わりに、平成25年の議会活動を閉じるに当たり、議員各位が鋭意職務に精励され、また、議長に御協力

を賜りましたことに対して心から感謝申し上げますとともに、新しい年においても議員各位が健康に留意され、県勢発展のためなお一層活躍されんことを願うものであります。

なお、本年及び今期定例会における議会活動状況は、後ほど文書をもって報告いたします。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって平成25年第7回沖縄県議会（定例会）を閉会いたします。

午後0時37分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 喜 納 昌 春

会議録署名議員 嶺 井 光

会議録署名議員 狩 俣 信 子